

衆議院 法務委員會議録第五号(その一)

平成十三年十月二十六日(金曜日)

午前十時四分開議

出席委員

委員長 保利 耕輔君

理事 奥谷 通君

理事 田村 憲久君

理事 佐々木秀典君

理事 漆原 良夫君

理事 逢沢 一郎君

理事 太田 誠一君

理事 左藤 章君

理事 笹川 堯君

理事 棚橋 泰文君

理事 中川 昭一君

理事 山本 明彦君

理事 渡辺 喜美君

理事 枝野 幸男君

理事 肥田美代子君

理事 山内 功君

理事 藤井 裕久君

理事 瀬古由起子君

法務大臣

法務副大臣

法務大臣政務官

最高裁判所事務総局総務局長

最高裁判所事務総局人事局長

政府参考人

内閣官房内閣審議官

兼司法制度改革推進準備室長

政府参考人

(法務省大臣官房司法法制部長)

房村 精一君

森山 眞弓君

横内 正明君

中川 義雄君

中山 隆夫君

金築 誠志君

樋渡 利秋君

塩崎 恭久君

政府参考人
(法務省入国管理局長) 中尾 巧君
法務委員会専門員 横田 猛雄君

委員の異動

十月二十六日

辞任

鈴木 恒夫君

西田 司君

山花 郁夫君

不破 哲三君

同日

補欠選任

逢沢 一郎君

佐田玄一郎君

阿久津幸彦君

瀬古由起子君

同日

補欠選任

鈴木 恒夫君

西田 司君

山花 郁夫君

不破 哲三君

十月二十六日

商法等の一部を改正する法律案(内閣提出第六号)

商法等の一部を改正する法律案(内閣提出第六号)

法律の整備に関する法律案(内閣提出第七号)

は本委員会に付託された。

十月二十六日

治安維持法犠牲者への国家賠償に関する意見書

(香川県三木町議会(第一〇二四号))

治安維持法犠牲者への国家賠償に関する意見書

(鹿児島県国分市議会(第一〇二五号))

民法改正法案の採択に関する意見書(千葉県議会(第一〇二六号))

は本委員会に参考送付された。

本日の会議に付した案件

政府参考人出頭要求に関する件

司法制度改革推進法案(内閣提出第一号)

商法等の一部を改正する法律案(内閣提出第六号)

商法等の一部を改正する法律案(内閣提出第七号)

法律の整備に関する法律案(内閣提出第七号)

○保利委員長 これより会議を開きます。

内閣提出、司法制度改革推進法案を議題といたします。

この際、お諮りいたします。

本案審査のため、本日、政府参考人として司法制度改革推進準備室長樋渡利秋君、法務省大臣官房司法法制部長房村精一君及び入国管理局長中尾巧君の出席を求め、説明を聴取したいと存じますが、御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○保利委員長 御異議なしと認めます。よって、そのように決しました。

○保利委員長 次に、お諮りいたします。

本日、最高裁判所中尾総務局長、金築人事局長から出席説明の要求がありますので、これを承認するに御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○保利委員長 御異議なしと認めます。よって、そのように決しました。

○保利委員長 質疑の申し出がありますので、順次これを許します。佐々木秀典君。

○佐々木(秀)委員 おはようございます。森山大臣を初めとして、皆さん、御苦労までございます。司法制度改革推進法の審議も、参考人の御意見を伺うことを含めて、きょうで集中的に三日目を迎えることになりました。時間は必ずしも長くありませんけれども、内容濃密な議論が進められておりますことを私は喜んでおります。

ところで、本日は、小泉政権が発足してちょうど半年目を迎えた、こういうことになるわけですね。依然として高い人気を得ている小泉内閣ですけれども、これは一つには、聖域のない、日本の国内のあらゆる分野での改革、日本の社会が閉塞状態にある、これを打ち破ろうという心意気、これに国民の皆さんが期待をしているのだらうと思います。

しかし、残念ながら、この半年間、必ずしも小泉内閣はこれといった目に見える実績を上げていないと私は思うのです。

声高に掲げられた改革、特に小泉首相の掲げた六つの改革、特殊法人の改革、規制の改革、あるいは国民との対話、国債発行、不良債権の処理、特定財源の見直し、この六つだと言われておりますけれども、これもこの半年間で、現在、これといった実績、これだけのことをやりましたということ国民の皆さんに胸を張って誇れるものはない。御努力されているのはわかるけれども、それぞれに壁に突き当たったり苦労されている様子がありありとかがわれることは、私はむしろもどかしい思いで見えております。

その中で、格段に進んでいるのはこの司法改革だと私は思うのです。

政府は、六月に出された司法制度改革審議会の意見書を最大限に尊重するという声明を出しておられますけれども、この意見書でも、冒頭、このように改革について言っておられる。「我が国は、直面する困難な状況の中において、政治改革、行政改革、地方分権推進、規制緩和等の経済構造改革等の諸々の改革に取り組んできた。」その後は

ちよつと中略しますが、「一般の司法制度改革は、これら諸々の改革を「法の支配」の下に有機的に結び合わせようとするものであり、一連の諸改革の「最後のかねめ」として位置付けられるべきものである。」こういうふう述べておられるのですね。

そうだとすると、この小泉総理が言っておられるようなもろの改革、本当はこの成り行きを見て、それによって今後起こるであろうことを想定しながら司法がどう対処していくかということになるべきものだろうと思うのですけれども、今度の司法改革は、むしろそれに先駆けてどうか、そういうことを見越して前倒しにやろうということになるのかな、こう思うのですね。

ところが、皮肉なことこの司法改革の方は、実は小泉内閣が手がけたものではなくて、亡くなられた小淵総理のもとで、小淵内閣のもとでこれやろうというところで決められて審議会がつくられて、これまでに作業が行われてきて、これから具体的な作業に入ろうとしている。後先ではあるけれども、こういう司法改革の位置づけ、これは今の小泉内閣でも十分に認識されているからこそ、今用意されている今度の法案でも、この司法改革のために内閣に司法制度改革推進本部をつくる、そして総理大臣が本部長になつて頑張るんだ、全閣僚が本部長になるんだ、こういうことにあらわれているのだから、私はこう思うのですね。

ですから、小泉総理が自分で提唱してのことではないにしても、小泉内閣を挙げてどうしてもこれを成功させていかなければならないし、私たちもそのために協力することはやぶさかでない、こう思っているのですね。

そこで、最初に、この法案の中では総理大臣が本部長になるということは決まっているのです。そして、副本部長を置くということも決まっているのですが、だれが副本部長になるかということまでは書かれていない。しかし、恐らく、担当大臣としての法務大臣、現実には森山法務大臣が、

この本部が発足したら副本部長に就任されることは間違いないと私は思う。そうすると、本部の中でも、全閣僚が本部長になるとしても、さまざまな意見の集約、あるいはこれからつくられるであろう事務局の改革作業の進捗状況、その中の議論などというのは、やはりその副本部長になられるであろう法務大臣を通じて皆さんが聞きになることになるだろうし、それから、最終的な決断は本部長に任せるとしても、やはり法務大臣が御相談にもあずかるだろうし、非常に重要な役割を占められるであろうと思われる森山法務大臣に、この点についてぜひとも、御在任中に具体的な方向づけをすることができるようになるのか、その御決意をお伺いしたいと思います。

○森山国務大臣 この司法制度改革の考え方にについて大変高い評価をしていただきまして、ありがとうございます。次でございまして。

私も、法務大臣という仕事をちようだいいたしまして、司法関係の責任者という立場で、小泉内閣の一員でございまして、ぜひこの考え方が具体化できるようにその道をつくっていききたい、私も精いっぱい努力したいというふうに考えております。

○佐々木(秀)委員 私は、小泉内閣のこの改革がなかなか進んでいかない、あるいはうまくいかなかったりも相当出てくるのじゃないかと思つて、けれども、この司法改革がこれだけの準備態勢ができて進んでいく。これが仕上がりとなれば、その一点だけでも、ほかのことがだめになつても、小泉内閣というのは、我が国の政治史あるいは司法史、これに非常に大きな評価を受け、歴史に残る内閣になるだろう、私はこう期待しているのです。それだけにこの司法改革をぜひ成功させていただきたい、そのために法務大臣に御努力いただきたい、こう思っているのです。

そういう点から考えると、先般の議論の中にも出ておりますし、私もこの間、十八日の本会議の代表質問でも申し上げたのですけれども、この法的一条の目的条項が、どうも規制緩和という点

に力点が置かれ過ぎて、本来司法の役割である国民の人権の擁護だとか社会正義の実現というような文言が見当たらない、これでいいのだろうかという思いが実はするわけであります。この点については、先般の参考人の御意見の中でも、例えば若林参考人がやはりそのように言っておられます。

今回の改革、その一条を見ますと、規制緩和をこれから進めていく上での条件整備といった色彩が強く出されておりますけれども、今の司法の現状を見ますと、そもそも現状がやはり十分な期待にこたえていなかった、司法本来の役目を果たしていなかったという現状認識ももう一つ一方では必要ではないか。その意味でいうと、一条は、現状認識の点において少し欠けている面があるというふうな気もしております。こう言われているのですね。

先般の本会議での私の代表質問に対して、官房長官は、司法の役割としての人権擁護の重要性という点に御触れになつてはいるわけですが、けれども、しかし、そのことについてはこの第一条の目的条項に入れないで、このような規制緩和を主にした条項がつくられたといういきさつ、これについて、準備室長の方が詳しいかもしれないので、室長の方からお答えをいただきましょうか。どうしてこういう条文になったのか。

○樋渡政府参考人 お答えいたします。おおよそ司法が国民の基本的人権を擁護し、社会正義の実現を図る役割を担っているということは言うまでもなく、本法案第一条に言う司法の果たすべき役割にもこのような内容が含まれることは当然であるというふうに思っております。

本法案は、これを前提とした上で、司法制度改革審議会の意見にも指摘されていますとおり、社会の複雑多様化、国際化や規制緩和の進展等の内外の社会経済情勢の変化に伴つて、このような司法の果たすべき役割の重要性がより一層増大することにかんがみ、司法制度の改革を総合的かつ集中的に推進することを目的とするも

のでありまして、第一条はこのような趣旨を明らかにさせていたのだということでございます。

○佐々木(秀)委員 この立法の経過が、審議会の審議は非常にオープンにされたわけですが、けれども、必ずしもこれがつくられて出てくるまでに明らかにならなかったということもあるものですが、どうも人権擁護などが軽視されているのではないかとこのことを心配したのでありますけれども、決してそういうことではない、人権擁護、社会正義の実現ということをしつかりとらまえてさらにということなんだというように理解してよろしいですね、法務大臣。

次に、これもこの間、本会議で質問させていただいたのですが、率直に言つて、森山法務大臣の御答弁が、時間の制限もあつたせいか、私、どうもひとつ明確でなかったように思えるものですが、もう一度質問させていただきたいのは、第四条、弁護士会の責務の関係であります。

この間、参考人質疑のときにも確かめをしたのですが、けれども、この司法改革について、弁護士会が積極的にやっていくんだということについてはいささかの疑いもないということが久保井弁護士会長のお話ではつきりいたしました。これは、審議会がつくられたときもそうだし、それから意見書が発表されたときもそうだし、日弁連は会長声明も出しておられる。それによつて、在野法曹として社会的な責務を自覚しながらこの改革にも積極的に取り組んでいくということを内外に声明しておられるわけですね。にもかかわらず、この第四条に、国の責務の次にわざわざ弁護士会の責務ということ挙げられているというのは、果たしてその必要があつたのかなという気がしないでもない。

特に、弁護士法を見ましても、これは弁護士会というより個々の弁護士ということになるのかもしれないけれども、第一条「弁護士は社会秩序の維持及び法律制度の改善に努力しなければならない」という

努力規定が置かれているのです。その上さらに本法において第四条を置くということ、これは第三三条の国の責務とどう違うのか、それからまた弁護士自治との関係での心配はないのか。

この間の本会議の私の質問、これを契機にして国ないし行政が強固な弁護士自治を持っている弁護士会に対して干渉するとか介入する、そういうきつかけ、契機になるのじゃないかということを質問したのに対して、法務大臣は、そのようなことにはならないと思いますという御答弁をされているのですが、思いますでは困るのです。ないならないとはつきり言っていた、あるいは行政としてそういうつもりはないということを書いていただく、そのことでないと困ると私は思うのです。

そこで、まず室長の方からお願いいたします。○樋渡政府参考人 お答えいたします。弁護士は司法制度を支える重要な存在でありまして、司法制度改革審議会意見の中でも弁護士や日弁連及び弁護士会を対象とした改革等の項目が数多く掲げられておりまして、司法制度改革の実現のためには、政府、最高裁等のほかに、日弁連におきましても必要な取り組みを行うことが不可欠であるというふうに考えられます。そこで、本法案では、日弁連につきまして、司法制度改革実現のための必要な取り組みを行うように努める旨の規定を置かせていただいたものであります。

日弁連におかれましては、司法制度改革審議会の意見に掲げられた弁護士情報の公開、弁護士の執務体制の強化、専門性の強化、弁護士会運営の透明化等の改革事項について、その実現のため必要な取り組みを行うように努めていただくものと確信しております。

なお、弁護士法との関係でございますが、委員御指摘のとおり、弁護士法一条二項は、弁護士は法律制度の改善に努力しなければならない旨を規定し、同法四十五条二項は、「日本弁護士連合会は、弁護士事務の改善を進めるため、弁護士及び弁護士会の指導、連絡及び監督に関する事務を行うことを目的とする。」と規定しております。これらは、弁護士の使命や日弁連の指導監督事務の目的として、弁護士法上、一般的に定められているものであります。

これに對しまして、本法案は、司法制度改革の重要性にかんがみ、その実現のためには、日弁連が本法案二条の基本理念のつとめて必要な取り組みを行うように努めていただく必要があることから、特に日弁連の責務として第四条を置かせていただいたものであります。(佐々木(秀)委員) 国の責務との違いは「と呼ぶ」は、わかりました。

法案の規定ぶりからも明らかになっているというふうに思われるのでありますが、第三条は、国会、政府、最高裁判所等の国家機関が、それぞれの立場で国政の重要課題である司法制度改革を実現するため、これに関する施策を総合的に策定し、及び実施する責務を有する旨を明らかにしたものであります。この司法制度改革に関しまして、政府が実施する、国が責務を負うことはいわば当然のことだというふうに考えております。

一方、第四条は、弁護士が司法制度を支える重要な存在であることにかんがみ、この法律案におきまして特に置かれた規定でありまして、日弁連が、みずからの責任において、第二条に定める基本理念のつとめて、弁護士や日弁連にかかわる改革課題について司法制度改革実現のために必要な取り組みを行うよう努めるものとするという旨を規定したものであります。

○佐々木(秀)委員 室長の今の御答弁は条文を読み上げただけだと私は思うので、それによって違いが明らかになるとは到底思えないのだけれども、強いて私流に解釈するとすれば、第三条の方は、やはり国の責務というのは政治的な責任だ

と思うのです。これができなければ政治的な責任を負うよ、負わなければならない、そこまで課したものだ、私はこう思います。一方、第四条の日弁連の責務というのは、「努めるものとする」というのですから、ある意味では精神規定だろう、これに一生懸命にならないければ弁護士会としては社会的な責任は問われることになるかもしれないけれども、国の負うような政治的責任とは質的に違うものだ、私はこのように了解しているのです。が、それでよろしいですか。

○樋渡政府参考人 よくまとめていただきました。ありがとうございます。御指摘のとおりだと思います。

○佐々木(秀)委員 ということだそうですから、そのように了解させていただきます。

次に、これからいよいよ改革案の作成作業が始まるということになる。その中で、きのうもお話が出ましたけれども、本部事務局の構成、あるいは顧問会議、検討会などが非常に重要な役割を果たすであろうということが言われております。時間の関係もありまして、きのう大分それに対して突っ込んだやりとりがありましたから、その点について余り深くは触れませんが、ただ、一点、確認をさせていただきたいのです。

この顧問会議の方は、構成は改革対象の法曹三者以外の民間人に限定するという報道が今年十月一日の読売新聞で書かれているわけですね。改革審で会長を務めた佐藤教授など学者や経済人、ジャーナリストなど数人となる見通しだ、こう言われているのですけれども、具体的にはこれは、本部ができて、人選もそこであることになるんだらうと思うのです。しかし、そのときにやはり準備室などに意見を求められることは確かだろうと思うのです。

これは、そういう対象法曹外の有識者を広くということになるとすれば、むしろ審議会のメンバー、あれだけ二年の間一生懸命やられたのですから、しかも、あの方々は国会の同意も得て委員になられて頑張ったので、それで、今度の改

革もこの審議会の意見を尊重しながらやるということですから、どれだけ尊重されているかなどということも見届けていただくというようなことかなければ、むしろ、審議会の方々に原則として、それはお断りになる方は別として、御同意いただける方にはみんなこの顧問会議に入っていた方がいいのではないかと考えているのですが、そういうような構想はないのかどうか、この点どうですか。

○樋渡政府参考人 御指摘のように、顧問会議のメンバーはこれから本部において決められるものだというふうに思っております。

顧問会議の役割と申しますのは、考えておりますところでは、審議会の意見の趣旨のつとめて同時に、大所高所からの御意見を賜りたいということでございます。審議会の委員であった方になつていただくのも一つの方法ではあるかとは思いますが、審議会の意見は意見書で完結されておまして、それを政府に提出され、政府はこれを最大限尊重して実行していくということでございます。また違った角度の方からの御意見を伺いながら、審議会の意見の趣旨のつとめて行われているかどうかということを見ていただくのも一つの方法ではなかろうかというふうに思っております。

○佐々木(秀)委員 もちろん、新しい方々に入つていただくということについては、反対はしません。しかし、審議会との関係などということを考えると、私は、審議会のメンバーであった方は、佐藤会長だけではなしに、いろいろなジャンルから入っているわけですから、特にいろいろなジャンルの方々に御協力いただくということをぜひ考えた方がいいんじゃないかなと思っておりますので、ひとつ検討材料としてお考えをいただきたいと思ひます。

それから、先ほどの質問、日弁連に対する行政との関係での御答弁をまだ法務大臣からいただいておりますので、法務大臣、恐縮ですが、

お答えをいただきます。

○森山国務大臣 弁護士さんが司法制度を支える非常に重要な存在であるという事は申すまでもございせん。ですから、日弁連が司法制度改革実現のためにみずから積極的に努力をしていただき、役割を果たしていただくということが非常に大切だということは申すまでもないわけでございます。

このような認識に立ちまして、この法案では、日弁連が、弁護士の使命及び職務の重要性にかんがみて、司法制度改革の実現のために必要な取り組みを行うように努めるという責務を負う旨を規定したものでございますが、司法制度改革の実現に向けては、推進本部と日弁連がこれからの必要なる連絡調整を行われることになると思っております。日弁連におかれましては、みずからの立場で司法改革実現のために必要な取り組みを行っていくものであるとありまして、行政が日弁連に干渉するということではございません。

○佐々木(秀)委員 今の点、簡単な言葉で述べたんですけども、くれぐれも変なちよっかいを出すようなことがないように、ぜひお願いしたいと思っております。そうでなくとも、日弁連も非常に努力しているわけですね。自治権があるとはいいいながら、何でもおれたちだけでやるよと言っているわけではない。網紀だとか懲戒には外部委員も入っていただいて、客観的な、公正な運営をしようということで努めているわけですから、それ以上に行政府、政府が介入するなどのことは絶対にならないように、ひとつ、この点は私からも念を押しておきます。

今の簡単な言葉で述べけれども、法務大臣はそのことを御理解の上で、そういうことはしないよ、こうおっしゃったんだらうと思えますから、それでよろしいですね。——うなずいていらつしやいますので、そう了解いたします。

時間が迫ってまいりましたので、公開の問題などについてもお聞きをしたいんですが、これもきのう、同僚、仙谷さんの質問などで、審議会の情

報公開と同じように、できるだけリアルタイムでこれからの改革作業の経過なども国民の皆さんにお知らせをしていくということについて、法務大臣、お約束をいただきましたから、これを具体化する方策は、これから後、また時折折どもとしても確かめをする必要があると思っておりますので、次の機会に譲ることしたいと思います。

最後に、裁判所にお尋ねをしたいと思っておりますけれども、何といつても裁判所の司法改革に対する役割は大きいと思うんですね。この間参考人質問のときには、堀籠事務総長にも来ていただいたので、かなりの御決意は伺ったようにも思うんですが、でも、しかし、その中で、これも時間が余りありませんでしたので確かめられなかったんですが、これも、裁判官の給源としての弁護士任官ですね。これについては、弁護士会と相当協議を詰めていただいて、弁護士委員の協力も必要でしょうし、また裁判所としても、どうも今まで、弁護士から裁判官になった人の話を聞いたり、あるいはなろうとする人の話を聞いたりしても、なかなかなにくいうという話を聞くんですよ。

もう少しなりやすい、たくさん裁判官になっていただくような方策について、どんなふう具体的に考えているのか、それから弁護士会との協議などによってそれを得る今後の見通しなどについて、簡単にいいですかとお答えください。

○金築最高裁判所長官代理者 委員御承知のとおり、最高裁と日弁連との間で弁護士任官等に関する協議会を設けて、ことしの四月から月二回ぐらゐのペースで弁護士任官の推進に向けて精力的に協議を行っているところでございまして、これまで弁護士任官の基準とか手続等の問題について意見交換を行ってまいりましたけれども、今後、弁護士任官者の研修とか配置のあり方、勤務条件等についても、さらに協議を進める予定になっております。

最高裁といたしましては、司法制度改革審議会の意見書が提言いたしますように、裁判官に多様な人材を確保するためには弁護士の任官を推進し

ていくことが最も現実的である、意義のある方策であるというふうに考えているところであります。今後とも、日弁連との間で鋭意協議を重ねることによりまして、弁護士任官を推進するための具体的方策について協議を取りまとめることができるように努めたいと思っております。

今、受け入れの関係でお尋ねがございましたが、この受け入れ体制につきましても、これまで、例えば、最初は比較的に入りやすいと考えられる保全事件などを担当してもらいながら通常部で陪席を務めるといった形で、裁判官の生活や仕事への移行の円滑化を図ってまいりましたけれども、弁護士任官をさらに組織的に進めるという観点から、ことしの八月一日に京都地方裁判所におきまして弁護士任官者を中心とする部を発足させました。今後とも、弁護士任官者の受け入れ体制の整備充実には意を用いてまいりたいと思っております。

また、弁護士任官者に対する研修につきましても、数年前から司法研修所で実施しておりますけれども、弁護士任官者の意見等もお聞きしながら、より一層の充実を図っていきたいと考えております。

○佐々木(秀)委員 ほかに質問したいことがたくさんあったんです。例えば、堀籠事務総長から、人事評価制度に関する研究会、メンバーについての御紹介はあったんですけれども、その審議の内容容などについて公開していただけるのかどうか。堀籠事務総長は透明性が大事だということを言われておりましたから、これについてもやはり公開すべきだと私は思っているんです。委員の御同意があればなどという条件をちよつと言っておられたようだけれども、私は、それと関係なしにやはこのことを公開する必要があると思っておりますので、このことについても今後また次の機会にお尋ねをしたいと思っております。ぜひこのことは積極的に考えていただきますというのを申し上げて、時間が参りました、質問を終わります。ありがとうございました。

○保利委員長 次に、西村眞悟君。

○西村委員 質問通知事項の二、三、四に限って簡潔に御質問いたしますので、お答えいただきますように。

まず、司法の目的であり、かつ機能する前提としては、真実の発見という使命がございます。この真実が発見されずに、その上に人権擁護また国民の信頼等のスローガンがいかにか掲げられても、それは空虚でございせん。この点についての大臣の認識をまずお伺いいたします。

○森山国務大臣 司法の責任、真実の発見とおっしゃいますことは、そのとおりだと思いますし、それが非常に重要なことだと私も考えております。

○西村委員 それは、この法案にうたう社会の変化がいかに激しかろうとも変わらない司法の原点だと思ひますし、今大臣のお答えもその線であったと認識させていただきます。次に進みます。

したがって、司法制度のこのたびの改革のスタートは、真実の発見という使命に資するものでなければならぬ、それからそれではならないんだという御認識は十分お持ちと思いますが、御確認させていただきますかと思ひます。

○森山国務大臣 その大きな目的は変わらないというふうに思ひます。

○西村委員 さて、近代資本主義を成り立たせている一つのソフト、重要なソフトは、職業的倫理、職業的使命感でございます。各人が各人の職業において倫理を持ち、また、その職業の中で使命感を持ってそれに取り組むというのが資本主義社会が動く原点であつて、これがなければ動かない。さて、裁判のあり方は、我々の社会では職業的裁判官の倫理と使命感によって行われてきた。国際的にこの我が国の司法制度をどう評価するかという点については、私は広くは知りませんが、生の声で、ことしに入りまして、台湾の李登輝前總統にこういふことを聞かされたことがあります。我々は日本から一番学んだのが司法における廉直性、司法の正しさであつた、それに反して大

陸では、今も昔もわいろは文化であつて、どうしてもわいろをとめることができないだらう、日本統治時代の五十年、司法に関する汚職は、私は調べたけれども、ただ一件であつた、このように言つておるわけですね。そういう評価を受けておる。

大臣は、我が国の近代、明治維新以来行われてきた、裁判における職業裁判官の使命感によつて真実を発見し、司法の本来の使命を全うするという歩みは、これはだめだつたんだ、したがつて改革が必要と考へておられるのか、それとも、これを評価するというふうな前提で改革に臨まれようとしているのか、いずれでございませうか。

○森山国務大臣 今先生が紹介されましたような、外国から見ての日本の司法の廉直性、大変誇るべきものがあると思ひます。私は、今日に至るまで、その点については全く揺るぎのないものと信じておりますし、誇りに思つてゐる一人でございます。

しかし、世の中の動きが非常に速くて、また、多様化、国際化、IT化、その他従来考えられなかつたような新しい現象が次々起つてまいりまして、司法の世界もそれに対応していかなければいけない。そのような新しい時代に、より適切な司法制度を考えていかなければいけないということで、この改革をお願いしようとしてゐるわけでございます。

○西村委員 近代になつてから、大臣が今言われたような変化は、まさにとどまることなく起つてゐるわけですね。その中で司法が機能してきた、これからも機能していくというのは、先ほども私が申し上げましたように、人間の使命感、人間の倫理観によつて支えられる、いかにコンピュータが発達しようとも、いかに移動速度が速かろうとも、司法はついに人間の使命感と倫理観によつてしか支えられないのだということについてはいかがですか。

○森山国務大臣 非常に大事な要素でありまして、それはいつも変わらないことだと思ひます。

○西村委員 したがつて、ここいかに改革の案がいろいろ出されようとも、人間の、職業的裁判官の使命感と倫理によつて真実を発見するという使命の根幹が守られてゐるという、このことを骨抜きにしてはならない。

さてここで、裁判員制度というものの、国民の中からどなたかを選んで裁判の中に入つていただくこの制度は、真実発見という関係があるのか、これとは無関係なのか。単に、真実発見とは無関係だけれども、普通の隣に住んでおるAさん、Bさん、彼及び彼女が司法に入つてゐるから信頼が高まるのだというレベルなのか、それともこれは真実発見に資するののか。一般的には言へませんが、何を指しておるのですか。真実発見に資するから、職業裁判官と並んで素人、隣に住んでゐる彼及び彼女を入れるのがよいと思はれてゐるのかどうか。これが、ある意味では、大げさに言えば戦略目的が明確ではない。したがつて、明確にしたいだきたい。

○森山国務大臣 真実の発見というのは常に変わらない目的でございますけれども、一方において、司法というものが国民にもつと近づくものでなければいけない、国民がもつと参加できるものでなければいけないということも最近の要請でございます。

そのことを考えますと、ある一定の裁判の内容について、その判断に一般社会人の常識というものが反映されるということは、よりよい結論を導き出すのに有用なのではないかとこのように思ひます。

○西村委員 そこで、循環論に戻つていくわけですが、けれども、国民の信頼を高めるとおっしゃいました。しかし、国民の信頼は真実発見があつて初めてなし得るものだ、これが抜ければ国民の信頼も何もない、空虚なものだ。

明確には述べられませんでしたけれども、身近な人が裁判所に入れば国民の信頼が高まる、これはある意味ではだれも反対する人はいないだらう。しかし、司法というのは厳しいものでござい

ます。真実の発見というのは厳しいものでございします。真実の発見の前提から、人を死刑に処する、また人の御先祖から伝つてきた財産を取り上げるといふことが司法なんでございします。したがつて、職業的裁判官は脳髓を絞り尽くして実体的真実の発見に努めねばならない。非常な矛盾をはらむ制度の中に我々は入らうとしてゐるという御認識はどうか持つていただきたい。

なぜなら、参考人質疑でも申し上げましたように、国民の彼が彼女か入れればという、この入れればというのはどういう実態を前提にしているのかといへば、アメリカでも、陪審員の負担から逃れるためにいろいろな工夫をするといふことは真実の社会だろふと思うのです。みんな職業の中で生きておるわけですね。ボランテアアだ何とかといつて、自分の好きなボランテアアをするのはい。しかし、国民の義務だからといつて、数日間、今まで全く知らなかつた裁判所の中で、知らなかつた手続においてやるということですからね。

単に、民主主義だから投票に行け、投票に行くだけではないか、このことさえ、国民の半分は投票に行かない現実が我が国にあるといふこと、この実態を見きわめながら、美名に流されずに、裁判所の真実、司法の真実発見といふような目的に資するの資さないのか。一時的に仲間が入つてゐるから、ああ、何だと、裁判所フリーター論みたいな実態にならないように、どうか、この点については私は重大な危惧を持っておりますので、法務大臣として、司法の権威を守るといふ観点から、実態を研究しながら、実態を見きわめながら、政治家としての御判断、御発言をお願いしたいと思ひますが、いかが思われますか。

○森山国務大臣 国民の裁判への参加の仕方というのいろいろあると存じます。いろいろな諸外国の例なども見学したり、あるいは文書で調査いたしましたりいたしますと、それぞれの国がそれぞれの国民の文化や法意識にふさわしい方法を探つて、一生懸命にそれぞれに努力をしてゐるとい

うのがわかるわけでございますが、この国民の裁判への参加というやり方について、それはこれからつくつていただく本部において検討していただくこととございまして、そこが工夫のしどころだと思ひます。

真実の発見ということが動かない目的であり、かつ国民が司法に参加するということも最近の要請であるとなれば、その両方を上手に立てる、うまく調整して、最も我々に納得のいく、あるいは国民が参加しやすいやり方を探していただくといふことが、大変難しいですけれども、これから大変重要な仕事になるというふうな考へております。

○西村委員 本法案は、行政の長である内閣総理大臣が本部長になるといふふうな前提であります。これについても議論のあるところでございします。私も問題意識は持つておりますけれども、行政が司法のあり方を一〇〇%決めるという前提は、やはり三権分立上よろしくありません。法曹の資格を持った者、そして裁判所、そして弁護士会、また国民の有識者、そして立法機関といふところで議論をする方がベターかなと思つてゐるぐらいです。現実には司法を担つてゐる人材の中から具体的な意見を吸ひ上げる努力が行政としては非常に重要です。

ある意味では、行政というのは、違憲立法審査権等々で、法律に基づいてやつた行政行為が違憲かどうか、違法かどうかと審査される側なんです。これは、これが司法の改革をやつてゐるといふのは、表現は悪いですが、泥棒が捜査機関の改革をやつてゐるといふのと同じなんです。

さて、それで、司法の真実発見というものを基盤で支えるというのは、例えば刑事司法であれば、捜査のあり方、捜査機構のあり方、それから捜査の法的手段のあり方、これにかかつてきますね。証拠を何も集めることができない、しかし真実は何だと裁判所でやつても仕方がないんですから。一点だけ聞きますが、この真実発見のために、

その捜査を実現するために、司法取引という制度がありますね。つまり、例えば汚職または国の政治の根幹にかかわる重大な疑獄に関して、周辺の詐欺だとか恐喝だとかそういうことばかりが出てくるけれども、根幹にまでは行かない。したがって、多くはキーマンであるだれだれさんがビルから飛びおりて終わってしまう。これでガスが抜かれて、我々の社会は、漠然とした猜疑心が一方でありますが、日がたつにつれてそれを忘れながら今まで来ざるを得ないという状態ですから、大臣としては、司法制度の改革という一つの車輪を動かしながら、それを支える捜査機構のあり方、捜査の法的手段のあり方については同じ比重をもって、法務省また検察、そして国民各層の知恵を集めて検討すべき重大な課題である、このように思います。

その意味で、大臣の御意見でよろしいですから、司法取引という制度を導入することも考慮に値するのでしょうか。

そしてもう一つ、我が国に今起こっていること、たびたび私は言いますが、新幹線の犬くしが抜かれるとか、送電線が倒れているとか、そしてまたサリンが地下鉄でまかれるまでそれを察知できなかったとか、日本人が数十名国内から北朝鮮に拉致されているけれどもそれがわからなかったとか、こういうふうな状態を放置していて、司法における社会正義の実現もなかるかと思うんですが、御意見、御見識をお願いいたします。

○森山国務大臣 司法制度改革審議会におきましても、その御意見として、犯罪の動向が複雑化、組織化ということが進んでおりますので、従来の捜査や公判手続のあり方あるいは手法では十分ではないというふうな懸念しておられます。刑事司法はその機能を十分発揮したい状況に直面しつつあるので、新たな時代における捜査、公判手続のあり方を検討しなければならぬというふうにおっしゃっております。

例えば、刑事免責制度の導入というのは、組織的犯罪等への有効な対処方策であるというふうな

お認めになりながらも、我が国の国民の法感情、公正感に合致するかどうかということが問題でもあり、直ちに結論を導くことは困難であって、多角的な見地から検討すべき課題であるというふうにおっしゃっております。

御指摘のような新たな捜査手法の導入については、このような意見を踏まえながら検討していく必要があるのではないかと思います。

○西村委員 今お読みになったことは承知しておりますけれども、ぼつぼつ政治が決断すべき状況でもある、こう思いますね。

国民感情、これはよく我々が物事を今決めねばならないときに使いつながら実は決めないときに出てくる言葉なんです。本当に重大なんですね。日本人が何人国内で拉致されているか、その実数もわからない、新幹線の犬くしが抜かれて、三百キロ近くで走っている列車が脱線転覆すればいかなる大惨事になったのかということを考えれば、ぼつぼつ決断すべきところなんです。司法制度改革は、このいわゆる社会の現状に対していかに対処するかという前提を抜きにしては机上の空論になる、このように思います。

どうかその意味で、ただ単に一つの司法制度改革というこの路線を見詰めるのではなく、複眼を持って社会全体の司法を支える治安の維持のあり方を御検討いただきたい。

質問したいことはいろいろございますけれども、本日はこれでやめさせていただきます。ありがとうございます。

○保利委員長 次に、木島日出夫君。

○木島委員 日本共産党の木島日出夫です。最初に、法務大臣にお伺いいたします。

今回の司法制度改革審議会の設置そして構成、そして二年間に及ぶ審議のありよう、その結果として提出されてきました意見書、これ全体をどのように評価しているのか、率直に法務大臣の御意見を聞かせ願いたい。きょう、法務大臣は内閣を代表してこの司法制度改革推進法案を出している立場であります、そんな立場も踏まえて、全

体的な評価をお聞かせ願いたい。

○森山国務大臣 新しい世紀を迎えまして、我が国も社会経済情勢の変化ということに直面しております。司法の果たすべき役割はより一層大きくなってきたと思われまふ。司法制度改革審議会の設置はまさに時宜を得たものであったというふうに思います。また、その構成も、司法制度の利用者の立場に立つ各界各層の方も入っていたまふ。法学者や法曹も加わり、国民の視点から司法制度のあり方について審議するにふさわしいものであったと考えております。

この審議会におきましては、委員の皆様非常に御熱心に、二年間にわたり実に六十三回も会議を重ねていただきました。さらに外国へもお出かけになって調査をしていただいたり、公聴会も催されるなど、非常に精力的な御審議をいただきました。

ことしの六月十二日、我が国の司法制度全般についての広範な改革を内容とする意見を提出していただきました。この御努力に對しまして心から敬意を表する次第でございます。そして、この御意見につきましては、これを最大限に尊重いたしました。その実現に向けて全力で取り組んでまいりたいと考えております。

○木島委員 今大臣は、時宜を得た審議会であり、熱心な二年間の審議であり、最大限尊重したということおっしゃいました。時宜を得たということ、今日日本の司法が改革を迫られている大きな問題があるということの裏返しだろうと思えます。

そこで、引き続き、大臣は今日の我が国の司法には基本的などのような問題があると認識しているのか、根本問題であります、お聞かせいただきたい。

○森山国務大臣 我が国の司法制度ができてから今日まで、それぞれの時代に国民のニーズにこたえるべく司法関係者が最大の努力をしてきたということとはよく承知しておりますし、高く評価しているところでございますけれども、最近の社会の変化に伴いまして、国民各層からその改革に

ついてのいろいろな提言がなされていることもよく承知しております。

司法制度改革審議会におきましては、法曹三者は、我が国の司法制度改革が社会経済の変化等に柔軟に対応してきたとはいいたいということについて真摯に反省しなくてはならないということも指摘されております。

政府としては、これらの意見を十分に踏まえまして、司法制度改革の実現に全力を挙げて取り組み、国民のニーズにこたえなければいけない、そのような司法制度の改革に向けて努力してまいりたいというふうに思っているところでございます。

○木島委員 この二年間の司法制度改革審議会のありようで最も評価されるものは、今回の審議が全面公開された、リアルタイムで公開された、その結果として、国民から非常にたくさん意見が寄せられた、そして、国民から寄せられた意見が委員の皆さんによって熱心に論議、審議され、それが六月十二日の審議結果に一定程度反映されたことだと私も思います。先日、当委員会にお越しいただいた参考人の方々からも、そのことが的確に指摘をされました。情報公開と国民からの意見の聴取、これがかなり本格的にやられた。率直に言って、これまでの政府の審議会などとは全く雲泥の差だったと私も評価します。

しかし、残念ながら、今審議されている司法制度改革推進法案、この推進法案をつくる段階では、公開性や国民の意見の反映は極端になくなってしまったんじゃないでしょうか。率直に言って、この推進法案は、言葉は悪いですが、法務官僚、司法官僚による密室での法案づくりであつたと言わざるを得ないと思うのです。これは、司法改革は国民の基盤に立脚しなければならぬというこの改革審議会の意見書の根本精神に逆行するものじゃないかと思えます。

そこで、法務大臣にお聞きします。一体、今度の司法制度改革推進法案がどんなメンバーによって、どんな手続によって立法作業が進められてき

たのか、明らかにしていただきたい。
○橋渡政府参考人 お答えいたします。

政府は、司法制度改革審議会の意見を受けまして、今年六月十五日、司法制度改革審議会意見に関する対処方針を閣議決定いたしました。同意見を最大限尊重して司法制度改革の実現に取り組むこととしました上、司法制度改革の基本理念及び推進体制等について定める司法制度改革推進のための法律案をできる限り速やかに国会に提出して、その成立を期することとしたものであります。

これを受けまして、内閣官房に設置されました司法制度改革推進準備室におきまして、本法案の立案作業を行い、通常の法案と同様に内閣法制局の審査等の手続を経ました上、去る九月二十八日、その国会提出の閣議決定が行われたものであります。

○木島委員 内閣官房に推進準備室が置かれて、通常の法案と同じようにこの推進法案を作成したんだ、そういう答弁であります。私は、根本的にそれは間違っている、この審議会意見書の理念、精神を全然理解していないと言わざるを得ないのです。

それはなぜかといいますと、この改革審議会は、二年間にわたって国民の意見を聞いて議論もしました。大きな方向性は打ち出しました。いろいろな分野でいろいろな意見の対立、相克がある中でまとめ上げて、多数決じゃなくて全会一致でつくり出されてきました。しかし、率直に言って、日本の司法をどうすべきかの点で決定的に重要な具体化、それが重要な問題で先に残されているんです。

一つだけ例を挙げれば、後で細かく議論しますが、陪審制度にかわるべきものとしていいまいやうか、打ち出されてきた刑事裁判における裁判員制度。一体、裁判員の数を何人にするか。私は、合議制ですから、三人の裁判官に対して少なくとも倍、三倍の裁判員を置くこと、そして評決の仕方、一緒くたじやなくて、裁判官の合議と裁判

員の合議、それぞれの多数が必要だとか、そういう評決の仕方が必要だと思っておりますが、これは私の意見です。

しかし、裁判員のありようや人数、評決のあり方がどうなるかによって、本質的に国民の刑事裁判への参加の問題が変わってしまうのです。それはもう法務大臣もおわかりだと思ふのです。職業裁判官の間に一人や二人の裁判員が入って一緒に合議をしても、それは国民の参加した刑事裁判にはならないことはおわかりのとおり。肝心かなめの問題なんですね。一体何人の裁判員を置くか、評決の方法をどうするか、それが完璧に先送りされているんです。方向性は打ち出したが具体化は避けたというのが、この改革審議会の意見書なんです。ほとんどすべての重要問題がそういう立場でこの意見書は組み立てられております。

ですから、普通の法案をつくる各種審議会の答申と質が全然違うんですよ。それを今の答弁では、通常の法案と同じように、政府の責任として、この意見書を受けて、速やかにこれを推進したいので、通常のやり方で推進法案をつくった。私は根本的に間違っていると思うのですが、法務大臣、どうですか。

○森山国務大臣 準備室長が申し上げましたとおり、法案の作成の手続というものを踏ままして、今こうしてお願ひしているわけでございますが、私の感じでは、これはそのような舞台を正式に内閣の中につくるためのものではないかと思ひ、おっしゃいますような内容にわたることは、これからその舞台の中でやっていただくことではないかと思ひます。

したがいまして、この法案につきましては、室長が御説明申し上げましたようなプロセスで提案させていただき、それでよかったのではないかとと思ひます。

○木島委員 まことにおかしいと思うのです。確かにこの法案は、改革の具体的内容をこれから議論する舞台をつくる法案です。しかし、どういふ舞台のつくり方をするかが決定的に大事だ。先ほ

ど言いましたように、日本のこれからの司法のありようにとって決定的な具体化がこれから図られるんですよ。

先ほど法務大臣も、この二年間の改革審議会の設置、構成、運営のありようの中で国民各界各層の意見が入ってきた、それが非常に良かったとおっしゃいましたでしょう。これからのいよいよ本格化するわけですね。具体化するわけですよ。具体化のあり方によつては、全然骨抜きにされてしまふか、さらに前進するか、踏みどまってしまうか、どうにでもなってしまうものが余りにも多過ぎるのですね、この審議会の答申の中身は。

そうしますと、今回、舞台づくりの舞台が余りにもでぐあいが悪いと私は思ひます。というのも、改革推進本部は内閣そのものです。本部長が総理大臣であり、恐らく法務大臣が副本部長になるんですよ。まさに政府そのものです。それが推進本部となつて、そして下にあるのは五十数名の事務局、ほとんどすべてが官僚。昨日の答弁によりまして、五十数名のうち、日弁連から派遣される弁護士を含め七、八人ぐらいは民間人から入れたくない話でしょう。あとは、法務省、最高裁、財務省、文部科学省、官僚でがんじがらめになる。そこが実際に法案づくりに入る。国民の意見が入る余地はないじゃないですか。

せっかく二年間の改革審議会が、国民各界各層からの代表を入れて、全面公開をして、さらに審議に対しては国民の声をどんどん寄せてもらつて審議が行われてきた、しかし完璧ではない、方向性は打ち出したが結論めいたものは先送りしている、これからだ、まさに出発点だ、こういう性質を持った意見書に対して、こんな舞台装置では国民の意見は入らないじゃないですか。どうですか。

○森山国務大臣 先ほど申し上げましたように、舞台という枠組みをこれでつくつていただくことができれば、そこでどのような議論をするか、あるいはどのような調査をし、どのような国民の皆様からの御意見をどのようにして伺うかという

ようなことをこれからやらせていただくわけですので、これは枠をつくるだけだというふうに私は理解しております。

○木島委員 だから、枠、この舞台が国民の声が反映できないような舞台だったら、とんでもない方向に司法改革が行つてしまふ、あるいは国民が本心に願っている司法改革へは前進しないということを描いて、きょうは時間をいただいておりますから、個別的には後から議論をしたいと思ひます。

そこで、法案に即して一つ一つ聞きます。まず、第一条の目的事項であります。今回の司法改革の必要性を記述する事情として、この第一条は、規制の撤廃と緩和の一層の進展という立場を殊さらに持ち出してきております。これは私は公正を欠くと思ひます。

これまで私、再三この場で主張してきたんですが、今回の司法改革を推進する背景には二つの流れがあったんじゃないか。一つは、確かにこういう規制緩和の流れ。争いがふえる、事後チェック型の日本にしたい、その役割を日本の司法に負ってもらいたい、そういう立場からの司法改革を求める流れ、確かにあります。経済界などそうですね。自民党もそうです。こういう流れと、もう一つ、司法の基本的な役割は基本的人権の擁護ではないか、そのために、今大事なのは官僚的な裁判所の改革ではないか。ヨーロッパと比べても、余りにも司法そのものに国民が関与していないというところで、司法に対する国民の関与を要求する流れ、そういう意味での司法改革を求める流れ、これが一方では強くあつた。

私は、これまでここで、この二つの流れがぶつかり合つて対立してきたという表現をいたしました、ある面ではこの二つの流れが融合し、合流して、問題によつてはぶつかり合つて、そしていろいろないまぜになつてき上がったのがこの改革の意見書だと思つてゐるんですね。

ところが、それを受けてつくられたこの法律でしょう。その一番大事な目的事項に、その二つの

流れの一つだけをつまみ食いしてきた。規制緩和の流れだけを、司法改革の背景にあるとして殊さらにそれを重んじているということはまことに不公正だと思うんです。どうでしょうか、大臣。

○森山国務大臣 司法の任務が人権の擁護で、あるいは社会正義の実現ということにあるというのは当然のことです。それを前提として、いままで最近の新しい変化に対応するというための法律でございまして、その新たな変化を特に強調し取り上げたのでございます。

○木島委員 司法の目的が人権の擁護だ、当然のことだ、それが前提だという認識ならなおさらのこと、その当然の前提である人権擁護のためというのを、そのために今の日本の司法を変えていくという流れがとうとうあつたわけですから、現にあるわけなんです。この法案のまず第一条の目的条項に併記する、あるいはそれを落とすのなら規制緩和の方の言葉も削り取る、こういうのが当たり前じゃないですか。そうすると、修正すべきですね。どうですか。

○森山国務大臣 先ほど申し上げましたとおり、当然の前提ということで、新しくこの法案をお願いする趣旨は新たな動きに対応するものであるということ、このように形になっているわけでございます。

○木島委員 大臣は当然の前提とおっしゃいます、今の日本の司法権が、司法部が、国民の個別的な具体的な人権擁護にとつて、それが本場に頼りがいのある司法になつてないということがあるから大問題になつていたんじゃないですか。

おとといの参考人でも、つい最近は若干変わりはじめたというような答弁もありました。確かに、ハンセン病の判決なんかは人権を重んじた判決だったと思うんで、ああいう立派な判決も出てきましたよ。しかし、大局的には、行政訴訟にしろ労働訴訟にしろ消費者訴訟にしろ公害訴訟にしろ、ほとんど国民の人権を抑え込まれ、行政権優位の判決が下されているんじゃないですか。

その一番根本的な原因は、日本の司法が、残念

ながら官僚司法だ。時としては裁判官と検察官、指定代理人が交代する。きのうまで行政事件の被告の指定代理人だった人物が、次の日から裁判官席に座っている、こんな水害訴訟で原告が勝てるはずないじゃないか。そういう、当然の前提と大臣はおっしゃいましたが、当然の前提が行われていないからこそ司法改革してくれという流れがとうとうと今生まれてきたんでしよう。その結果としてこの意見書が出たんでしよう。そういうことを書いてありますよ、意見書に。まさにそれを書き込まなきゃいかぬのじゃなかったんでしようか。

では、ついでに第二条。司法改革の基本理念に、今大臣が当然の前提とおっしゃった基本的人権の保障が、この第二条の基本理念から物の見事にすっぱりと脱落させられているんですよ。読んでください。

ところが、この改革審議会の意見書はそうじゃありません。冒頭で「司法制度改革の根本的な課題を、日本国憲法によって立つ個人の尊重、憲法第十三条と国民主権(同前文、第一条)が真の意味において実現されるために何が必要とされているのか」を明らかにすることに設定した。と言っています。改革審議会に与えられた基本命題は、日本国憲法によって立つ個人の尊重と国民主権が真の意味において実現されるために何が必要とされているのかをまさにこの審議会では論じるといふことを、冒頭ですよ、きちっと位置づけたんですよ。

そして、その後にもこういう文章がありますよ。司法の役割を憲法の最も基礎的原理である個人の尊重原理に置いていることを、この審議会の基本理念と方向で明らかにしているんです。普通の人が読めばそれが読み取れるような文言になっています。この冒頭は。

ところが、それを受けてつくられたはずのこの改革推進法案を見ると、第二条「基本理念」、一言も基本的人権を保障するためというところを書かれていないじゃないですか。改革審議会が一番大

事なものとして基本に据えた基本的人権擁護、これが日本の司法の役割なんだ、それが果たされてない、どうあるべきか、それで司法改革を論議してきた最も大事な部分が、この法案の第二条から何で抜け落ちちゃったんですか。答弁してください。

○樋渡政府参考人 先ほど来大臣が御答弁なさっておられましたように、およそ司法が国民の基本的人権を擁護する役割を担っていることは言うまでもなく、本法第一条に言う「司法の果たすべき役割」にもこのような内容が含まれていることは当然であるということでございます。

第二条も、同様の前提に立ちました上で、司法制度改革審議会意見におきます、一つが国民の期待にこたえる司法制度の構築、二つ目が司法制度を支える法曹のあり方、三つ目が国民的基盤の確立という三つの柱を、意見書の内容に沿って整理したものだということでございます。

○木島委員 だから、この三つの柱はそれぞれ論議しましたね。その基本、基礎ですよ。基本的人権の擁護のために日本の司法を変えなきゃならぬ、その三つの側面から論議をして、三つの柱を立ててきた、その基本ですよ。この第二条は「基本理念」と書いてあるでしょう。それなら、基本理念に書き込んだらいいんじゃないですか、基本的人権を保障するためにこそこの三つの柱で意見書が組み立てられたと。私は、殊さらに削り取った、そこに大きな問題点を感じているわけです。

じゃ、入れてくださいよ、大臣。入れましょうよ。答弁してください。削り取った理由にならぬです、今の答弁は。大臣、どうですか。

○森山国務大臣 今準備室長から申し上げましたようなことで、この現在の法案の文章ができていくわけでございます、この舞台をつくっていただきまして、その意見書の内容を最大限に尊重していくというわけでございますので、これはあくまでも舞台づくり、枠づくりというふうには私は理解しております。

○木島委員 だから、その舞台がどういう基本的な理念でつくられるかによって変わってしまうのですよ、結果が。当然の前提だと再三御答弁されました。これは議事録にちゃんと書き込まれますから、それはそれとして。しかし、そういうことを全く脱落させた形でこれからこの具体化が行われていいたら、似ても似つかないような、逆のよう司法ができてしまおうおそれだつてあるのですよ、やり方によつては。

私は、その一つは、民事裁判での敗訴者負担の問題だと思つたのですよ。日弁連は反対しています。私も反対です。こんなものが行われたら、行政裁判なんか起こせやしませんよ。税務訴訟なんて起こせやしませんよ。ほとんど勝てない、そういう状況の中で、負けたら相手方の費用まで、弁護士費用まで持たなきゃいかぬ。

だから、そういう問題も秘めているわけですから、基本的人権擁護のためにこそ司法の改革が必要なんだという基本理念がしっかりと明示されなければ、そういう縛りをこれから推進法案を立案する推進本部事務局の皆さんに持つてもらわなきゃいかぬからこそ、それを明文化で置く必要があると主張しているのです。大臣、どうですか。

○森山国務大臣 再々申し上げておりますとおり、それは当然の前提であり、かつ、その意見書にも、先生御指摘のように、非常に強調して書かれているところがございます、それを最大限に尊重して議論をしていただく舞台をつくるというのがこの法案でございます。

○木島委員 もう押し問答はここでやめて、次に第三条。

これはもう確認の質問ですが、第三条の「国の責務」、「国」というのは何を指すのでしょうか。

○樋渡政府参考人 本条の「国」には、政府のほか、国会、最高裁判所等の国家機関も含まれるということでございます。

○木島委員 それじゃ、第四条「日本弁護士連合会の責務」。

日弁連は、先ほど言いましたように、審議会答

申の中の民事訴訟弁護士費用の敗訴者負担制度の導入には厳しく反対しています。この意見書が出た後も厳しく反対しています。

日弁連は、在野法曹の結合体であります。ですから、自治権を持っております。そのことが国民の基本的な人権を国や行政の侵害から守る制度的な保障なんです。これは、弁護士というのは、国と争っている国民の代理人として国相手の裁判をやりやすから、相手の国から管理されていたんじや人権は守れない。制度的保障なんです。

それで、この法案のつくり方を見ますと、第一条で先ほど言ったような目的条項、そして第二条で基本理念。しかし、私が再三言っているように、基本的な人権という観点を明示しようとし、それに偏った、一方の立場からの意見書の理解ですね。そして、そのようなものとしてこの意見書を理解する立場から、意見書の趣旨にのっとって行われる司法制度改革の実現のために日弁連が必要を取り組みを行うよう努めるものとするという責務規定になっている、そういう組み立てです。

そうすると、これに日弁連が縛られてしまったらどうなるか。私、一つだけ例を挙げますが、日弁連が反対している民事訴訟弁護士費用の敗訴者負担制度導入、これは突如として審議会の最終盤に持ち込まれてきて、おかしな案が出て、国民の大反対運動がありました。意見書が集中して、若干それは後退したような文章になっていきますが、しかし、敗訴者負担制度はつくるんだということが明示されました。日弁連は反対しています。

この四条の責務条項で、それに日弁連が縛られたら大変なことになると思うのです。ですから私は、先日の参考人質疑でも、この意見書の一言一句、金科玉条として日弁連が縛られてはなりません。どうと質問しましたら、日弁連は縛られるものじゃない、敗訴者負担反対の立場はきちっと貫くと。

がんにがために日弁連を縛り上げるという意味

はないですね、四条は。

○樋渡政府参考人 第四条は、日弁連は「司法制度改革の実現のために必要な取組を行うように努めるものとする。」「旨の抽象的責務を定めたものでありまして、個別的政策課題につきましては、日弁連の具体的な対応を法的に拘束するものではございません。

したがって、日弁連は、推進本部との間で所要の連絡調整をとりつつ、第二条に定める基本理念にのっとって、みずからの責任において改革に向けた必要な取組を行うものとされておりますので、そのような枠組みの中で、個別の課題に対する日弁連としての具体的対応を決するものと考えております。

○木島委員 それでは次に、第五条の「基本方針」について伺いをいたします。

この第五条は、司法制度改革の基本方針として三号掲げております。この三つの号がそれぞれ、改革審議会の意見書が立てた三つの柱、一つ、国民の期待にこたえる司法制度、二つ、司法制度を支える法曹のあり方、三つ、国民的基盤の確立、この三つの柱をそのまま、第五条「基本方針」の一、二、三、三号として中身を要約したものと伺ってよろしいですか。

○樋渡政府参考人 そのとおりでございます。

○木島委員 そうしますと、私、きょうは時間の関係もありますから、一つだけ指摘します。第二号です。

第二号は、司法制度を支える法曹のあり方に關する要約であります。

率直に言つて、私は、改革審議会の意見書のIIIです、「III 司法制度を支える法曹の在り方」、大変たくさん提言をしております。なかなか裁判所にとつては耳の痛い提言もたくさん盛り込まれております。このIIIの提言の中から、「第五 裁判官制度の改革」、これが推進法の第五条の第二号からはすっぱりと抜け落ちちゃっているのですよ。

いいですか。審議会意見書は、裁判官制度の改

革、たくさんことを挙げていますよ。最も大事な部分だと私は考えています。法曹一元化という言葉はなくなりましたが、かわりに給源の多様化、多元化、判事補制度の改革。判事補制度を段階的に解消するまで言い切ったのですから。日弁連の推進、裁判所調査官制度の拡充、裁判官の任命手続の見直し、裁判所運営への国民参加、最高裁判所裁判官の選任等のあり方、これはなかなか強烈な意見書ですよ。

こういう部分が本法案の五条二号には書かれていないのです。第二号には「法曹人口の大幅な増加、裁判所、検察庁等の人的体制の充実」あるいは「裁判官、検察官及び弁護士等の能力及び資質の一層の向上のための制度の整備等を図ること。」こう記載されています。それだけしか記載されておりません。最も肝心な勘どころである裁判所の中身を変える、それを物すごい力を入れてこの意見書には書かれているのですよ。それが全部表現されていないのです。

何でこんなになっちゃったのですか。意図的なのですか、それとも過失、ミスによつて落ちちゃったのですか。

○樋渡政府参考人 お答えいたします。

この五条の基本方針のたがにまとめましたものは、いずれも司法制度改革審議会意見のいわゆる三本柱をまとめたものでございます。この意見書は、多岐にわたっておりまして、たくさんのご意見が書かれております。できるだけ簡潔にまとめていきたいということを第一義に考えたことでございますが、御指摘の裁判官制度の改革は、検察官制度の改革及び弁護士制度の改革とともに、審議会意見の「司法制度を支える法曹の在り方」に位置づけられておりますことから、本法案では、同条第二号の「裁判官、検察官及び弁護士の能力及び資質の一層の向上のための制度の整備等」としてまとめて規定しているところでございます。

このような規定ぶりといいたしましたのは、単に、検察官制度の改革、弁護士制度の改革、裁判官制度の改革としたのでは、かえって審議会

意見の方向性が表現されないのではないかというふうに考えたからであります。

なお、裁判官制度の改革は、司法制度改革審議会におきましても重要な課題の一つとして議論されたものと認識しておりますから、審議会意見の趣旨を踏まえて所要の検討が行われるものというふうに考えております。

○木島委員 いや、この法案の裁判官の能力及び資質の一層の向上なんという文言から、この審議会意見書がとうとうと述べている裁判官制度の改革、判事補制度も将来やめちゃう、弁護士任官をさせる、任命手続を見直すんだ、人事制度の見直しまで入っていますよ、裁判所運営への国民参加、こんなことは読み取れないですよ。一番大事な部分が殊さらに読み取れないような文言で五条二号が構成されているんですよ。

私は、だから、何でもこんなおかしな、この改革審議会意見書をまともに読んでこれを要約したら、違つた文章になるはずですよ、日本語さえわかれば。だから、殊さらに裁判官制度の改革の部分を脱落させてしまったのは、私はやはり、もとに戻りけれども、この土俵づくりが、国民の代表も入っていない、国民の意見も聞かない、我々も全然知らぬ、準備室の一部の官僚と政府ですか、密室の中でつくつちやつた。その中には裁判所代表も入っているでしょう。だから、裁判所代表から、これは書かないでくれと言われたんでしょ、か、一番肝心のところを。そう疑わざるを得ないんですよ。だから今問題にしているんですよ。

そんな土俵づくりで、これからのこの具体化、法律案の作成に入つていったら、この意見書が指摘した裁判官制度の改革なんかできやしませんよ。そういう根本的な危惧を私は持つから、この五条二号の文章のつくり方はこの意見書を反映していないじゃないかと厳しく指摘しているんですよ。

大臣、わかりますね、意味。どうですか。○森山国務大臣 木島先生のおっしゃることは、私も、その内容はわかります。しかし、準備室に

おいて準備いたしましたこの法案は、よく考えて、必要なものは十分入っているというふうには理解をします。

○木島委員 だめだめ。とんでもない答弁で、必要なものはよく考えて入っていると。それは、入っていない部分が大変な問題だということの答弁だね。これはとんでもないことですね。だから私も、後ほど、社民党と一緒に修正案を出しますよ。

それから、司法制度改革推進体制について伺います。これは同僚委員が再三のうから質問を続けてきたところですから、簡単に言います。

法案は、司法制度改革のために必要な計画を政府が作成することとしております。そして、その推進体制として、全閣僚から成る改革推進本部と事務局を置く、そういう構造になっています。私は、この推進体制は大きく二つの問題点があると思います。

第一は、この体制の中には、改革審議会に見られたような国民的基盤がみじんもない、徹頭徹尾行政主導、官僚主導になっているということだ。何でこんな体制で改革を進めようとするのか。

この点は、同僚委員からも厳しく追及されて、法案上は全くない顧問会議をつくるか、検討会をつくるか、そこに民間人を入れるとか、そういう答弁であります。法律上、国民の意見を反映する制度的保障はないんですね。府令でつくるとか省令でつくるかおっしゃっておりますが、法律にこそそれを盛り込まなきゃ、制度的保障はないじゃないですか。

なぜ、この法案の中に、あなた方がおっしゃる顧問会議なり検討会に関する位置づけ、権限、構成、人選などをきちんと書き込まなかったんです。ようか。書き込まなかった理由を述べてください。

○樋渡政府参考人 お答えいたします。

顧問会議が設置されました例といたしましては、中央省庁等改革推進本部の例がございます。このときも、顧問会議の設置につきましては政令

で定めており、今回もこの例を踏まえて検討してまいりたいと考えておる次第でございます。

○木島委員 だからだめなんだと言ってますよ。行政改革と違うんですよ、この司法改革は。

しかも、この司法改革の審議会の意見書は、一番大事なところは後でしっかり議論してくれというので、先に送ったんですよ。その具体化によって、司法の改革になるか改悪になるか、国民にとつてどっちへ向かってしまうか全くわからない。ポイントの部分が先の議論に残されたんですよ。だから私は、中央省庁改革会議の前例に倣ったんというやり方でこの法案がつくられ、土俵がつくられていることは根本的な間違いだと指摘をしておきたいと思うんです。

もう一つの問題ですが、このような、もう白紙委任のような改革の進め方ですね。これがなぜ許されないのか、もう再三、私、先ほど言いました。審議会答申が、司法改革の根本にかかわる重要問題について、方向性が打ち出されただけで、具体的な内容についてはほとんど結論が出されてない、後の議論にゆだねられてしまったからであります。

では、室長に聞きましょう。大事な部分で、方向性は打ち出したが具体化が、先に議論を送ったというのはどんなものが挙げられますか。幾つか挙げてください、思いつもの結構ですから。

○樋渡政府参考人 基本的に、その審議会の意見は方向性をきちんと持った意見としてまとめられているというふうな考えをしております。それを実行するに当たりまして、その具体化に当たって詰める必要はない事項はございます。

例えば、先ほど御指摘の裁判員制度につきましては、裁判員の数、この数の決め方は、判決の方法と同じように、その方向性を二つの面、それから国民の負担の面も考えて決定すべきであるという方向性を示していただいておりますので、その方向性に従って、本部が成立しましてから、検討会等を経まして決定されていくものだろうという

ふうに思っております。

○木島委員 答弁の中にも、例えば一つの例として、裁判員の制度の問題がありました。きのうの同僚委員の質問の中にも、換骨奪胎という言葉もありましたよ。これのつくり方によっては、国民の刑事裁判への参加の問題が、本当に格好だけで換骨奪胎されかねないわけですよ。

私が先ほど言ったように、三倍ぐらいの裁判員がきつちり選任される、職業裁判官三人、裁判員六人から九人、そして判決もそれぞれ独立するというのが、本当の意味の国民参加になるでしょうね。そういう種類の問題がたくさん意見書にはちりばめられている。

ちよつと言いましうか。裁判官制度の改革だつてそうですよ。判事補制度の段階的解消だつて、いつまでに解消するのか、大事な分野。弁護士任官の拡大だつてそうです。任用のあり方もすべて具体化は今後です。

裁判官の数、検察官の数、大幅増員という言葉が書かれています。では何人にするんだということとは書かれておりません。裁判所職員、検察庁職員の数、適正な増加という言葉が書かれております。では何人ぐらいにするんだ、全く書かれていないんですね。

法科大学院のあり方、司法試験のあり方、決定的ですよ。ある程度は具体的なことは書かれています。肝心なところは先送りです。今、文部科学省や法務省などと議論に入っているわけでしょう。だから、それは先送りだという意味なんです。行政事件訴訟制度の見直し、これは決定的です。国と国民との争いですから。これを見直せとありますが、どういうふうに見直すのか、先送りですよ。

どれ一つとっても、その結論を出すためには、改革審のやり直しじゃなくて、小型改革審のような、国民代表による議論が必要なものばかりだと私は思うんですね。それがこの法案には欠けている、制度上欠けているということを一つ指摘します。

もう一つ、第二の大きな問題は、このような体制、土俵づくりでは、国民に審議の状況が公開されない、公開の担保がない、国民の意見を聞く保証がないということです。先ほど再三言っておりますように、事実上、密室の中での立法化作業になつてしまふんじゃないかということを指摘して、この問題も同僚委員から再三指摘をされました。昨日森山大臣は、公開性の問題では、改革審議会がやったと同じぐらいにやつてほしいと答弁されました。確認しますが、その気持ちには変わりはありませんか。

○森山国務大臣 昨日申し上げたことと変わつてございませぬ。

○木島委員 しかし、この法案上は何の保証もないんですね。大臣答弁を法律に書き込むぐらいのことがやはり必要だ。それは本当に、ほつたらかしにしますとせつかくの改革の方向が換骨奪胎されるおそれもあるからなんです。現に、それは裁判所からの圧力もあるでしょう。それから財務当局からの圧力もあるでしょう、お金を出せない。もう現に出てきているわけですからね。ですから私は、法律にきちつとそれを書き込むことが大事だと考えています。

それで、もう時間がほとんどなくなつてしまいましたが、では、その方向性は打ち出されたけれども、審議会意見書が具体的な内容を殊さらに避けた部分の一番大きな問題として、裁判官、裁判所職員の増員の問題について、最高裁当局を呼んでいますが、この審議会の意見書を受けて、本当に今の最高裁はどのぐらいの数が必要だと考えているのか。

意見書には、注書きとして数字が出ています。審議会に対して、当時の最高裁がこのぐらい必要だという数字を出した、それが注として盛り込まれているんですが、しかし、それは注であります。審議会の意見書は大幅な増員というのが結論でありますから、この審議会の意見書を率直に受けとめてやりたいという答弁を、最高裁の事務総長は一昨日の参考人の陳述としてやったわけですか

ら、改めて、では具体的に何人ぐらいが必要だと考えているのか、ここで答弁を求めます。

○中山最高裁判所長官代理者 お答え申し上げます。

最高裁判所では、審議会に対して、裁判所の人的体制を充実させる方策として、この十年間で約五百人の裁判官の増員が必要であるというふうに申し上げました。これは、現在の事件数を固定して、これをふえないものと仮定したものとして言ったものでございます。

しかし、例えば弁護士増ということが成りますれば、当然のことながらそのことは事件数を押し上げる要因になりますので、そういったところを、事件数がふえてまいりますれば、当然またそれはプラスアルファとして増員が必要であるというところもまた申し上げたところでございますけれども、残念ながら、私どもの考えと異なり、その五百という数字だけがひとり歩きをしておる、そういう状況でございますので、そのあたり、御理解いただきたいと思っております。

ただ、裁判所としても一つ申し上げておきたいことは、裁判官のこのような大幅な増員ということにつきましては、裁判所の戦力となり得る優秀な弁護士等からの任官者が大幅に増加することが大前提であります。これが実現できまないと給にかいたまになるということで、弁護士任官が非常に重要であるというところを考へていくことにつきましても、改めて御指摘させていただきたいと思っております。

○木島委員 もう時間ですから終わりますが、こういう具体的な、日本の司法制度の中核を担う裁判官が一体何人必要なのかという一番大事な問題だつて、これからなんですよ。それだけに私は、この意見書を受けてこれを推進するに当たりましては、立法化作業に当たっては、本当に、全面公開と国民の意見を徹底的に聞いてしっかりと議論をする、そういう意味では推進体制の国民的基盤が非常に大事だということを最後に重ねて主張いたしまして、質問を終わります。

○保利委員長 午後零時三十分より委員会を再開することとし、この際、休憩いたします。

午前十一時四十六分休憩

午後零時三十分開議

○保利委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

質疑を続行いたします。植田至紀君。

○植田委員 社会民主党・市民連合の植田至紀です。

司法制度改革推進法案の質問をやる前に、先日、一般質疑で公安調査庁の外国人登録原票の請求にかかわる問題について幾ばくか聞き残しがあつたものですから、そのことを簡単にお伺いしておきたいと思ひます。入管局長には御足労いただいております。

この間、国と地方公共団体の機関委任事務が法定受託事務に変わつたということで、いわば通達の裁量行政が廃止されて全部法律に書き込むということになりましたから、今回の請求については、公安調査庁は破防法二十七条に基づいて請求された、出ず方は、外登法、外国人登録法の第四条の三の四が根拠になるというお話だつたと思ひます。

ちなみに、それ以前、言つてみれば機関委任事務の時代でしたら、その種の問題がもし地方自治体から、これはどうしたらいいかとかいうようなことで、仮に不明な点があれば請求元に問い合わせるよう等々指導もされておられたようであり、実際、せんだつての御質疑で私自身紹介させていたように、担当者の方から事務連絡、通達めいた文書も流して、こういうふうに対応しなさいというふうなことも指導されていたと思うわけですから、現在がそういうことはなされておられるのでしょうか。

○中尾政府参考人 お答え申し上げます。

法定受託事務になつて以降につきましても、各市町村から私どもの登録課の方に照会がございま

す。それで、照会に対して、照会に応じたしかるべき回答と申しますか、助言という形でお答えしているのが実情でございます。

○植田委員 もちろんそれは、ああしなさい、こうしなさいという話ではございませぬね。法律のつとつて、こういう根拠があるので、受け手としてはこういうことになるでしょうということだろつと思ひます。

ただ、基本的に法律に全部書き込むということになつて、それにのつとつて地方自治体は地方自治体として対応するということでございますから、その関係性においては、例えば、それぞれの当該自治体と法務省というものが、要するにこういう関係にあるわけではなくて、法のつとつて水平、対等な立場にあるのだなというふうな理解を一応しておいてよろしいわけでしょうか。

○中尾政府参考人 お答え申し上げます。

委員今説明いただいたとおりのことでございまして、法定受託事務になつた以上、国と地方公共団体の関係につきましても、いわば対等かつ協力、そういう関係に変わつたことはそのとおりだろつと思ひます。

○植田委員 私自身は、今回のかかる調査そのものが問題だと考えている立場ではございますが、もちろん法務省さんは、それはそれとして、今回の請求そのものに法的な問題はないということ、せんだつてさんざん聞いております。

手続上問題ないという理解をされているということを押さえた上で、とするならば、仮に、法務省が法的な手続には問題がないと当然ながら理解をされた、しかし、実際請求を受けた自治体側がどうもこの調査そのものに問題があるんじゃないかという疑問を持つ場合というのは当然あり得ると思ひうわけですが、その点についての御所見はいかがですか。

○中尾政府参考人 お答え申し上げます。

先ほど委員御説明いただきました、今回問題になつていふ事案に關しまして、ことしの八月以降、幾つかの地方自治体の方から私どもの方に、

外国人登録原票の開示請求につきましては、外国籍住民の人権により一層配慮して開示請求をするよう関係機関に囑られたという趣旨の要望書が参つておりますので、その関係の状況は私どもの方も承知しております。

○植田委員 今入管局長が紹介された、ほかにもあるのかもしませんが、私が承知しているのは、八月二十八日付で政令指定都市が外国人登録制度の改善に関する要望書というものを提出されている、その一つの項目の中に今の実際御答弁で紹介いただいた事項があるわけですね。

この場合、政令指定都市になるだろつけれども、例えば、開示の請求があつたときに、請求事項の精査が行われたのかどうか自治体側としてはどうも疑問の余地があるとか、また、本当に請求した方の当該業務に係る必要最小限の事項として向こうは請求してきているんやろつかとか、また、ここで書いてありますように、外国籍住民の人権に配慮しているんだろつかとか、当然、自治体側が疑問を持つ場合があるでしょう。そういう場合、実際に、今御紹介いただいたようなこういう要望も、地域の中でさまざまな住民の方からの要望を受けながらやりこつていくという要望書を出されたわけでしょうが、請求内容によつては、法務省は法的な手続上問題はないとおつちやつたとしても、どうもそれは問題があるんじゃないやろつかと自治体側が疑問を持つケースは当然出てくるだろつと私は思ひます。

事実認識として、そういうことがあろつということとは事実としてあるんじゃないかと思ひます。が、その認識についてまずお伺いできますか。

○中尾政府参考人 お答え申し上げます。

今の関係で申し上げますと、仮定の話でございますけれども、一般的に申し上げましたら、個々の具体的な請求が将来出て、個々具体的に各市町村側が判断をするわけでありまして、委員がおつちやつていふような場面というものは当然想定されるだろつと思ひます。

○植田委員 もしもの話にお答えいただくのは心

苦しいわけですが、例えば、私が今住んでおります奈良県大和高田市、植田至紀というのが大和高田市長であつたとしましょう。今回のような請求が公安調査庁から来た、でも、市長たる私は、これはだめだ、出すなといって開示を拒否するといったケースがもしあつた場合、その件については法務省はいかなる見解をお持ちになれますでしょうか。

○中尾政府参考人 お答え申し上げます。

今の件につきまして、あくまでも一般論としてお答えせざるを得ないわけでありましてけれども、先ほど来申し上げていきますように、その手の請求につきましては、基本的には、その請求を受けた地方公共団体の方でその妥当性というものを判断することになるわけでありまして、当該大和高田市でしたか、市長の方が、それは妥当性のない、必要性のないというふうに御判断されれば、それはそれで一つの判断だろうと思ひます。それはそれとして、私どもとしては、そういうことをやつたことについては尊重せざるを得ないと思ひます。

したがういまして、それが極めて逸脱しているというふうな、法に違反しているとかそういう場合になればまた別の対応があるかと思ひますが、そういうことでない限りは、それはその判断として尊重せざるを得ないというふうに思ひます。

○植田委員 それだけ聞けば結構でございます。

確かに、実際、法務省側からしてみれば、形式的要件を満たしておたら請求を拒否するという理屈づけはなかなか大変だろうということですが、けれども、間々そういうこともあり得る、そのときはその判断を当然ながら対等の立場として尊重せざるを得ないという御答弁でございます。だから、今回のケースでも、言ってみれば、自治体がつかりしておつて、外国人の人權に配慮した対応、それは法務省からしてみればどうもおかしなことと思つても尊重せざるを得ないというふうには受けとめたいと思ひます。

この質問は、以上にいたします。

司法制度改革推進法案にかかわつて、既に、主な論点については、昨日もありましたし、また、きよの審議の中でもありますので、幾つかおぼろしいところは承知しておりますけれども、丁寧に審議をしたいということでございますので、私なりの問題意識に従つて幾つか伺ひたいと思ひます。

まず、今回の司法制度改革の基本的目的にかかわつてということで何点か伺ひたいのですが、せんだつて、この推進法案、本会議で代表質問を我が党の保坂議員がさせていたたいわけですが、その際の法務大臣の答弁にかかわつて幾つか伺ひたいのです。

といいますのは、そのときに我が党の保坂議員が代表質問で伺ひましたのは、議事録でいきますと、「この司法制度改革推進法案が最大の重視すべきところは、まさに国民の視点、その一点であるということとをまず確認させていただきたい」というふうにした上で、特に、法案に規制緩和や社会経済情勢の変化はうたわれているけれども、人權の実現という言葉がないことを指摘しながら、「人權の実現とは、司法制度改革の目的であり、基本ではないでしょうか。」ということ質問をしていくわけですが、

それに対する、この部分に係る法務大臣の答弁は、「今般の司法制度改革により法の支配を拡充、発展させるといふことによりまして、国民の基本的人權の擁護も図られていくものと考えております。」と答弁なされていくのです。この答弁でいけば、保坂議員が伺ひたいのは、国民の視点その一点を法案が最大重視すべきではないかと問うているわけですが、そのことにはお答えいたしたいというのと、保坂議員がここで聞いたのは、この文脈を読みますと、司法制度改革の目的、基本に人權の実現があるのじゃないかというふうに聞いているのであつて、司法制度改革の結果について聞いているわけではないと思ひます。

ですから、ここでは法務大臣の方から、基本的

人權の擁護のために司法制度改革をするのですよ、そういう明快な御答弁をいただければと思ひます。お願いいたします。

○森山国務大臣 司法というものは、およそ国民の基本的人權を擁護し、社会正義を実現するという役割を持っているわけでございます。この法案の第一条に言ひます「司法の果たすべき役割にこのような内容が含まれていることは当然であると思ひます。この法案はそれを前提として御審議を願つていくということでございます。」

○植田委員 大体察しのつく答弁でございますが、一条にかかわる話はちよつとまた後で伺ひたいと思ひます。

保坂議員が代表質問で伺つた点について、もう一つお答えいただきたいのです。

今申し上げました質問に続いて保坂議員が、政府がこれまで薬害エイズであるとかハンセン病患者の隔離政策、また大気汚染等々の行政責任を否定し続けてきた、まずその事実を指摘した上で、「司法制度改革を前に、政府は行政責任をこれまで以上に率直に認め、真実を明らかにしていく覚悟と姿勢があるのか」ということを端的に聞いたわけですが、この点について、森山法務大臣の方は、「事後チェック型行政への転換は、消費者、生活者本位の経済社会を実現するためでございます。行政の責任逃れというのではないと思ひます。」と答弁されていくのです。

確かに、言ってみれば、保坂議員の質問の部分で、事前規制型から事後監視型になつて、要するに行政の側は、文句があつたらあんな裁判に訴えなさいということがあつたらだめよという趣旨のことを保坂議員の言い回しで言つていくのですけれども、ここの質問は、事前規制型から事後監視型への行政の転換そのものについて論及しているわけでもありませんし、また、それがけしからぬ、けしからぬくないということを言つていくわけではないわけですが、

むしろこの部分は、言ってみれば、質問の話の

中での一つの修飾語句なわけなんです。ですから、保坂議員の言葉をかりれば、国民の健康と安全のために必要な規制をサポートし、それがあつてはならないのだからしっかりとやれということですし、また、今紹介いたしました法務大臣の答弁をおかりすれば、まさに消費者、生活者本位の経済社会を実現するためには、政府が、みずからのあり方、これまでのあり方を、またこれからはもうそういう意思を明らかにしなければならぬと思ひますが、真摯に検証する、そして行政責任を否定することなく真実を明らかにするという姿勢が、過去のことにかかわつてもそうであり、これからもあるのだという姿勢が必要なのではないかと、私は保坂議員の質問を本会議場で聞いておつたわけですが、

改めて、その点についての法務大臣の御見解をお伺ひたいと思ひます。

○森山国務大臣 植田議員のおっしゃいますことは基本的に私も同じ考えでございますが、消費者、生活者本位の経済社会を実現するために規制緩和等が推進され、社会が事前規制型から事後監視型に転換することに伴つて司法の役割がより一層大きくなつていくというふうに思ひます。いまして、司法制度改革が進められますことによりまして、そして司法がその役割を十分に果たせるようになるということによりまして、社会的弱者の保護、救済も図られることになると考えるわけでございます。

先生の御指摘を踏まえまして、そのようなことを十分踏まえながら、真摯に司法制度改革に取り組んでまいりたいと思ひます。

○植田委員 司法制度改革に真摯に取り組む前提の一つとして、かつてのそうした行政のいわば責任を認めてこなかったという事実について、真摯に改めて見詰め直す、そしてまた、今後もしうしたことについて常に検証をするということについてはよろしいということですね。

○森山国務大臣 先生の御指摘を真摯に受けとめ

てまいりたいと思います。

○植田委員 受けとめていただいたということ、そのとおりだというふうには日本語として理解するのが至当ではないかと思ひますので、次に進みます。

ここでは、幾人か、各先生方も聞いておるのですが、これを聞かぬことには、我々、法案に反対する理由の一つでもありますので、ちょっとダブるのですが、伺いますが、この第一条についてはやはり聞かぬとおられぬわけですか。

ここで、「国の規制の撤廃又は緩和の一層の進展その他の内外の社会経済情勢の変化に伴い、司法の果たすべき役割がより重要になることにかんがみ、」とあるわけですか。ちなみに、我々、この意見書のすべてを首肯できるという立場ではありませんが、先ほど御紹介されておられましたけれども、「今般の司法制度改革の基本理念と方向」という三ページ目のこの文章は、全体の中でも実に格調の高い文章だと私は思ひます。実際、冒頭四行目から「法の精神、法の支配がこの国の血肉と化し、」この国のかたちとなるために、一体何をなさなければならぬのか、「日本国憲法」のよって立つ個人の尊重と国民主権が真の意味において実現されるために何が必要とされているのかを明らかにすることにある」と、この司法制度改革の根本的課題を二つの柱として、これが設定課題になるわけですね。そして、そこから来る書いてあるわけですか。「我が国は、直面する困難な状況の中にあつて、政治改革、行政改革、地方分権推進、規制緩和等の経済構造改革等の諸々の改革に取り組んできた。」云々、そして、「今般の司法制度改革は、これら諸々の改革を憲法によつて立つ基本理念の一つである「法の支配」の下に有機的に結び合わせようとするもの」ときてゐるわけですか。

こうした中身を読ませていただいて、改めてこの条文を読みますと、やはりこの一条は、あたかも規制緩和を後追ひするのが主目的であるかのやうに、矮小化されているなというふうには思ひざるを得ないわけですか。大体、こういう法案を出され

るときは、条文には書き込まへんのやつたら、提案理由説明ぐらいいはちゃんと書き込みましよというのかかわいらしいわけですかけれども、提案理由説明でもほとんど同じことしか書いていないわけですか。そういう中で、私としては、この一条が非常に矮小化されておるのじゃないかというふうには思ひざるを得ないわけでございます。

冒頭申し上げました人権の尊重というものについて、当然それは言はずもがななことであるというふうには大臣はこの問答弁されておるわけですが、言はずもがなことを法案の一条に書き込むことによつて、この法案のバランスなり中身、また立法目的等々が著しくふつり合ひであるとかな都合が生じるのでしょうか。不都合が生じるのであればその理由を御教示いただきたいと思ひますし、不都合が生じないのに、それやったら根本原則を書けばいいじゃないかと素朴に思ひます。何ら不都合がないのに書き込まないというのは、書いたらまずい何か合理的な理由があるのかな、私は素朴にそういうふうな疑問に思ひます。その点はいかがでしようか。

○森山国務大臣 先ほど申し上げましたように、司法が、国民の基本的人権を擁護して、社会正義の実現を図ることを役割としてゐるというのは当然のことでございます。この意見書の冒頭に非常に格調の高い文章を書いていただいていることは私も読ませていただいておりますが、この法案は、これからこの意見書をちやうだいした上でいろいろ具体化していかねばならない、その作業をするための舞台をつくる、枠組みをつくるということがこの法案自体の目的でありますので、人権の尊重とか社会正義の実現とかいう、当たり前のこととかいうか、大前提を改めて言う必要はないのではないかと今思ひます。

○植田委員 いや、実現されておたら別にそれで結構なんですね。憲法で定めておるところの基本的な人権を尊重しなければあかんといったって、現実にはそうではない。時として政府ですらそうした人権侵害というものを長きにわたつてやつて

きた、その歴史というものは事実明らかにやつてゐるわけですか。だからゆえに、このことに私はこだわらねえですね。言はずもがななことだから書かぬでもよろしいんだということではないだろうと思ひます。

現実には、その大前提がまだ克服すべき課題であつて、少なくとも基本的な人権というものはまあ確立されておらぬ。しかも、諸々の具体的政策なり、また、ここで言うところの司法制度改革を展開するに於いても、すべてのそうした施策に貫通されていなければならぬ、言つてみれば一番基底にあるものだと思うのです。少なくとも現状を見たときに、そうしたことを書き込むことが、不都合ではないようだけれども、必要がないというのには、私は法律の専門家ではございませんから、いや、そんなものは書かぬでもいいのだとおっしゃる専門家もいらつしやるのかも知れませんが、そこには非常にこだわらねえわけですか。

ですから、当然ここではそんなことはすべて織り込み済みなんだというふうにおっしゃるけれども、織り込み済みだといひながら、社会の実態はそうではないがゆえに司法制度改革というものが国民のために求められたのじゃなからうかと私は思ひます。それから、やはりそこは、書き込むことに不都合はないのだつたら、ちよつとぐらゐ書き加えりゃ不都合はないとおっしゃつていただければありがたいのです。

○森山国務大臣 先ほど申し上げましたように、意見書は非常に格調の高い言葉でそのことを特に強調しておられます。その意見書をいただいで、それを最大限に尊重し、その精神を具体化していく舞台をつくるための法案でありますので、この場合はこれでよろしいのではないかと今思ひます。

○植田委員 では、私の方が仮に百歩譲つたとしても、さつきもその質問の冒頭申し上げましたけれども、条文に書き込むことまで要らぬだろうといつても、それだつたら、大前提として、提案理由説明のところぐらゐには書いたつて不都合はないか

つたじゃないかと思うのです。何でもそこまで書くのを嫌がられるのですか。私は条文に書けと言つてゐるわけですよ。決してそこは日和るつもりはないのですけれども、せめて提案理由説明ぐらゐには書いたつて別に何の不都合もないじゃないですか。

かつて、議員立法で、人権擁護施策推進法をこしらえようといふことである議論して、最終的に出たわけですが、あれは議員立法じゃなかったかな。人権擁護施策推進法といふものを出したときも、これも審議会を設置するだけの法律だったのですよ。でも、さまざまな問題があり、基本的人権の云々といふことはちゃんと書き込んだわけですか。

ここで書き込むことに別に不都合はないのだから、何でも提案理由説明にも書く必要はなかったのですか。

○森山国務大臣 提案理由説明でございませうけれども、これもこの法案を提案するための説明でございまして、やはり法案に則して御説明することが基本ではないかという理解でこのやうな文言になつたのだと思ひます。

○植田委員 いつまでもこのやりとりをしてゐると、きちきちやろうと思つても時間が足りなくなつてきますが、要するに、書き込むことには不都合はないんだけれども、今回の法案で書く必要はないんだというお話でございまして、それだつたらあかんというところで、私も共産党さんと一緒に意思表示はさせていただいておりますので、それ以上やりとりはいたしません。

あともう一つ、目的にかかわつて、これは五条にかかわるわけですが、確かに、説明を聞いてゐると、意見書をつまみながら三項目記述してゐるわけですか。そして御説明を受ければ、意見書に書いてあることは全部ここに含まれておるので、その御説明は再三いただいでゐるわけですが、けれども、例えば、司法による行政のチェックに関する記述がないように思ひます。これも意見書では、本格的な検討を早急に実施すべきと。か

なり可及的速やかにやれというような個別課題というものは、やはり記述しておいて不都合はないだろうと思うのです。

これも、意見書に書いてあるのですからちゃんとそのことも早急にやるのですという御説明をいただけるのでしょうかいいのですが、記述がなかったとしても、この行政チェック関係の立法というのは可及的速やかにしっかりとやられるのですねということだけはせめて確認しておきたいと思ひますので、お願いします。

○樋渡政府参考人 しつかりやるということはそれとおりでございます、司法の行政に対するチェック機能の強化につきましては、司法制度改革推進本部の設置後、速やかに所要の検討は開始されるものと考えております。

なお、本法案第五条の第一号に掲げます、民事に関する、「その解決のため専門的な知見を要する事件その他の事件に関する裁判所における手続の一層の充実及び迅速化」、及び最後の「等」の趣旨の中にこの司法の行政に対するチェック機能の強化というのが含まれているわけであります。

詳しく申し上げますと、この場合には、行政実体法にかかわる部分とその他の部分、それを除く部分がありますので、行政実体法にかかわる部分を除く部分が先ほど申し上げました長い文章の「手続の一層の充実及び迅速化」に入っておりまして、行政実体法にかかわる部分が「等」という中に含んでおることでございます。

○植田委員 わかりました。

例えば、例の小田急の一件もありますように、やはりこの部分の検討というものは、これからかなり早急に整備していただきたいところでございますので、あえて取り上げて聞かせていただいたわけでございます。

続いて、これも話題に上っておりますので、かぶるところは御容赦いただきたいのですが、四条にかかわっております。

これは日弁連の責務が規定されているわけですが、これも、当然これは、先日の参考人の御質疑で

も日弁連さんもとされておられるわけですし、ないしはそう望まれたのだろうと思ひますから、いろいろと聞くのは日弁連さんから大きなお世話やと言われるかもしれませんが、事実経過として、この条文を入れるということについて、当然法案策定の段階で事務方であるいろいろ相談されたと思うんですが、その段階でどういう議論があったんですかということと、当然、こういう条文を入れるすけれどもいかがですやらかということも日弁連さんとも相談されているわけでしょうか、そこでどういう御議論があったのかということについて、まずお伺いできますでしょうか。

○樋渡政府参考人 第四条は、日弁連は司法制度改革の実現のために必要な取り組みを行うように努めるものとするという旨、規定したものでございます。

要は、法曹の中で大多数を占める弁護士が加入しております日弁連、この審議会の意見書の中でも日弁連が取り組みなければならぬ課題がたくさんありますことから、日弁連のこういった形での取り組みに努める責務というのは必要だろうというふうな我々も考えました。

そこで、日弁連に對しまして、本法案の目的や概要、責務規定の必要性について御説明を行い、日弁連の御意見も承りながら本法案の作成作業を進めたものでございます。これに加えて、通常の法案と同様に政府部内の調整を経て、第四条を含む法案の作成作業を終えたものでございます。

○植田委員 いや、これも素朴な疑問なんですけれども、さっき一条のところで、基本的人権にかかわってはかたくななまでに、いや、それは今回の法律では、要するに、推進計画をこしらえて、それをつくるための推進本部をつくるさかいに、そういう法律案で基本的人権のことをわざわざ書かぬで言わずもがなのこつちやという御説明やったわけですが、逆に言うところ、弁護士法一条でちゃんと書かれているわけですから、別にこの四条がなくとも言わずもがなのことと違うんかいなと

私なんぞは思うわけです。

ではここで、素人に教えてほしいんですが、今回のこの法律でこの四条がなければ画竜点睛を欠くということであるならば、この条文が必要とされる十分条件というのはどこにあったのか。要するに、どうしてもこの条文がないことには法案として、法案の全体としてまづいことがあるとするならば、なくてもいいものを入れたわけじゃないでしょうか、必要だから入れたんでしようから、その言ってみれば必要十分条件というのを教えていただきたいと思います。

○樋渡政府参考人 先ほども申し上げましたように、弁護士は法曹の大部分を占めておりまして、司法制度を支える重要な存在でございます。

司法制度改革審議会の意見の中でも、弁護士や日弁連及び弁護士会を対象とした改革等の項目が数多く掲げられておりまして、司法制度改革の実現のためには、政府、最高裁等のほかに、日弁連においても必要な取り組みを行うことが不可欠であるというふうな考えです。

そこで、本法律案では、日弁連につきましても、司法制度改革実現のために必要な取り組みを行うように努める旨の規定を置いたものでございます。

○植田委員 まあよくわかりませんが、よくわかりましたと申し上げておきます。

というのは、弁護士法一条は、これは「基本的人権を擁護し、社会正義を実現することを使命とする」と。当然、あまねく弁護士の皆様方はその一条を常に念頭に置きながらお仕事をされていると思うわけでございますが、実際、この二条に定められている基本理念のつとりまして推進計画が作成されるわけですが、じゃ、その結果すべてにあまねく弁護士は拘束されちゃうんかいなというふうな思ひわけです。

実際、出てきた推進計画を一読した弁護士が、弁護士法一条の私の使命からすればどうもこれは納得がいかないよという内容が含まれることもあるのと違うやろかと思うわけですが、少なくとも、ある弁護士にとつて、この出てきた推進

計画とは違う司法制度改革のあり方というものを追求していく権利というものはあるんでしようか。

○樋渡政府参考人 第四条は、日弁連は司法制度改革の実現のために必要な取り組みを行うように努めるものとする旨の抽象的責務を定めたものでございまして、個別的政策課題について日弁連及び弁護士の具体的な対応を法的に拘束するものだとは思ひておりません。

日弁連は、推進本部との間で所要の連絡調整をとりつつ、第二条に定める基本理念のつとめて、みずからの責任において改革に向けた必要な取り組みを行うものとされているのでありまして、そのような枠組みの中で個別の課題に対する日弁連としての具体的な対応が決められていくものと考えておりますので、いろいろな考え方は自由であらうというふうな思ひております。

○植田委員 次に、七条についてお伺ひいたしますけれども、ここで、推進計画を閣議決定した場合に、「遅滞なく、これを公表しなければならぬ」というふうな項目、七条にございまして、計画がつくられて、閣議決定されて、遅滞なくこれを公表するなどというのは、ごく当たり前のことを書いてあるにすぎないんじゃないかと思うわけですが、報告するなんというところは当たり前でございまして、少なくとも、例えばきちんとして報告すべきやぐらいいのことは書いたつて、これも不都合はないと思ひわけですけれども、それは何か不都合があったんでしようか。

○樋渡政府参考人 司法制度改革推進計画につきましては、内閣の責任のもとに総合的かつ集中的に司法制度改革を推進していくとの観点から、これを閣議決定し、その内容を国民全体にお知らせするため、これを遅滞なく公表するというにしております。

国会からの求めがありましたら、本計画の内容を国会に報告することは当然のことというふうな考えております。

○植田委員 審議の経過について、これからこの

さて、また続いて、八条関係で、推進本部の中心にかかわってでございますけれども、私は、まあそもそもかといえど内閣にあること自体が疑問あるわけですけれども、ちなみに、この推進本部の中で、国民の参加、国民がこの推進本部に対して物を言うていくことができる、当然国民のための司法制度改革のほうですから、そうした国民の意見を聞く仕組み、反映させる仕組みというものはあるはずだろうと思うわけですが、この第四章では、そうした私の疑問はどことを読めば氷解するんでしょうか。教えていただけますか。

○樫渡政府参考人　この法案の中には法律事項としては掲げてございませんが、先ほど来御説明申し上げておりますように、大所高所からの御意見を伺い、この立案作業が審議会の趣旨にのっとりつつ行われているかどうかということの御意見を伺うことができるように顧問会議を設けようとしておりますし、また、立案に当たりましては、幾つかのテーマごとに学者、実務家、有識者等による検討会を開催いたしまして、意見交換を行いながら事務局と一体となつて作業を進められるような体制を構築する必要があるとも考えておりますし、また、広く国民の御意見を承るために、インターネット等を通じ、あるいははもろもろの機会

○植田委員　顧問会議とおつしやいました。要するに、今の御説明でいきますと、国民参加、国民の意見を聞く、またそれを反映させる仕組みとしてその顧問会議というものとあるというんだというふうには私は理解してよろしいですか。そういうふうには今の御答弁を理解していいですか。国民の意見を聞く、国民の意見を反映させる仕組みとしての顧問会議なんだというふうには理解していいのですかという質問です。

○植田委員　先ほど来何度か大所高所というふうにおつしやるわけですが、さしずめ私などは小所低所から質問させていただきますっているんだらうと自身励ましながら質問させていただいているわけですが、国民はみんな法律の専門家じゃないわけですよ。やはりそこは、司法制度改革というのでしたらもう少し、司法制度改革というのはだれのなにかにあるのか、法律を一行も読んだことないけれども法律の恩恵に浴さなければならぬ、そういうふうな国民のためにどんな改革が必要かというふうには考えるわけです。ですから、今顧問会議で大所高所というふうにおつしやるのはいささか私はひっかかりを覚えます。

　　といいますのは、時間がありませんけれども、私の父親なんぞは、田舎に帰りますと、おい、至

でも、そういう素朴な声というものをどう反映させるかというのをどこでチャンネルをつくるのか、どこに回路をつくるのかということが、国民の意見を、何もうちのおやじを顧問会議に加えると言っていますよ、そんなこと言うていませうんが、そういう人たちの思い、声にできへん声というものをどう反映させるのかというのがここで見出し得ないので、ということ言っているわけです。

それで、十四条のところでも、「資料の提出その他の協力」ということで、一つは、関係行政機関の最高裁判所及び日弁連に対して本部は必要なときには協力を求めることができる、資料の提出、意見の開陳、説明その他必要な協力を求めることができるとうりますし、それ以外の人にも、特に必要と認めるときには必要な協力を依頼するることができるというふうに書いてあるわけですが、これは一方通行だろう。要するに、これはあくまでも主体は推進本部なんです。推進本部が必必要やと思うたら聞く場合がありますよということですね。

では、国民が意見を言いたいときに、一体どう

○極渡政府参考人 先生の御指摘のとおりに、当然にそういう情報提供も行いますし、あるいは現在もインターネットをあげておりまして意見も募集しておりますし、いろいろな形で国民の皆様からの意見を聞かせていただいて、できるだけ透明な形で改革を進めてまいりたいというふうに思っております。

それで、あと、最後二点ばかりお伺いしたいのです。これも記述がないのだけれども、当然そんなこともやるのですよとおっしゃられるのですが、お伺いしたいのです。

一つは、労働事件に関することが明記はされていないわけですが、これも、例えば労働委員会への救済命令に対する司法審査のあり方であるとか労働参審制の導入の当否、労働事件固有の手続の整備等々、これは意見書では早急な整備ということで、先ほどの行政事件のかかわりと同じなんですが、これについても当然ながら早急な整備に对应されるのですねということで理解していいのかなという事でございます。

その点についてはどうかということ、もう一つも同じ趣旨ですから続けてお伺いいたしますが、民事事件における証拠開示の拡充、これも重要な問題だったと思います。特に、私も、ですからさきの通常国会でも民法の改正には反対したのですけれども、訴え提起前の時期を含めて当事者が早期に証拠を集めるための手段を拡充すべきとたしか意見書にあったと思うのですが、この民事証拠開示に関して早急に再検討を加えるのですねというこの二点、お伺いできましようか。

○樋渡政府参考人 まず初めの労働関係事件への総合的な対応強化の点でございますが、本法案の第五条第一号に掲げる、民事に関する、「その解決のため専門的な知見を要する事件その他の事件に関する裁判所における手続の一層の充実及び迅速化」及び「裁判外における紛争処理制度の拡充」の中に含まれておりまして、もとより司法制度改革審議会意見にもありますように、民事裁判の充実、迅速化を図る上で重要な意義を有するものでありますことは十分に認識しております。したがって、労働関係事件への総合的な対応強化につきましては、司法制度改革推進本部の設置後、速やかに所要の検討が開始されるものと考えております。

また、証拠収集手続の拡充の件でございますが、これも本法案第五条の第一号に掲げる、民事に関する、「裁判所における手続の一層の充実及び迅速化」の中に含まれておりまして、もとより、司法制度改革審議会意見にもありますように、民事裁判の充実、迅速化を図る上で重要な意義を有するものであることは十分に認識しております。したがって、証拠収集手続の拡充につきましても、司法制度改革審議会意見の趣旨を踏まえ、速やかに検討がされるべきものと考えております。

以上でございます。
○植田委員 質疑時間が終了いたしましたということでございますし、委員もお集まりのようです

ので、以上で終わります。
○保利委員長 これにて本案に対する質疑は終了いたしました。

○保利委員長 この際、本案に対し、木島日出夫君外一名から、日本共産党及び社会民主党・市民連合の共同提案による修正案が提出されております。提出者から趣旨の説明を求めます。木島日出夫君。

司法制度改革推進法案に対する修正案
〔本号末尾に掲載〕

○木島委員 私は、日本共産党、社会民主党・市民連合を代表して、ただいま議題となりました司法制度改革推進法案に対する修正案につきまして、その趣旨を御説明申し上げます。

修正の第一は、第一条「目的」の項から「国の規制の撤廃又は緩和の一層の進展その他の内外の社会経済情勢の変化に伴い、司法の果たすべき役割がより重要になることにかんがみ」を削除するものであります。

司法制度改革審議会意見書は、司法改革を求める二つの流れが合流してつくられました。一つは、国民の司法参加を進め、憲法と民主主義、基本的人権を守ることを使命と考える司法改革の流れ、もう一つは、企業の経済活動の一層の自由化、規制緩和を推し進め、事後チェックの役割を司法に求める流れであります。

しかるに、本条は、後者の立場のみを取り上げており、偏ったものと言わざるを得ません。したがって、この文言は削除しました。

第二は、第二条「基本理念」について、冒頭に「基本的人権を保障するために」をつけ加えることであります。

うたっております。そして、裁判の使命は、国民の基本的人権を守ることにあり、司法権の行政・立法権からの独立、裁判官の独立も、そのための制度的保障であります。改革審議会の意見書も、司法の役割をそのようなものとして位置づけています。

そこで、この第二条に、今回の司法改革の基本理念として、基本的人権の保障を明記することとしたものです。

第三は、第五条第二号に「裁判官の任命手続及び人事制度その他の司法行政の在り方の見直し」を加えることであります。

第五条第二号は、改革審議会の意見書が立てた三つの柱のうち第二の柱、司法の人的基盤の整備を要約したものであります。そこでは、単に法曹人口の増大や人的体制の充実だけではなく、裁判官の任命手続の見直し、弁護士任官の推進、裁判官の人事制度の見直し、裁判所運営への国民参加、最高裁判所裁判官の選任のあり方など、裁判官制度の改革の必要性をうたっています。

しかし、改正法案にはこの部分が抜け落ちていきます。そこで、この部分の改革を推進させるために本文言を追加するものであります。

第四は、第九条に第二項を設け、「司法制度改革推進計画の作成」法律案及び政令案の立案に当たっては、それらを公表し、広く国民の意見を聴かなければならない」との文言を加え、改革推進に当たって、国民からの意見聴取を義務化したものであります。

改革審議会が審議を全面的に公開し、国民の意見を広く聞いたことが高く評価されていますが、改革推進のためには、一層の公開と国民の意見の反映が必要だと考えます。

第五は、改革推進体制が官僚主導となることを回避する制度的保障として、改革推進本部のもとに、国民の声を反映できる顧問会議を置き、事務局次長は弁護士をもつて充てることにしたものであります。

以上が修正の趣旨であります。

今後の司法改革を真に国民的基盤を持った国民のための改革にするために、同僚各位の御賛同をお願いして、提案理由といたします。

○保利委員長 これにて修正案の趣旨の説明は終わりました。

○保利委員長 これより原案及び修正案を一括して討論に入ります。

討論の申し出がありますので、これを許します。植田至紀君。

○植田委員 私は、社会民主党・市民連合を代表して、社会民主党・市民連合及び日本共産党提出の修正案に賛成し、内閣提出の司法制度改革推進法案に反対の立場から討論を行います。

内閣提出の司法制度改革推進法案は、まず第一に、「目的」において、司法制度改革の根幹がたかとも規制緩和にあるかの記述がなされ、司法制度改革審議会意見書の内容をさらに矮小化するものと言わざるを得ません。司法制度は国民の人権確立、救済、擁護の根幹であることをまず明確にすることが求められるのではないのでしょうか。

第二に、司法制度改革推進本部の体制に国民参加の視点が何ら見られないことでもあります。

国民の意見を聞くだけでなく、国民の意見が反映される体制こそが必要であるにもかかわらず、これでは官僚主導による恣意的な制度改革が行われる危険をぬぐい去ることはできません。かかる体制で司法制度改革を進めるとすれば、敗訴者負担制度など司法制度改革審議会意見の分かれた問題に、慎重な検討が加えられる保証がありません。また同様に、審議会で提起された行政訴訟についても、抜本改革が行われる確証がありません。

第三に、法案四条において、日本弁護士連合会の責務を定めていることであります。

言うまでもなく、弁護士の社会的使命は弁護士法一条に定められており、司法制度改革の目的を矮小化した法案一条、二条によって縛ることは、弁護士法一条をないがしろにするも

のと言わざるを得ません。

第四の問題は、法案からは法務省の自己改革の意思が見えないことです。

第五号で手続の迅速化に言及していますが、被疑者及び被告人の身柄拘束の適正化や取り調べの適正化、公判審理での直接主義及び口頭主義の実質化などを明確にすべきです。刑事司法の自由中心、調書裁判、人質司法といった根本問題に全く触れられていません。

第五は、裁判所の自己改革の道筋が明らかになっていないことです。

第五号二の規定は、判事、検察官の大幅増員、裁判官の任命手続、人事評価のあり方、判事補制度見直しなどの審議会意見書における積極的な提言が全く生かされていません。

それに対して、我が党と日本共産党が提出した修正案は、「目的」の第一義に人権の確立と擁護を、「基本理念」においては国民の基本的な人権を擁護することを明記し、推進本部の構成等についても、国民に開かれた運用に近づけようとするものであります。修正案への委員各位の御理解とその採択を求めるものです。

私は、司法制度改革は国民参加で行うべきと主張してきました。やもすれば法曹三者が了とすればそれでよしとしてきたあり方自体を、国民参加の議論で止揚していく司法制度改革こそがまさに改革と言えるのではないかとこの点を申し上げまして、討論を終わります。

○保利委員長 これにて討論は終局いたしました。

○保利委員長 これより採決に入ります。

内閣提出、司法制度改革推進法案及びこれに対する修正案について採決いたします。

まず、木島日出夫君外一名提出の修正案について採決いたします。

本修正案に賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

○保利委員長 起立少数。よって、本修正案は否

決されました。

次に、原案について採決いたします。原案に賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

○保利委員長 起立多数。よって、本案は原案のとおり可決すべきものと決しました。

○保利委員長 この際、ただいま議決いたしました本案に対し、田村憲久君外四名から、自由民主党、民主党・無所属クラブ、公明党、自由党及び日本共産党の共同提案による附帯決議を付すべしとの動議が提出されております。

提出者から趣旨の説明を聴取いたします。佐々木秀典君。

○佐々木(秀)委員 ただいま議題となりました附帯決議案について、提出者を代表いたしました、案文を朗読し、趣旨の説明といたします。

司法制度改革推進法案に対する附帯決議

(案)

本法の施行に当たっては、次の事項について格段の配慮をすべきである。

一 政府は、今後の司法制度改革の推進に当たっては、司法制度改革推進本部に広く国民の意見を反映することができるとような、機関の設置及びその他の措置を講ずること。

二 司法制度改革推進本部は、司法制度改革作業の経過を含む情報について、透明性の確保に努め、国民に開かれたものとする。

三 政府は、司法制度改革の推進に当たっては、人権擁護と社会正義の実現の観点から踏まえて、積極的に取り組むものとする。

四 政府は、司法制度改革を有効性あるものとするため、裁判所、検察庁等の人的・物的体制の充実を始め、特段の予算措置を行うように努めること。

以上であります。

何とぞ委員各位の御賛同をお願い申し上げます。

○保利委員長 これにて趣旨の説明は終わります。

た。

採決いたします。田村憲久君外四名提出の動議に賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

○保利委員長 起立総員。よって、本動議のとおり附帯決議を付することに決しました。

この際、ただいまの附帯決議につきまして、法務大臣から発言を求められておりますので、これを許します。森山法務大臣。

○森山国務大臣 ただいま可決されました附帯決議につきましては、その趣旨を踏まえ、適切に対処してまいりたいと存じます。

○保利委員長 お諮りいたします。

ただいま議決いたしました法律案に関する委員会報告書の作成につきましては、委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○保利委員長 御異議なしと認めます。よって、そのように決しました。

(報告書は附録に掲載)

○保利委員長 次に、本日付託になりました内閣提出、商法等の一部を改正する法律案及び商法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備に関する法律案の両案を一括して議題といたします。

趣旨の説明を聴取いたします。森山法務大臣。

商法等の一部を改正する法律案

商法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備に関する法律案

(本号(その二)に掲載)

○森山国務大臣 最初に、商法等の一部を改正する法律案につきまして、その趣旨を説明いたします。

す。

この法律は、会社の資金調達が必要が拡大し、その方法が多様化した現在の社会経済情勢のもとで、会社の円滑な資金調達を可能にし、また、新規企業の育成等に資するため、新株予約権制度の創設、種類株式の内容の拡大、新株発行に関する規制の緩和等、株式制度の見直しを行うとともに、高度情報化社会の到来に対応して、会社の作成する書類を電磁的記録で作成し、また、株主が議決権を電磁的方法により行使すること等を可能にするにより会社運営の合理化を図り、株主の権利行使の機会を確保するため、商法、有限会社法及び株式会社の監査等に関する商法の特例に関する法律を改正しようとするものであり、その要点は、次のとおりであります。

まず、商法につきましては、第一に、会社は新株予約権を発行することができることとしております。

新株予約権とは、あらかじめ定めた価額で会社の株式を取得することができる権利で、現行法上の新株引受権付社債の新株引受権がこれに相当するものです。これにつきましては、これまで、新株引受権付社債として、社債との組み合わせでなければ発行できないとされていましたが、新株予約権の単独発行を認めることとし、その発行等の手続を整備することとしております。また、これまで、ストックオプションとして、各別に規定を置いていたものについて、新株予約権の有利発行として整理し、付与対象者や付与できる株式数、権利行使期間に関する規制を廃止するとともに、株主総会の授權決議における決議事項を簡素化することとしております。

第二に、種類株式の制度を見直し、株式の種類として、新たに、議決権を行使することができる事項につき内容の異なる株式を発行することができることとして、種類株式の内容を拡大した上、このような議決権を行使することができる事項につき制限のある種類の株式については、発行済み株式総数の二分の一まで発行できることとしてお

ります。また、利益の配当に關して内容の異なる種類の株式については、定款でその上限額その他算定の基準の要綱を定めることで足り、具体的に配当すべき額については、取締役会等の発行決議において定めることができることとして、種類株式の機動的な発行を可能にしております。さらに、株式会社が種類株式を発行した場合には、株主総会の決議事項とされているもののうち、種類株主がその利益を保護するために必要と考える事項について、全体の株主総会の決議のほかに、定款をもつて、その種類株主の総会の決議を要すると定めることによつて、その種類株主の利益を保護することとしております。

第三に、株式の転換に關して、新たに、会社から強制的に転換をすることができ、強制転換条項付株式を認めることとし、これに伴い、株主から転換を請求できる従来の転換株式を転換予約権付株式と呼ぶこととして、両者を区別することとしております。

第四に、株主総会における新株の有利発行の決議の有効期間を延長する等、新株の発行に關する規制を緩和し、株式会社の資金調達の円滑化を図ることとしております。

第五に、高度情報化社会の到来に対応するため、会社は、その作成すべき会社関係書類を電磁的方法により作成することができることとしております。また、商法上、会社または株主等から行う通知、請求等についても、電磁的方法によることができることとしております。これにより、例えば、会社が株主総会の招集通知をインターネットを利用して行うことが可能になりますし、他方で、株主が議決権の行使を、同様に、インターネットを利用して行うことも可能になることとなります。

第六に、計算書類の公開に關し、会社は、取締役会の決議をもつて、貸借対照表またはその要旨の公告にかえて、貸借対照表に記載され、または記録された情報を、五年間、電磁的方法により開示する措置をとることができることとしております。

最後に、以上のような商法の改正に伴い、有限会社法及び株式会社の監査等に関する商法の特例に關する法律についても、所要の改正を行うこととしております。

続いて、商法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備に關する法律案につきまして、その趣旨を説明いたします。

この法律案は、商法等の一部を改正する法律の施行に伴い、非訟事件手続法ほか百十八の關係法律について規定の整備を行うとともに、所要の経過措置を定めようとするものであります。

以上が、これら法律案の趣旨でございます。

何とぞ、慎重に御審議の上、速やかに可決くださいますようお願いいたします。

○保利委員長 これにて趣旨の説明は終わりました。

次回は、来る三十日火曜日午後二時五十分理事會、午後三時委員會を開會することとし、本日は、これにて散會いたします。

午後一時三十八分散會

司法制度改革推進法案に対する修正案

司法制度改革推進法案の一部を次のように修正する。

目次中「第十八条」を「第十九条」に改める。

第一条中「、国の規制の撤廃又は緩和の一層の進展その他の内外の社会経済情勢の変化に伴い、司法の果たすべき役割がより重要になることにかんがみ」を削る。

第二条中「司法制度改革は」の下に「、基本的人權を保障するために」を加える。

第五条第二号中「整備等」を「整備、裁判官の任命手続及び人事制度その他の司法行政の在り方の見直し等」に改める。

第九条の見出しを「(所掌事務等)」に改め、同条に次の一項を加える。

2 本部は、前項第二号の司法制度改革推進計画

の作成並びに同項第三号の法律案及び政令案の立案に当たっては、司法制度改革推進計画の案又は法律案若しくは政令案を公表し、広く国民の意見を聴かなければならない。

第十八条を第十九条とし、第十七条を第十八条とし、第十六条を第十七条とする。

第十五条第二項中「事務局次長」の下に「、事務局次長を加え、同条に次の二項を加え、同条を第十六条とする。

5 事務局次長は、内閣総理大臣が弁護士のうちから日本弁護士連合会の推薦に基づき任命する。

6 事務局次長は、事務局長を助け、局務を整理する。

第十四条を第十五条とし、第十三条の次の一条を加える。

(顧問會議)

第十四条 本部に、顧問會議を置く。

2 顧問會議は、司法制度改革に關する施策に係る重要事項について審議し、本部長に意見を述べる。

3 顧問會議は、顧問十人で組織する。

4 内閣総理大臣は、次の各号に掲げる者の区分に応じ当該各号に掲げる数の者を顧問に任命する。

一 裁判官 一人

二 檢察官 一人

三 弁護士 一人

四 司法制度に關し学識経験のある者 二人

五 使用者を代表する者 一人

六 労働者を代表する者 一人

七 前各号のいずれにも該当しない者のうち、消費者を代表する者又は訴訟の当事者となつたことがある者 三人

5 顧問は、非常勤とする。

第百五十三回国会
衆議院
法務委員會議録
第五号(その二)

〔本号(その一)参照〕

商法等の一部を改正する法律案

商法等の一部を改正する法律

(商法の一部改正)

第一条 商法(明治三十二年法律第四十八号)の一部を次のように改正する。

目次中「取締役又ハ使用人ニ対スル新株ノ引受権ノ付与」を「新株予約権」に、「転換社債」を「新株予約権付社債」に改め、「第四款 新株引受権付社債」を削る。

第三十三条第一項中「記載スル」を「記載又ハ記録スル」に改め、同条第三項中「貸借対照表」の下に「ガ書面ヲ以テ作ラレタルトキ」を加え、同条第四項中「貸借対照表ニハ」を「貸借対照表ガ書面ヲ以テ作ラレタルトキハ」に改め、同条の次に次の一条を加える。

第三十三条ノ二 商人ハ会計帳簿又ハ貸借対照表ヲ電磁的記録(電子的方式、磁気的方式其ノ他人ノ知覚ヲ以テ認識スルコト能ハザル方式ニ依リ作ラルル記録ニシテ電子計算機ニ依ル情報処理ノ用ニ供セラルルモノトシテ法務省令ニ定ムルモノヲ謂フ以下同ジ)ヲ以テ作ルコトヲ得

前項ノ規定ニ依リ貸借対照表ガ電磁的記録ヲ以テ作ラレタル場合ニ於ケル其ノ電磁的記録ニ記録セラレタル情報ニ付テハ作成者之ニ署名ニ代フル措置ニシテ法務省令ニ定ムルモノヲ執ルコトヲ要ス

第三十四条中「記載スベキ」を「記載又ハ記録スベキ」に改める。

第三十六条第一項中「重要書類」を「重要ナル資料」に改める。

第五十六条第三項中「署名スル」を「署名又ハ第三十三条ノ二第二項ノ署名ニ代フル措置ヲ為

第一類第三号 法務委員會議録第五号(その二)

平成十三年十月二十六日

ス」に改める。

第六十三条中「記載シ各社員之ニ署名スル」を「記載又ハ記録スル」に改め、同条に次の二項を加える。

定款ガ書面ヲ以テ作ラレタルトキハ各社員之ニ署名スルコトヲ要ス

第三十三条ノ二ノ規定ハ定款ニ之ヲ準用ス第六十四条第一項第一号中「前条第一号」を「前条第一項第一号」に改める。

第三十三条ノ二第一項ノ規定ハ前項ノ財産目録又ハ貸借対照表ニ之ヲ準用ス

前項ノ場合ニ於テハ清算人ハ第一項ノ財産目録又ハ貸借対照表ノ交付ニ代ヘテ前項ニ於テ準用スル第三十三条ノ二第一項ノ電磁的記録ニ記録セラレタル情報ヲ電磁的方法(電子情報処理組織ヲ使用スル方法其ノ他ノ情報通信ノ技術ヲ利用スル方法ニシテ法務省令ニ定ムルモノヲ謂フ以下同ジ)ニ依リ提供スルコトヲ得但シ社員ノ請求アリタルトキハ其ノ電磁的記録ニ記録セラレタル情報ノ内容ヲ記載シタル書面ヲ其ノ社員ニ交付スルコトヲ要ス

第四百三十三条中「重要書類」を「重要ナル資料」に改める。

第四百四十八条中「第六十三条」を「第六十三条第一項」に、「記載スル」を「記載又ハ記録スル」に改める。

第五百五十三条第一項中「会社ノ貸借対照表ノ閲覧ヲ求メ」を「左ノ請求ヲ為シ」に改め、同項に次の各号を加える。

一 会社ノ貸借対照表ガ書面ヲ以テ作ラレタルトキハ其ノ書面ノ閲覧又ハ謄写ノ請求
二 会社ノ貸借対照表ガ電磁的記録ヲ以テ作ラレタルトキハ其ノ電磁的記録ニ記録セラレタル情報ノ内容ヲ法務省令ニ定ムル方法

ニ依リ表示シタルモノノ閲覧又ハ謄写ノ請求

第六十六條第一項中「記載シ各發起人之ニ署名スル」を「記載又ハ記録スル」に改め、同条第二項に次のただし書を加える。

但シ株式ノ譲渡ニ付取締役会ノ承認ヲ要スル旨ノ定款ノ定アル場合ニ於テハ此ノ限ニ在ラズ

第六十六條第一項の次に次の二項を加える。

定款ガ書面ヲ以テ作ラレタルトキハ各發起人之ニ署名スルコトヲ要ス

第三十三条ノ二ノ規定ハ定款ニ之ヲ準用ス第六十八條第一項中「記載スル」を「記載又ハ記録スル」に改める。

第六十九條中「書面」の下に「又ハ電磁的方法」を加える。

第七十三條ノ二第一項中「証明書」を「証明ヲ記載又ハ記録シタル資料」に改める。

第七十五條第一項中「株式申込証」の下に「ノ用紙」を加え、「署名スル」を「署名シテ株式申込証ヲ作ル」に改め、同条第二項中「株式申込証」の下に「ノ用紙」を加え、第四号ノ三を削り、第四号ノ四を第四号ノ三とし、同号の次に次の三号を加える。

四ノ四 第二百二十二條第四項又ハ第七項ノ場合ニ於テハ此等ノ規定ニ依リ定款ヲ以テ定メタル事項
四ノ五 第二百二十二條ノ二第一項ノ場合ニ於テハ転換ノ請求ニ因リテ発行スベキ株式ノ内容、転換ノ条件及転換ヲ請求シ得ベキ期間
四ノ六 第二百二十二條ノ八ノ場合ニ於テハ同条ノ規定ニ依リ定款ヲ以テ定メタル事項
第七十五條第三項中「株式申込証」の下に

「ノ用紙」を加え、同条第四項中「株式申込証」の下に「用紙ノ株式申込人ニ対スル」を加え、同項ただし書中「株式申込証」の下に「ノ用紙」を加え、同項の次に次の四項を加える。

發起人ハ株式申込証ノ用紙ノ株式申込人ニ対スル交付ニ代ヘテ政令ニ定ムル所ニ依リ株式申込人ノ承諾ヲ得テ株式申込証ノ用紙ノ内容タル事項ヲ電磁的方法ニ依リ提供スルコトヲ得此ノ場合ニ於テハ其ノ發起人ハ株式申込証ノ用紙ヲ株式申込人ニ交付シタルモノト看做ス

前項ノ場合ニ於テハ發起人ハ第四項ノ書面ニ記載スベキ情報ヲ前項ノ株式申込証ノ用紙ニ記載スベキ情報ト共ニ電磁的方法ニ依リ提供スルコトヲ得此ノ場合ニ於テハ前項後段ノ規定ヲ準用ス

株式申込人ハ政令ニ定ムル所ニ依リ發起人ノ承諾ヲ得テ株式申込証ノ用紙ノ内容タル事項ヲ記録シタル電磁的記録ニ株式申込証ニ記載スベキ情報ヲ記録シテ作リタル電磁的記録ノ作成ヲ以テ株式申込証ノ作成ニ代フルコトヲ得此ノ場合ニ於テハ其ノ株式申込証ノ作成ニ代ヘテ作リタル電磁的記録ハ之ヲ株式申込証ト看做ス

第三十三條ノ二第二項ノ規定ハ前項ノ規定ニ依リ株式申込証ト看做サル電磁的記録ニ記録セラレタル情報ニ之ヲ準用ス

第七十七條第二項中「又ハ」を「若ハ」に、「記載シタル」を「ノ用紙又ハ同条第六項若ハ第五項ノ電磁的方法ガ行ハルル場合ニ於ケル此等ノ方法ニ依リ作ラルル電磁的記録ニ記載又ハ記録シタル」に改める。

第八十條第三項中「第二百三十二條第一項第二項を」第二百三十二條第一項乃至第三項に、「第二百三十九條第二項第四項乃至第六項」

を「第二百三十九条第二項第三項第五項乃至第七項に改め、第二百三十九条ノ二」の下に「乃至第二百三十九条ノ四」を加える。

第百八十一条第三項中「報告書」を「報告」に、「証明書」を「証明」記載又ハ記録シタル資料に改める。

第百八十四条第二項中「書類」を「資料」に改める。

第百八十七条第二項中「記載」の下に「又ハ記録」を加え、同条第三項中「第三百四十八条第一項」の下に「及第二項」を加える。

第百八十八条第二項第四号を次のように改める。

四 削除

第百八十八条第二項に次の一号を加える。

十 第百八十三条第五項ノ取締役会ノ決議アリタルトキハ同項ノ情報ノ提供ヲ受クル為必要ナル事項ニシテ法務省令ニ定ムルモノ

第百九十一条中「株式申込証」の下に「ノ用紙」を加える。

第百九十八条中「株式申込証」の下に「ノ用紙」を加え、同条に後段として次のように加える。

発起人ニ非ズシテ此等ノ書類ノ作成ニ代ヘテ電磁的記録ノ作成ガ為サレタル場合ニ於ケル其ノ電磁的記録ニ其ノ旨ノ記録ヲ為スコトニ承諾シタル者ニ付亦同ジ

第百二十四条ノ二第二項中「前項」を「第一項」に改め、同条第四項中「第二項」を「第四項」に、「前項」を「第五項」に改め、同条第三項の次に次の一項を加える。

会社ハ第四項又ハ前項ニ規定スル書面ヲ以テ為ス通知ニ代ヘテ政令ニ定ムル所ニ依リ株主ノ承諾ヲ得テ此等ノ書面ニ記載スベキ情報ヲ電磁的方法ニ依リ提供スルコトヲ得此ノ場合ニ於テハ其ノ会社ハ第四項又ハ前項ノ規定ニ依ル通知ヲ為シタルモノト看做ス

株主ハ前項ニ規定スル書面ヲ以テ為ス請求ニ代ヘテ政令ニ定ムル所ニ依リ会社ノ承諾ヲ得テ其ノ書面ニ記載スベキ情報ヲ電磁的方法ニ依リ提供スルコトヲ得此ノ場合ニ於テハ其ノ株主ハ同項ノ規定ニ依リ請求ヲ為シタルモノト看做ス

前項ノ株主ガ第二百三十二条第二項ノ承諾ヲ為シタル者ナル場合ニ於テハ会社ハ其ノ承諾ニ係ル株主總會ノ会日ノ属スル營業年度ノ決算期ニ関スル定時總會ノ終結ニ至ル迄ノ間ハ正當ノ事由アルニ非ザレバ前項ノ承諾ヲ為スコトヲ拒ムコトヲ得ズ

第二百四十四条ノ三第一項中「前条第三項」を「前条第五項」に改め、同条第二項中「前項」を「第一項」に、「添付スル」を「添付スル」に改め、同条第三項中「前条第四項」を「前条第七項」に改め、同条第四項中「第二項」を「第三項」に改め、同条第二項の次に次の一項を加える。

第二項ノ場合ニ於テハ前項ニ規定スル供託ヲ証スル書面ハ第二項ニ於テ準用スル前条第二項ノ電磁的方法ニ依ル情報ノ提供ニ際シ之ヲ提出スルコトヲ要ス

第二百四十四条ノ三第一項の次に次の一項を加える。

前条第二項ノ規定ハ前項ニ規定スル書面ヲ以テ為ス請求ニ之ヲ準用ス

第二百四十四条ノ三ノ二第一項及び第二項中「第二百四十四条ノ二第三項」を「第二百四十四条ノ二第五項」に改め、同条第五項中「同条第二項」を「同条第三項」に改め、同条第八項中「第二百四十四条ノ二第四項」を「第二百四十四条ノ二第七項」に改める。

第二百四十四条ノ四第三項及び第五項中「第二百四十四条ノ三第二項」を「第二百四十四条ノ三第三項」に改め、同条第七項中「第二百四十四条ノ二第四項」を「第二百四十四条ノ二第七項」に改める。

第二百四十四条ノ五中「第二百四十四条ノ二第三項第四項」を「第二百四十四条ノ二第五項乃至第七項」に改め、同条に次の一項を加える。

第二百四十四条ノ二第二項ノ規定ハ前項ニ規定スル

ル書面ヲ以テ為ス請求ニ之ヲ準用ス

第二百六十六条第一項中「記載スル」を「記載又ハ記録スル」に改め、同条第二項中「記載シタルトキ」の下に「(其ノ複本ノ作成ニ代ヘテ電磁的記録ノ作成ガ為サレタル場合ニ於ケル其ノ電磁的記録ニ記録シタルトキヲ含ム)」を加える。

第二百九条第一項中「株主名簿ニ記載シ」を「株主名簿ニ記載又ハ記録シ」に改める。

第二百十条第六項中「記載スル」を「記載又ハ記録スル」に改め、同条第七項中「記載サレタル」を「記載又ハ記録セラレタル」に、「第二百五十六條ノ三第六項」を「第二百五十六條ノ三第七項」に改め、同項の次に次の一項を加える。

第二百四十四条ノ二第二項及第三項ノ規定ハ前項ニ規定スル書面ヲ以テ為ス請求ニ之ヲ準用ス

第二百十條ノ二第一項中「若ハ第二百四十四条ノ五ニ於テ準用スル同項」を「(第二百四十四条ノ五第一項ニ於テ準用スル場合ヲ含ム)」に改める。

第二百一十一條第三項中「第百七十五條第一項第三項乃至第五項」を「第百七十五條第一項第三項乃至第九項」に改める。

第二百一十一條ノ二に次の二項を加える。

第一項及前項ニ規定スル議決権ニハ第二百一十二條第四項ニ規定スル議決権制限株式ニシテ議決権ヲ行使スルコトヲ得ベキ如何ナル事項ニ付テモ之ヲナキモノト定メラレタル種類ノ株式及有価証券法第三十九條第一項但書ノ規定ニ依リ定款ヲ以テ議決権ヲ行使スルコトヲ得ベキ如何ナル事項ニ付テモ之ヲナキモノト定メラレタル持分ニ付テノ議決権ヲ含マザルモノトス

第一項及第三項ノ規定ノ適用ニ付テハ第二百四十一條第三項ニ規定スル株式ヲ有スル株主ハ其ノ株式ニ付同条第一項ノ規定ニ依リ議決権ヲ、有限会社法第四十一條ニ於テ準用スル第二百四十一條第三項ニ規定スル持分ヲ有スル社員ハ其ノ持分ニ付有限会社法第三十九條第一項ノ規定ニ依リ議決権ヲ有スルモノト看做ス

第二百四十四條第二項中「記載スル」を「記載又ハ記録スル」に改める。

第二百十五條第一項並びに第二百十九條第一項及び第三項中「記載」の下に「又ハ記録」を加える。

第二百二十條第一項中「記載スベキ」を「記載又ハ記録スベキ」に改める。

第二百二十條ノ二第一項各号列記以外の部分中「株式」を「取締役ハ株式」に改め、「之ニ付」の下に「端株原簿ヲ作り之ニ」を加え、「端株原簿ニ記載スル」を「記載又ハ記録スル」に、「之ヲ記載スル」を「之ヲ記載又ハ記録スル」に改め、同項第四号中「転換株式」を「第二百二十二條ノ三ニ規定スル転換予約権付株式」に、「第二百二十二條ノ四」を「第百七十五條第二項第四号ノ五」に改め、同項に次の一号を加える。

五 第二百二十二條ノ九第一項ニ規定スル強制転換条項付株式ニ係ル端株ナルトキハ第百七十五條第二項第四号ノ六ニ掲グル事項

第二百二十條ノ二第二項中「記載スベキ」を「記載又ハ記録スベキ」に、「記載セザル」を「記載又ハ記録セザル」に改め、同条第四項中「記載サレザル」を「記載又ハ記録セラレザル」に改め、同条第一項の次に次の一項を加える。

第三十三條ノ二第一項ノ規定ハ端株原簿ニ之ヲ準用ス

第二百二十條ノ三第一項第四号中「第三百四十一條ノ二第二項第六号又ハ第三百四十一條ノ八第二項第八号」を「第二百八十条ノ二十第二項第十二号又ハ第三百四十一條ノ三第一項第九号」に改める。

第二百二十條ノ四第一項中「記載」の下に「又ハ記録」を加える。

第二百二十一條第四項中「第二百二十條ノ二第二項」を「第二百二十條ノ二第三項」に、「記載セザル」を「記載又ハ記録セザル」に改め、同条第六項中「第二百二十條ノ二第三項」を「第二百二十條ノ二第四項」に改める。

第二百二十二條第一項中「又ハ利益ヲ以テス

ル株式ノ消却」を、「利益ヲ以テスル株式ノ消却又ハ議決権ヲ行使スルコトヲ得ベキ事項」に改め、同条第二項ただし書を削り、同条第三項中「転換社債若ハ新株引受権付社債」を「新株予約権若ハ新株予約権付社債」に改め、同条第二項の次に次の六項を加える。

利益ノ配当ニ関シ内容ノ異ル種類ノ株式ニシテ会社ノ成立後発行スルモノノ内容中配当スベキ額ニ付テハ前項ノ規定ニ拘ラズ定款ヲ以テ第二百八十条ノ第二項ノ株主総会又ハ取締役会ガ之ヲ定ムル旨ヲ定ムルコトヲ得但シ定款ヲ以テ配当スベキ額ニ付テハ上限額其ノ他ノ算定ノ基準ノ要綱ヲ定メタルトキニ限ル会社ハ定款ヲ以テ議決権ヲ行使スルコトヲ得ベキ事項ニ付制限アル種類ノ株式（以下議決権制限株式ト称ス）ニ関シ之ヲ有スル株主ガ左ノ規定ノ全部又ハ一部ノ適用ニ付議決権ヲ有セザルモノトスル旨ヲ定ムルコトヲ得

一 総株主ノ議決権ノ百分ノ一、百分ノ三又ハ十分ノ一以上ヲ有スル株主ノ権利ノ行使ニ付テノ規定
二 第二百四十五条ノ第五項、第三百五十八条第八項、第三百七十四条ノ二十三第八項又ハ第四百十三条ノ第三項ノ規定
議決権制限株式ノ総数ハ発行済株式ノ総数ノ二分ノ一ヲ超ユルコトヲ得ズ
前項ノ規定ニ拘ラズ一単元ノ株式ノ数ヲ定メタル会社ニ於テハ議決権制限株式ニ付テ存スル単元ノ数ハ発行済株式ノ全部ニ付テ存スル単元ノ数ノ二分ノ一ヲ超ユルコトヲ得ズ
会社ガ数種ノ株式ヲ発行スル場合ニ於テハ定款ヲ以テ法令又ハ定款ノ定ニ依リ株主総会又ハ取締役会ニ於テ決議スベキ事項ノ全部又ハ一部ニ付テ其ノ決議ノ外或種類ノ株主ノ総会ノ決議ヲ要スルモノヲ定ムルコトヲ得
株主総会ニ関スル規定ハ前項ノ総会ニ之ヲ準用ス
第二百二十二条ノ第二項及び第三項中「転換」を「転換ノ請求」に改める。

第一類第三号 法務委員會議録第五号(その二)

第二百二十二条ノ三中「転換」を「転換ノ請求」に、「転換株式」を「前条第一項ノ規定ニ依リ株主ガ他ノ種類ノ株式ニ転換スルコトヲ請求シ得ベキ株式（以下転換予約権付株式ト称ス）」に改める。

第二百二十二条ノ四を次のように改める。
第二百二十二条ノ四 削除
第二百二十二条ノ五第三項を次のように改める。
第二百二十二条ノ五に次の一項を加える。

株式ノ転換ヲ請求スル者ハ第一項ノ請求書ノ提出ニ代ヘテ政令ニ定ムル所ニ依リ会社ノ承諾ヲ得テ同項ノ請求書ニ記載スベキ情報ヲ電磁的方法ニ依リ提供スルコトヲ得此ノ場合ニ於テハ其ノ者ハ同項ノ請求書ヲ提出シタルモノト看做ス
第二百二十二条ノ五に次の一項を加える。
第二百四十四条ノ第三項ノ規定ハ前項ノ会社ノ承諾ニ、第二百四十四条ノ第四項ノ規定ハ第一項本文ノ株券ニ、第三百三十三条ノ第二項ノ規定ハ前項ノ電磁的方法ガ行ハル場合ニ於テ其ノ方法ニ依リ作ララル電磁的記録ニ記録セラレタル情報ニ之ヲ準用ス

第二百二十二条ノ六中「転換」を「転換予約権付株式ノ転換」に改め、「定款の下に」又ハ「取締役会ノ決議」を加え、同条に次の一項を加える。
第二百二十四条ノ三第一項ノ期間内ニ株主ガ転換ノ請求ヲ為シタル時ハ其ノ議決権ニ付テハ前項ノ規定ニ拘ラズ其ノ期間満了ノ時ニ於テ転換アリタルモノト看做ス
第二百二十二条ノ七中「転換」を「転換ノ請求」に改め、同条の次に次の三項を加える。
第二百二十二条ノ八 会社ガ数種ノ株式ヲ発行スル場合ニ於テハ定款ヲ以テ定款ニ定ムル事由ガ生ジタルトキハ会社ガ其ノ発行シタル或種類ノ株式ヲ他ノ種類ノ株式ニ転換スルコトヲ得ベキ旨ヲ定ムルコトヲ得此ノ場合ニ於テハ定款ヲ以テ転換ニ因リテ発行スベキ株式ノ内容及転換ノ条件ヲ定ムルコトヲ要ス

平成十三年十月二十六日

第二百二十二条ノ九 会社ガ前条ノ規定ニ依リ会社ガ他ノ種類ノ株式ニ転換スルコトヲ得ベキ株式（以下強制転換条項付株式ト称ス）ノ転換ヲ為ス場合ニ於テハ転換セラルベキ強制転換条項付株式ハ取締役会ノ決議ヲ得テ決ス
前項ノ決議ヲ為シタルトキハ会社ハ其ノ旨、転換セラルベキ強制転換条項付株式及一定ノ期間内ニ其ノ株券ヲ会社ニ提出スベキ旨ヲ公告シ且其ノ強制転換条項付株式ニ付テノ株主及株主名簿ニ記載又ハ記録アル質権者ニハ各別ニ之ヲ通知スルコトヲ要ス但シ其ノ期間ハ一月ヲ下ルコトヲ得ズ

強制転換条項付株式ノ転換ハ前項ノ期間満了ノ時ニ於テ其ノ効力ヲ生ズ
第二百二十六条ノ規定ハ第一項ノ決議ヲ為シタル場合ニ之ヲ準用ス
第二百二十二条ノ十 第二百二十二条ノ第三項ノ規定ハ強制転換条項付株式ノ発行ノ場合ニ、第二百二十二条ノ三並ニ第二百二十二条ノ六第一項但書及第二項ノ規定ハ強制転換条項付株式ノ転換ノ場合ニ之ヲ準用ス
第二百二十三条中「株主名簿ニハ」を「取締役ハ株主名簿ヲ作リ之ニ」、「記載スル」を「記載又ハ記録スル」に改め、同条第五号中「転換株式ヲ発行シタルトキハ第二百二十二条ノ四」を「転換予約権付株式ヲ発行シタルトキハ第二百七十五條第二項第四号ノ五」に改め、同条に次の一号を加える。

六 強制転換条項付株式ヲ発行シタルトキハ第二百七十五條第二項第四号ノ六ニ掲グル事項
第二百二十三条に次の一項を加える。
第二百三十三条ノ二第一項ノ規定ハ株主名簿ニ之ヲ準用ス
第二百二十四条第一項中「記載シタル」を「記載又ハ記録シタル」に、「住所ニ宛ツル」を「宛先ニ対シテ」に改め、同条第二項中「前項」を「前二項」に改め、同条第三項中「前二項」を「前三項」に改め、同条第一項の次に次の一項を加える。

本法ニ別段ノ定アル場合ヲ除クノ外電子情報処理組織ヲ使用スル方法其ノ他ノ情報通信ノ技術ヲ利用スル方法ニ依リ前項ノ通知又ハ催告ヲ為ス場合ニ於テハ政令ニ定ムル所ニ依リ株主ノ承諾ヲ得テ法務省令ニ定ムル方法ニ依リ之ヲ為スコトヲ要ス
第二百二十四条ノ二第一項中「宛テテ」を「又ハ宛先ニ対シ」に改める。
第二百二十四条ノ三第一項中「記載」の下に「又ハ記録」を加える。
第二百二十五条中第三号から第五号までを削り、第六号を第三号とし、同条第七号中「転換株式ナルトキハ第二百二十二条ノ四」を「転換予約権付株式ナルトキハ第二百七十五條第二項第四号ノ五」に改め、同条を同条第四号とし、同条の次に次の一号を加える。

五 強制転換条項付株式ナルトキハ第二百七十五條第二項第四号ノ六ニ掲グル事項
第二百二十六条ノ二第二項中「記載」を「記載若ハ記録」に改め、「其ノ記載」の下に「若ハ記録」を加え、同条第三項中「記載」の下に「又ハ記録」を加える。
第二百三十三條第一項中「対シテ」の下に「書面ヲ以テ」を加え、同条第二項中「前項」を「前二項」に、「記載スル」を「記載又ハ記録スル」に改め、同条第三項中「前二項」を「前三項」に、「議決権ナキ」を「其ノ総会ニ於テ議決権ヲ行使スルコトヲ得ザル」に改め、同条第一項の次に次の一項を加える。

総会ヲ招集スル者ハ前項ノ規定スル書面ヲ以テ為ス通知ノ發出ニ代ヘテ政令ニ定ムル所ニ依リ株主ノ承諾ヲ得テ電磁的方法ニ依リ通知ヲ為スルコトヲ得此ノ場合ニ於テハ前項ノ規定ニ依リ通知ヲ為シタルモノト看做ス
第二百三十三條ノ二第二項中「記載スル」を「記載又ハ記録スル」に改め、同条に次の一項を加える。

三

第二百四十四条ノ二第二項及第三項ノ規定ハ第一項又ハ前項ニ規定スル書面ヲ以テ為ス請求ニ之ヲ準用ス

第二百三十七條第二項中「前項」を「第一項」に改め、同条第三項中「前二項」を「前三項」に改め、同条第一項の次に次の一項を加える。

第二百四十四条ノ二第二項及第三項ノ規定ハ前項ニ規定スル書面ヲ以テ為ス請求ニ之ヲ準用ス

第二百三十七條ノ三に次の一項を加える。

第二百四十四条ノ二第二項及第三項ノ規定ハ前項ニ規定スル書面ヲ以テ為ス通知ニ之ヲ準用ス

第二百三十八條中「書類」を「モノ」に、「報告書」を「監査報告書」に改める。

第二百三十九條第二項ただし書中「代理人ハ」を「其ノ株主又ハ代理人ハ其ノ」に改め、同条第三項中「前項」を「第二項」に改め、同条第五項中「書面」の下に「及第三項ニ於テ準用スル第二百二十二條ノ五第三項ノ電磁的方法ガ行ハル場合ニ於テ其ノ方法ニ依リ作ラルル電磁的記録」を加え、同条第六項中「前項ノ書面ノ閲覧又ハ謄写ヲ求ムル」を「左ノ請求ヲ為ス」に改め、同項に次の各号を加える。

一 前項ノ書面ノ閲覧又ハ謄写ノ請求

二 前項ノ電磁的記録ニ記録セラレタル情報ノ内容ヲ法務省令ニ定ムル方法ニ依リ表示シタルモノノ閲覧又ハ謄写ノ請求

第二百三十九條第二項の次に次の一項を加える。

第二百二十二條ノ五第三項及第二百四條ノ二第三項ノ規定ハ前項但書ノ書面ノ差出ニ之ヲ準用ス

第二百三十九條ノ二第一項の次に次の一項を加え、同条を第二百三十九條ノ四とする。

第二百四條ノ二第二項及第三項ノ規定ハ前項後段ニ規定スル書面ヲ以テ為ス通知ニ之ヲ準用ス

第二百三十九條の次に次の二条を加える。

第二百三十九條ノ二 会社ハ取締役会ノ決議ヲ以テ總會ニ出席セザル株主ガ書面ヲ以テ議決

権ヲ行使シ得ベキ旨ヲ定ムルコトヲ得此ノ場合ニ於テハ第二百三十二條ニ定ムル通知ニハ其ノ旨ヲ記載又ハ記録スルコトヲ要ス

前項ノ定メタル会社ニ於テハ第二百三十二條ニ定ムル通知ニ際シテハ書面ヲ以テ為ス議決権ノ行使ニ付參考トナルベキ事項トシテ法務省令ニ定ムルモノヲ記載シタル書類ヲ交付スルコトヲ要ス

前項ノ会社ニ於テハ第二百三十二條第二項ノ承諾ヲ為シタル株主ニ對シ同項ニ定ムル電磁的方法ニ依リ通知ヲ為ストキハ前項ノ書類ニ記載スベキ情報ヲ其ノ通知ト共ニ電磁的方法ニ依リ提供スルコトヲ得但シ株主ノ請求アリタルトキハ同項ノ書類ヲ其ノ株主ニ交付スルコトヲ要ス

第二項ノ会社ニ於テハ第二百三十二條ニ定ムル通知ニ際シ株主ノ議決権ノ行使ノ用ニ供セラルベキ書面ヲ交付スルコトヲ要ス

書面ニ依リ議決権ノ行使ハ前項ノ書面ニ必要ナル事項ヲ記載シ之ヲ總會ノ会日ノ前日迄ニ第二項ノ会社ニ提出シテ行フ

書面ニ依リ行使セラレタル議決権ノ数ハ出席シタル株主ノ議決権ノ数ニ之ヲ算入ス

第四項ノ書面ノ様式ハ法務省令ヲ以テ之ヲ定ム

前条第六項及第七項第一号ノ規定ハ第五項ノ規定ニ依リ提出セラレタル書面ニ之ヲ準用ス

第二百三十九條ノ三 会社ハ取締役会ノ決議ヲ以テ總會ニ出席セザル株主ガ電磁的方法ニ依リ議決権ヲ行使シ得ベキ旨ヲ定ムルコトヲ得此ノ場合ニ於テハ前条第一項後段ノ規定ヲ準用ス

前条第二項及第三項ノ規定ハ電磁的方法ニ依リ議決権ノ行使ニ付參考トナルベキ事項トシテ法務省令ニ定ムルモノヲ記載シタル書類ニ之ヲ準用ス

第一項ノ定メタル会社ニ於テハ第二百三十二條第二項ノ承諾ヲ為シタル株主ニ對シ同項ノ電磁的方法ニ依リ通知ヲ為ストキハ前条

第四項ノ書面ノ内容タル事項ヲ其ノ通知ト共ニ電磁的方法ニ依リ提供スルコトヲ要ス

前項ノ会社ニ於テ第二百三十二條第二項ノ承諾ヲ為サザル株主ヨリ總會ノ会日ノ一週間前迄ニ前項ノ事項ノ電磁的方法ニ依リ提供ノ請求アリタルトキハ政令ニ定ムル所ニ依リ其ノ株主ノ承諾ヲ得テ其ノ事項ヲ直ニ電磁的方法ニ依リ其ノ株主ニ提供スルコトヲ要ス

電磁的方法ニ依リ議決権ノ行使ハ政令ニ定ムル所ニ依リ第三項ノ会社ノ承諾ヲ得テ前条第四項ノ書面ノ内容タル事項ヲ記録シタル電磁的記録ニ必要ナル情報ヲ記録シ之ヲ總會ノ会日ノ前日迄ニ電磁的方法ニ依リ其ノ会社ニ提供シテ行フ其ノ会社ノ承諾ニ付テハ第二百四

条ノ二第三項ノ規定ヲ準用ス

前条第六項ノ規定ハ電磁的方法ニ依リ行使セラレタル議決権ノ数ニ之ヲ準用ス

第二百三十九條第六項及第七項第二号ノ規定ハ第五項ノ規定ニ依リ提供セラレタル情報ガ記録セラレタル電磁的記録ニ之ヲ準用ス

第二百四十一條に次の一項を加える。

第二百四十一條ノ二第四項及第五項ノ規定ハ前項ノ場合ニ之ヲ準用ス

第二百四十二條 削除

第二百四十四條第二項中「記載シ議長並ニ出席シタル取締役之ニ署名スル」を「記載又ハ記録スル」に改め、同条第三項中「謄本」の下に「(其ノ作成ニ代ヘテ電磁的記録ノ作成ガ為サレタル場合ニ於ケル其ノ電磁的記録ヲ含ム)」を加え、同条第四項中「第二百六十三條第二項」を「第二百六十三條第三項」に、「書類」を「モノ」に、「同条第四項」を「同条第六項」に改め、同条第二項の次に次の二項を加える。

前項ノ議事録ガ書面ヲ以テ作ラレタルトキハ議長及出席シタル取締役之ニ署名スルコトヲ要ス

第三十三條ノ二ノ規定ハ第一項ノ議事録ニ之ヲ準用ス

第二百四十五條第二項中「記載スル」を「記載又ハ記録スル」に改める。

第二百四十五條ノ二に次の一項を加える。

第二百四條ノ二第二項及第三項ノ規定ハ前項ニ規定スル書面ヲ以テ為ス通知ニ之ヲ準用ス

第二百四十五條ノ三第一項中「前条」を「前条第一項」に改め、同条第四項中「第二項」を「第三項」に改め、同条第一項の次に次の一項を加える。

第二百四條ノ二第二項及第三項ノ規定ハ前条第一項及前項ニ規定スル書面ヲ以テ為ス請求ニ之ヲ準用ス

第二百四十五條ノ四中「第二百四十五條ノ二」を「第二百四十五條ノ二第一項」に、「前条第三項」を「前条第四項」に改める。

第二百四十五條ノ五第五項中「第二百四十五條ノ三第二項」を「第二百四十五條ノ二第二項、第二百四十五條ノ三第二項」に、「第五項」を「第六項」に改める。

第二百四十六條第三項中「報告書」を「報告」に、「証明書」を「証明ヲ記載又ハ記録シタル資料」に改める。

第二百四十六條ノ三第六項中「書面」の下に「及第三項ニ於テ準用スル第二百四條ノ二第二項ノ電磁的方法ガ行ハル場合ニ於テ其ノ方法ニ依リ作ラルル電磁的記録」を加え、同条第二項の次に次の一項を加える。

第二百四條ノ二第二項及第三項ノ規定ハ前二項ニ規定スル書面ヲ以テ為ス請求ニ之ヲ準用ス

第二百四十九條第三項中「前項」を「第二項」に改め、同条第二項の次に次の一項を加える。

第一項但書ノ取締役以外ノ取締役ハ前項ニ規定スル書面ヲ以テ為ス請求ニ代ヘテ政令ニ定ムル所ニ依リ第一項但書ノ取締役ノ承諾ヲ得テ其ノ書面ニ記載スベキ情報ヲ電磁的方法ニ依リ提供スルコトヲ得此ノ場合ニ於テハ其ノ提供ヲ為シタル取締役ハ前項ノ規定ニ依リ請求ヲ為シタルモノト看做ス

第二百六十条ノ三第四項中「第二百五十九条第三項を」第二百五十九条第四項に改める。

第二百六十条ノ四第二項中「記載シ出席シタル取締役及監査役之ニ署名スル」を「記載又ハ記録スル」に改め、同条第四項中「前項ニ掲グル議事録ノ閲覧又ハ謄写ヲ求ムル」を「左ノ請求ヲ為ス」に改め、同項に次の各号を加える。

一 前項ノ議事録ガ書面ヲ以テ作ラレタルトキハ其ノ書面ノ閲覧又ハ謄写ノ請求

二 前項ノ議事録ガ電磁的記録ヲ以テ作ラレタルトキハ其ノ電磁的記録ニ記録セラレタル情報ノ内容ヲ法務省令ニ定ムル方法ニ依リ表示シタルモノノ会社ノ本店ニ於ケル閲覧又ハ謄写ノ請求

第二百六十条ノ四第二項の次に次の二項を加える。

前項ノ議事録ガ書面ヲ以テ作ラレタルトキハ出席シタル取締役及監査役之ニ署名スルコトヲ要ス

第三十三条ノ二ノ規定ハ第一項ノ議事録ニ之ヲ準用ス

第二百六十三条を次のように改める。

第二百六十三条 取締役ハ左ニ掲グルモノノ(第三号ノ複本ノ作成ニ代ヘテ電磁的記録ノ作成ガ為サレタル場合ニ於ケル其ノ電磁的記録ヲ含ム)ヲ左ニ定ムル場所ニ備置クコトヲ要ス

一 定款 本店及支店

二 株主名簿、新株予約権原簿及社債原簿

本店(名義書換代理人ヲ置キタル場合ニハ本店又ハ名義書換代理人ノ営業所)

三 前号ニ掲グルモノノ複本(名義書換代理人ヲ置キタル場合ニ於テ同号ニ掲グルモノノ本店ニ備置キタルトキニ限ル) 名義書換代理人ノ営業所

四 端株原簿 本店(名義書換代理人ヲ置キタル場合ニハ本店又ハ名義書換代理人ノ営業所)

株主、会社ノ債権者、端株主及新株予約権ヲ有スル者ハ営業時間内何時ニテモ左ノ請求ヲ

第一類第三号 法務委員会議録第五号(その二)

為スコトヲ得但シ第二号又ハ第四号ノ請求ヲ為スニハ会社ノ定メタル費用ヲ支払フコトヲ要ス

一 定款ガ書面ヲ以テ作ラレタルトキハ其ノ書面ノ閲覧ノ請求

二 前号ノ書面ノ謄本又ハ抄本ノ請求

三 定款ガ電磁的記録ヲ以テ作ラレタルトキハ其ノ電磁的記録ニ記録セラレタル情報ノ内容ヲ法務省令ニ定ムル方法ニ依リ表示シタルモノノ閲覧ノ請求

四 前号ノ電磁的記録ニ記録セラレタル情報ヲ電磁的方法ニシテ法務省令ニ定ムルモノニ依リ提供スルコトノ請求又ハ其ノ情報ノ内容ヲ記載シタル書面ノ交付ノ請求

株主及会社ノ債権者ハ営業時間内何時ニテモ左ノ請求ヲ為スコトヲ得

一 株主名簿、新株予約権原簿、社債原簿若ハ端株原簿ガ書面ヲ以テ作ラレタル場合ニ於ケル其ノ書面又ハ株主名簿、新株予約権原簿若ハ社債原簿ノ複本ノ閲覧又ハ謄写ノ請求

二 株主名簿、新株予約権原簿、社債原簿若ハ端株原簿ガ電磁的記録ヲ以テ作ラレタル場合又ハ株主名簿、新株予約権原簿若ハ社債原簿ノ複本ノ作成ニ代ヘテ電磁的記録ノ作成ガ為サレタル場合ニ於ケル此等ノ電磁的記録ニ記録セラレタル情報ノ内容ヲ法務省令ニ定ムル方法ニ依リ表示シタルモノノ第一項第二号第三号又ハ第四号ニ定ムル場所ニ於ケル閲覧又ハ謄写ノ請求

端株主ハ営業時間内何時ニテモ左ノ請求ヲ為スコトヲ得

一 端株原簿ガ書面ヲ以テ作ラレタルトキハ其ノ書面ノ閲覧又ハ謄写ノ請求

二 端株原簿ガ電磁的記録ヲ以テ作ラレタルトキハ其ノ電磁的記録ニ記録セラレタル情報ノ内容ヲ法務省令ニ定ムル方法ニ依リ表示シタルモノノ第一項第四号ニ定ムル場所ニ於ケル閲覧又ハ謄写ノ請求

新株予約権ヲ有スル者ハ営業時間内何時ニテモ左ノ請求ヲ為スコトヲ得

平成十三年十月二十六日

新株予約権ヲ有スル者ハ営業時間内何時ニテモ左ノ請求ヲ為スコトヲ得

一 新株予約権原簿ガ書面ヲ以テ作ラレタル場合ニ於ケル其ノ書面又ハ新株予約権原簿ノ複本ノ閲覧又ハ謄写ノ請求

二 新株予約権原簿ガ電磁的記録ヲ以テ作ラレタル場合又ハ新株予約権原簿ノ複本ノ作成ニ代ヘテ電磁的記録ノ作成ガ為サレタル場合ニ於ケル此等ノ電磁的記録ニ記録セラレタル情報ノ内容ヲ法務省令ニ定ムル方法ニ依リ表示シタルモノノ第一項第二号又ハ第三号ニ定ムル場所ニ於ケル閲覧又ハ謄写ノ請求

親会社ノ株主ハ其ノ権利ヲ行使スル為必要アルトキハ裁判所ノ許可ヲ得テ子会社ニ対シ第二項各号又ハ第三項各号ニ掲グル請求(子会社ガ有限会社ナル場合ニ於テハ有限会社法第二十八条第一項ノ定款又ハ社員名簿ニ係ル請求ヲ為スコトヲ得

第二百六十六條ノ三第二項本文中「株式申込証の下に」ノ用紙を、「新株引受権証書」の下に「新株予約権申込証」を加え、「社債申込証」目録見書」を「社債申込証若ハ新株予約権付社債申込証」用紙若ハ目録見書若ハ此等ノ書類ノ作成ニ代ヘテ電磁的記録ノ作成ガ為サレタル場合ニ於ケル其ノ電磁的記録」に、「ノ書類」を「ニ掲グルモノ」に、「記載スベキ」を「記載若ハ記録スベキ」に改め、「ノ記載」の下に「若ハ記録」を、「公告」の下に「(第二百八十三條第五項ニ規定スル措置ヲ含ム以下此ノ項ニ於テ同ジ)」を加え、同項ただし書中「記載」の下に「若ハ記録」を加える。

第二百六十七條第二項中「前項ノ請求」を「第一項ノ請求に、前項ノ株主」を「同項ノ株主」に改め、同条第三項中「前二項」を「前三項」に改め、同条第五項中「第二項」を「第三項」に、「第三項」を「第四項」に改め、同条第一項の次に次の一項を加える。

第二百六十四條ノ二第二項及第三項ノ規定ハ前項

ニ規定スル書面ヲ以テ為ス請求ニ之ヲ準用ス

第二百六十八條第三項中「前条第二項」を「前条第三項」に改める。

第二百六十八條ノ二第一項中「第二百六十七條第二項」を「第二百六十七條第三項」に、「第三項」を「第四項」に改める。

第二百七十五條中「及書類」を「其ノ他ノモノ」に改める。

第二百七十五條ノ四中「受クル」を「受ケ又ハ同条第二項ニ於テ準用スル第二百四條ノ二第二項ノ承諾ヲ為ス」に改める。

第二百八十條ノ二第一項に次の一号を加える。

九 株式ノ譲渡ニ付取締役会ノ承認ヲ要スル旨ノ定款ノ定アル場合ニ於テ第二百八十條ノ五ノ二第一項但書ノ決議アルトキハ新株ノ割当ヲ受クル者並ニ之ニ対シ割当ツル株式ノ種類及数

第二百八十條ノ二第三項中「記載スル」を「記載又ハ記録スル」に改め、同条第四項中「後最初ニ発行スル新株ニシテ其ノ日ヨリ六月」を「ノ日ヨリ一年」に、「モノ」を「新株」に改める。

第二百八十條ノ四第二項中「第二百二十條ノ二第二項」を「第二百二十條ノ二第三項」に、「記載セザル」を「記載又ハ記録セザル」に改め、同条第三項中「記載」の下に「又ハ記録」を加える。

第二百八十條ノ六中「株式申込証」の下に「ノ用紙」を加え、同条に次の一項を加える。

前項ノ規定ハ左ノ事項ヲ記載又ハ記録シタル証書又ハ電磁的記録ニ依リ契約ヲ以テ新株ノ総数ヲ引受クル場合ニハ之ヲ適用セズ

一 前項各号ニ掲グル事項

五

九項に改め、同項に次のただし書を加える。

但し第二百八十条ノ六第二項ノ場合ニ於テハ第七十五条第一項第三項乃至第八項ノ規定ニ付テハ此ノ限ニ在ラズ

第二百八十条ノ十七第二項中「記載」の下に「又ハ記録」を加える。

第二編第四章中第三節ノ三を次のように改める。

第三節ノ三 新株予約権

第二百八十条ノ十九 新株予約権トハ之ヲ有スル者(以下新株予約権者ト称ス)ガ会社ニ対シテ行使シタルキニ会社ガ新株予約権者ニ対シ新株ヲ発行シ又ハ之ニ代ヘテ会社ノ有スル自己ノ株式ヲ移転スル義務ヲ負フモノヲ謂フ

新株予約権ニ付テハ本法ニ別段ノ定アル場合ヲ除クノ外本節ノ定ムル所ニ依ル

第二百八十条ノ二十 会社ハ新株予約権ヲ発行スルコトヲ得

前項ノ場合ニ於テハ左ノ事項ハ取締役会之ヲ決ス但シ定款ヲ以テ株主總會ガ之ヲ決スル旨ヲ定メタルトキハ此ノ限ニ在ラズ

一 其ノ決議ニ基キ発行スル新株予約権ノ目的タル株式ノ種類及数

二 複數ノ新株予約権ニ分割シテ発行スルトキハ発行スル新株予約権ノ総数

三 各新株予約権ノ発行価額及払込期日但シ無償ニテ之ヲ発行スル場合ニ於テハ其ノ旨及之ヲ発行スル日

四 各新株予約権ノ行使ニ際シテ払込ヲ為スベキ額

五 新株予約権ヲ行使スルコトヲ得ベキ期間

六 前二號ニ掲グルモノノ外新株予約権ノ行使ノ条件

七 会社ガ新株予約権ヲ消却スルコトヲ得ベキ事由及消却ニ依リ新株予約権者ノ受クベキ金銭其ノ他ノ消却ノ条件

八 新株予約権ノ譲渡ニ付取締役会ノ承認ヲ要スルモノトストキハ其ノ旨

九 新株予約権者ノ請求アルトキニ限り新株予約権証券ヲ発行スベキモノトストキハ其ノ旨

十 新株予約権ノ行使ニ因リテ新株ヲ発行スル場合ニ於ケル其ノ新株ノ発行価額中資本ニ組入レザル額

十一 前号ノ場合ニ於ケル利益又ハ利息ノ配当ニ付テハ第二百八十条ノ三十七第一項ノ規定ニ依ル払込ヲ為シタル時ノ属スル營業年度又ハ其ノ前營業年度ノ終ニ於テ新株ノ発行アリタルモノト看做スモノトストキハ其ノ旨

十二 会社ニ対シ行使スルコトニ因リ其ノ会社ノ発行スル新株予約権ノ割當ヲ受ケタルコトナル權利(以下新株予約権ノ引受權ト称ス)ヲ株主ニ与フルトキハ其ノ旨並ニ新株予約権ノ引受權ノ目的タル新株予約権ノ数及其ノ新株予約権ノ発行ノ条件

十三 株主以外ノ者ニ対シテ有利ナル条件ヲ以テ新株予約権ヲ発行スルコトキハ其ノ旨並ニ新株予約権ノ割當ヲ受クル者、之ニ対シ割當スル新株予約権ノ数及其ノ新株予約権ノ発行ノ条件

十四 第八号ニ掲グル事項ノ定アル場合ニ於テ株主以外ノ者ニ対シ新株予約権ヲ発行スルトキハ新株予約権ノ割當ヲ受クル者及之ニ対シ割當スル新株予約権ノ数

前項ノ決議ニ於テハ定款ニ同項第八号、第九号、第十一号及第十二号ニ掲グル事項ニ付定アルトキハ其ノ定從フコトヲ要ス

新株予約権ノ行使ニ因リテ新株ヲ発行スル場合ニ於テハ新株予約権ノ発行価額及第二項第四号ニ掲グル額トノ合計額ノ一株当リノ額ヲ其ノ新株一株ノ発行価額ト看做ス

第二百八十条ノ二十一 株主以外ノ者ニ対シテ有利ナル条件ヲ以テ新株予約権ヲ発行スルニハ定款ニ之ニ関スル定アルトキト雖モ其ノ新株予約権ニ付テノ前条第二項第一号、第二号及第四号乃至第八号ニ掲グル事項並ニ各新株予約権ノ最低発行価額(無償ニテ発行スル場合ニハ其ノ旨)ニ付第三百四十三条ニ定ムル決議アルコトヲ要ス此ノ場合ニ於テハ取締役ハ株主總會ニ於テ株主以外ノ者ニ対シテ有利ナル条件ヲ以テ新株予約権ヲ発行スルコトヲ必要トスル理由ヲ開示スルコトヲ要ス

前項ノ決議ハ新株予約権ニシテ決議ノ日より一年内ニ発行価額ノ払込(無償ニテ新株予約権ヲ発行スル場合ニハ発行)ヲ為スベキモノニ付テノミ其ノ効力ヲ有ス

第二百八十条ノ二十二 第三項ノ規定ハ第一項ノ決議ニ之ヲ準用ス

第二百八十条ノ二十三 会社ハ払込期日(無償ニテ新株予約権ヲ発行スル場合ニハ之ヲ発行スル日)ノ二週間前ニ第二百八十条ノ二十第二項第一号乃至第八号ニ掲グル事項、新株予約権ノ発行価額及其ノ行使ニ際シテ払込ヲ為スベキ額ノ算定ノ理由(無償ニテ新株予約権ヲ発行スル場合ニハ其ノ理由)並ニ募集ノ方法ヲ公告シ又ハ株主ニ通知スルコトヲ要ス

第二百八十条ノ二十四 前二條ノ規定ハ第二百八十条ノ二十第二項第十二号ノ新株予約権ノ引受權ノ目的タル新株予約権及第二百八十条ノ二十一第一項ノ決議アリタル新株予約権ニ付テハ之ヲ適用セズ

株主ガ有スル新株予約権ノ引受權ノ目的タル新株予約権ノ行使ノ条件ハ株主ガ其ノ有スル株式ノ数ニ応ジテ株式ヲ取得スルコトヲ得ベキモノナルコトヲ要ス

前項ノ規定ニ拘ラズ同項ノ株主ハ一株ノ百分ノ一(第二百二十条ノ二第三項ノ規定ニ依リ異ル割合ヲ定メタル場合ハ其ノ割合)ニ滿タザル端數ニ付テハ之ヲ取得スルコトヲ得ズ一株ニ滿タザル端數ヲ端數トシテ端數原簿ニ記載又ハ記録セザル旨ノ定アル場合ニ於ケル一

株ニ滿タザル端數ニ付亦同ジ

第二百八十条ノ四第三項ノ規定ハ株主ガ新株予約権ノ引受權ヲ有スベキ場合ニ之ヲ準用ス

第二百八十条ノ二十六 株主ガ新株予約権ノ引受權ヲ有スル場合ニ於テハ各株主ニ対シ其ノ者ガ有スル新株予約権ノ引受權ノ目的タル新株予約権ノ数、其ノ新株予約権ノ目的タル株式ノ種類及数、第二百八十条ノ二十第二項第三号乃至第七号ニ掲グル事項並ニ一定ノ期日迄ニ新株予約権ノ引受權ノ行使ヲ為サザルトキハ之ヲ失フベキ旨ヲ通知スルコトヲ要ス

第二百八十条ノ五第二項及第三項ノ規定ハ前項ノ場合ニ之ヲ準用ス

第二百八十条ノ二十七 株式ノ譲渡ニ付取締役会ノ承認ヲ要スル旨ノ定款ノ定アル場合ニ於テハ株主ハ新株予約権ノ引受權ヲ有ス但シ株主以外ノ者ニ対シ新株予約権ヲ発行スベキコト並ニ其ノ新株予約権ノ目的タル株式ノ種類及数ニ付第三百四十三条ニ定ムル決議アリタルトキハ此ノ限ニ在ラズ

第二百八十条ノ二十八 第三項及第二百八十条ノ二十一第一項ノ規定ハ前項但書ノ決議ニ之ヲ準用ス

第二百八十条ノ二十八 新株予約権ノ申込又ハ新株予約権ノ引受權ノ行使ヲ為サントスル者ハ新株予約権申込証ノ用紙ニ其ノ引受クベキ新株予約権ノ数及住所ヲ記載シ之ニ署名シテ新株予約権申込証ヲ作ルコトヲ要ス

新株予約権申込証ノ用紙ハ取締役之ヲ作り之ニ左ノ事項ヲ記載スルコトヲ要ス

一 会社ノ商号

二 第二百八十条ノ二十第二項第一号乃至第十一号ニ掲グル事項

三 第二百八十条ノ二十第二項ノ決議ニ於テ第三百五十二條第三項各号又ハ第三百六十四條第三項各号ニ掲グル事項ヲ定メタルトキハ其ノ事項

四 第四百七十五條第二項第四号乃至第六号ニ掲グル事項

五 次条第一項ノ払込ヲ取扱フベキ銀行又ハ
信託会社及其ノ取扱ノ場所
六 第二百八十條ノ三十七第一項ノ払込ヲ取
扱フベキ銀行又ハ信託会社及其ノ取扱ノ場
所
七 名義書換代理人ヲ置キタルトキハ其ノ氏
名及住所並ニ營業所
第七十五條第五項ノ規定ハ新株予約権申込
証ノ用紙ノ交付ニ、同条第七項及第八項ノ規
定ハ新株予約権申込証ノ作成ニ之ヲ準用ス
会社ハ第一項ノ規定ニ依リ新株予約権ノ申込
ヲ為シタル者中ヨリ新株予約権ノ割當ヲ受ケ
ル者ヲ定メ且之ニ對シ割當ツル新株予約権ノ
數ヲ定ムルコトヲ要ス
前各項ノ規定ハ第二項各号ニ掲グル事項ヲ記
載又ハ記録シタル証書又ハ電磁的記録ニ依ル
契約ヲ以テ新株予約権ノ總數ヲ割當ツル場合
ニハ之ヲ適用セズ
第二百八十條ノ二十九 新株予約権ノ割當ヲ受
ケタル者ハ払込期日ニ各新株予約権ニ付其ノ
発行価額ノ全額ノ払込ヲ為スコトヲ要ス
新株予約権ノ割當ヲ受ケタル者ガ前項ノ払込
期日迄ニ払込ヲ為サザルトキハ其ノ權利ヲ失
フ
第二百七十七條第二項ノ規定ハ第一項ノ払込ニ
之ヲ準用ス
第二百八十條ノ三十 会社ハ第二百八十條ノ二
十第二項第九号ニ掲グル事項ノ定アルトキハ
其ノ定ニ從ヒ、其ノ定ナキトキハ払込期日
(無償ニテ新株予約権ヲ発行スル場合ニハ之
ヲ発行スル日)後遅滞ナク新株予約権証券ヲ
発行スルコトヲ要ス此ノ場合ニ於テハ第二百
二十六條第二項及第三項ノ規定ヲ準用ス
新株予約権証券ニハ左ノ事項及番号ヲ記載シ
取締役之ニ署名スルコトヲ要ス
一 新株予約権証券ナル旨ノ表示
二 新株予約権ノ數
三 新株予約権ノ目的タル株式ノ種類及數
四 第二百八十條ノ二十第二項第四号乃至第
二

八号ニ掲グル事項
五 第二百八十條ノ二十八第二項第一号、第
三十三号及第六号ニ掲グル事項
六 株式ノ譲渡ニ付取締役會ノ承認ヲ要スル
旨ヲ定メタルトキハ其ノ規定
第二百八十條ノ三十一 取締役ハ新株予約権原
簿ヲ作リ之ニ左ノ事項ヲ記載又ハ記録スルコ
トヲ要ス
一 新株予約権証券ノ番号並ニ各新株予約権
証券ニ付テノ新株予約権ノ數及發行ノ年月
日
二 第二百八十條ノ二十第二項第一号乃至第
九号ニ掲グル事項
三 第二百八十條ノ二十八第二項第三号ニ掲
グル事項
左ノ場合ニ於テハ新株予約権原簿ニハ新株予
約権者ノ氏名及住所、其ノ有スル新株予約権
ノ數並ニ各新株予約権ノ取得ノ年月日ヲ記載
又ハ記録スルコトヲ要ス
一 第二百八十條ノ二十第二項第八号ニ掲グ
ル事項ノ定アルトキ
二 第二百八十條ノ二十第二項第九号ニ掲グ
ル事項ノ定アル場合ニ於テ新株予約権ニ付
未ダ新株予約権証券ガ發行セラザルトキ
前項第二号ノ場合ニ於テハ新株予約権原簿ニ
ハ第一項第一号ニ掲グル事項ヲ記載又ハ記録
スルコトヲ要セズ
第二百八十條ノ二十第二項第九号ニ掲グル事
項ノ定アル場合ニ於テ新株予約権証券ガ發行
セラザルトキハ第二項第二号ノ新株予約権
ニ付同項ノ規定ニ依リ新株予約権原簿ニ記載
又ハ記録セラザル事項ヲ抹消スルコトヲ要
ス但シ同項第一号ノ場合ニハ此ノ限ニ在ラズ
第三十三條ノ二第一項ノ規定ハ新株予約権原
簿ニ、第二百二十四條第一項乃至第三項ノ規
定ハ新株予約権原簿ニ記載又ハ記録アル新株
予約権者ニ對スル通知ニ之ヲ準用ス
第二百八十條ノ三十二 新株予約権ヲ發行スル
トキハ払込期日(無償ニテ新株予約権ヲ發行

スル場合ニハ之ヲ發行スル日)ヨリ本店ノ所
在地ニ於テハ二週間、支店ノ所在地ニ於テハ
三週間内ニ新株予約権ノ登記ヲ為スコトヲ要
ス
前項ノ登記ニ在リテハ左ノ事項ヲ登記スルコ
トヲ要ス
一 新株予約権ノ數
二 新株予約権ノ目的タル株式ノ種類及數
三 各新株予約権ノ發行価額(無償ニテ發行
スル場合ニハ其ノ旨)
四 第二百八十條ノ二十第二項第四号乃至第
七号ニ掲グル事項
第六十七條ノ規定ハ第一項ノ登記ニ之ヲ準用
ス
第二百八十條ノ三十三 新株予約権ハ之ヲ他人
ニ譲渡スコトヲ得但シ第二百八十條ノ第二十
二項第八号ニ掲グル事項ノ定アルトキハ取締
役會ノ承認ヲ要ス
前項但書ノ承認ノ申請ヲ為スニハ会社ニ對シ
譲渡ノ相手方並ニ譲渡サントスル新株予約権
ノ數ヲ記載シタル書面ヲ提出スルコトヲ要ス
第二百二十二條ノ五第三項及第二百二十四條ノ二
第三項ノ規定ハ前項ノ承認ノ申請ニ、同条第
四項第六項及第七項前段ノ規定ハ其ノ承認ノ
申請アリタル場合ニ之ヲ準用ス
第二百八十條ノ三十四 新株予約権ヲ譲渡スニ
ハ新株予約権証券ヲ交付スルコトヲ要ス
第二百五條第二項及第二百三十條並ニ小切手
法第二十一條ノ規定ハ新株予約権証券ニ之ヲ
準用ス
第二百八十條ノ三十五 第二百八十條ノ第二十
二項第八号ニ掲グル事項ノ定アル新株予約権
ノ移轉ハ取得者ノ氏名及住所ヲ新株予約権原
簿ニ記載又ハ記録スルニ非ザレバ之ヲ以テ會
社ニ對抗スルコトヲ得ズ
第二百六條第二項ノ規定ハ新株予約権原簿ノ
名義書換代理人ヲ置ク場合ニ之ヲ準用ス
第二百八十條ノ三十六 会社ハ第二百八十條ノ
二十第二項ノ決議ニ於テ新株予約権ヲ消却ス

ルコトヲ得ベキ事由トシテ定メタル事由ガ發
生シタルトキニ限り新株予約権ノ消却ヲ為ス
コトヲ得此ノ場合ニ於テハ消却セラレベキ新
株予約権ハ取締役會之ヲ決ス
前項後段ノ決議ヲ為シタルトキハ会社ハ其ノ
旨、消却セラレベキ新株予約権及一定ノ期間
内ニ新株予約権証券ヲ会社ニ提出スベキ旨ヲ
公告シ且新株予約権者ニ對シ通知スルコトヲ
要ス但シ其ノ期間ハ一月ヲ下ルコトヲ得ズ
消却セラレベキ新株予約権ニ付新株予約権証
券ヲ發行セザリシトキハ前項本文ノ公告ハ之
ヲ為スコトヲ要セズ
新株予約権ノ消却ハ第二項ノ期間満了ノ時ニ
於テ其ノ効力ヲ生ズ
第二百八十條ノ三十七 新株予約権ヲ行使スル
者ハ請求書ニ新株予約権証券ヲ添付シテ之ヲ
会社ニ提出シ且第二百八十條ノ二十第二項第
四号ニ掲グル額ノ全額ノ払込ヲ為スコトヲ要
ス但シ新株予約権証券ヲ發行セザリシトキハ
之ヲ添付スルコトヲ要セズ
第二百二十二條ノ五第三項及第二百二十四條ノ二
第三項ノ規定ハ前項ノ請求書ノ提出ニ、第二
百二十四條ノ三第四項ノ規定ハ前項本文ノ新株予
約権証券ニ之ヲ準用ス
第一項ノ払込ハ第二百八十條ノ二十八第二項
第六号ノ場所ニ於テ之ヲ為スコトヲ要ス
第六十七條ノ規定ハ同条第八項ニ於テ準用
スル第三十三條ノ二第二項ノ規定ハ第一項ノ
請求書ニ、第二百七十八條及第二百八十九條ノ規
定ハ第一項ノ払込ヲ取扱フ銀行又ハ信託會社
ニ、第二百二十二條ノ七ノ規定ハ新株予約権
ノ行使ニ因リ變更ノ登記ニ之ヲ準用ス
第二百八十條ノ三十八 前条第一項ノ規定ニ依
リ新株予約権ヲ行使シタル者ハ同項ノ払込ノ
時ニ株主トナル
第二百二十四條ノ三第一項ノ期間内ノ新株予
約権ノ行使ニ因リテ取得シタル株式ニ付テハ
株主ハ其ノ期間内ハ議決權ヲ有セズ
第二百八十條ノ三十九 第二百三十三條第二項及第

三項ノ規定ハ新株予約権ガ数人ノ共有ニ属スル場合ニ之ヲ準用ス
 第二百八十一条ノ規定ハ新株予約権ノ消却アリタル場合ニ之ヲ準用ス
 第二百二十二条ノ第三項、第二百八十条ノ十及第二百八十条ノ十一ノ規定ハ新株予約権ヲ発行スル場合ニ之ヲ準用ス
 第二百八十一条ノ第一項中「左ノ書類」を「左ニ掲グルモノ」に改め、同条第二項中「前項ノ書類」を「第一項ニ掲グルモノ」に改め、同条第一項ノ次に次の二項を加える。
 第三十三条ノ二第一項ノ規定ハ前項第一号又ハ第四号ニ掲グルモノニ之ヲ準用ス
 取締役ハ第一項第二号若ハ第三号ニ掲グル書類又ハ同項ノ附属明細書ニ記載スベキ情報ヲ記録シタル電磁的記録ノ作成ヲ以テ此等ノ書類ノ作成ニ代フルコトヲ得此ノ場合ニ於テハ其ノ電磁的記録ハ之ヲ此等ノ書類ト、其ノ電磁的記録ノ記録ハ之ヲ此等ノ書類ノ記載ト看做ス
 第二百八十一条ノ二第一項中「書類」を「モノ」に改め、同条第二項中「書類」を「規定ニ依リ前条第一項各号ニ掲グルモノ」に、「前条第一項」を「同項」に改め、同条に次の二項を加える。
 前条第二項又ハ第三項ノ場合ニ於テハ取締役ハ前二項ノ規定ニ依リ同条第一項各号ニ掲グルモノ又ハ前項ノ附属明細書ノ提出ニ代ヘテ前条第二項ニ於テ準用スル第三十三条ノ二第一項又ハ前条第三項ノ電磁的記録ニ記録セラレタル情報ヲ電磁的方法ニ依リ提供スルコトヲ得此ノ場合ニ於テハ其ノ取締役ハ前二項又ハ前項ノ規定ニ依リ同条第一項各号ニ掲グルモノ又ハ前項ノ附属明細書ヲ提出シタルモノト看做ス
 請求アリタルトキハ前二項ノ取締役ハ前二項ノ規定ニ拘ラズ第一項及第二項ノ期間内ニ前項ノ電磁的記録ニ記録セラレタル情報ノ内容ヲ記載シタル書面ヲ其ノ監査役ニ交付スルコトヲ要ス此ノ場合ニ於テハ同項後段ノ規定ヲ

準用ス
 第二百八十一条ノ三第一項中「書類」を「規定ニ依リ第二百八十一条第一項各号ニ掲グルモノ」に改め、同条第二項第二号中「記載スベキ」を「記載若ハ記録スベキ」に改め、「ノ記載」の下に「若ハ記録」を加え、同項第九号中「営業報告書ノ記載」の下に「若ハ記録」を加え、同条に次の一項を加える。
 第二百八十一条第三項ノ規定ハ第一項ノ監査報告書ノ作成ニ、前条第三項及第四項ノ規定ハ第一項ノ監査報告書ノ提出ニ之ヲ準用ス
 第二百八十二条を次のように改める。
 第二百八十二条 取締役ハ定時総会ノ会日ノ二週間前ヨリ第二百八十一条第一項ニ掲グルモノ及監査報告書ヲ五年間本店ニ、其ノ謄本(其ノ作成ニ代ヘテ電磁的記録ノ作成ガ為サレタル場合ニ於ケル其ノ電磁的記録ヲ含ム)ヲ三年間支店ニ備置クコトヲ要ス
 株主及会社ノ債権者ハ営業時間内何時ニテモ左ノ請求ヲ為スコトヲ得但シ第二号又ハ第四号ノ請求ヲ為スニハ会社ノ定メタル費用ヲ支払フコトヲ要ス
 一 前項ニ掲グルモノノ書面ヲ以テ作ラレタルトキハ其ノ書面ノ閲覧ノ請求
 二 前項ノ書面ノ謄本又ハ抄本ノ交付ノ請求
 三 前項ニ掲グルモノノ電磁的記録ヲ以テ作ラレタルトキハ其ノ電磁的記録ニ記録セラレタル情報ノ内容ヲ法務省令ニ定ムル方法ニ依リ表示シタルモノノ閲覧ノ請求
 四 前項ノ電磁的記録ニ記録セラレタル情報ヲ電磁的方法ニシテ法務省令ニ定ムルモノニ依リ提供スルコトノ請求又ハ其ノ情報ノ内容ヲ記載シタル書面ノ交付ノ請求
 親会社ノ株主ハ其ノ権利ヲ行使スル為必要アルトキハ裁判所ノ許可ヲ得テ子会社ニ対シ前項各号ニ掲グル請求ヲ子会社ガ有限会社ナル場合ニ於テハ有限会社法第四十三条ノ二第一項ニ掲グルモノニ係リ請求ヲ為スコトヲ得此ノ場合ニ於テハ前項但書ノ規定ヲ準用ス

第二百八十三条第一項中「書類」を「モノ」に改め、同条第二項中「ニハ」を「ニ際シテハ」に、「書類」を「モノ」に、「添付スル」を「交付スル」に改め、同条第三項に次のただし書を加える。
 但シ次項ノ決議ヲ為シタル会社ニ於テハ此ノ限ニ在ラズ
 第二百八十三条第二項の次に次の一項を加える。
 前項ノ謄本ニ代ヘテ電磁的記録ノ作成ガ為サレタル場合ニ於テハ同項ノ謄本ノ交付ニ代ヘテ其ノ電磁的記録ニ記録セラレタル情報ヲ同項ノ通知ニ際シ電磁的方法ニ依リ提供スルコトヲ得但シ株主ノ請求アリタルトキハ其ノ電磁的記録ニ記録セラレタル情報ノ内容ヲ記載シタル書面ヲ其ノ株主ニ交付スルコトヲ要ス
 第二百八十三条に次の一項を加える。
 会社ハ取締役会ノ決議ヲ以テ会社ガ第一項ノ承認ヲ得タル後遅滞ナク貸借対照表ニ記載又ハ記録セラレタル情報ヲ電磁的方法ニシテ法務省令ニ定ムルモノニ依リ同項ノ承認ヲ得タル日後五年ヲ経過スル日迄不特定多数ノ者ガ其ノ提供ヲ受クルコトヲ得ベキ状態ニ置ク措置ヲ執ルコトヲ得
 第二百八十五条中「記載スベキ」を「記載又ハ記録スベキ」に、「第二百八十五条ノ二」を「次条」に改める。
 第二百八十六条ノ四に次の一項を加える。
 前項ノ規定ハ新株予約権ヲ発行シタル場合ニ之ヲ準用ス
 第二百八十八条ノ二第一項第五号中「記載シタル」を「記載又ハ記録シタル」に改める。
 第二百九十三条ノ五第六項中「第二百二十二条ノ六但書」第二百九十二条第一項第二項を「第二百二十二条ノ六第一項但書(第二百二十二条ノ十ニ於テ準用スル場合ヲ含ム)、第二百九十三条及第二百九十四条ノ八第二項第七号」を「第二百九十三条」に、「第二百九十二条ノ六但書及第二百九十四条ノ八第二項第七号」を「第二百

九十二条ノ六第一項但書(第二百九十二条ノ十ニ於テ準用スル場合ヲ含ム)及第二百九十四条ノ二十第二項第十一号」に改める。
 第二百九十三条ノ六第一項中「会計ノ帳簿及書類ノ閲覧又ハ謄写ヲ求ムル」を「左ノ請求ヲ為ス」に改め、同項に次の各号を加える。
 一 会計ノ帳簿及資料ガ書面ヲ以テ作ラレタルトキハ其ノ書面ノ閲覧又ハ謄写ノ請求
 二 会計ノ帳簿及資料ガ電磁的記録ヲ以テ作ラレタルトキハ其ノ電磁的記録ニ記録セラレタル情報ノ内容ヲ法務省令ニ定ムル方法ニ依リ表示シタルモノノ会社ノ本店ニ於ケル閲覧又ハ謄写ノ請求
 第二百九十三条ノ六に次の一項を加える。
 第二百九十四条ノ二第二項及第三項ノ規定ハ前二項ノ規定スル書面ヲ以テ為ス請求ニ之ヲ準用ス
 第二百九十三条ノ七第三号中「株主ガ書類」を「株主ガ会計ノ帳簿及資料ニ係リ前条第一項」に、「会社ノ書類」を「会社ノ会計ノ帳簿及資料ニ係リ同項」に改め、同条第四号中「時」の下に「会計ノ帳簿及資料ニ係リ前条第一項」を加える。
 第二百九十三条ノ八第一項中「書類」を「資料ニ係リ第二百九十三条ノ六第一項」に改める。
 第二百九十四条ノ二第四項中「乃至第六項」を「乃至第七項」に改める。
 第三百一条第一項中「社債申込証」の下に「ノ用紙」を加え、「署名スル」を「署名シテ社債申込証ヲ作ル」に改め、同条第二項から第四項までの規定中「社債申込証」の下に「ノ用紙」を加え、同条に次の一項を加える。
 第二百七十五条第五項ノ規定ハ社債申込証ノ用紙ノ交付ニ、同条第七項及第八項ノ規定ハ社債申込証ノ作成ニ之ヲ準用ス
 第二百七十七条第一項中「記載シ」を「記載又ハ記録」に改める。
 第二百七十七条中「社債原簿ニハ」を「取締役ハ社債原簿ヲ作り之ニ」に、「記載スル」を「記載又

ハ記録スル」に改め、同条に次の一項を加える。
第三十三条ノ第二項ノ規定ハ社債原簿ニ之ヲ準用ス

第三百十八条第一項中「及第二項」を「乃至第三項」に改める。

第三百二十条第四項中「第二百三十七条第二項」を「第二百三十七条第三項」に、「前項」を「前二項」に改め、同条第五項中「前二項」を「前三項」に改め、同条第三項の次に次の一項を加える。

第二百四十一条ノ第二項及第三項ノ規定ハ前項ニ規定スル書面ヲ以テ為ス請求ニ之ヲ準用ス
第三百二十一条第三項中「前条第六項」を「前条第七項」に改める。

第三百二十一条ノ二の次に次の一条を加える。

第三百二十一条ノ三 社債権者集会ノ招集者ハ其ノ取締役会ノ決議ヲ以テ社債権者集会ニ出席セザル社債権者ガ電磁的方法ニ依リ議決権ヲ行使シ得ベキ旨ヲ定ムルコトヲ得此ノ場合ニ於テハ第二百三十九条ノ二第一項後段ノ規定ヲ準用ス

電磁的方法ニ依リ議決権ヲ行使スルニハ政令ニ定ムル所ニ依リ社債権者集会ノ招集者ノ承諾ヲ得テ前条第二項ノ書面ニ記載スベキ情報ヲ社債権者集会ノ会日ノ前日迄ニ電磁的方法ニ依リ其ノ招集者ニ提供スルコトヲ要ス其ノ招集者ノ承諾ニ付テハ第二百四十一条ノ第三項ノ規定ヲ準用ス

前条第三項ノ規定ハ電磁的方法ニ依リ行使セラルタル議決権ノ数ニ之ヲ準用ス

第三百二十二条第三項中「及第二項」を「乃至第三項」に改める。

第三百二十六条第一号中「目録見書」の下に「若ハ其ノ作成ニ代ヘテ電磁的記録ノ作成ガ為サレタル場合ニ於ケル其ノ電磁的記録」を、「記載」の下に「又ハ記録」を加える。

第三百三十四条第二項の次に次の一項を加える。

第一類第三号 法務委員会議録第五号(その二)

第二百四十一条ノ二第二項ノ規定ハ前二項ニ規定スル書面ヲ以テ為ス通知ニ之ヲ準用ス

第三百三十九条第一項中「第二百三十九条第二項第三項」を「第二百三十九条第二項乃至第四項」に、「第二百三十九条ノ二」を「第二百三十九条ノ四」に改め、同条第二項中「記載シ議長並ニ出席シタル社債権者發行シタル会社ノ代表者及社債管理会社ノ代表者之ニ署名スル」を記載又ハ記録スル」に改め、同条第三項中「前項」を「第二項」に改め、同条第四項中「第二項ノ議事録ノ閲覧又ハ謄写ヲ求ムル」を「左ノ請求ヲ為ス」に改め、同項に次の各号を加える。

一 前項ノ議事録ガ書面ヲ以テ作ラレタルトキハ其ノ書面ノ閲覧又ハ謄写ノ請求
二 前項ノ議事録ガ電磁的記録ヲ以テ作ラレタルトキハ其ノ電磁的記録ニ記載セラレタル情報ノ内容ヲ法務省令ニ定ムル方法ニ依リ表示シタルモノノ会社ノ本店ニ於ケル閲覧又ハ謄写ノ請求

第三百三十九条第二項の次に次の二項を加える。

前項ノ議事録ガ書面ヲ以テ作ラレタルトキハ議長並ニ出席シタル社債権者發行シタル会社ノ代表者及社債管理会社ノ代表者之ニ署名スルコトヲ要ス
第三百三十三条ノ二ノ規定ハ第二項ノ議事録ニ之ヲ準用ス

第二編第四章第五節第四款を削り、同節中第三款を次のように改める。

第三款 新株予約権付社債
第三百四十一条ノ二 会社ハ新株予約権ヲ付シタル社債ニシテ本款ニ規定スル特例ノ適用ヲ受クルモノ(以下新株予約権付社債ト称ス)ヲ發行スルコトヲ得

前項ノ規定ニ依リ新株予約権付社債ニ付セラレタル新株予約権ニ付テハ本款ノ定ムル所ニ依ル
新株予約権付社債ヲ發行スル場合ニ於ケル社債ニ付スル新株予約権ノ数ハ社債ノ最低額ニ付同数ナルコトヲ要ス

新株予約権付社債ニ付テハ新株予約権又ハ社債ノ一方ノミヲ譲渡スコトヲ得ズ但シ新株予約権又ハ社債ガ消滅シタルトキハ此ノ限ニ在ラズ

新株予約権付社債ニ付テハ会社ハ合同シテ之ヲ發行スルコトヲ得ズ

第三百四十一条ノ三 前条第一項ノ場合ニ於テハ左ノ事項ハ取締役会之ヲ決ス但シ定款ヲ以テ株主総会ガ之ヲ決スル旨ヲ定メタルトキハ此ノ限ニ在ラズ

一 社債ノ發行価額
二 各新株予約権ノ發行価額(無償ニテ發行スルトキハ其ノ旨)

三 払込期日
四 第二百八十条ノ二十第二項第一号、第二号、第四号乃至第七号、第十号及第十一号ニ掲グル事項

五 第三百一条第二項第二号乃至第六号ニ掲グル事項
六 社債管理会社ヲ定ムルトキハ其ノ商号

七 新株予約権ヲ行使セントスル者ノ請求アルトキハ其ノ新株予約権ヲ付セラレタル社債ノ全額ノ償還ニ代ヘテ第三百四十一条ノ十三第一項ノ払込アリタルモノト為スモノトスルトキハ其ノ旨
八 新株予約権ヲ行使シタルトキニ前号ノ請求アリタルモノト看做スモノトスルトキハ其ノ旨

九 会社ニ対シ行使スルコトニ因リ其ノ会社ノ發行スル新株予約権付社債ノ割当ヲ受ケタルコトトナル權利(以下新株予約権付社債ノ引受權ト稱ス)ヲ株主ニ与フルトキハ其ノ旨並ニ新株予約権付社債ノ引受權ノ目的タル新株予約権付社債ニ付テノ社債ノ金額及新株予約権ノ發行ノ条件
十 株主以外ノ者ニ対シ特ニ有利ナル条件ノ新株予約権ヲ付シタル新株予約権付社債ヲ發行スルトキハ其ノ旨並ニ新株予約権付社債

債ノ割当ヲ受クル者、之ニ対シ割当ツル社債ノ金額及新株予約権ノ發行ノ条件
前項第七号及第八号ニ掲グル事項ニ付決議スルニハ社債ノ發行価額ト第三百四十一条ノ十三第一項ノ規定ニ依リ払込ムベキ金額ガ同額ナルコトヲ要ス

第二百八十条ノ二第三項第四項及第二百八十条ノ二十一第一項ノ規定ハ株主以外ノ者ニ対シ特ニ有利ナル条件ノ新株予約権ヲ付シタル新株予約権付社債ヲ發行スル場合ニ之ヲ準用ス

第三百四十一条ノ四 株主ガ新株予約権付社債ノ引受權ヲ有スル場合ニ於テハ各株主ニ対シ其ノ者ガ有スル新株予約権付社債ノ引受權ノ目的タル新株予約権付社債ニ付テノ社債ノ金額及新株予約権ノ数、其ノ新株予約権ノ目的タル株式ノ種類及数、第二百八十条ノ二十第二項第三号乃至第七号ニ掲グル事項並ニ一定ノ期日迄ニ新株予約権付社債ノ引受權ノ行使ヲ為サザルトキハ之ヲ失フベキ旨ヲ通知スルコトヲ要ス

第二百八十条ノ五第二項及第三項ノ規定ハ前項ノ場合ニ之ヲ準用ス
第三百四十一条ノ五 株式ノ譲渡ニ付取締役会ノ承認ヲ要スル旨ノ定款ノ定アル場合ニ於テハ株主ハ新株予約権付社債ノ引受權ヲ有ス但シ株主以外ノ者ニ対シ新株予約権付社債ヲ發行スベキコト並ニ其ノ新株予約権付社債ニ付スベキ新株予約権ノ目的タル株式ノ種類及数ニ付第三百四十三条ニ定ムル決議アリタルトキハ此ノ限ニ在ラズ

第二百八十条ノ二第三項及第四項ノ規定ハ前項但書ノ決議ニ之ヲ準用ス
第三百四十一条ノ六 新株予約権付社債ノ申込又ハ新株予約権付社債ノ引受權ノ行使ヲ為サントスル者ハ新株予約権付社債申込証ノ用紙ニ其ノ引受クベキ社債ノ金額及住所ヲ記載シ之ニ署名シテ新株予約権付社債申込証ヲ作ルコトヲ要ス

九

平成十三年十月二十六日

新株予約権付社債申込証ノ用紙ハ取締役之ヲ作リ之ニ左ノ事項ヲ記載スルコトヲ要ス

一 会社ノ商号

二 第三百四十一条ノ三第一項第一号乃至第八号ニ掲グル事項

三 第三百四十一条ノ十三第一項ノ払込ヲ取扱フベキ銀行又ハ信託会社及其ノ取扱ノ場所但シ第三百四十一条ノ三第一項第八号ニ掲グル事項ノ定アルトキハ此ノ限ニ在ラズ

四 第三百四十一条ノ三第二項第四号乃至第六号ニ掲グル事項

第三百四十一条ノ七 新株予約権付社債ノ割当ヲ受ケタル者ハ払込期日ニ社債及新株予約権ノ発行価額ノ全額ノ払込ヲ為スコトヲ要ス

新株予約権付社債ノ割当ヲ受ケタル者ガ前項ノ払込期日迄ニ払込ヲ為サザルトキハ其ノ權利ヲ失フ

割当又ハ第一項ノ規定ニ依ル払込ナキ新株予約権付社債アルトキハ同項ノ規定ニ依ル払込アリタル新株予約権付社債ニ付テノ社債ノ総額ヲ社債ノ総額ト看做ス

第三百四十一条ノ八 会社ハ払込期日後遅滞ナク債券ヲ発行スルコトヲ要ス此ノ場合ニ於テハ第二百二十六条第二項及第三項ノ規定ヲ準用ス

前項ノ債券(以下新株予約権付社債券ト称ス)ニハ左ノ事項及番号ヲ記載シ取締役之ニ署名スルコトヲ要ス

一 新株予約権付社債ナル旨ノ表示

二 第二百八十条ノ二十第二項第一号、第二号、第四号乃至第七号ニ掲グル事項

三 第三百一条第二項第一号乃至第六号ニ掲グル事項

四 第三百四十一条ノ三第一項第七号及第八号ニ掲グル事項

五 第三百四十一条ノ十三第一項ノ払込ヲ取扱フベキ銀行又ハ信託会社及其ノ取扱ノ場所但シ第三百四十一条ノ三第一項第八号ニ掲グル事項ノ定アルトキハ此ノ限ニ在ラズ

六 株式ノ譲渡ニ付取締役会ノ承認ヲ要スル旨ヲ定メタルトキハ其ノ規定

新株予約権付社債券ハ無記名式トス

第三百四十一条ノ九 新株予約権付社債ノ発行シタルトキハ新株予約権原簿及社債原簿ニ左ノ事項ヲ記載又ハ記録スルコトヲ要ス

一 新株予約権付社債ナルコト

二 新株予約権付社債券ノ番号並ニ各新株予約権付社債券ニ付テノ社債ノ金額、新株予約権ノ数及発行ノ年月日

三 第二百八十条ノ二十第二項第一号乃至第七号ニ掲グル事項

四 第三百一条第二項第一号乃至第六号ニ掲グル事項

第三百四十一条ノ十 新株予約権付社債ノ発行スルコトハ払込期日ヨリ本店ノ所在地ニ於テハ二週間、支店ノ所在地ニ於テハ三週間内ニ

新株予約権付社債ニ付シタル新株予約権ニ付テノ新株予約権ノ登記ヲ為スコトヲ要ス

第三百四十一条ノ十一 新株予約権付社債ヲ譲渡スニハ新株予約権付社債券ヲ交付スルコトヲ要ス

第二百二十五条第二項及第二百三十条並ニ小切手法第二十一条ノ規定ハ新株予約権付社債券ニ之ヲ準用ス

第三百四十一条ノ十二 第二百八十条ノ三十六第一項第二項及第四項ノ規定ハ新株予約権付社債ニ付セラレタル新株予約権ノ消却ヲ為ス場合ニ之ヲ準用ス

新株予約権付社債ニ付セラレタル新株予約権ノ消却アル場合及新株予約権付社債ニ付シタル新株予約権ノ行使ニ際シテ第三百四十一条ノ三第一項第七号ノ請求アリタル場合ニ之ヲ準用ス

第二百二十二条ノ五第三項及第二百四十二条ノ三第三項ノ規定ハ前項ノ請求書ノ提出ニ、第二百四十二条ノ三第四項ノ規定ハ前項ノ新株予約権付社債券ニ之ヲ準用ス

第三百四十一条ノ十五 第二百三十三条第二項及第三項ノ規定ハ新株予約権付社債ガ数人ノ共有ニ属スル場合ニ之ヲ準用ス

第二百八十条ノ規定ハ新株予約権付社債ニ付シタル新株予約権ノ消却アリタル場合及新株予約権付社債ニ付シタル新株予約権ノ行使ニ際シテ第三百四十一条ノ三第一項第七号ノ請求アリタル場合ニ之ヲ準用ス

第二百二十二条ノ三第三項、第二百八十条ノ四第三項、第二百八十条ノ十、第二百八十条ノ

ノ十一、第二百八十条ノ二十第三項、第二百八十条ノ二十二乃至第二百八十条ノ二十四、第二百八十条ノ二十五第一項第二項及第二百八十条ノ二十八第四項第五項ノ規定ハ新株予約権付社債ノ発行スル場合ニ之ヲ準用ス

第二百八十条ノ二十第四項ノ規定ハ新株予約権付社債ニ付シタル新株予約権ノ行使ニ因リテ新株ヲ発行スル場合ニ之ヲ準用ス

第三百四十二条第二項中「記載スル」を「記載又ハ記録スル」に改める。

第三百四十五条第二項中「或種類ノ株主ノ」を「前項ノ」に改め、同条第三項中「議決権ナキ種類ノ株式ニ関スルモノヲ除クノ外」を削る。

第三百四十六条中「第二百二十二条第三項」を「第二百二十二条第九項」に改める。

第三百四十七条に次のただし書を加える。

但シ株式ノ譲渡ニ付取締役会ノ承認ヲ要スル旨ノ定款ノ定アル場合ニ於テハ此ノ限ニ在ラズ

第三百四十八条第二項中「第二百四十二条第一項」を「議決権制限株式」に改め、同条第三項を次のように改める。

新株予約権又ハ新株予約権付社債ノ発行シタル会社ハ将来行使セラルコトアルベキ新株予約権アルトキハ第一項ノ決議ヲ為スコトヲ得ズ

第三百四十九条第二項中「第二百四十五条ノ三」を「第二百四十五条ノ二第二項、第二百四十五条ノ三」に改める。

第三百五十条第一項中「記載」の下に「又ハ記録」を加える。

第三百五十二条に次の一項を加える。

株式交換ニ因リテ完全親会社トナル会社ハ次条第二項第六号ノ日ニ於テ株式交換契約書ノ記載ニ従ヒ株式交換ニ因リテ完全子会社トナル会社(以下本項ニ於テ発行会社ト称ス)ノ発行シタル新株予約権(新株予約権付社債ニ付セラレタルモノヲ除ク)ニ係ル義務ヲ承継ス但シ発行会社ガ其ノ新株予約権ニ付テノ第二

項ノ規定ハ新株予約権付社債ガ数人ノ共有ニ属スル場合ニ之ヲ準用ス

第二百八十条ノ規定ハ新株予約権付社債ニ付シタル新株予約権ノ消却アリタル場合及新株予約権付社債ニ付シタル新株予約権ノ行使ニ際シテ第三百四十一条ノ三第一項第七号ノ請求アリタル場合ニ之ヲ準用ス

第二百二十二条ノ三第三項、第二百八十条ノ四第三項、第二百八十条ノ十、第二百八十条ノ

ノ十一、第二百八十条ノ二十第三項、第二百八十条ノ二十二乃至第二百八十条ノ二十四、第二百八十条ノ二十五第一項第二項及第二百八十条ノ二十八第四項第五項ノ規定ハ新株予約権付社債ノ発行スル場合ニ之ヲ準用ス

百八十条ノ二十第二項ノ決議ニ於テ左ノ事項ヲ定メ且次条第二項第四号ノ二ノ規定ニ基ク株式交換契約書ノ記載ガ第二号ニ掲グル事項ニ付テノ定ニ沿フモノナルトキニ限ル

一 発行会社ヲ株式交換ニ因リテ完全子会社トナル会社トスル株式交換ヲスルニ際シテ新株予約権ニ係ル義務ヲ其ノ株式交換ニ因リテ完全親会社トナル会社ニ承継セシムルコト

二 前号ノ場合ニ於ケル新株予約権ノ目的タル完全親会社トナル会社ノ株式ノ種類及数並ニ其ノ新株予約権ニ付テノ第二百八十条ノ二十第二項第四号乃至第八号ニ掲グル事項ノ決定ノ方針

第三百五十三条第二項第四号の次に次の一号を加える。

四ノ二 完全親会社トナル会社が株式交換ニ際シテ完全子会社トナル会社ノ発行シタル新株予約権ニ係ル義務ヲ承継スルトキハ承継後ノ各新株予約権ノ目的タル完全親会社トナル会社ノ株式ノ種類及数並ニ其ノ新株予約権ニ付テノ第二百八十条ノ二十第二項第四号乃至第八号ニ掲グル事項但シ有償ニテ新株予約権ノ消却ヲ為ス旨ヲ定ムルコトヲ得ズ

第三百五十三条第三項中「記載スル」を「記載又ハ記録スル」に改め、同条第五項中「第三百四十八条第一項」を「第三百四十八条第一項及第二項」に改め、同条第七項中「第五項」を「第六項」に、「第三項」を「第四項」に、「記載スル」を「記載又ハ記録スル」に改め、同条第二項の次に次の一項を加える。

第二百八十一条第三項ノ規定ハ株式交換契約書ニ之ヲ準用ス

第三百五十四条第一項中「左ノ書類」を「左ニ掲グルモノ」に改め、同項第二号の次に次の一号を加える。

二ノ二 完全親会社トナル会社が完全子会社トナル会社ノ発行シタル新株予約権ニ係ル

義務ヲ承継スルトキハ前条第二項第四号ノ二ニ掲グル事項ニ付テノ理由ヲ記載シタル書面

第三百五十四条第二項を次のように改める。
第三十三条ノ二第一項ノ規定ハ前項第三号ニ掲グルモノニ、第二百八十一条第三項ノ規定ハ前項第二号第二号ノ二及第六号ニ掲グル書類ニ之ヲ準用ス

第三百五十四条に次の二項を加える。

株主ハ営業時間内何時ニモ左ノ請求ヲ為スコトヲ得但シ第二号又ハ第四号ノ請求ヲ為スニハ会社ノ定メタル費用ヲ支払フコトヲ要ス

一 第一項ニ掲グルモノガ書面ヲ以テ作ラレタルトキハ其ノ書面ノ閲覧ノ請求

二 前号ノ書面ノ謄本又ハ抄本ノ交付ノ請求

三 第一項ニ掲グルモノガ電磁的記録ヲ以テ作ラレタルトキハ其ノ電磁的記録ニ記録セラレタル情報ノ内容ヲ法務省令ニ定ムル方法ニ依リ表示シタルモノノ閲覧ノ請求

四 前号ノ電磁的記録ニ記録セラレタル情報ヲ電磁的方法ニシテ法務省令ニ定ムルモノニ依リ提供スルコトノ請求又ハ其ノ情報ノ内容ヲ記載シタル書面ノ交付ノ請求

株式交換ノ日ノ前日迄ハ完全子会社トナル会社ノ新株予約権者ニ付亦前項ニ同ジ

第三百五十五条第二項中「第二百四十五条ノ三」を「第二百四十五条ノ二第二項、第二百四十五条ノ三」に改める。

第三百五十七条第二号中「記載シタル」を「記載又ハ記録シタル」に改める。

第三百五十八条第七項中「第二百四十五条ノ三第二項乃至第五項」を「第二百四十五条ノ二第二項、第二百四十五条ノ三第二項乃至第六項」に改める。

第三百五十九条第一項中「記載」の下に「又ハ記録」を加え、同条の次に次の二条を加える。

第三百五十九条ノ二 前条ノ規定ハ完全親会社トナル会社が株式交換ニ因リテ新株予約権ニ係ル義務ヲ承継シタル場合ニ於ケル新株予約

権証券ニ之ヲ準用ス

第三百五十九条ノ三 完全親会社トナル会社が株式交換ニ因リテ新株予約権ニ係ル義務ヲ承継シタルトキハ株式交換ノ日ヨリ本店ノ所在地ニ於テハ二週間、支店ノ所在地ニ於テハ三週間内ニ新株予約権ノ登記ヲ為スコトヲ要ス

第三百六十条第一項中「書面」の下に「作リ」を加え、同条第二項中「第三百五十四条第二項」を「第二百八十一条第三項及第三百五十四条第三項」に改める。

第三百六十二条第二項中「第三百五十三条第六項」を「第三百五十三条第七項」に改める。

第三百六十四条に次の一項を加える。

株式移転ニ因リテ設立スル完全親会社ハ次条第一項ノ決議ニ従ヒ株式移転ニ因リテ完全子会社トナル会社（以下本項ニ於テ発行会社ト称ス）ノ発行シタル新株予約権（新株予約権付社債ニ付セラレタルモノヲ除ク）ニ係ル義務ヲ承継ス但シ発行会社が其ノ新株予約権ニ付テノ第二百八十条ノ二十第二項ノ決議ニ於テ左ノ事項ヲ定メ且次条第一項ノ決議ニ於ケル同項第四号ノ二ニ掲グル事項ノ定ガ第二号ニ掲グル事項ニ付テノ定ニ沿フモノナルトキニ限ル

一 発行会社ヲ株式移転ニ因リテ完全子会社トナル会社トスル株式移転ヲスルニ際シテ新株予約権ニ係ル義務ヲ其ノ株式移転ニ因リテ設立スル完全親会社ニ承継セシムルコト

二 前号ノ場合ニ於ケル新株予約権ノ目的タル設立スル完全親会社ノ株式ノ種類及数並ニ其ノ新株予約権ニ付テノ第二百八十条ノ二十第二項第四号乃至第八号ニ掲グル事項ノ決定ノ方針

第三百六十五条第一項第四号の次に次の一号を加える。

四ノ二 設立スル完全親会社が株式移転ニ際シテ完全子会社トナル会社ノ発行シタル新株予約権ニ係ル義務ヲ承継スルトキハ前条第一項第四号ノ二ニ掲グル事項ニ付テノ理由ヲ記載シタル書面

第三百六十六条第二項中「第三百五十四条第二項」を「第三十三条ノ二第一項ノ規定ハ前項第一号及第三号ニ掲グルモノニ、第二百八十一条第三項ノ規定ハ前項第二号第二号ノ二及第六号ニ掲グル書類ニ、第三百五十四条第三項及第四項」に、「書類」を「モノ」に改める。

第三百六十八条第一項中「記載」の下に「又ハ記録」を加え、同条の次に次の一条を加える。

第三百六十八条ノ二 前条ノ規定ハ株式移転ニ因リ設立スル完全親会社が新株予約権ニ係ル義務ヲ承継シタル場合ニ於ケル新株予約権証券ニ之ヲ準用ス

第三百六十九条に次の一項を加える。

株式移転ニ因リ設立スル完全親会社が新株予約権ニ係ル義務ヲ承継シタルトキハ設立シタル完全親会社ハ前項ノ登記ト同時ニ新株予約権ノ登記ヲ為スコトヲ要ス

第三百七十条中「前条」を「前条第一項」に改める。

第三百七十四条第三項中「記載スル」を「記載又ハ記録スル」に改め、同条第五項中「第三百四

後ノ新株予約権ノ目的タル設立スル完全親会社ノ株式ノ種類及数並ニ其ノ新株予約権ニ付テノ第二百八十条ノ二十第二項第四号乃至第八号ニ掲グル事項但シ有償ニテ新株予約権ノ消却ヲ為ス旨ヲ定ムルコトヲ得ズ

第三百六十五条第二項中「第三百四十八条第一項」の下に「及第二項」を加え、同条第三項中「第三百五十三条第三項」を「第三百五十三条第四項」に、「同条第四項」を「同条第五項」に改める。

第三百六十六条第一項中「左ノ書類」を「左ニ掲グルモノ」に改め、同項第二号の次に次の一号を加える。

二ノ二 設立スル完全親会社が完全子会社トナル会社ノ発行シタル新株予約権ニ係ル義務ヲ承継スルトキハ前条第一項第四号ノ二ニ掲グル事項ニ付テノ理由ヲ記載シタル書面

第三百六十六条第二項中「第三百五十四条第二項」を「第三十三条ノ二第一項ノ規定ハ前項第一号及第三号ニ掲グルモノニ、第二百八十一条第三項ノ規定ハ前項第二号第二号ノ二及第六号ニ掲グル書類ニ、第三百五十四条第三項及第四項」に、「書類」を「モノ」に改める。

第三百六十八条第一項中「記載」の下に「又ハ記録」を加え、同条の次に次の一条を加える。

第三百六十八条ノ二 前条ノ規定ハ株式移転ニ因リ設立スル完全親会社が新株予約権ニ係ル義務ヲ承継シタル場合ニ於ケル新株予約権証券ニ之ヲ準用ス

第三百六十九条に次の一項を加える。

株式移転ニ因リ設立スル完全親会社が新株予約権ニ係ル義務ヲ承継シタルトキハ設立シタル完全親会社ハ前項ノ登記ト同時ニ新株予約権ノ登記ヲ為スコトヲ要ス

第三百七十条中「前条」を「前条第一項」に改める。

第三百七十四条第三項中「記載スル」を「記載又ハ記録スル」に改め、同条第五項中「第三百四

十八條第一項の下に「及第二項」を加え、同条第二項の次に次の一項を加える。
第二百八十一條第三項ノ規定ハ分割計画書ニ之ヲ準用ス

第三百七十四條ノ二第一項中「左ノ書類を「左に掲グルモノ」に改め、同条第二項を次のように改める。

第三十三條ノ二第一項ノ規定ハ前項第四号ニ掲グルモノニ、第二百八十一條第三項ノ規定ハ前項第二号第三号及第七号ニ掲グル書類ニ之ヲ準用ス

第三百七十四條ノ二に次の一項を加える。

株主及会社ノ債権者ハ営業時間内何時ニテモ左ノ請求ヲ為スコトヲ得但シ第二号又ハ第四号ノ請求ヲ為スニハ会社ノ定メタル費用ヲ支払フコトヲ要ス

一 第一項ニ掲グルモノノ書面ヲ以テ作ラレタルトキハ其ノ書面ノ閲覧ノ請求

二 前号ノ書面ノ謄本又ハ抄本ノ交付ノ請求
三 第一項ニ掲グルモノノ電磁的記録ヲ以テ作ラレタルトキハ其ノ電磁的記録ニ記録セラレタル情報ノ内容ヲ法務省令ニ定ムル方法ニ依リ表示シタルモノノ閲覧ノ請求

四 前号ノ電磁的記録ニ記録セラレタル情報ヲ電磁的方法ニシテ法務省令ニ定ムルモノニ依リ提供スルコトノ請求又ハ其ノ情報ノ内容ヲ記載シタル書面ノ交付ノ請求
第三百七十四條ノ三第二項中「第二百四十五條ノ三」を「第二百四十五條ノ二第二項、第二百四十五條ノ三」に改める。

第三百七十四條ノ六第一項中「記載シタル」を「記載又ハ記録シタル」に改める。

第三百七十四條ノ七中「記載」の下に「又ハ記録」を加える。

第三百七十四條ノ八第二項中「転換社債、新株引受権付社債又ハ第二百八十一條ノ十九第一項ノ新株ノ引受権」及び「転換社債ノ登記、新株引受権付社債ノ登記又ハ同条第一項ノ新株ノ引受権ノ行使ニ因リ発行スベキ株式」を「新株予約

権」に改める。
第三百七十四條ノ十一第一項中「書面ヲ」の下に「作リ之ヲ」を加え、同条第二項を次のように改める。

第二百八十一條第三項ノ規定ハ前項ニ掲グル書類ニ之ヲ準用ス
第三百七十四條ノ十一に次の一項を加える。

株主、会社ノ債権者其ノ他ノ利害関係人ハ営業時間内何時ニテモ左ノ請求ヲ為スコトヲ得但シ第二号又ハ第四号ノ請求ヲ為スニハ会社ノ定メタル費用ヲ支払フコトヲ要ス

一 第一項ニ掲グル書類ノ閲覧ノ請求
二 第一項ニ掲グル書類ノ謄本又ハ抄本ノ交付ノ請求

三 前項ニ於テ準用スル第二百八十一條第三項ノ電磁的記録ニ記録セラレタル情報ノ内容ヲ法務省令ニ定ムル方法ニ依リ表示シタルモノノ閲覧ノ請求

四 前号ノ電磁的記録ニ記録セラレタル情報ヲ電磁的方法ニシテ法務省令ニ定ムルモノニ依リ提供スルコトノ請求又ハ其ノ情報ノ内容ヲ記載シタル書面ノ交付ノ請求

第三百七十四條ノ十七第三項中「記載スル」を「記載又ハ記録スル」に改め、同条第五項中「第三百四十八條第一項」の下に「及第二項」を加え、同条第七項中「第五項」を「第六項」に、「第三項」を「第四項」に、「記載スル」を「記載又ハ記録スル」に改め、同条第二項の次に次の一項を加える。

第二百八十一條第三項ノ規定ハ分割契約書ニ之ヲ準用ス
第三百七十四條ノ十八第一項中「左ノ書類」を「左に掲グルモノ」に改め、同条第二項中「第三百七十四條ノ二第二項」を「第三十三條ノ二第一項ノ規定ハ前項第四号ニ掲グルモノニ、第二百八十一條第三項ノ規定ハ前項第二号第三号及第七号ニ掲グル書類ニ、第三百七十四條ノ二第三項」に、「書類」を「モノ」に改める。

第三百七十四條ノ二十一第三号中「記載シタル」を「記載又ハ記録シタル」に改める。
第三百七十四條ノ二十二第二項中「記載シタル」を「記載又ハ記録シタル」に改める。
第三百七十四條ノ二十三第七項中「第二百四十五條ノ三第二項乃至第五項」を「第二百四十五條ノ二第二項、第二百四十五條ノ三第二項乃至第六項」に改める。
第三百七十五條第二項中「記載スル」を「記載又ハ記録スル」に改める。
第四百八條第二項中「記載スル」を「記載又ハ記録スル」に改め、同条第四項中「第三百四十八條第一項」の下に「及第二項」を加え、同条第六項中「第四項前段」を「第五項前段」に、「第二項」を「第三項」に、「記載スル」を「記載又ハ記録スル」に改め、同条第一項の次に次の一項を加える。

第二百八十一條第三項ノ規定ハ合併契約書ニ之ヲ準用ス
第四百八條ノ二第一項中「左ノ書類」を「左に掲グルモノ」に改め、同条第二項を次のように改める。

第三十三條ノ二第一項ノ規定ハ前項第三号ニ掲グルモノニ、第二百八十一條第三項ノ規定ハ前項第二号及第六号ニ掲グル書類ニ之ヲ準用ス

第四百八條ノ二に次の一項を加える。
株主及会社ノ債権者ハ営業時間内何時ニテモ左ノ請求ヲ為スコトヲ得但シ第二号又ハ第四号ノ請求ヲ為スニハ会社ノ定メタル費用ヲ支払フコトヲ要ス

一 第一項ニ掲グルモノノ書面ヲ以テ作ラレタルトキハ其ノ書面ノ閲覧ノ請求
二 前号ノ書面ノ謄本又ハ抄本ノ交付ノ請求
三 第一項ニ掲グルモノノ電磁的記録ヲ以テ作ラレタルトキハ其ノ電磁的記録ニ記録セラレタル情報ノ内容ヲ法務省令ニ定ムル方法ニ依リ表示シタルモノノ閲覧ノ請求

四 前号ノ電磁的記録ニ記録セラレタル情報ヲ電磁的方法ニシテ法務省令ニ定ムルモノニ依リ提供スルコトノ請求又ハ其ノ情報ノ内容ヲ記載シタル書面ノ交付ノ請求

第四百八條ノ二に次の一項を加える。
株主及会社ノ債権者ハ営業時間内何時ニテモ左ノ請求ヲ為スコトヲ得但シ第二号又ハ第四号ノ請求ヲ為スニハ会社ノ定メタル費用ヲ支払フコトヲ要ス

一 第一項ニ掲グルモノノ書面ヲ以テ作ラレタルトキハ其ノ書面ノ閲覧ノ請求
二 前号ノ書面ノ謄本又ハ抄本ノ交付ノ請求
三 第一項ニ掲グルモノノ電磁的記録ヲ以テ作ラレタルトキハ其ノ電磁的記録ニ記録セラレタル情報ノ内容ヲ法務省令ニ定ムル方法ニ依リ表示シタルモノノ閲覧ノ請求

四 前号ノ電磁的記録ニ記録セラレタル情報ヲ電磁的方法ニシテ法務省令ニ定ムルモノニ依リ提供スルコトノ請求又ハ其ノ情報ノ内容ヲ記載シタル書面ノ交付ノ請求

ニ依リ提供スルコトノ請求又ハ其ノ情報ノ内容ヲ記載シタル書面ノ交付ノ請求
第四百八條ノ三第二項中「第二百四十五條ノ三」を「第二百四十五條ノ二第二項、第二百四十五條ノ三」に改める。

第四百八條ノ二第二項中「第四百九條」を「第四百八條第二項、第四百九條」に改める。
第四百八條ノ二第一項第三号中「記載シタル」を「記載又ハ記録シタル」に改める。

第四百八條ノ三第七項中「第二百四十五條ノ三第二項乃至第五項」を「第二百四十五條ノ二第二項、第二百四十五條ノ三第二項乃至第六項」に改める。
第四百八條第二項中「転換社債、新株引受権付社債又ハ第二百八十一條ノ十九第一項ノ新株ノ引受権」及び「転換社債ノ登記、新株引受権付社債ノ登記又ハ同条第一項ノ新株ノ引受権ノ行使ニ因リ発行スベキ株式」を「新株予約権」に改める。

第四百八條ノ二第一項中「書面ヲ」の下に「作リ之ヲ」を加え、同条第二項中「第四百八條ノ二第二項」を「第二百八十一條第三項及第四百八條ノ二第三項」に改める。
第四百八條第四項中「第四百八條第四項及第五項」を「第四百八條第五項及第六項」に改める。

第四百八條第二項中「前項」を「第一項」に改め、「遅滞ナク」の下に「同項」を加え、同項に次のただし書を加える。
但シ前項ノ場合ニ於テハ同項ニ於テ準用スル第三十三條ノ二第一項ノ電磁的記録ニ記録セラレタル情報ノ内容ヲ記載シタル書面ヲ裁判所ニ提出スルコトヲ要ス

第四百八條第一項の次に次の一項を加える。
第三十三條ノ二第一項ノ規定ハ前項ノ財産目録又ハ貸借対照表ニ之ヲ準用ス
第四百二十條第二項中「前項ノ書類」を「第一項ニ掲グルモノ」に改め、同条第三項中「ノ書

面」を「書類」に改め、同条第三項中「ノ書

類」を「二掲グルモノ」に、「前項」を「第三項」に改め、同条第四項中「書類」を「モノ」に改め、同条第二項の次に次の一項を加える。

第二百八十一条第三項ノ規定ハ前項ノ監査報告書ノ作成ニ、第二百八十一条ノ第二項及第四項ノ規定ハ前項ノ監査報告書ノ提出ニ之ヲ準用ス

第二百八十一条第三項ノ規定ハ前項ノ事務報告書又ハ附屬明細書ノ作成ニ、第二百八十一条ノ第二項及第四項ノ規定ハ前項ノ貸借対照表若ハ事務報告書又ハ附屬明細書ノ提出ニ之ヲ準用ス

第四百二十七条第二項中「前項」を「第一項」に改め、同条第一項の次に次の一項を加える。

第二百八十一条第三項ノ規定ハ決算報告書ニ之ヲ準用ス

第四百二十九条中「重要書類」を「重要ナル資料」に改める。

第四百三十条第二項中「第四項」を「第六項」に、「第二百八十三条第三項」を「第二百八十三条第四項第五項」に改め、同条に次の一項を加える。

第四百八十八条第二項第十号ノ規定ハ前項ニ於テ準用スル第二百八十三条第五項ノ決議アリタル場合ニ於ケル登記ニ之ヲ準用ス

第四百三十九条第三項中「第二百三十七条第二項」を「第二百三十七条第三項」に改める。

第四百四十二条第一項中「第二百三十二條第一項第二項」を「第二百三十二條第一項第三項」に、「第二百三十九條第二項第三項」を「第二百三十九條第二項第四項」に、「第二百四十四條第一項第二項」を「第二百四十四條第一項第三項」に改め、同条第二項中「及第二項」を「及第三項」に改める。

第四百九十条第一項中「又ハ株式」及び「受ケタル者株式」の下に、「新株予約権」を加え、「重要ナル事項」ニ付不実ノ記載アル株式申込証、社

第一類第三号 法務委員会議録第五号(その二)

債申込証、目論見書、株式又ハ社債ノ募集ノ廣告其ノ他株式又ハ社債ノ募集ニ關スル文書ヲ行使シタルを「株式申込証、新株予約権申込証、社債申込証若ハ新株予約権付社債申込証」ノ用紙、目論見書、株式、新株予約権若ハ社債ノ募集ノ廣告其ノ他株式、新株予約権若ハ社債ノ募集ニ關スル文書ニシテ重要ナル事項ニ付不実ノ記載アルモノヲ行使シ又ハ此等ノ書類ノ作成ニ代ヘテ電磁的記録ノ作成ガ為サレタル場合ニ於ケル其ノ電磁的記録ニシテ重要ナル事項ニ付不実ノ記載アルモノヲ其ノ募集ノ事務ノ用ニ供シタル」に改め、同条第二項中「株式の下に」、新株予約権を加え、「行使シタル」を「行使シ又ハ其ノ文書ノ作成ニ代ヘテ電磁的記録ノ作成ガ為サレタル場合ニ於ケル其ノ電磁的記録ニシテ重要ナル事項ニ付不実ノ記載アルモノヲ其ノ売出ノ事務ノ用ニ供シタル」に改める。

第四百九十四条第一項第二号及び第三号中「及第三百四十一条ノ七項第一項(第三百四十一条ノ十八)を、第二百八十条ノ三十九第三項及第三百四十一条ノ十五第三項」に改める。

第四百九十八条第一項第三号中「書類」の下に「若ハ電磁的記録ニ記録セラレタル情報ノ内容ヲ法務省令ニ定ムル方法ニ依リ表示シタルモノ」を加え、「其ノ」を「書類ノ」に改め、「交付」の下に「若ハ電磁的記録ニ記録セラレタル情報ヲ電磁的方法ニシテ法務省令ニ定ムルモノニ依リ提供スルコト若ハ其ノ情報ノ内容ヲ記載シタル書面ノ交付」を加え、同項第九号中、「第二百二十二条ノ四」を削り、「第二百八十条ノ六」を「第二百八十条ノ六第一項」に改め、「第二百八十条ノ六ノ二」の下に、「第二百八十条ノ二十八第二項」を加え、「第三百四十一条ノ三又ハ第三百四十一条ノ十二」を「又ハ第三百四十一条ノ六第二項」に改め、「株式申込証の下に」ノ用紙を加え、「又ハ社債申込証」を「若ハ新株予約権申込証、社債申込証若ハ新株予約権付社債申込証」ノ用紙此等ノ書類ノ作成ニ代ヘテ作ルベキ電磁的記録ヲ含ム」に、「記載スベキ」を「記

平成十三年十月二十六日

載若ハ記録スベキ」に、「記載セズ」を「記載若ハ記録セズ」に改め、「ノ記載」の下に「若ハ記録」を加え、同項第十号中「之ニ記載スベキ」を「其ノ書面又ハ第三百七十五條第六項ノ電磁的方法ガ行ハル場合ニ於ケル其ノ方法ニ依リ作ララル電磁的記録ニ記載若ハ記録スベキ」に、「記載セズ」を「記載若ハ記録セズ」に改め、「ノ記載」の下に「若ハ記録」を加え、同項第十四号中「債券又ハ新株引受権証券」を「新株予約権証券又ハ債券」に改め、同項第十六号中「記載」の下に「又ハ記録」を加え、同項第十九号中「複本」の下に「(其ノ作成ニ代ヘテ電磁的記録ノ作成ガ為サレタル場合ニ於ケル其ノ電磁的記録ヲ含ム)」を、「端株原簿」の下に、「新株予約権原簿」を加え、「記載スベキ」を「記載若ハ記録スベキ」に、「記載セズ」を「記載若ハ記録セズ」に改め、「ノ記載」の下に「若ハ記録」を加え、同項第二十号中「第二百三十九條第五項」を「第二百三十九條第六項(第二百三十九條ノ二第八項及第二百三十九條ノ三第七項ニ於テ準用スル場合ヲ含ム)」に、「第二百四十四條第三項」を「第二百四十四條第五項」に、「第二百六十條ノ四第五項」を「第二百三十九條第三項」を「第二百三十九條第五項」に、「第四百二十條第三項」を「第四百二十條第五項」に改め、「書類」の下に「若ハ電磁的記録」を加え、同項第二十号ノ二の次に次の一項を加える。

二十ノ三 第二百八十三条第五項(第四百三十條第二項ニ於テ準用スル場合ヲ含ム以下此ノ号ニ於テ同ジ)ノ決議アリタル場合ニ於テ第二百八十三条第五項ニ規定スル措置ヲ執ラザリシトキ

第四百九十八条第二項中「書類」の下に「若ハ電磁的記録ニ記録セラレタル情報ノ内容ヲ法務省令ニ定ムル方法ニ依リ表示シタルモノ」を加え、「其ノ」を「書類ノ」に改め、「交付」の下に「若ハ電磁的記録ニ記録セラレタル情報ヲ電磁的方法ニシテ法務省令ニ定ムルモノニ依リ提供スルコト若ハ其ノ情報ノ内容ヲ記載シタル書面

ノ交付」を加える。

(有)限会社法の一部改正
第二条 有限会社法(昭和十三年法律第七十四号)の一部を次のように改正する。

第六条中「記載シ各社員之ニ署名スル」を「記載又ハ記録スル」に改め、同条に次の二項を加える。

定款ガ書面ヲ以テ作ラレタルトキハ各社員之ニ署名スルコトヲ要ス
商法第三十三條ノ二ノ規定ハ定款ニ之ヲ準用ス

第七条中「記載スル」を「記載又ハ記録スル」に改める。

第十三条第二項第一号中「第六條第一号」を「第六條第一項第一号」に改める。

第十九条第四項中「第二百四條ノ二第二項及第四項後段」を「第二百四條ノ二第二項乃至第四項第六項及第七項後段」に改め、同条第五項中「第二百四條ノ二第三項後段第四項後段」を「第二百四條ノ二第五項後段第六項第七項後段」に、「乃至第三項」を「乃至第五項」に改め、同条第七項中「前二項」の下に「及商法第二百四條ノ五第二項」を加える。

第二十條中「記載スル」を「記載又ハ記録スル」に改める。

第二十四條第四項中「第二百二十四條第一項第二項」を「第二百二十四條第一項乃至第三項」に改める。

第二十八條第二項中「記載スル」を「記載又ハ記録スル」に改め、同条第三項中「商法」の下に「第三十三條ノ二第一項ノ規定ハ社員名簿ニ、同法」を加え、「第一項ノ掲グル書類」を「定款ニ、同条第三項ノ規定ハ社員名簿ニ」に、「同条第四項」を「同条第六項」に、「第一項ノ掲グル書類」を「定款又ハ社員名簿」に、「書類」を「モノ」に改める。

第二十八條ノ二第一項中「子会社ノ商法第二百六十條ノ四第三項ニ掲グル議事録ノ閲覧又ハ謄写ヲ求ムル」を「左ノ請求ヲ為ス」に改め、同

一三

項に次の各号を加える。

一 子会社ノ商法第二百六十条ノ第五項ニ掲グル議事録ガ書面ヲ以テ作ラレタルトキハ其ノ書面ノ閲覧又ハ謄写ノ請求

二 前号ノ議事録ガ電磁的記録(商法第三十三条ノ二第一項ノ電磁的記録ヲ謂フ以下同ジ)ヲ以テ作ラレタルトキハ其ノ電磁的記録ニ記録セラレタル情報ノ内容ヲ法務省令ニ定ムル方法ニ依リ表示シタルモノノ子会社ノ本店ニ於ケル閲覧又ハ謄写ノ請求

第二十八條ノ二第二項中「第二百六十条ノ四第五項を」第二百六十条ノ四第七項に改める。

第三十條ノ三第二項中「書類」を「モノ」に、「記載スベキ」を「記載若ハ記録スベキ」に改め、「ノ記載」の下に「若ハ記録」を加える。

第三十一條第二項中「乃至第六項」を「乃至第七項」に改める。

第三十三條ノ二第一項中「書類」を「議案其ノ他ノモノ」に改め、同条第二項中「会計ノ帳簿及書類ノ閲覧若ハ謄写」を「左ノ閲覧又ハ謄写」に改め、同項に次の各号を加える。

一 会計ノ帳簿及資料ガ書面ヲ以テ作ラレタルトキハ其ノ書面ノ閲覧若ハ謄写

二 会計ノ帳簿及資料ガ電磁的記録ヲ以テ作ラレタルトキハ其ノ電磁的記録ニ記録セラレタル情報ノ内容ヲ法務省令ニ定ムル方法ニ依リ表示シタルモノノ会社ノ本店ニ於ケル閲覧又ハ謄写

第三十七條第三項中「第三項」を「乃至第四項」に改める。

第三十八條ノ二の次に次の二条を加える。

第三十八條ノ三 会社ハ總會ノ決議ヲ以テ總會ニ出席セザル社員ガ書面ヲ以テ議決權ヲ行使シ得ベキ旨ヲ定ムルコトヲ得

商法第二百三十九條ノ二第二項乃至第八項ノ規定ハ前項ノ場合ニ之ヲ準用ス

第三十八條ノ四 会社ハ總會ノ決議ヲ以テ總會ニ出席セザル社員ガ電磁的方法ニ依リ議決權ヲ行使シ得ベキ旨ヲ定ムルコトヲ得

商法第二百三十九條ノ三第二項乃至第七項ノ規定ハ前項ノ場合ニ之ヲ準用ス

第三十九條中「議決權ノ数」の下に「又ハ議決權ヲ行使スルコトヲ得ベキ事項」を加え、同条に次の一項を加える。

会社ハ定款ヲ以テ前項但書ノ規定ニ依リ議決權ヲ行使スルコトヲ得ベキ事項ニ付別段ノ定メタル持分ノ上ニ有スル社員ガ總社員ノ議決權ノ十分ノ一以上ヲ有スル社員ノ權利ノ行使ニ付テノ規定ノ全部又ハ一部ノ適用ニ付議決權ヲ有セザルモノトスル旨ヲ定ムルコトヲ得

第四十條第二項中「記載スル」を「記載又ハ記録スル」に改める。

第四十一條中「商法」の下に「第二百三十二條第四項」を加え、「第三項」を「乃至第四項」に改める。

第四十二條第一項中「同意」を「承諾」に改め、「書面」の下に「又ハ電磁的方法(商法第三百十條第三項ノ電磁的方法ヲ謂フ以下同ジ)」を加え、同項に次のただし書を加える。

但シ電磁的方法ニ依リ決議ニ係ル承諾ニ付テハ政令ニ定ムル所ニ依リコトヲ要ス

第四十二條第二項から第四項までの規定中「書面」の下に「又ハ電磁的方法」を加える。

第四十三條第一項中「左ノ書類」を「左ニ掲グルモノ」に改め、同条第二項中「書類」を「モノ」に改め、同条第三項中「前項ノ書類」を「前項ノ規定ニ依リ第一項各号ニ掲グルモノ」に改め、同条に次の一項を加える。

商法第三十三條ノ二第一項ノ規定ハ第一項第一号又ハ第四号ニ掲グルモノノ作成ニ、同法第二百八十一條第三項ノ規定ハ第一項第二号若ハ第三号ニ掲グル書類若ハ同項ノ附屬明細書又ハ前項ノ監査報告書ノ作成ニ、同法第二百八十一條ノ二第三項及第四項ノ規定ハ第二項ノ規定ニ依リ第一項ニ掲グルモノノ提出又ハ前項ノ規定ニ依リ同項ノ監査報告書ノ提出ニ之ヲ準用ス

第四十三條ノ二第一項中「前条第一項ノ書類」を「前条第一項ニ掲グルモノ」に改め、同条第二項中「書類」を「モノ」に改める。

第四十四條ノ二第一項中「会計ノ帳簿及書類ノ閲覧又ハ謄写ヲ求ムル」を「左ノ請求ヲ為ス」に改め、同項に次の各号を加える。

一 会計ノ帳簿及資料ガ書面ヲ以テ作ラレタルトキハ其ノ書面ノ閲覧若ハ謄写ノ請求

二 会計ノ帳簿及資料ガ電磁的記録ヲ以テ作ラレタルトキハ其ノ電磁的記録ニ記録セラレタル情報ノ内容ヲ法務省令ニ定ムル方法ニ依リ表示シタルモノノ会社ノ本店ニ於ケル閲覧又ハ謄写ノ請求

第四十四條ノ三「書類」を「資料ニ係ル前条第一項」に改める。

第四十六條中「第二百九十三條ノ六第二項」の下に「第三項」を加える。

第五十二條第一項の次に次の一項を加える。

商法第七十五條第七項及第八項ノ規定ハ前項ノ書面ノ作成ニ之ヲ準用ス

第五十九條第三項中「第三百四十八條第一項」の下に「及第二項」を加え、同条第四項中「一方ガ」の下に「将来行使セラルコトアルベキ新株予約權(新株予約權付社債ニ付セラレタルモノヲ含ム)ヲ発行シタル株式会社ナルトキ又ハ」を加える。

第六十條第一項中「双方ガ」の下に「将来行使セラルコトアルベキ新株予約權(新株予約權付社債ニ付セラレタルモノヲ含ム)ヲ発行シタルモノナルトキ又ハ」を加える。

第六十一條第二項中「記載スル」を「記載又ハ記録スル」に改める。

第六十三條第一項中「第四百八條第一項第二項」を「第四百八條第一項乃至第三項」に改める。

第六十三條ノ三第二項中「第三百四十八條第一項」の下に「及第二項」を加え、同条第三項中「株式会社ガ」の下に「将来行使セラルコトアルベキ新株予約權(新株予約權付社債ニ付セラレタルモノヲ含ム)ヲ発行シタルモノナルトキ

又ハ」を、「其ノ」の下に「新株予約權又ハ」を加える。

第六十三條ノ四第二項中「記載スル」を「記載又ハ記録スル」に改める。

第六十三條ノ六第一項中「乃至第三項」を「乃至第四項」に改める。

第六十三條ノ七第二項中「第三百四十八條第一項」の下に「及第二項」を加え、同条第四項中「株式会社ガ」の下に「将来行使セラルコトアルベキ新株予約權(新株予約權付社債ニ付セラレタルモノヲ含ム)ヲ発行シタルモノナルトキ又ハ」を、「其ノ」の下に「新株予約權又ハ」を加える。

第六十三條ノ九第一項中「乃至第三項」を「乃至第四項」に改める。

第六十四條第二項中「記載スル」を「記載又ハ記録スル」に改め、同条第三項中「第一項及第二項」を削る。

第六十四條ノ二第二項中「商法」の下に「第二百四十五條ノ二第二項」を加える。

第六十四條ノ三「記載」の下に「又ハ記録」を加える。

第六十七條第二項中「記載スル」を「記載又ハ記録スル」に改める。

第七十五條第二項中「第二百三十七條第二項第三項」を「第二百三十七條第二項乃至第四項」に、「乃至第四項」を「乃至第六項」に改める。

第八十五條第一項第三号中「書類」の下に「若ハ電磁的記録ニ記録セラレタル情報ノ内容ヲ法務省令ニ定ムル方法ニ依リ表示シタルモノ」を加え、「其ノ」を「書類ノ」に改め、「交付」の下に「若ハ電磁的記録ニ記録セラレタル情報ヲ電磁的方法ニシテ法務省令ニ定ムルモノニ依リ提供スルコト若ハ其ノ情報ノ内容ヲ記載シタル書面ノ交付」を加え、同項第十号中「記載スベキ」を「記載若ハ記録スベキ」に、「記載セズ」を「記載若ハ記録セズ」に改め、「ノ記載」の下に「若ハ記録」を加え、同項第十一号中「書面又ハ」を「書面若ハ」に改め、「第三百七十四條ノ十八第一項第

一号乃至第三号ノ書面」の下に「又ハ第三十八条ノ第三項ニ於テ準用スル商法第二百三十九条ノ第八項ノ書面若ハ第三十八条ノ第四項ニ於テ準用スル商法第二百三十九条ノ第三項ノ電磁的記録」を加え、同項第十四号中「第五十二条第二項を「第五十二条第三項」に改め、同条第二項中「書類」の下に「若ハ電磁的記録ニ記録セラレタル情報ノ内容ヲ法務省令ニ定ムル方法ニ依リ表示シタルモノ」を加え、「其ノ」を「書類ノ」に改め、「交付」の下に「若ハ電磁的記録ニ記録セラレタル情報ヲ電磁的方法ニシテ法務省令ニ定ムルモノニ依リ提供スルコト若ハ其ノ情報ノ内容ヲ記載シタル書面ノ交付」を加える。
(株式会社の監査等に関する商法の特例に関する法律の一部改正)

第三条 株式会社の監査等に関する商法の特例に関する法律(昭和四十九年法律第二十二号)の一部を次のように改正する。

目次中第二十一条の三を「第二十一条の四」に改める。

第二条中「の書類を」に掲げるもの」に、「掲げる書類を」に掲げるもの」に改める。

第四条第二項第一号中「の書類」を「に掲げるもの」に改める。

第七条第一項中「何時でも」を「いつでも」に、「会社の会計の帳簿及び書類の閲覧若しくは謄写」を「次に掲げる閲覧又は謄写」に改め、同項に次の各号を加える。

一 会社の会計の帳簿及び資料が書面で作られていたときは、その書面の閲覧又は謄写
二 会社の会計の帳簿及び資料が電磁的記録(商法第三十三条ノ二第一項の電磁的記録をいう。以下同じ。)で作られていたときは、その電磁的記録に記録された情報の内容を法務省令で定める方法により表示したものの会社の本店における閲覧又は謄写
第十二条第一項中「書類」を「もの」に改め、同条第二項中「前項の書類」を「前項の規定により商法第二百八十一条第一項各号に掲げるもの」

第一類第三号 法務委員会議録第五号(その二)

に改め、同条に次の一項を加える。

3 商法第二百八十一条ノ第三項及び第四項の規定は、第一項の規定による同法第二百八十一条第一項各号に掲げるものの提出又は前項の規定による同項の附属明細書の提出について準用する。この場合において、同法第二百八十一条ノ二第四項中「監査役」とあるのは「監査役会又ハ会計監査人」と読み替えるものとする。

第十三条第一項中「前条第一項の書類」を「前条第一項の規定により商法第二百八十一条第一項各号に掲げるもの」に改め、同条に次の一項を加える。

5 商法第二百八十一条第三項の規定は第一項の監査報告書の作成について、同法第二百八十一条ノ二第三項及び第四項の規定は第一項の監査報告書の提出について準用する。この場合において、同法第二百八十一条第三項並びに第二百八十一条ノ二第三項及び第四項中「取締役」とあるのは「会計監査人」と、同項中「監査役」とあるのは「監査役会又ハ取締役」と読み替えるものとする。

第十四条に次の一項を加える。

5 商法第二百八十一条第三項の規定は第二項の監査報告書の作成について、同法第二百八十一条ノ二第三項及び第四項の規定は第二項の監査報告書の提出又はその謄本の送付について準用する。この場合において、同法第二百八十一条第三項並びに第二百八十一条ノ二第三項及び第四項中「取締役」とあるのは「監査役会又ハ取締役」と読み替えるものとする。

第十六条第三項中「前項」を「第二項」に改め、同項を同条第四項とし、同条第二項の次に次の一項を加える。

3 会社は、取締役会の決議をもつて、会社が商法第二百八十三条第一項の承認を得、又は第一項後段の報告をした後遅滞なく、同法第二百八十一条第一項第一号及び第二号に掲げるものに記載され又は記録された情報を、電磁的方法(同法第二百三十九条第三項の電磁的方法をいう。以下同じ。)であつて法務省令で定めるものにより、その承認を得、又はその報告をした日後五年を経過する日まで不特定多数の者がその提供を受けることができる状態に置く措置を執ることとすることができる。

第十六条に次の一項を加える。

5 会社に関する商法第二百八十八条第二項第十号及び第二百六十六条ノ三第二項の規定の適用については、これらの規定中「第二百八十三条第五項」とあるのは、「株式会社の監査等に関する商法の特例に関する法律第十六条第三項」とする。

第十七条第一項中「の書類」を「に掲げるもの」に改める。

第十八条の三第二項中「第二百六十条ノ四第二項」を「第二百六十条ノ四第三項」に改める。

第十九条第一項中「第二項」を「第三項」に改め、同条第二項中「及び第二百八十三条第三項」を「並びに第二百八十三条第四項及び第五項」に改める。

第二十一条の二の見出し中「招集通知へ」を「招集の通知に際して」に、「添付」を「交付等」に改め、同条中「には」を「に際しては」に、「添付し」を「交付し」に改め、同条に次の一項を加える。

2 前項の会社にあつては、商法第二百三十二条第二項の承諾をした株主に対し電磁的方法による株主総会の招集の通知をするときは、前項の書類に記載すべき情報をその通知とともに電磁的方法により提供することができる。ただし、株主の請求があつたときは、同

項の書類をその株主に交付しなければならない。

第二十一条の三第一項中「前条」を「前条第一項」に改め、同条第二項中「通知に」の下に「際し」を加え、「添付し」を「交付し」に改め、同条第六項中「第二百三十九条第五項及び第六項」を「第二百三十九条第六項及び第七項第一号」に改め、第二章中同条の次に次の一項を加える。

(商法の適用除外)

第二十一条の四 第二十一条の二第一項の会社については、商法第二百三十九条ノ二の規定は、適用しない。

第二十二條第一項中「書類」を「議案その他のもの」に改め、同条第二項中「何時でも」を「いつでも」に、「会計の帳簿及び書類の閲覧若しくは謄写」を「次に掲げる閲覧又は謄写」に改め、同項に次の各号を加える。

一 会計の帳簿及び資料が書面で作られていたときは、その書面の閲覧又は謄写
二 会計の帳簿及び資料が電磁的記録で作られていたときは、その電磁的記録に記録された情報の内容を法務省令で定める方法により表示したものの会社の本店における閲覧又は謄写

第二十三条第一項中「書類」を「もの」に改め、同条第二項中「前項の書類」を「前項の規定により商法第二百八十一条第一項各号に掲げるもの」に、「商法第二百八十一条第一項」を「同項」に改め、同条第四項中「第二百八十一条第一項の書類」を「第二百八十一条第一項に掲げるもの」に改め、同項を同条第六項とし、同条第三項中「第一項の書類」を「第一項の規定により商法第二百八十一条第一項各号に掲げるもの」に改め、同項を同条第四項とし、同項の次に次の一項を加える。

5 商法第二百八十一条第三項の規定は前項の監査報告書の作成について、同法第二百八十一条ノ二第三項及び第四項の規定は前項の監査報告書の提出について準用する。この場合

平成十三年十月二十六日

において、同法第二百八十一条第三項並びに第二百八十一条ノ第二項及び第四項中「取締役」とあるのは「監査役」と、同項中「監査役」とあるのは「取締役」と読み替えるものとする。

第二十三條第二項の次に次の一項を加える。

3 商法第二百八十一条ノ第三項及び第四項の規定は、第一項の規定による同法第二百八十一条第一項各号に掲げるものの提出又は前項の規定による同項の附属明細書の提出について準用する。

第二十五條中「第二百六十条ノ四第二項」の下に「から第四項まで」を、「第二百八十三條第二項」の下に「及び第三項」を加える。

第三十條第一項第三号中「第二百六十条ノ四第四項」を「第二百六十条ノ四第六項」に、「第二百三十九條第六項」を「第二百三十九條第七項」に、「書類又は書面の閲覧又は謄写」を「に係る閲覧若しくは謄写又は書類若しくは書面若しくは電磁的記録に記録された情報の内容を法務省令で定める方法により表示したものの閲覧若しくは謄写」に改め、同項第六号中「第二百六十条ノ四第三項」を「第二百六十条ノ四第五項」に、「第二百三十九條第五項」を「第二百三十九條第六項」に、「第二百三十三條第四項」を「第二百三十三條第六項」に、「書類又は」を「書類若しくは」に改め、「書面」の下に「又は電磁的記録」を加え、同項第七号中「書類の下に」若しくは「電磁的記録に記録された情報の内容を法務省令で定める方法により表示したものを」を加え、「その」を「書類の」に改め、「交付」の下に「若しくは電磁的記録に記録された情報を電磁的方法であつて法務省令で定めるものにより提供すること若しくはその情報の内容を記載した書面の交付」を加え、同項第八号中「第二百八十三條第二項」の下に「若しくは第三項」を加え、「書類又は」を「書類、書類若しくは」に、「添付し」を「交付せず、又は電磁的方法により情報を提供し」に改め、同項第九号の次に次の一号を加える。

九の二 第十六條第三項の決議があつた場合において同項に規定する措置を執らなかつたとき。

附則 (施行期日) 第一条 この法律は、平成十四年四月一日から施行する。ただし、附則第十一條中商法等の一部を改正する等の法律(平成十三年法律第七十九号)附則第九條第一項の改正規定は、公布の日から施行する。

(端株主の権利に関する経過措置) 第二条 この法律の施行の際端株主に対してこの法律による改正前の商法(以下「旧商法」という。第三百四十一条ノ第二項第六号及び第三百四十一条ノ八第二項第八号の引受権を受ける権利を与えない旨の定款の定めがある株式会社(この法律の施行前に定款の認証を受け、この法律の施行後に成立するもの(以下この条において「設立中の会社」という)を含む)については、この法律の施行の日設立中の会社に対しては、その成立の日において、端株主に対してこの法律による改正後の商法(以下「新商法」という。第二百八十条ノ二十第二項第十二号及び第三百四十一条ノ三第一項第九号の引受権を受ける権利を与えない旨の定款の変更の決議があつたものとみなす。

(議決権なき株式に関する経過措置) 第三条 この法律の施行の際定款に旧商法第二百四十二条第一項の規定により議決権がないものとされた種類の株式についての定めがある場合は、当該種類の株式に関しては、この法律の施行後も、なお従前の例による。ただし、同条第三項の規定は、適用しない。

2 前項の種類の株式は、新商法第二百二十二條第五項及び第六項の規定の適用については、同条第四項に規定する議決権制限株式とみなす。(転換株式に関する経過措置) 第四条 新商法第二百二十四條ノ三第一項の期間がこの法律の施行前に進行を開始し、当該期間

がこの法律の施行の日以後に満了する場合に、この法律の施行後も、当該期間の満了の時までは、当該期間を定めた株式会社の株主は、新商法第二百二十二條ノ五第一項の規定に基づき転換の請求をすることができない。

(新株発行決議の効力に関する経過措置) 第五条 この法律の施行前に旧商法第二百八十条ノ第二項又は第二百八十条ノ五ノ第二項ただし書の決議があつた場合においては、当該決議の効力に関しては、この法律の施行後も、なお従前の例による。

(取締役又は使用人に対する新株の引受権の付与に関する経過措置) 第六条 この法律の施行前に旧商法第二百八十条ノ十九第二項の決議があつた場合においては、当該決議に基づき付与する新株の引受権に関しては、この法律の施行後も、なお従前の例による。

2 この法律の施行後に前項の新株の引受権が行使された場合においては、株式会社は、新株の発行に代えて、その有する自己の株式を当該新株の引受権を行使した者に移転することができ、この場合においては、新商法第二百一十一條の規定は、適用しない。

(転換社債、新株引受権付社債に関する経過措置) 第七条 この法律の施行前に転換社債(旧商法第三百四十一条ノ二第一項の規定に基づき発行する社債をいう。以下同じ)又は新株引受権付社債(旧商法第三百四十一条ノ八第一項の規定に基づき発行する社債をいう。以下同じ)の発行の決議があつた場合においては、当該決議に基づき発行する転換社債又は新株引受権付社債に関しては、この法律の施行後も、なお従前の例による。この法律の施行前に旧商法第三百四十一条ノ二第三項若しくは第三百四十一条ノ八第五項若しくは第三百四十一条ノ十一ノ二第一項ただし書の決議があつた場合においては、当該決議に基づき発行する転換社債又は新株引受権付社債については、この法律の施行後に前項の新株引受権付社債に付された新株の引受権の行使があつた場合に準用する。

議に基づき発行する転換社債又は新株引受権付社債についても、同様とする。

2 前条第二項の規定は、この法律の施行後に前項の転換社債の転換の請求があつた場合又は同項の新株引受権付社債に付された新株の引受権の行使があつた場合に準用する。

(罰則の適用に関する経過措置) 第八条 この法律の施行前にした行為及びこの法律の附則において従前の例によることとされる場合におけるこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(商法中改正法律施行法の一部改正) 第九条 商法中改正法律施行法(昭和十三年法律第七十三号)の一部を次のように改正する。

第四十九條中「記載方法」を「記載又は記録ノ方法」に改める。

(商法の一部を改正する法律の一部改正) 第十條 商法の一部を改正する法律(平成九年法律第五十六号)の一部を次のように改正する。

附則第十一條を削る。

(商法等の一部を改正する等の法律の一部改正) 第十一條 商法等の一部を改正する等の法律の一部を次のように改正する。

附則第三條第五項中「第二百十條第八項」を「第二百十條第九項」に改める。

附則第九條第一項中「平成十三年十二月三十一日」を「平成十四年三月三十一日」に改める。

理由 株式会社等の経営手段の多様化を図るため、新株予約権の制度を新設し、種類株式の制度の改善を図るとともに、株主総会における議決権の行使、会社関係書類の作成等を電磁的方法により行うことを可能にする措置等を講ずる必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

商法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備に関する法律案

商法等の一部を改正する法律の施行に伴う
関係法律の整備に関する法律

(非訟事件手続法の一部改正)

第一条 非訟事件手続法(明治三十一年法律第十
四号)の一部を次のように改正する。

第二百二十四条中「第二十号」を「第十九条の二」
に改める。

第二百二十六条第一項中「第二百三十七條第二
項」を「第二百三十七條第三項」に、「第二百四十
五條ノ三第三項」を「第二百四十五條ノ三第四
項」に、「第二百六十三條第四項」を「第二百六十
三條第六項」に、「第二百六十條ノ四第四項」を
「第二百六十條ノ四第六項」に、「第三十二條第
七項」を「第三十二條第八項」に改める。

第二百二十八條第一項中「報告ハ」の下に「商法
其ノ他ノ法律ノ定ムル所ニ從ヒ」と、「書面」の
下に「又ハ電磁的記録(商業登記法第十九條の二
ニ規定スル登記ノ申請書ニ添付スベキ電磁的記
録ヲ謂フ)を加える。

第三百三十一條第一項中「第二百三十七條第二
項」を「第二百三十七條第三項」に改める。

第三百三十二條ノ二第一項中「及ビ第三百四十
一條ノ十六第三項」を、「第二百八十八條ノ三十七
第四項及ビ第三百四十一條ノ十三第三項」に改
める。

第三百三十二條ノ六第一項中「第二百四十五條
ノ三第三項」を「第二百四十五條ノ三第四項」に
改める。

第三百三十二條ノ八第一項中「第二百六十條ノ
四第四項、第二百六十三條第四項」を「第二百六
十條ノ四第六項、第二百六十三條第六項」に、
「第二百四十四條第四項」を「第二百四十四條第
六項」に、「第四百二十條第四項」を「第四百二十
條第六項」に、「第三十二條第七項」を「第三十二
條第八項」に改める。

第三百三十五條ノ十五中「第三百二十條第四項」
を「第三百二十條第五項」に改める。

第三百三十五條ノ十八中「第三百二十條第四項」
を「第三百二十條第五項」に於テ準用スル第二百

第一類第三号 法務委員會議録第五号(その二)

三十七條第三項」に改める。

(非訟事件手続法の一部改正に伴う経過措置)

第二条 商法等の一部を改正する法律(平成十三
年法律第 号)附則第七條第一項の規定に
より従前の例によることとされる場合における
新株引受権付社債についての払込取扱機関の変
更又は払込金の保管替えに係る許可の事件に関
しては、この法律の施行後も、なお従前の例に
よる。

第三條 担保付社債信託法の一部改正)
第三條 担保付社債信託法(明治三十八年法律第
五十二号)の一部を次のように改正する。

第二十二條第一項中「物上担保付社債の下に
(「新株予約権付社債ヲ除ク」)を、「社債申込証」
の下に「ノ用紙」を加え、「第三百四十一條ノ
三並ニ第三百四十一條ノ十二」を削り、同条第
二項中「社債申込証の下に「ノ用紙」を加え、「三
百四十十一條ノ三並ニ第三百四十一條ノ十二」
を削り、同条第三項中「社債申込証」の下に
「ノ用紙」を加える。

第二十三條から第三十條までを次のように改
める。

第二十三條 物上担保付社債が新株予約権付社
債ナルトキハ新株予約権付社債申込証ノ用紙
ニハ商法第三百四十一條ノ六第二項各号ニ掲
ゲタルモノ(社債管理会社ノ商号ヲ除ク)ノ外
前条第一項各号ニ掲ゲタル事項ヲ記載スベシ
社債ノ総額ヲ數回ニ分チ發行スル場合ニ於テ
ハ前項ノ新株予約権付社債申込証ノ用紙ニ同
項ニ規定シタル事項ノ外前条第二項ニ掲ゲタル
事項ヲモ記載スベシ但シ商法第三百四十一
條ノ六第二項第二号及第三号ニ掲ゲタル事項
(社債ノ総額ヲ除ク)ハ其ノ回ニ發行スル社債
ニ關スルモノトス

前条第三項ノ規定ハ新株予約権付社債申込証
ノ用紙ニ之ヲ準用ス

第二十四條乃至第三十條 削除

第三十四條前段中「転換社債又ハ新株引受権
付社債」を「新株予約権付社債」に、「第三百四十

一條ノ四又ハ第三百四十一條ノ十五」を「第三
百四十一條ノ十二」に改め、同条後段を削る。

第三十五條中「第三百四十一條ノ三及第三
百四十一條ノ十二」を又ハ第三百四十一條ノ八
第二項各号」に改める。

第四十條第一項中「第三百四十一條ノ三及
第三百四十一條ノ十二」を又ハ第三百四十一條
ノ九に改め、「記載」の下に「又ハ記録」を加え、
同条第二項中「記載」の下に「又ハ記録」を加え
る。

第四十一條に次の二項を加える。

商法第三百三十七條第二項ノ場合ニ於テハ委託
会社ハ第一項ノ社債原簿ノ謄本ノ交付ニ代ヘ
テ政令ニ定ムル所ニ依リ受託会社ノ承諾ヲ得
テ同条第二項ニ於テ準用スル同法第三十三條
ノ二第一項ノ電磁的記録ニ記録セラレタル情
報ヲ電磁的方法(電子情報処理組織ヲ使用ス
ル方法其ノ他ノ情報通信ノ技術ヲ利用スル方
法ニシテ内閣府令ニ定ムルモノヲ謂フ以下同
ジ)ニ依リ提供スルコトヲ得此ノ場合ニ於テ
ハ其ノ委託会社ハ第一項ノ社債原簿ノ謄本ヲ
交付シタルモノト看做ス

前項ノ電磁的方法ガ行ハルル場合ニ於ケル其
ノ方法ニ依リ作ララルル電磁的記録(電子の方
式、磁気的方式其ノ他ノ知覚ヲ以テ認識ス
ルコト能ハザル方式ニ依リ作ララルル記録ニシ
テ電子計算機ニ依リ情報処理ノ用ニ供セラル
ルモノトシテ内閣府令ニ定ムルモノヲ謂フ第
百十條第十二号ヲ除クノ外以下同ジ)ニ記録
セラレタル情報ニ付テハ委託会社ノ取締役又
ハ之ヲ代表スル社員之ニ署名ニ代フル措置ニ
シテ内閣府令ニ定ムルモノヲ執リテ社債原簿
ト相違ナキコトヲ認証スベシ

第四十二條中「前条」を「前条第一項」に改め、
「謄本」の下に「又ハ同条第四項ノ電磁的記録」を
加え、「社債権者」を「社債権者ヨリ左」に改め、
同条に次の各号を加える。

一 其ノ謄本ノ閲覧又ハ謄写ノ請求
二 其ノ電磁的記録ニ記録セラレタル情報ノ

内容ヲ内閣府令ニ定ムル方法ニ依リ表示シ
タルモノノ其ノ本店ニ於ケル閲覧又ハ謄写
ノ請求

第四十三條第一項中「記載」の下に「又ハ記録」
を加え、同条第二項中「之ヲ」を削り、「ニ添附
シテ」を又ハ第四十一條第四項ノ電磁的記録ト
共ニ之ヲ」に改める。

第五十九條第二項中「第三百二十條第三項及
第六項」を「第三百二十條第三項及第七項」に改
める。

第六十一條第一項中「謄本」の下に「(其ノ作成
ニ代ヘテ電磁的記録ノ作成ガ為サレタル場合ニ
於ケル其ノ電磁的記録ヲ含ム)を加え、同条第
二項中「社債権者」を「社債権者ヨリ左」に改め、
「謄本」の下に「又ハ電磁的記録」を加え、同項に
次の各号を加える。

一 其ノ謄本ノ閲覧又ハ謄写ノ請求
二 其ノ電磁的記録ニ記録セラレタル情報ノ
内容ヲ内閣府令ニ定ムル方法ニ依リ表示シ
タルモノノ其ノ本店ニ於ケル閲覧又
ハ謄写ノ請求

第六十一條第三項中「第三百三十九條第二項
及第四項」を「第三百三十九條第二項及第六項」
に改める。

第六十二條に次の一項を加える。

第四十一條第三項ノ規定ハ前項ノ謄本ノ交付
ニ之ヲ準用ス

第一百十條第二号中「之」を「其ノ書類若ハ第
四十一條第三項(第六十二條第二項ニ於テ準用
スル場合ヲ含ム)ノ電磁的方法ガ行ハルル場合
ニ於ケル其ノ方法ニ依リ作ララルル電磁的記録
ニ」に改め、「記載」の下に「若ハ記録」を加え、
同条第三号中「書類」の下に「若ハ電磁的記録ニ
記録セラレタル情報ノ内容ヲ内閣府令ニ定ムル
方法ニ依リ表示シタルモノ」を加え、「其ノ」を
「書類」に改め、同条第四号中「書類」の下に
「又ハ電磁的記録」を加え、「之」を「此等」に改
め、「記載」の下に「若ハ記録」を加え、同条第十
二号中「第二十二條第一項又ハ第二項」を「第二

平成十三年十月二十六日

十二条第一項若ハ第二項又ハ第二十三条第一項若ハ第二項に改め、「社債申込証」の下に「又ハ新株予約権付社債申込証ノ用紙(此等ノ用紙ノ作成ニ代ヘテ作ルベキ商法第三十三条ノ第二項ノ電磁的記録ヲ含ム)」を、「記載」の下に「若ハ記録を加える。」

ラレタルトキハ内閣府令ニ定ムル電磁的記録又ハ其ノ電磁的記録ニ記録セラレタル事項ヲ記載シタル書面)を加え、「添付シ」を「添付シ」に改める。

(破産法の一部改正)

第八条 破産法(大正十一年法律第七十一号)の一部を次のように改正する。

第三百七十四条第三号及び第三百七十五条第四号中「記載」の下に「若ハ記録を加える。」

(無尽業法の一部改正)

第九条 無尽業法(昭和六年法律第四十二号)の一部を次のように改正する。

第三条第三項中「定款」の下に「(定款ガ電磁的記録(電子的方式、磁気的方式其ノ他人ノ知覚ヲ以テ認識スルコト能ハザル方式ニ依リ作ラルル記録ニシテ電子計算機ニ依ル情報処理ノ用ニ供セラルモノヲ謂フ以下同ジ)ヲ以テ作成セラレタルトキハ電磁的記録(内閣府令ニ定ムルモノニ限ル第三十九条ニ於テ同ジ)又ハ其ノ電磁的記録ニ記録セラレタル事項ヲ記載シタル書面)を加え、「添付シ」を「添付シ」に改める。

第七條第二項中「記載」の下に「又ハ記録」を加える。

第三十九条第五号中「備付」を「備付」に改め、「提出スベキ書類」の下に「又ハ電磁的記録」を、「記載」の下に「若ハ記録」を加える。

(国債ノ価額計算ニ関スル法律の一部改正)

第十条 国債ノ価額計算ニ関スル法律(昭和七年法律第十六号)の一部を次のように改正する。

第一項中「記載」の下に「又ハ記録」を加える。

(商工組合中央金庫法の一部改正)

第十一条 商工組合中央金庫法(昭和十一年法律第十四号)の一部を次のように改正する。

第二十三条中「第二百八十五条中」の下に「記載又ハ記録スベキトアルハ之ヲ記載スベキトシ」を加える。

第二十八条第七項中「及第三百四十一条ノ十六第三項」を、「第二百八十条ノ三十七第四項及

第三百四十一条ノ十三第三項」に、「第三百四十一条ノ十二第四号及第三百四十一条ノ十六第二項」を、「第二百八十条ノ六、第二百八十条ノ二十八第二号第五号及第六号、第三百四十一条ノ六第二項第三号並ニ第三百四十一条ノ八第二項第五号」に改める。

(商工組合中央金庫法の一部改正に伴う経過措置)

第十二条 商工組合中央金庫は、商工組合中央金庫法第二十八条第一項第十三号の業務に関しては、商法等の一部を改正する法律附則第七条第一項の規定によりなお従前の例によることとされた新株引受権付社債に係る同法による改正前の商法(明治三十二年法律第四十八号。以下「旧商法」という。)第三百四十一条ノ十六第一項の払込みの取扱ひについては、この法律の施行後においても、銀行とみなす。

(社債等登録法の一部改正)

第十三条 社債等登録法(昭和十七年法律第十一号)の一部を次のように改正する。

第五条第二項中「記載」の下に「又ハ記録」を加える。

(私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律の一部改正)

第十四条 私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和二十二年法律第五十四号)の一部を次のように改正する。

第九条第三項中「議決権」の下に「(商法(明治三十二年法律第四十八号)第二百一十一条ノ二第四項に規定する種類の株式又は持分に係る議決権を除き、同条第五項の規定により議決権を有するものとみなされる株式又は持分に係る議決権を含む。以下この章において同じ。)」を加える。

第九条の二第一項中「(明治三十二年法律第四十八号)」を削り、「新株引受権付社債に付された新株の引受権を同法第二百八十条ノ十九第一項に規定する新株予約権」に改め、「行使による新株の発行」の下に「若しくは自己の株式の移

転」を加え、「吸収分割」を「又は吸収分割」に改め、「又は社債の株式への転換」を削り、「一」を「いずれかに」に改める。

第十条第二項中「発行済の株式の総数」を「総株主の議決権」に、「株式の数」を「株式に係る議決権」に改める。

第十一条第一項中「会社の株式」を「会社の議決権」に、「発行済の株式の総数」を「総株主の議決権」に、「株式の数」を「株式に係る議決権」に改め、同項第三号中「消却」を「取得」に、「発行済の株式の総数」を「総株主の議決権」に、「株式の数」を「株式に係る議決権」に改め、同項第四号中「所有する」を「所有することにより議決権を取得し、又は保有する」に改め、同項第五号中「又は所有する」を「又は所有することにより議決権を取得し、又は保有する」に改め、同項ただし書中「株式を所有すること」を「議決権を有すること」に、「株式を所有する場合」を「議決権を保有する場合」に改め、同条第二項中「会社の株式」を「会社の議決権」に、「発行済の株式の総数」を「総株主の議決権」に、「所有する」を「有する」に、「株式を所有しよう」を「議決権を保有しよう」に、「が当該株式」を「が当該議決権」に改める。

(私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律の一部改正に伴う経過措置)

第十五条 商法等の一部を改正する法律附則第七条第一項の規定によりなお従前の例によることとされた新株引受権付社債又は転換社債についての新株の引受権の行使による新株の発行若しくは社債の株式への転換又はこれらに代えてする同条第二項において準用する同法附則第六条第二項の規定による自己の株式の移転は、それぞれ、新株予約権の行使による新株の発行又は自己の株式の移転とみなして、前条の規定によ

る。

(信託法の一部改正)

第六条 信託法(大正十一年法律第六十二号)の一部を次のように改正する。

第三条第二項中「記載」の下に「又ハ記録」を加える。

(信託法の一部改正)

第七條 信託法(大正十一年法律第六十五号)の一部を次のように改正する。

第一条第二項中「定款」の下に「(定款ガ電磁的記録(電子的方式、磁気的方式其ノ他人ノ知覚ヲ以テ認識スルコト能ハザル方式ニ依リ作ラルル記録ニシテ電子計算機ニ依ル情報処理ノ用ニ供セラルモノヲ謂フ以下同ジ)ヲ以テ作成セ

二、第二百五十九条ノ三に、「及び第二項を「から第三項まで」に、「第二百六十七条」を「第二百六十七条第一項及び第三項から第七項まで、第二百六十八条」に改め、「本法」との下に、「同法第二百六十条ノ四第二項中「記載又ハ記録スル」とあるのは「記載スル」とを、「第二百五十八条第一項」との下に、「同法第二百六十七条第四項中「前三項」とあるのは「第一項及前項」とを加える。

第七十三条第二項中「第二百四十四条第一項及び第二項」を「第二百四十四条第一項から第三項まで」に、「並びに第二百五十八条第一項」を「及び第二百五十八条第一項」に改め、「民法第六十二条との下に、「同法第二百四十四条第二項中「記載又ハ記録スル」とあるのは「記載スル」とを加える。

第七十三条の六第四項中「及び第二項」を「及び第四項」に改める。

第七十三条の十三第二項中「第四百八条ノ二第二項」を「第四百八条ノ二第三項(第三号及び第四号を除く。）」に改め、同項に後段として次のように加える。

この場合において、同項ただし書中「第二号又ハ第四号」とあるのは「第二号」と、同項第一号中第一項ニ掲グルモノガ書面ヲ以テ作ラレタルトキハ其ノ書面」とあるのは「農業協同組合法第七十三条の十三第一項ノ書面」と読み替えるものとする。

第七十三条の四十三第三項中「並びに第二百四十四条第一項及び第二項」を「及び第二百四十四条第一項から第三項まで」に改め、「第四十三條の五第三項」との下に、「同法第二百四十四条第二項中「記載又ハ記録スル」とあるのは「記載スル」とを加える。

第七十三条の四十四第五項中「及び第二項」を「から第三項まで」に、「取締役」とあるのは、「記載又ハ記録スル」とあるのは「記載スル」と、同条第三項中「取締役」とあるのは「記載スル」と、第九十三条第三項中「発行済株式の総数等」を

「総株主等の議決権に、「数又は額の株式等を所有する」を議決権を有する」に改め、同条第四項中「所有する株式等」を「有する議決権」に改める。

第一百一条第二号中「第四百八条ノ二第二項」を「第四百八条ノ二第三項(第三号及び第四号を除く。）」に改める。

第一百一条第一項第八号の二中「第二百三十七條ノ三」を「第二百三十七條ノ三第一項又は第二項」に改める。

(農業協同組合法の一部改正に伴う経過措置)

第十七条 農業協同組合又は農業協同組合連合会は、農業協同組合法第十條第六項第九号の事業を行う場合には、商法等の一部を改正する法律附則第七條第一項の規定によりなお従前の例によることとされた新株引受権付社債に係る旧商法第三百四十一條ノ十六第一項の払込みの取扱について、この法律の施行後においても、銀行とみなす。

(証券取引法の一部改正)

第十八条 証券取引法(昭和二十三年法律第二十五号)の一部を次のように改正する。

第二条第一項第六号中「又は新株引受権を表す証券若しくは証書」を「新株引受権証書又は新株予約権証券」に改める。

第四条第三項中「記載されている」を「記載され、又は記録されている」に改める。

第十三条第六項中「記載された」を「記載され、若しくは記録された」に改める。

第二十三条の八第三項中「記載されている」を「記載され、又は記録されている」に改める。

第二十七条の二第二項中「転換社債券」を「新株予約権付社債券」に改め、同項第二号中「新株引受権」を「新株予約権」に改め、同条第八項第一号中「以下この項において同じ。」の下に「に係る議決権」を加え、「株式の数」を「内閣府令で定めるところにより計算した株式に係る議決権の数」に、「株式に換算した数」を「換算した株式に係る議決権の数」に、「この節」を「この項」に、

「発行済株式の総数」を「総株主の議決権」に改め、「有価証券を除く。」の下に「に係る議決権」を加え、同項第二号中「株券等の数」を「株券等に係る議決権の数」に、「発行済株式の総数」を「総株主の議決権」に改め、「有価証券を除く。」の下に「に係る議決権」を加える。

第二十七条の三第一項中「買付予定の株券等の数」の下に「(株券については株式の数、その他のものについては内閣府令で定めるところにより株式に換算した数をいう。以下この節において同じ。）」を加える。

第二十七条の十三第四項第一号及び第二号並びに第五項中「応募株券等の総数」を「応募株券等の数の合計」に改める。

第二十七条の二十三第一項及び第二項中「転換社債券」を「新株予約権付社債券」に改める。

第二十八條の二に次の一項を加える。

前項第四号の場合において、定款若しくは貸借対照表が電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他の人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるもの)をいう。以下同じ。で作成されているとき、又は損益計算書について書面に代えて電磁的記録の作成がされているときは、書類に代えて電磁的記録(内閣府令で定めるものに限り、)を添付することができる。

第三十二条第五項中「過半数の株式(発行済株式議決権のあるものに限る。の総数に百分の五十を乗じて得た数を超える株式議決権のあるものに限る。をいう。次項、第五十四條第一項、第五十九條第一項及び第二項並びに第六十五條の三において同じ。を所有していること」を「総株主の議決権(商法第二百一十一條ノ二第四項に規定する種類の株式に係る議決権を除き、同条第五項の規定により議決権を有するものとみなされる株式に係る議決権を含む。次項、第五十四條第一項第六号、第六十五條の三、第一百三十三條第一項及び第二項、第一百四條並びに第一百六

十三條第一項において同じ。の過半数を保有していること」に改め、同条第六項中「過半数の株式を所有していること」を「総株主の議決権の過半数を保有していること」に改め、同条第七項中「過半数の株式の所有」を「総株主の議決権の過半数の保有」に、「所有の態様」を「保有の態様」に改める。

第三十七條中「転換社債券」を「新株予約権付社債券」に改める。

第五十四條第一項第四号中「定める会社」の下に「(次号及び第五十九條第一項において「銀行等」という。を加え、「その過半数の株式又は過半数の出資(出資議決権のあるものに限る。以下この号において同じ。の総額に百分の五十を乗じて得た額を超える出資をいう。次号並びに第五十九條第一項及び第二項において同じ。を「その総株主の議決権(総株主、総社員、総役員、総組合員又は総出資者の議決権をいい、株式会社又は有限会社にあつては、商法第二百一十一條ノ二第四項に規定する種類の株式又は持分に係る議決権を除き、同条第五項の規定により議決権を有するものとみなされる株式又は持分に係る議決権を含む。次号及び第五十九條第一項において同じ。の過半数」に、「所有した」を「保有した」に改め、同項第五号中「過半数の株式又は過半数の出資を所有している銀行、信託会社その他政令で定める金融機関 外国においてこれらの者が営む業務と同種類の業務を営む会社、証券会社、証券業を営む外国の会社その他内閣府令で定める会社」を「総株主の議決権の過半数を保有している銀行等」に、「過半数の株式若しくは過半数の出資を所有しない」を「総株主の議決権の過半数を保有しない」に改め、同項第六号中「過半数の株式」を「総株主の議決権の過半数」に、「所有される」を「保有される」に改め、同条第二項中「過半数の出資の所有」を「総株主の議決権の過半数の保有」に、「その所有」を「その保有」に改める。

第五十九條第一項中「過半数の株式若しくは

七条第一項の規定によりなお従前の例によることとされた新株引受権付社債を発行する際に旧商法第三百四十一条ノ十三第一項の規定に基づき発行する新株引受権証券は、新株予約権証券とみなして、前条の規定による改正後の国有財産法第二条第一項の規定を適用する。
(消費生活協同組合法の一部改正)

第二十三条 消費生活協同組合法(昭和二十三年法律第二百号)の一部を次のように改正する。

第九十三条の三第一項中「発行済株式(議決権のあるものに限る。)(の総数又は出資の総額の百分の五十を超える数又は額の株式(議決権のあるものに限る。))又は持分を所有する」を「総株主又は総社員の議決権(商法(明治三十二年法律第四十八号)第二百一十一條ノ二第四項に規定する種類の株式又は持分に係る議決権を除き、同条第五項の規定により議決権を有するものとみなされる株式又は持分に係る議決権を含む。)(の過半数を有する)」に改める。
(水産業協同組合法の一部改正)

第二十四条 水産業協同組合法(昭和二十三年法律第二百四十二号)の一部を次のように改正する。

第十一条第六項中「及び第三百四十一条ノ十六第三項を」第二十八号ノ三十七第四項及び第三百四十一条ノ十三第三項に、「第三百四十一条ノ二第四項及び第三百四十一条ノ十六第二項を」第二百八号ノ六、第二百八号ノ二十八第二項第五号及び第六号、第三百四十一条ノ六第二項第三号並びに第三百四十一条ノ八第二項第五号に改める。

第十一条の五第二項中「発行済株式(議決権のあるものに限る。)(の総数又は出資の総額(以下「発行済株式の総数等」という。))を「総株主等の議決権(総株主又は総社員の議決権(商法第二百一十一條ノ二第四項に規定する種類の株式又は持分に係る議決権を除き、同条第五項の規定により議決権を有するものとみなされる株式又は持分に係る議決権を含む。以下この条、第十七条

の三、第八十七條の三、第八十七條の四及び第二百二十二條において同じ。))をいう。以下同じ。」「数又は額の株式(議決権のあるものに限る。)(又は持分(以下「株式等」という。))を所有する」を「議決権を有する」に、「発行済株式の総数等(の)を「総株主等の議決権」に、「数又は額の株式等を所有する」を「議決権を有する」に改め、同条第三項中「所有する株式等には」を「有する議決権には」に、「株式等(を)を株式又は持分に係る議決権(に)に、議決権を行使し、又は議決権の」を「行使し、又はその」に、「又はその子会社に」を「若しくはその子会社に」に、「株式等」を「議決権」に、「株式等」を「株式又は持分に係る議決権」に、「受益者として議決権を行使し、又は議決権の」を「受益者として行使し、又はその」に改める。

第十七条の二第二項及び第四項中「株式等」を「株式又は持分」に改める。

第十七条の三の見出し中「株式」を「議決権」に改め、同条第一項中「株式等」を「議決権」に、「基準株式数等」を「基準議決権数」に、「発行済株式の総数等」を「総株主等の議決権」に、「株式等の数又は額を「議決権の数」に、「数又は額の株式等」を「議決権」に、「所有してはならない」を「保有してはならない」に改め、同条第二項中「実行」を「実行による株式又は持分の取得」に、「株式等」を「議決権」に、「基準株式数等」を「基準議決権数」に、「所有する」を「保有する」に、「所有してはならない」を「保有してはならない」に改め、同条第三項中「株式等」を「議決権」に、「発行済株式の総数等」を「総株主等の議決権」に、「所有する」を「保有する」に、「基準株式数等」を「基準議決権数」に改め、同条第四項中「所有すること」を「有すること」に、「株式等」を「議決権」に、「基準株式数等」を「基準議決権数」に、「所有すること」を「保有すること」に、「発行済株式の総数等」を「総株主等の議決権」に改め、同条第五項中「基準株式数等」を「基準議決権数」に、「所有する」を「有する」に、

「株式等」を「議決権」に改め、同条第六項中「株式等」を「議決権」に、「基準株式数等」を「基準議決権数」に、「所有すること」を「有すること」に、「数又は額の株式等」を「議決権」に、「所有するもの」を「保有するもの」に改め、同条第七項中「所有する株式等」を「保有する議決権」に改める。

第四十一条第六項中「この場合において」の下に、「同項第二号中「記載若ハ記録スベキ」とあるのは「記載スベキ」と、「ノ記載若ハ記録」とあるのは「ノ記載」とを、「第四十一条第一項」との下に「記載若ハ記録」とあるのは「記載」とを加える。

第四十一条の三第十項中「書類」を「もの」に改め、「第二条の下に」に掲げるものを、「第四十一条第一項」の下に「書類」を加える。

第四十四条中「及び第二百六十七條を」第二百六十七條第一項及び第三項から第七項まで並びに第二百六十八條に、「第二百五十九條から第二百五十九條ノ三まで」を「第二百五十九條第一項、第二項及び第四項、第二百五十九條ノ二、第二百五十九條ノ三に、及び第二項」を「から第三項まで」に改め、「本法」との下に「同法第二百六十條ノ四第二項中「記載又ハ記録スル」とあるのは「記載スル」とを、「第四十三條第一項」との下に「同法第二百六十七條第四項中「前三項」とあるのは「第一項及前項」とを、「謂フ」との下に「同法第二百七十五條ノ四中「受ケ又ハ同条第二項ニ於テ準用スル第二百四十四條ノ二第二項ノ承諾ヲ為ス」とあるのは「受クル」とを加える。

第五十一条中「第二百三十七條ノ三」を「第二百三十七條ノ三第一項及び第二項」に、「及び第二項」を「から第三項まで」に、「水産業協同組合法第四十七條の五第三項」を「水産業協同組合法第四十七條の五第三項」と、同法第二百四十四條第二項中「記載又ハ記録スル」とあるのは「記載スル」に改める。

第三十三條及び第三十四條を、「この場合において」の下に「同法第三十三條第一項中「記載又ハ記録スル」とあるのは「記載スル」と、同条第三項及び第四項中「貸借対照表ガ書面ヲ以テ作ラレタルキ」とあるのは「貸借対照表」と、同法第三十四條及び第二百八十五條中「記載又ハ記録スベキ」とあるのは「記載スベキ」とを加える。

第六十二条第六項中「第二百三十七條ノ三」を「第二百三十七條ノ三第一項及び第二項」に、「及び第二項」を「から第三項まで」に改め、「第二百四十四條第二項」の下に「記載又ハ記録スル」とあるのは「記載スル」と、同条第三項中「」を加える。

第七十七條中「第四百二十七條」を「第四百二十七條第一項及び第三項」に、「から第二百五十九條ノ三まで」を「第二百五十九條第一項、第二項及び第四項、第二百五十九條ノ二、第二百五十九條ノ三に、及び第二項」を「から第三項まで」に、「第二百六十七條」を「第二百六十七條第一項及び第三項から第七項まで、第二百六十八條」に改め、「本法」との下に「同法第二百六十條ノ四第二項中「記載又ハ記録スル」とあるのは「記載スル」と、同法第二百六十七條第四項中「前三項」とあるのは「第一項及前項」とを加える。

第八十六条第二項中「並びに第二百四十四條第一項及び第二項」を「及び第二百四十四條第一項から第三項まで」に改め、「第二百四十七條の五第三項」との下に「同法第二百四十四條第二項中「記載又ハ記録スル」とあるのは「記載スル」とを加え、同条第三項中「並びに第二百四十四條第一項及び第二項」を「及び第二百四十四條第二項」の下に「記載又ハ記録スル」とあるのは「記載スル」と、同条第三項中「」を加える。

め、同項第四号中「所有する当該会社の株式等の数又は額」を「有する当該会社の議決権の数」に改め、同項第五号中「株式等」を「議決権」に、「基準株式数等」を「有する議決権」に、「基準議決権数」を「有する議決権」に改める。

第八十七条の四の見出し中「株式」を「議決権」に改め、同条第一項中「株式等」を「議決権」に、「基準株式数等」を「基準議決権数」に、「発行済株式の総数等」を「総株主等の議決権」に、「株式等の数又は額」を「議決権の数」に、「数又は額の株式等」を「議決権」に、「所有してはならない」を「保有してはならない」に改め、同条第二項中「株式等」を「議決権」に、「基準株式数等」を「基準議決権数」に改め、同条第三項中「株式等」を「議決権」に、「所有」を「保有」に改める。

第二百一十二条第三項中「発行済株式の総数等」を「総株主等の議決権」に、「数又は額の株式等」を「有する議決権」に改め、同条第四項中「所有する株式等」を「有する議決権」に改める。

第二百三十条第一項第九号の三中「第二百三十七条ノ三を第二百三十七条ノ三第一項又は第二項」に改める。

(水産業協同組合法の一部改正に伴う経過措置)
第二十五条 漁業協同組合、漁業協同組合連合会、水産加工業協同組合又は水産加工業協同組合連合会は、水産業協同組合法第十一條第三項第六号、第八十七條第四項第六号、第九十三條第二項第六号又は第九十七條第三項第六号の事業を行う場合には、商法等の一部を改正する法律附則第七條第一項の規定によりなお従前の例によることとされた新株引受権付社債に係る旧商法第三百四十一條ノ十六第一項の払込みの取扱いについては、この法律の施行後においても、銀行とみなす。

(中小企業等協同組合法の一部改正)
第二十六条 中小企業等協同組合法(昭和二十四年法律第八十一号)の一部を次のように改正する。

第一類第三号 法務委員會議録第五号(その二)

第九條の八第十項中「及び第三百四十一條ノ十六第三項(新株引受権付社債に付された新株の引受権)」を、「第二百八十八條ノ三十七第四項(新株予約権の行使についての準用規定及び第三百四十一條ノ十三第三項(新株予約権付社債に付された新株予約権の行使)に、「及び第三百四十一條ノ十六第三項並びに」を、「第二百八十八條ノ三十七第四項及び第三百四十一條ノ十三第三項並びに」に、「第三百四十一條ノ十二第四項及び第三百四十一條ノ十六第二項を」第二百八十八條ノ六、第二百八十八條ノ二十八第二項第五号及び第六号、第三百四十一條ノ六第二項第三号並びに第三百四十一條ノ八第二項第五号」に改める。

第二十七條第六項中「第十一條」を「第十一條並びに」に、「及び第二項」を「から第三項まで」に、「並びに」を「及び」に改め、「第二百四十四條第二項中」の下に「記載又ハ記録スル」とあるのは「記載スル」と、同条第三項中「を」を加える。

第四十二條中「及び第二百六十七條」を、「第二百六十七條第一項及び第三項から第七項まで並びに第二百六十八條」に改め、「第二百二條第二項」の下に「(第二号を除く)」を加え、「第二百五十九條から第二百五十九條ノ三まで(第二百五十九條ノ二及び第二百五十九條ノ三中」を「第二百五十九條第一項、第二項及び第四項、第二百五十九條ノ二及び第二百五十九條ノ三」に、「第二百六十條ノ四第一項及び第二項」を「第二百六十條ノ四第一項から第三項まで」に改め、「第二百六十條ノ三第一項」の下に「同法第二百六十條ノ四第二項中「記載又ハ記録スル」とあるのは「記載スル」と」を、「第二百五十八條第一項」の下に「同法第二百六十七條第四項中「前三項」とあるのは「第一項及前項」と」を加える。

第五十四條中「及び第二項」を「から第三項まで」に、「並びに」を「及び」に、「中小企業等協同組合法第四十九條」を「中小企業等協同組合法第四十九條」と、同法第二百四十四條第二項

中「記載又ハ記録スル」とあるのは「記載スル」に改める。

第六十九條中「第四百十九條」を「第四百十九條第一項及び第三項本文」に、「第四百二十七條」を「第四百二十七條第一項及び第三項」に、「第四百八十八條」を「第四百八十八條並びに」に、「第二百五十九條から第二百五十九條ノ三まで(第二百五十九條ノ二及び第二百五十九條ノ三中」を「第二百五十九條第一項、第二項及び第四項、第二百五十九條ノ二及び第二百五十九條ノ三」に、「第二百六十條ノ四第一項及び第二項」を「第二百六十條ノ四第一項から第三項まで」に、「第二百六十七條」を「第二百六十七條第一項及び第三項から第七項まで、第二百六十八條」に改め、「第三十六條の三第一項」の下に「同法第二百六十條ノ四第二項中「記載又ハ記録スル」とあるのは「記載スル」と」を、「第二百五十八條第一項」の下に「同法第二百六十七條第四項中「前三項」とあるのは「第一項及前項」と」を加える。

第八十二條第二項中「及び第二項」を「から第三項まで」に、「並びに」を「及び」に改め、「第二百四十四條第二項中」の下に「記載又ハ記録スル」とあるのは「記載スル」と、同条第三項中「を」を加える。

第八十二條の十第四項中「第二百四十四條第一項及び第二項」を「第二百四十四條第一項から第三項まで」に、「並びに」を「及び」に改め、「第二百四十九條」の下に「同法第二百四十四條第二項中「記載又ハ記録スル」とあるのは「記載スル」と」を加える。

第二百四十五條第五号中「第二百四十四條第一項若しくは第二項」を「第二百四十四條第一項から第三項まで」に、「第二百六十條ノ四第一項若しくは第二項」を「第二百六十條ノ四第一項から第三項まで」に、「第四百十九條」を「第四百十九條第一項に改め、同条第八号の二中「第二十二條第二項」の下に「(第二号を除く)」を加える。

(中小企業等協同組合法の一部改正に伴う経過措置)

第二十七條 信用協同組合又は協同組合連合会は、中小企業等協同組合法第九條の八第二項第十三号又は第九條の九第五項第一号の事業(同法第九條の八第二項第十三号に掲げる事業に限る。)を行う場合には、商法等の一部を改正する法律附則第七條第一項の規定によりなお従前の例によることとされた新株引受権付社債に係る旧商法第三百四十一條ノ十六第一項の払込みの取扱いについては、この法律の施行後においても、銀行とみなす。

(協同組合による金融事業に関する法律の一部改正)
第二十八條 協同組合による金融事業に関する法律(昭和二十四年法律第八十三号)の一部を次のように改正する。

第四條第一項中「発行済株式議決権のあるものに限る。」の総数又は出資の総額(以下「発行済株式の総数等」という。)を「総株主等の議決権(総株主又は総社員議決権(商法(明治三十二年法律第四十八号)第二百一十一條ノ二第四項に規定する種類の株式又は持分に係る議決権を除き、同条第五項の規定により議決権を有するものとみなされる株式又は持分に係る議決権を含む。以下この条から第四條の五までにおいて同じ。)をいう。以下同じ。に、「数又は額の株式(議決権のあるものに限る。又は持分(以下「株式等」という。)を所有する」を「議決権を保有する」に、「その発行済株式の総数等」を「その総株主等の議決権」に、「数又は額の株式等」を「その議決権を保有する」に改め、同条第二項中「信用協同組合等又はその子会社が所有する株式等」を「信用協同組合等又はその子会社が保有する議決権」に、「信託財産として所有する株式等」を「信託財産として所有する株式又は持分に係る議決権」に、「議決権を行使し、又は議決権の行使について当該信用協同組合等又は」を「行使し、又はその行使について当該信用協同組合等若しくは」に、「定める株式等」を「定め

[illegible]

額を「株式会社又は有限会社にあつては、当該株式会社又は有限会社の総株主又は総社員議決権に」、「会社の株式の数又は出資の金額」を「株式会社又は有限会社の議決権の数」に改める。

(相続税法の一部改正)

第三十一条 相続税法(昭和二十五年法律第七十三号)の一部を次のように改正する。

第六十条第一項中「左の」を「次の」に改め、「帳簿書類」の下に「(その作成に代えて電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他の人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう)の作成がされている場合における当該電磁的記録を含む。第七十条第三号において同じ。)」を加える。

第七十条中「左の各号の一」を「次の各号のいずれか」に改め、同条第二号中「財産又はその財産に関する帳簿書類の」を削り、同条第三号を次のように改める。

三 前号の検査に関し虚偽の記載又は記録をした帳簿書類を提示した者

(放送法の一部改正)

第三十二条 放送法(昭和二十五年法律第三百三十二号)の一部を次のように改正する。

第二十六条第五項中「議決権の過半数を協會有する株式会社又はその総社員の議決権の過半数を協會有する」を「又は総社員の議決権(商法(明治三十二年法律第四十八号)第二百一十一條ノ二第四項に規定する種類の株式又は持分に係る議決権を除き、同条第五項の規定により議決権を有するものとみなされる株式又は持分に係る議決権を含む。次項において同じ。の過半数を協會有する株式会社又は」に改める。

第四十二条第八項中「明治三十二年法律第四十八号」を削る。

第五十二条の八第一項中「記載する」を「記載し、又は記録する」に改める。

(電気事業会社の日本政策投資銀行からの借入 第一類第三号 法務委員会議録第五号(その二))

金の担保に関する法律の一部改正

第三十三条 電気事業会社の日本政策投資銀行からの借入金金の担保に関する法律(昭和二十五年法律第四十五号)の一部を次のように改正する。

第二条第二項中「第二百八十三条第三項」を「第二百八十三条第四項本文又は株式会社社の監査等に関する商法の特例に関する法律(昭和四十九年法律第二十二号)第十六条第二項本文」に、「(公告する)」を「貸借対照表又はその要旨の公告をする場合には、当該」に改め、同条に次の一項を加える。

3 前項の電気事業会社は、商法第二百八十三条第五項又は株式会社社の監査等に関する商法の特例に関する法律第十六条第三項の規定により当該各項に規定する措置を執る場合には、当該各項の規定により不特定多数の者がその提供を受けることができる状態に置かれている情報に、当該借入先及び借入金額に係る情報を付さなければならぬ。

第三号中「左の」を「次の」に改め、同条第二号中「(附記)」を「付記」に改め、同条に次の一号を加える。

三 前条第三項の規定に違反して同項に規定する借入先若しくは借入金額に係る情報を付さず、又は虚偽の情報を付したとき。

(船主相互保険組合法の一部改正)

第三十四条 船主相互保険組合法(昭和二十五年法律第七十七号)の一部を次のように改正する。

第十四条の見出し中「加入申込証」の下に「(用紙)を加え、同条第一項中「加入申込証」の下に「(用紙)を加え、(記載して署名し)」を記載し、これに署名して、加入申込証を作ら」に改め、同条第二項及び第三項中「加入申込証」の下に「(用紙)」を加える。

第十五条第一項中「加入申込証」の下に「(用紙)を加え、同条第七項中「第二百四十四条第一項及び第二項」を「第二百四十四条第一項から第

三項まで」に改め、同項に後段として次のように加える。

この場合において、同法第二百四十四条第三項中「議事録が書面ヲ以テ作ラレタルトキハ」とあるのは、「議事録ニハ」と読み替えるものとする。

第十六条第二項中「加入申込証」の下に「(用紙)を加える。

第二十條中「並びに第二百六十七條」の下に「(第二項を除く。)」を加え、「商法第二百六十七條第一項」を「同法第二百六十七條第一項」に改め、「組合員」との下に、「同条第四項中「前三項」とあるのは「第一項及前項」とを加える。

第三十四條中「第二百三十九條第三項」を「第二百三十九條第四項」に、「第二百四十四條第一項及び第二項」を、「第二百四十四條第一項から第三項まで」に、「並びに」を「及び」に改め、同項に後段として次のように加える。

この場合において、同法第二百四十四條第三項中「議事録が書面ヲ以テ作ラレタルトキハ」とあるのは、「議事録ニハ」と読み替えるものとする。

第四十條中、「第二百六十七條」の下に「(第二項を除く。)」を、「株式申込証」の下に「(用紙)を、(第二十二号)の下に。以下「商法特例法」という。を、(第三項まで)の下に「(第二項第二号を除く。)」を加え、「同法第二百六十六條第一項第四号」を「同項第四号」に、「同法第二百六十六條第二項」を「同条第二項」に、「同法第二百六十七條第一項及び」を、「同法第二百六十六條ノ三第二項中「取締役が株式申込証ノ用紙、新株引受権証書、新株予約権申込証、社債申込証若ハ新株予約権付社債申込証ノ用紙若ハ目論見書若ハ此等ノ書類ノ作成ニ代ヘテ電磁的記録ノ作成が為サレタル場合ニ於ケル其ノ電磁的記録」とあるのは「理事が加入申込証ノ用紙、目論見書と、(二掲グルモノ)とあるのは「(書類)と、(記載若ハ記録スベキ)とあるのは「記載スベキ」と、(ノ記載若ハ記録)とあるのは「(ノ記載

載」と、「(公告(第二百八十三條第五項ノ規定スル措置ヲ含ム以下此ノ項ニ於テ同ジ)とあるのは「(公告)と、同法第二百六十七條第一項中「六月前ヨリ引続キ株式ヲ有スル株主」とあるのは「(組合員)と、同条第四項中「前三項」とあるのは「(第一項及前項)と、同法」に改め、「(組合員)と」の下に、「商法特例法第二十二條第一項中「議案その他のもの」とあるのは「書類」と、同条第二項第一号中「資料が書面で作られてゐるときは、その書面の」とあるのは「資料の書面による」とを加える。

第四十四條第一項中、「第二百八十一條」の下に「(第一項及び第四項)を、(第二項)の下に「(第三号及び第四号を除く。)」を加え、「及び第三項」を「及び第四項本文」に、「第二百九十三條ノ六及び」を、「第二百九十三條ノ六第一項(第二号を除く。及び第二項並びに)に、「株式会社社の監査等に関する商法の特例に関する法律第二十三條」を「商法特例法第二十三條第一項、第二項、第四項及び第六項」に、「第二百八十一條第一項第一号」を「第二百八十一條第一項中「(二掲グルモノ)とあるのは「(書類)と、同項第一号」に改め、「(損失処理案)と」の下に、「同条第四項中「(二掲グルモノ)とあるのは「(書類)と、同法第二百八十二條第一項中「(二掲グルモノ)とあるのは「(書類)と、(附本(其ノ作成ニ代ヘテ電磁的記録ノ作成が為サレタル場合ニ於ケル其ノ電磁的記録ヲ含ム)とあるのは「(附本)と、同条第二項中「(第二号又ハ第四号)とあるのは「(第二号)と、同項第一号中「(モノガ書面ヲ以テ作ラレタルトキハ其ノ書面)とあるのは「(書類)と、同項第二号中「(前号ノ書面)とあるのは「(前項ノ書類)と、同法第二百八十三條第一項中「(モノ)とあるのは「(書類)とを、(組合員)と」の下に、「同項第一号中「資料が書面ヲ以テ作ラレタルトキハ其ノ書面ノ」とあるのは「資料ノ書面ニ依ル」と、商法特例法第二十三條第一項、第二項及び第四項中「もの」とあるのは「書類」と、同条第六項中「(に掲げるもの)とあるのは「(書類)とを加え、

同条第三項中「第二百八十三條第三項」を「第二百八十三條第四項本文」に改める。

第四百八十八條第一項中「第四百十八條から第四百二十四條まで」を「第四百十八條から第四百二十四條まで(第四百十九條第二項及び第三項ただし書並びに第四百二十條第二項及び第四項を除く。)」に、「及び第四百二十七條」を並びに第四百二十七條第一項及び第三項に、「第四百二十條第一項及び第五項」を「第四百二十條第一項に」、「同法第四百二十條第四項中」を「同条第三項及び第五項中」「二掲グルモノ」とあるのは「書類」と、「同条第六項中」に、「書類ニ、同条第三項ノ規定ハ子会社ノ前項ニ掲グル書類(子会社ガ有限会社ナルトキハ有限会社法第七十五條第一項ニ於テ準用スル前項ニ掲グル書類)を「モノニ、同条第三項ノ規定ハ子会社ノ前項ニ掲グルモノ(子会社ガ有限会社ナルトキハ有限会社法第七十五條第一項ニ於テ準用スル前項ニ掲グルモノ)」に改め、「前項ニ掲グル書類」との下に、「同条第七項中「貸借対照表及事務報告書」とあるのは「財産目録、貸借対照表及事務報告書」とを、「内閣総理大臣」との下に、「保険業法第七十六條中「掲げるもの」とあるのは規定する書類に」と、「これらの規定に掲げるもの(電磁的記録で作成され、又はその作成に代えて電磁的記録の作成がされているときは、内閣府令で定める電磁的記録又は当該電磁的記録に記録された情報の内容を記載した書面)」とあるのは「当該書類」とを加え、同条第二項中「第二百四十四條第二項」の下に「及び第三項」を、「第二百六十七條」の下に「(第二項を除く。)」を加え、「第二百八十三條第三項」を「第二百八十三條第四項本文」に、「第二百九十三條ノ六及び」を「第二百九十三條ノ六第一項(第二項を除く。)」及び第二項並びに「株式会社の監査等に関する商法の特例に関する法律第二十二條第一項から第三項まで(商法特例法第二十二條第一項から第三項まで(第二項第二号を除く。))」に改め、「この場合において」

の下に、「同法第二百四十四條第三項中「議事録ガ書面ヲ以テ作ラレタルトキハ」とあるのは「議事録ニハ」とを加え、「同法第二百六十七條」を「同法第二百六十六條ノ第三項中「取締役ガ株式申込証ノ用紙、新株引受権証書、新株予約権申込証、社債申込証若ハ新株予約権付社債申込証ノ用紙若ハ目論見書若ハ此等ノ書類ノ作成ニ代ヘテ電磁的記録ノ作成ガ為サレタル場合ニ於ケル其ノ電磁的記録」とあるのは「理事ガ加入申込証ノ用紙、目論見書」と、「二掲グルモノ」とあるのは「書類」と、「記載若ハ記録スベキ」とあるのは「記載スベキ」と、「ノ記載若ハ記録」とあるのは「ノ記載」と、「公告(第二百八十三條第五項ノ規定スル措置ヲ含ム以下此ノ項ニ於テ同ジ)」とあるのは「公告」と、同法第二百六十七條第一項に改め、「組合員」との下に、「同条第四項中(前三項)とあるのは「第一項及前項」とを、「の組合員」との下に、「同項第一号中「資料ガ書面ヲ以テ作ラレタルトキハ其ノ書面ノ」とあるのは「資料ノ書面ニ依ル」と、商法特例法第二十二條第一項中「議案その他のもの」とあるのは「書類」と、同条第二項第一号中「資料ガ書面で作られているときは、その書面の」とあるのは「資料の書面による」とを加える。

第六十條中「各号の二」を「各号のいずれか」に改め、同条第三号中「第二百四十四條第一項若しくは第二項」を「第二百四十四條第一項から第三項まで」に、「第四百十九條」を「第四百十九條第一項」に、「第四百二十七條」を「第四百二十七條第一項」に改め、同条第十号中「第四百二十條第三項」を「第四百二十條第五項」に改め、同条第十二号中「株式会社の監査等に関する商法の特例に関する法律を「商法特例法」に改め、「第二十二條第二項」の下に「(第二号を除く。)」を、「第二百八十二條第二項」の下に「(第三号及び第四号を除く。)」を、「第二百九十三條ノ六第一項」の下に「(第二号を除く。)」を加え、「第四百二十條第四項」を「第四百二十條第六項」に、「書類の」を「資料に係る」に改める。

(地方税法の一部改正)

第三十五條 地方税法(昭和二十五年法律第二十六号)の一部を次のように改正する。

第二十六條第一項中「帳簿書類の下に」(その作成に代えて電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他の人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。の作成がされている場合における当該電磁的記録を含む。次条第一項第一号及び第二号において同じ。))を加える。

第二十七條第一項中「各号の二」を「各号のいずれか」に改め、同項第二号中「記載」の下に「又は記録」を加える。

第五十條第四項中「各号の二」を「各号のいずれか」に改め、同項第二号中「帳簿若しくは書類」を「同条に規定する帳簿書類の」に、「帳簿若しくは書類で」を「帳簿書類で」に改め、「記載」の下に「若しくは記録」を加え、「呈示した」を「提示した」に改める。

第七十條第一項中「各号の二」を「各号のいずれか」に改め、同項第二号中「帳簿若しくは書類」を「同条に規定する帳簿書類の」に、「帳簿若しくは書類で」を「帳簿書類で」に改め、「記載」の下に「若しくは記録」を加え、「呈示した」を「提示した」に改める。

第七十一條の二十一第一項中「各号の二」を「各号のいずれか」に改め、同項第二号中「帳簿若しくは書類の」を「同条に規定する帳簿書類の」に、「帳簿若しくは書類で」を「帳簿書類で」に改め、「記載」の下に「若しくは記録」を加え、「呈示した」を加える。

第七十二條の七第一項中「左に」を「次に」に改め、「帳簿書類」の下に「(その作成に代えて電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他の人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。の作成がされている場合における当該電磁的記録を含む。次条第一項第一号及び第二号において同じ。))」を加える。

条第一項第一号及び第二号、第七十二條の六十三第一項並びに第七十二條の六十四第一項第一号及び第二号において同じ。))を加える。

第七十二條の八第一項中「左の各号の二」を「次の各号のいずれか」に改め、同項第二号中「記載」の下に「又は記録」を加え、「呈示した」を「提示した」に改める。

第七十二條の六十四第一項中「左の各号の二」を「次の各号のいずれか」に改め、同項第二号中「記載」の下に「又は記録」を加え、「呈示した」を「提示した」に改める。

第七十二條の七十第一項中「各号の二」を「各号のいずれか」に改め、同項第二号中「帳簿若しくは書類の」を「同条に規定する帳簿書類の」に、「帳簿若しくは書類で」を「帳簿書類で」に改め、「記載」の下に「若しくは記録」を加え、「呈示した」を「提示した」に改める。

第七十二條の八十四第一項中「帳簿書類」の下に「(その作成に代えて電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他の人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。の作成がされている場合における当該電磁的記録を含む。次条第一項第一号及び第二号において同じ。))」を加える。

第七十二條の八十五第一項中「各号の二」を「各号のいずれか」に改め、同項第二号中「記載」の下に「又は記録」を加える。

第七十三條の八第一項中「左に」を「次に」に改め、「帳簿書類」の下に「(その作成に代えて電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他の人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。の作成がされている場合における当該電磁的記録を含む。次条第一項第一号及び第二号において同じ。))」を加える。

第七十三條の九第一項中「左の各号の二」を「次の各号のいずれか」に改め、同項第二号中

「記載」の下に「又は記録」を加え、「呈示した」を「提示した」に改める。

第四百五十条第一項中「帳簿書類」の下に「（その作成に代えて電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他の人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）の作成がされている場合における当該電磁的記録を含む。次条第一項第一号及び第二号において同じ。）を加える。

第四百五十一條第一項中「各号の一」を「各号のいずれか」に改め、同項第二号中「記載」の下に「又は記録」を加え、「呈示した」を「提示した」に改める。

第四百六十一條第一項中「各号の一」を「各号のいずれか」に改め、同項第二号中「帳簿若しくは書類の」を「同条に規定する帳簿書類の」に、「帳簿若しくは書類で」を「帳簿書類で」に改め、「記載」の下に「若しくは記録」を加え、「呈示した」を「提示した」に改める。

第四百七十条第一項中「帳簿書類」の下に「(その作成に代えて電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他の人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。)の作成がされている場合における当該電磁的記録を含む。次条第一項第二号及び第三号において同じ。)」を加える。

第四百七十一條第一項中「各号の一」を「各号のいずれか」に改め、同項第三号中「記載」の下に「又は記録」を加える。

第四百八十五條の五第一項中「各号の一」を「各号のいずれかに」改め、同項第二号中「帳簿書類若しくは書類の」を「同条に規定する帳簿書類の」に、「帳簿若しくは書類で」を「その帳簿書類で」に改め、「記載」の下に「若しくは記録」を加える。

第五百二十五条第一項中「左に」を「次に」に改め、「帳簿書類」の下に「（その作成に代えて電磁

的記録(電子的方式、磁気的方式その他の人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。)の作成がされている場合における当該電磁的記録を含む。次条第一項第一号及び第二号において同じ。)を加える。

第五百二十六条第一項中「左の各号の二」を「次の各号のいずれかに改め、同項第二号中「記載」の下に「又は記録を加え、「提示した」を「提示した」に改める。

第五百四十三條第一項中「各号の一」を「各号のいずれか」に改め、同項第二号中「帳簿若しくは書類の」を「同条に規定する帳簿書類の」に、「帳簿若しくは書類で」を「帳簿書類で」に改め、「記載」の下に若しくは「記録」を加え、「呈示した」を「提示した」に改める。

第五百八十八條第一項中「帳簿書類」の下に「（その作成に代えて電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他の人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）の作成がされている場合における当該電磁的記録を含む。次条第一項第一号及び第二号において同じ。）」を加える。

第五百八十九条第一項中「各号の一」を「各号のいずれか」に改め、同項第二号中「記載」の下に「又は記録」を加える。

第六百十五條第一項中「各号の」を「各号のいづれか」に改め、同項第二号中「行なう」を「行」に、「帳簿若しくは書類の」を「同条に規定する帳簿書類の」に、「帳簿若しくは書類で」を「子」の帳簿書類で」に改め、「記載」の下に「若しくは記録」を加える。

第六百七十四条第一項中「左」を「次に」改め、「帳簿書類の下に」「その作成に代えて電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他の人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報

処理の用に供されるものをいう。）の作成がされている場合における当該電磁的記録を含む。次条第一項第一号及び第二号において同じ。」を加える。

第六百七十五條第一項中「左の各号の二」を「次の各号のいずれかに改め、同項第二号中「記載」の下に「又は記録を加え、「呈示した」を「提示した」に改める。

第六百九十七条第一項中「各号の」を「各号のいづれか」に改め、同項第二号中「帳簿若しくは書類の」を「同条に規定する帳簿書類の」に、「帳簿若しくは書類で」を「帳簿書類で」に改め、「記載」の下に若しくは記録」を加え、「呈示した」を「提示した」に改める。

第六百九十九条の五第一項中「帳簿書類」の下に「（その作成に代えて電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他の人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）の作成がされている場合における当該電磁的記録を含む。次条第一項第一号及び第二号において同じ。）」を加える。

第六百九十九条の六第一項中「各号の二」を「各号のいずれか」に改め、同項第二号中「記載の下に」又は記録を加える。

第六百九十九条の二十七第一項中「各号の」を「各号のいずれか」に改め、同項第二号中「行なう」を「行う」に、「帳簿若しくは書類の」を「同類」に規定する帳簿書類の」に、「帳簿若しくは書類で」をその帳簿書類で」に改め、「記載」の下に「若しくは記録」を加える。

第七百条の八第一項中「帳簿書類」の下に「その他の作成に代えて電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他の人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものを含む）の作成がされている場合における当該電磁的記録を含む。次条第一項第一号及び第二号、第七百条の二十五第一項並びに第七百条の

二十六第一項第一号及び第二号において同じ。」を加える。

第七百条の九第一項中「各号の」を「各号のいずれか」に改め、同項第二号中「記載」の下に「又は記録」を加える。

第七百条の二十六第一項中「各号の二」を「各号のいずれか」に改め、同項第二号中「記載」の下に「又は記録」を加える。

第七百条の四十第一項中「各号の二」を「各号のいづれか」に改め、同項第二号中「帳簿若しくは書類の」を「同条に規定する帳簿書類の」に、「帳簿若しくは書類で」を「帳簿書類で」に改め、「記載」の下に若しくは記録」を加え、「呈示した」を「提示した」に改める。

第七百一条の五第 項中「帳簿書類」の下に
「その作成に代えて電磁的記録（電子的方式、
磁気的方式その他の人の知覚によつては認識す
ることができない方式で作られる記録であつ
て、電子計算機による情報処理の用に供され
るものをいう。）の作成がされている場合にお
ける当該電磁的記録を含む。次条第一項第一
号及び第二号において同じ。」を加える。

第七百一条の六第一項中「各号の二」を「各号のいずれか」に改め、同項第二号中「記載」の下に「又は記録」を加える。

第七百一条の二十第一項中「各号の」を「各号のいずれか」に改め、同項第二号中「帳簿若しくは書類の」を「同条に規定する帳簿書類の」に改め、「帳簿若しくは書類で」を「帳簿書類で」に改め、「記載」の下に「若しくは記録」を加え、「呈示した」を「提示した」に改める。

第七百一条の三十五第一項中「帳簿書類」の下に「(その作成に代えて電磁的記録(電子的方式磁気的方式その他の人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう)の作成がされている場合における当該電磁的記録を含む。次条第一項第一号及び第二号において同じ。)」を加える。

第七百一条の三十六第一項中「各号の二」を「各号のいずれか」に改め、同項第二号中「記載」の下に「又は記録」を加える。

第七百一条の六十七第一項中「各号の二」を「各号のいずれか」に改め、同項第二号中「帳簿若しくは書類の」を「同条に規定する帳簿書類の」に、「帳簿若しくは書類で」を「その帳簿書類で」に改め、「記載」の下に「若しくは記録」を加える。

第七百七条第一項中「左に」を「次に」に改め、「帳簿書類」の下に「（その作成に代えて電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他の人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）の作成がされている場合における当該電磁的記録を含む。次条第一項第一号及び第二号において同じ。）」を加える。

第七百八条第一項中「左の各号の二」を「次の各号のいずれか」に改め、同項第二号中「記載」の下に「又は記録」を加え、「呈示した」を「提示した」に改める。

第七百三十条第一項中「各号の二」を「各号のいずれか」に改め、同項第二号中「帳簿若しくは書類の」を「同条に規定する帳簿書類の」に、「帳簿若しくは書類で」を「帳簿書類で」に改め、「記載」の下に「若しくは記録」を加え、「呈示した」を「提示した」に改める。

第七百三十三条の四第一項中「帳簿書類」の下に「（その作成に代えて電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他の人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）の作成がされている場合における当該電磁的記録を含む。次条第一項第一号及び第二号において同じ。）」を加える。

第七百三十三条の五第一項中「各号の二」を「各号のいずれか」に改め、同項第二号中「記載」の下に「又は記録」を加える。

第一類第三号 法務委員会議録第五号（その二）

第七百三十三条の二十六第一項中「各号の二」を「各号のいずれか」に改め、同項第二号中「帳簿若しくは書類の」を「同条に規定する帳簿書類の」に、「帳簿若しくは書類で」を「帳簿書類で」に改め、「記載」の下に「若しくは記録」を加える。

（商品取引所法の一部改正）
第三十六条 商品取引所法昭和二十五年法律第二百三十九号の一部を次のように改正する。

第十二条第六項中「及び第二項」を「から第三項まで」に、「並びに」を「及び」に改め、「第二百四十四条第二項中」の下に「記載又ハ記録スル」とあるのは「記載する」と、同条第三項中を加える。

第六十五条中「及び第二百六十七條」を、「第二百六十七條第一項及び第三項から第七項まで並びに第二百六十八條」に改め、同条に後段として次のように加える。

この場合において、商法第二百六十七條第四項中「前三項」とあるのは、「第一項及び前項」と読み替へるものとする。

第七十一条中「及び第二項」を「から第三項まで」に、「並びに」を「及び」に、「商品取引所法第六十六条第六項」を「商品取引所法第六十六条第六項」と、同法第二百四十四条第二項中「記載又ハ記録スル」とあるのは「記載する」に改める。

第七十六条中「第二項」の下に「（第三号及び第四号を除く。）」を加え、「及び第三項」を「及び第四項本文」に、「ノ書類」を「ニ掲グルモノ」に改め、「規定する書類」との下に、「（原本（其ノ作成ニ代ヘテ電磁的記録ノ作成ガ為サレタル場合ニ於ケル其ノ電磁的記録ヲ含ム）とあるのは「原本」とを加え、「掲グル書類」を「掲グルモノ」に、「同条第三項」を「同条第四項本文」に改める。

第一百一条第一項中「第四百九十九條」を「第四百九十九條第一項及び第三項本文」に、「第四百二十七條」を「第四百二十七條第一項及び第三項」に

平成十三年十月二十六日

改め、同条第二項中「第二百四十四条第二項」を「第二百四十四条第二項及び第三項」に、「第二百六十七條」を「第二百六十七條第一項及び第三項から第七項まで、第二百六十八條」に改め、「及び第二項」の下に「（第三号及び第四号を除く。）」を加え、「第二百八十三條第一項及び第三項」を「第二百八十三條第一項及び第四項本文」に改め、「総会の決議」との下に、「同法第二百四十四条第二項中「記載又ハ記録スル」とあるのは「記載する」と、同法第二百六十七條第四項中「前三項」とあるのは「第一項及び前項」とを加え、「ノ書類」を「ニ掲グルモノ」に改め、「規定する書類」との下に、「（原本（其ノ作成ニ代ヘテ電磁的記録ノ作成ガ為サレタル場合ニ於ケル其ノ電磁的記録ヲ含ム）とあるのは「原本」とを加え、「掲グル書類」を「掲グルモノ」に、「同条第三項」を「同条第四項本文」に改める。

（商品取引所法の一部改正に伴う経過措置）
第三十七条 この法律の施行の際現に前条の規定による改正後の商品取引所法第三百三十三條第二項に規定する支配関係を持つている商品取引員についての同項の規定の適用については、同項中「遅滞なく」とあるのは、「平成十四年五月一日までに」とする。

（宗教法人法の一部改正）
第三十八條 宗教法人法（昭和二十六年法律第二百六十六号）の一部を次のように改正する。

改め、同条第二項中「第二百四十四条第二項」を「第二百四十四条第二項及び第三項」に、「第二百六十七條」を「第二百六十七條第一項及び第三項から第七項まで、第二百六十八條」に改め、「及び第二項」の下に「（第三号及び第四号を除く。）」を加え、「第二百八十三條第一項及び第三項」を「第二百八十三條第一項及び第四項本文」に改め、「総会の決議」との下に、「同法第二百四十四条第二項中「記載又ハ記録スル」とあるのは「記載する」と、同法第二百六十七條第四項中「前三項」とあるのは「第一項及び前項」とを加え、「ノ書類」を「ニ掲グルモノ」に改め、「規定する書類」との下に、「（原本（其ノ作成ニ代ヘテ電磁的記録ノ作成ガ為サレタル場合ニ於ケル其ノ電磁的記録ヲ含ム）とあるのは「原本」とを加え、「掲グル書類」を「掲グルモノ」に、「同条第三項」を「同条第四項本文」に改める。

（商品取引所法の一部改正に伴う経過措置）
第三十七条 この法律の施行の際現に前条の規定による改正後の商品取引所法第三百三十三條第二項に規定する支配関係を持つている商品取引員についての同項の規定の適用については、同項中「遅滞なく」とあるのは、「平成十四年五月一日までに」とする。

（宗教法人法の一部改正）
第三十八條 宗教法人法（昭和二十六年法律第二百六十六号）の一部を次のように改正する。

改め、同条第二項中「第二百四十四条第二項」を「第二百四十四条第二項及び第三項」に、「第二百六十七條」を「第二百六十七條第一項及び第三項から第七項まで、第二百六十八條」に改め、「及び第二項」の下に「（第三号及び第四号を除く。）」を加え、「第二百八十三條第一項及び第三項」を「第二百八十三條第一項及び第四項本文」に改め、「総会の決議」との下に、「同法第二百四十四条第二項中「記載又ハ記録スル」とあるのは「記載する」と、同法第二百六十七條第四項中「前三項」とあるのは「第一項及び前項」とを加え、「ノ書類」を「ニ掲グルモノ」に改め、「規定する書類」との下に、「（原本（其ノ作成ニ代ヘテ電磁的記録ノ作成ガ為サレタル場合ニ於ケル其ノ電磁的記録ヲ含ム）とあるのは「原本」とを加え、「掲グル書類」を「掲グルモノ」に、「同条第三項」を「同条第四項本文」に改める。

平成十三年十月二十六日

第六十五条中「第二十條」を「第十九條の二」に改める。

（納税貯蓄組合法の一部改正）
第三十九條 納税貯蓄組合法（昭和二十六年法律第二百四十五号）の一部を次のように改正する。

（投資信託及び投資法人に関する法律の一部改正）
第四十條 投資信託及び投資法人に関する法律（昭和二十六年法律第九十八号）の一部を次のように改正する。

第八條第三項中「前項」を「第二項」に改め、同項を同条第四項とし、同条第二項の次に次の一項を加える。

3 前項の場合において、定款が電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他の人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。以下この項において同じ。）で作成されているときは、書面に代えて電磁的記録（内閣府令で定めるものに限る。）を添付することができる。

第十五條第二項第一号中「過半数の株式を所有している」を「総株主の議決権（商法第二百一十一條ノ二第四項に規定する種類の株式に係る議決権を除き、同条第五項の規定により議決権を有するものとみなされる株式に係る議決権を含む。次条、第四十九條の九第二項第一号及び第九百九十四條において同じ。）の過半数を保有している」に改める。

第十六條第一号中「株式」の下に「に係る議決権」を加え、同条第二号中「株式の発行済総数」を「株式に係る議決権の総数」に改める。

二九

第二十二條第二項中「第二百三十九條第四項」を「第二百三十九條第五項」に改める。

第三十條の二第二項中「第二百四十五條ノ三」の下に「第一項及び第三項から第六項まで」を加え、「前条」を「前条第一項」に、「同条第二項及び第三項」を「同条第三項及び第四項」に、「第二百四十五條ノ二」を「第二百四十五條ノ二第一項」に改める。

第三十四條の八第三項中「第二百六十七條」の下に「第一項及び第三項から第七項まで並びに第二百六十八條」を加える。

第三十四條の十第五項を次のように改める。

5 第八條第三項の規定は前項の定款について、第十條の規定は前項の規定による認可の申請について、それぞれ準用する。

第四十九條の九第二項第一号中「過半数の株式を所有していること」を「総株主の議決権の過半数を保有していること」に改める。

第六十五條第三項を同条第五項とし、同条第二項を同条第三項とし、同項の次に次の一項を加える。

4 この編及び第五編の規定において商法の規定を準用する場合には、同法の規定中「電磁的記録」とあるのは「電磁的記録(投資信託及び投資法人に関する法律第六十七條第二項ニ規定スル電磁的記録ヲ謂フ)」と、「電磁的方法」とあるのは「電磁的方法(投資信託及び投資法人に関する法律第九十條第三項ニ規定スル電磁的方法ヲ謂フ)」と、「法務省令」とあるのは「内閣府令」と読み替えるものとする。

第六十五條第一項の次に次の一項を加える。

2 投資法人に対する商法第三十三條ノ二の適用については、同条中「法務省令」とあるのは、「内閣府令」とする。

二項から第四項までを二項ずつ繰り下げ、同条第一項の次に次の二項を加える。

2 規約は、電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他の他人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものとして内閣府令で定めるものをいう。以下同じ。)で作成することができる。

3 前項の規定により規約が電磁的記録で作成されている場合における当該電磁的記録に記録された情報については、内閣府令で定める署名又は記名なつ印に代わる措置を執らなければならない。

第六十九條第四項を同条第五項とし、同条第三項中「投資口申込証」の下に「用紙」を加え、同項を同条第四項とし、同条第二項の次に次の一項を加える。

3 第八條第三項の規定は、前項の規約について準用する。

第七十一條第一項中「投資口申込証」の下に「用紙」を加え、「記載して、これに署名し又は記名なつ印し」を「記載し、これに署名し又は記名なつ印して、投資口申込証を作成し」に改め、同条第二項中「記載した投資口申込証を作成し」を「投資口申込証の用紙に記載し」に改め、同条第六項中「商法第七十五條第四項」を「商法第七十五條第四項から第八項まで」に、「第七十五條第五項」を「第七十五條第九項」に改め、「払込取扱機関」と「の下に」同条第八項において準用する同法第三十三條ノ二第二項中「法務省令」とあるのは「内閣府令」と「を加える。

第七十三條第四項中「第九十一條第二項及び第三項」を「第九十一條第三項から第五項まで」に、「第九十二條の規定」を「第九十二條及び第九十二條の二の規定」に、「第二百三十九條第五項及び第六項」を「第二百三十九條第六項及び第七項」に、「第四項、第二百三十九條ノ二」を「第五項、第二百三十九條ノ四」に、「第二百四十四

條第二項」を「第二百四十四條第三項」に、「同条第三項」を「同条第五項」に改め、「其ノ謄本」の下に「其ノ作成ニ代ヘテ電磁的記録ノ作成ガ為サレタル場合ニ於ケル其ノ電磁的記録ヲ含ム」を加える。

第七十九條第一項中「記載し」の下に「又は記録し」を加え、同条第二項中「記載し」の下に「又は記録し」を加え、「記載が」を「記載又は記録が」に改める。

第八十二條第一項中「投資主名簿には、」を「執行役員は、投資主名簿を作成し、これに」に改め、「記載し」の下に「又は記録し」を加え、同条第二項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2 第六十七條第二項の規定は、投資主名簿について準用する。

第八十四條第三項中「記載し」の下に「又は記録し」を加える。

第八十七條第三項及び第五項並びに第八十八條第二項第二号、第三項及び第四項中「記載」の下に「又は記録」を加える。

第九十條に次の一項を加える。

3 監督役員は、前項の書面による請求に代えて、政令で定めるところにより、執行役員の承諾を得て、当該書面に記載すべき事項を電磁的方法(電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であつて内閣府令で定めるものをいう。以下同じ。)により提供することができる。この場合において、当該監督役員は、同項の書面による請求をしたものとみなす。

第九十一條第一項中「対して」を「対し書面で」に改め、同条第三項を同条第五項とし、同条第二項中「前項の通知には、」を「前二項の通知に際しては、当該通知に、」に、「事項を記載し」を「事項を記載し、又は記録し、かつ」に、「添付し」を「交付し」に改め、同項を同条第三項とし、同項の次に次の一項を加える。

4 第二項の承諾をした投資主に対し同項の電

磁的方法による通知をするときは、前項の書類及び書面の交付に代えて、同項の書類及び書面に記載すべき事項を第二項の電磁的方法により提供することができる。ただし、投資主の請求があつたときは、前項の書類及び書面を当該投資主に交付しなければならない。

第九十一條第一項の次に次の一項を加える。

2 投資主総会を招集する者は、前項の書面による通知の発出に代えて、政令で定めるところにより、投資主の承諾を得て、電磁的方法により通知を発することができる。この場合において、当該投資主総会を招集する者は、同項の書面による通知を発したものとみなす。

第九十二條第四項中「第二百三十九條第五項及び第六項」を「第二百三十九條第六項及び第七項第一号」に改め、同条の次に次の一項を加える。

(電磁的方法による議決権の行使)

第九十二條の二 投資法人は、役員会の決議をもつて、投資主総会に出席しない投資主が電磁的方法により議決権を行使することができる旨を定めることができる。この場合においては、第九十一條の通知には、その旨を記載し、又は記録しなければならない。

2 前項の定めをした投資法人にあつては、第九十一條の通知に際しては、電磁的方法による議決権の行使について参考となるべき事項として内閣府令で定めるものを記載した書類を交付しなければならない。

3 第九十一條第四項の規定は、前項の書類について準用する。

4 第二項の投資法人にあつては、第九十一條第二項の承諾をした投資主に対し同項の電磁的方法による通知をするときは、投資主が議決権を行使するための書面に記載すべき事項を同項の通知に際し同項の電磁的方法により提供しなければならない。

5 前項の投資法人にあつては、第九十一條第

二項の承諾をしていない投資主から、投資主総会の会日の一週間前までに前項の事項の電磁的方法による提供の請求があつたときは、政令で定めるところにより、これらの投資主の承諾を得て、当該事項を直ちに電磁的方法により当該投資主に提供しなければならぬ。

6 電磁的方法による議決権の行使は、政令で定めるところにより、第二項の投資法人の承諾を得て、第四項の書面に記載すべき事項を記録した電磁的記録に必要な事項を記録し、これを投資主総会の会日の前日までに第二項の電磁的方法により当該投資法人に提供して行ふ。

7 投資主が第九十一条第二項の承諾をした者である場合には、投資法人は、その承諾に係る投資主総会の会日から一年間は、正当な事由がなければ、前項の承諾をすることを拒んではならない。

8 前条第三項の規定は、電磁的方法により行使された議決権の数について準用する。

9 商法第二百三十九条第六項及び第七項第二号の規定は、第六項の規定により提供された事項が記録された電磁的記録について準用する。この場合において、必要な技術的読替えは、政令で定める。

第九十三条第二項中「記載し」の下に「又は記録し」を加える。

第九十四条中「から第二百三十九条ノ二まで」を「から第二百三十九条まで、第二百三十九条ノ四に」、「第二百四十四条第二項」を「第二百四十四条第三項」に、「同条第三項」を「同条第五項」に改め、「其ノ謄本」の下に「（其ノ作成ニ代ヘテ電磁的記録ノ作成ガ為サレタル場合ニ於ケル其ノ電磁的記録ヲ含ム）」を加える。

第九十九条中第二百六十三条第一項、第二項及び第四項を「第二百六十三条第一項（第四号を除く。）から第三項まで及び第六項」に、「第二百六十三条第一項中（定款ヲ本店及支店ニ、

第一類第三号 法務委員会議録第五号（その二）

株主名簿、端株原簿及社債原簿」とあるのは「規約」を「第二百六十三条第一項第一号中（定款）」とあるのは「規約」と、「本店及支店」とあるのは「本店」と、同項第二号中「株主名簿、新株予約権原簿及社債原簿」とあるのは「（置キタルトキ）」を「置キタル場合」に、「ト異ナルトキ」を「ト異ナル場合」に、「二名義書換代理人ノ営業所」とあるのは「其ノ営業所」と、同条第四項を「同項第二号及び第三号中（名義書換代理人ノ営業所）」とあるのは「名義書換事務受託者ノ営業所」と、同条第二項第一号及び第三号中（定款）」とあるのは「規約」と、同条第三項第一号中「株主名簿、新株予約権原簿、社債原簿若ハ端株原簿」とあるのは「投資主名簿及投資法人債原簿」と、「株主名簿、新株予約権原簿若ハ社債原簿」とあるのは「投資主名簿及投資法人債原簿」と、同条第六項に改める。

第一百一条第三号中「当該法人が発行済株式の総数の過半数に当たる株式又は資本の過半数に当たる出資口数を有する場合における当該株式を発行し又は当該出資に係る払込み若しくは給付を受けた」を「当該法人が総株主又は総社員の議決権（商法第二百一十一条ノ二第四項に規定する種類の株式又は持分に係る議決権を除き、同条第五項の規定により議決権を有するものとみなされる株式又は持分に係る議決権を含む。以下この号において同じ。）の過半数を保有する場合における当該議決権を保有されている」に改める。

第一百六条第四項中「第二百五十九条第三項」を「第二百五十九条第四項」に、「前二項」を「前三項」に、「同条第三項」を「同条第四項」に改め、同項を同条第五項とし、同条第三項の次に次の一項を加える。

4 第九十条第三項の規定は、前二項の場合における書面による請求について準用する。

第八十一条第一項中「第二百六十条ノ四第四項」を「第二百六十条ノ四第六項」に、「同条第五項」を「同条第七項」に改め、同条第二項中「第二百

六十条ノ四第四項」を「第二百六十条ノ四第六項」に改める。

第一百十條中「取締役が株式申込証、新株引受権証書、社債申込証、目論見書若ハ第二百八十一条第一項ノ書類」とあるのは「執行役員又ハ監督役員が投資口申込証、投資法人債申込証、目論見書又ハ投資信託及び投資法人に関する法律第二百二十九条第一項ノ書類」を「取締役が株式申込証ノ用紙、新株引受権証書、新株予約権申込証、社債申込証若ハ新株予約権付社債申込証ノ用紙」とあるのは「執行役員又ハ監督役員が投資口申込証若ハ投資法人債申込証ノ用紙」と、「第二百八十一条第一項ノ書類」を「第二百八十一条第一項ノ書類」とあるのは「投資信託及び投資法人に関する法律第二百二十九条第一項ノ書類」と、「公告（第二百八十三条第五項ニ規定スル措置ヲ含ム以下此ノ項ニ於テ同ジ）」とあるのは「公告」に改める。

第二百三十三條中「第七十五条第五項」を「第七十五条第九項」に、「第七十五条第四項」を「第七十五条第九項」に、「第七十五条第四項」に改め、「払込取扱機関」の下に「同条第八項において準用する同法第三十三条ノ二第二項中（法務省令）」とあるのは「内閣府令」とを、「株式申込証」及び「投資口申込証」の下に「ノ用紙」を加える。

第二百二十四條に次の三項を加える。

4 投資主は、第二項の請求書の提出に代えて、政令で定めるところにより、投資法人の承諾を得て、同項の請求書に記載すべき事項を電磁的方法により提供することができる。この場合において、当該投資主は、同項の請求書を出したものとみなす。

5 前項の場合において、第二項の投資証券が発行されているときは、前項の電磁的方法による事項の提供に際し、当該投資証券を提出しなければならない。

6 第九十二条の二第七項の規定は第四項の投資法人の承諾について、第六十七条第三項の規定は第四項の電磁的方法が行われる場合に

当該電磁的方法により作成される電磁的記録に記録された情報について、それぞれ準用する。

第二百二十九条第一項中「書類」を「資料」に改め、「その附属明細書」の下に「（以下この条、次条及び第三百三十一条において「計算書類等」という。）」を加え、同条第三項中「第一項の書類の記載方法」を「計算書類等の記載又は記録の方法」に改め、同項を同条第七項とし、同条第二項中「第一項の書類（同項第三号を「計算書類等、第一項第三号」に改め、同項を同条第四項とし、同項の次に次の二項を加える。

5 前項の場合において、第一項第一号の貸借対照表が電磁的記録で作成されているとき、又は同項第二号、第三号若しくは第四号に掲げる書類若しくは同項の附属明細書について書面の作成に代えて電磁的記録の作成がされているときは、執行役員は、これらの電磁的記録に記録された事項を電磁的方法により提供することができる。この場合において、当該執行役員は、前項の資料を提出したものとみなす。

6 第一項第一号の貸借対照表が電磁的記録で作成されている場合、又は同項第二号、第三号若しくは第四号に掲げる書類若しくは同項の附属明細書について書面の作成に代えて電磁的記録の作成がされている場合において、会計監査人の請求があつたときは、執行役員は、前二項の規定にかかわらず、これらの電磁的記録に記録された事項を記載した書面を当該会計監査人に交付しなければならぬ。この場合においては、前項後段の規定を準用する。

第二百二十九条第一項の次に次の二項を加える。

2 第六十七条第二項の規定は、前項第一号の貸借対照表について準用する。

3 第一項第二号、第三号若しくは第四号に掲げる書類又は同項の附属明細書については、

平成十三年十月二十六日

これらの書類に記載すべき事項を記録した電磁的記録の作成をもつて、これらの書類の作成に代えることができる。この場合において、当該電磁的記録はこれらの書類と、当該電磁的記録の記録はこれらの書類の記載とみなす。

第三百三十条第一項中「前条第二項の書類を「前条第四項の計算書類等」に改め、同条第二項第二号を次のように改める。

二 会計帳簿に記載し、若しくは記録すべき事項の記載若しくは記録がないとき、若しくは不実の記載若しくは記録があるとき、又は貸借対照表若しくは損益計算書の記載若しくは記録が会計帳簿の記載若しくは記録と合致しないときは、その旨

第三百三十条第二項第八号中「記載」とを「記載又は記録」とに改め、同条に次の一項を加える。

3 前条第三項の規定は第一項の監査報告書の作成について、同条第五項及び第六項の規定はその提出について、それぞれ準用する。この場合において、同条第五項及び第六項中「執行役員」とあるのは「会計監査人」と、同項中「会計監査人」とあるのは「執行役員」と読み替えるものとする。

第三百三十一條第一項中「第二百二十九条第一項の書類を「計算書類等」に改め、同条第三項中「前項」を「前二項」に、「通知」は、第二百二十九条第一項各号に掲げる書類を「通知に際しては、計算書類等(第二百二十九条第一項の附属明細書を除く。）」に、「謄本を添付」を「写しを交付」に改め、同項を同条第四項とし、同条第二項の次に次の一項を加える。

3 執行役員は、電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法により前項の通知をする場合には、政令で定めるところにより、投資主の承諾を得て、内閣府令で定める方法により、当該通知をしなければならぬ。

5 第二百二十九条第五項及び第六項の規定は、前項の計算書類等及び監査報告書の写しの交付について準用する。この場合において、同条第六項中「会計監査人」とあるのは、「投資主」と読み替えるものとする。

第三百三十二條第一項中「第二百二十九条第一項の書類を「計算書類等」に改め、同条第二項中「其ノ会社」とあるのは「其ノ投資法人」とを削る。

第三百三十八條第一項中「会計の帳簿及び書類の閲覧又は謄写を請求する」を「次に掲げる請求をする」に改め、同項に次の各号を加える。

一 会計の帳簿及び資料が書面で作成されているときは、当該書面の閲覧又は謄写の請求

二 会計の帳簿及び資料が電磁的記録で作成されているときは、当該電磁的記録に記載された事項を内閣府令で定める方法により表示したものの本店における閲覧又は謄写の請求

第三百三十八條第四項中「第三百三十八條第三項」を「第三百三十八條第四項」に改め、同項を同条第五項とし、同条第三項を同条第四項とし、同条第二項の次に次の一項を加える。

3 第九十條第三項及び第九十二條の二第七項の規定は、前項の場合における書面による請求について準用する。

第三百三十九條の四第一項中「投資法人債申込証」の下に「(の用紙)」を加え、「署名し」を「署名して、投資法人債申込証を作成し」に改め、同条第二項中「投資法人債申込証の下に」の用紙を加え、同条に次の一項を加える。

5 商法第七十五條第五項の規定は投資法人債申込証の用紙の交付について、同条第七項及び第八項の規定は投資法人債申込証の作成について、それぞれ準用する。この場合において、同条第五項及び第七項中「発起人」とあるのは「執行役員」と、「株式申込証」とあるのは「投資法人債申込証」と、「株式申込人」とあるのは「投資法人債申込人」とである。

るの「投資法人債ノ募集ニ応ゼントスル者」と、同条第八項において準用する同法第三十三條ノ二第二項中「法務省令」とあるのは「内閣府令」と読み替えるものとする。

第三百三十九條の五第三項を同条第四項とし、同条第二項の次に次の一項を加える。

3 第三百三十一條第三項の規定は、前項の場合における通知について準用する。

第三百三十九條の六中「第二百二十四條第一項及び第二項」を「第二百二十四條第一項から第三項まで」に改める。

第四百四十七條に次の一項を加える。

2 第四百二十九條第三項の規定は、前項の合併契約書について準用する。

第四百四十九條に次の一項を加える。

4 第三百三十一條第三項の規定は、前項の場合における通知について準用する。

第四百五十條第一項中「第四百八條第一項から第三項まで」を「第四百八條第一項から第四項まで」に、「第四百八條第二項」を「第四百八條第三項」に、「同条第三項中」を「同条第四項中」に改める。

第四百五十五條第一項中「貸借対照表」の下に「(以下この条、次条及び第五百五十七條において「財産目録等」という。）」を加え、同条第二項中「前項の書類を「財産目録等」に改め、同条第三項中「第一項の書類の記載方法」を「財産目録等の記載又は記録の方法」に改め、同条に次の一項を加える。

「財産目録等」に改め、同条第二項第二号を次のように改める。

二 会計帳簿に記載し、若しくは記録すべき事項の記載若しくは記録がないとき、若しくは不実の記載若しくは記録があるとき、又は財産目録若しくは貸借対照表の記載若しくは記録が会計帳簿の記載若しくは記録と合致しないときは、その旨

第三百五十六條に次の一項を加える。

3 第二百二十九條第三項の規定は第一項の監査報告書の作成について、同条第五項及び第六項の規定はその提出について、それぞれ準用する。この場合において、同条第五項及び第六項中「執行役員」とあるのは「会計監査人」と、同項中「会計監査人」とあるのは「清算執行人」と読み替えるものとする。

第五百五十七條第一項中「第五百五十五條第一項の書類を「財産目録等」に改め、同条第四項中「第四百八條ノ二第二項」を「第四百八條ノ二第三項」に、「同条第二項」を「同条第三項」に改め、同項を同条第五項とし、同条第三項中「書類」を「財産目録等及び監査報告書」に改め、同項を同条第四項とし、同条第二項中「前項」を「第一項」に、「書類」を「財産目録等及び監査報告書」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2 第二百二十九條第五項及び第六項の規定は、前項の監査報告書の提出について準用する。この場合において、同条第五項及び第六項中「執行役員」とあるのは「清算執行人」と、同項中「会計監査人」とあるのは「清算人」と読み替えるものとする。

第五百五十九條第一項後段を削り、同条第三項第二号を次のように改める。

二 会計帳簿に記載し、若しくは記録すべき事項の記載若しくは記録がないとき、若しくは不実の記載若しくは記録があるとき、又は決算報告書の記載が会計帳簿の記載若しくは記録と合致しないときは、その旨

4 第二百二十九条第三項及び第二百五十五条第三

4 第百二十九条第三項及び第百五十五条第三項の規定は第一項の決算報告書の作成について、第百二十九条第五項及び第六項の規定は

その提出について、それぞれ準用する。この場合において、同条第五項及び第六項中「執行役員」とあるのは、「清算執行人」と読み替えるものとする。

第百六十条第四項中「第四百二十七条第二項」を第四百二十七条第三項に、「同条第二項」を「同条第三項」に改め、同項を同条第五項とし、同条第三項を同条第四項とし、同条第二項の次に次の一項を加える。

3 第三百二十九条第五項及び第六項の規定は、第一項の決算報告書又は第二項の監査報告書の提出について準用する。この場合において、同条第五項及び第六項中「執行役員」とあるのは「清算執行人」と、同項中「会計監査人」とあるのは「清算人会」と読み替えるものとする。

第百六十一條第三項を同條第五項とし、同條第二項中「前項本文」を「第一項本文又は前項」に、「通知には」を「通知に際しては」に、「謄本を添付し」を「写しを交付し」に改め、同項を同條第三項とし、同項の次に次の一項を加える。

4 第四百二十九条第五項及び第六項の規定は、前項の決算報告書及び監査報告書の写しの交付について準用する。この場合において、同条第五項及び第六項中「執行役員」とあるのは「清算執行人」と、同項中「会計監査人」とあるのは「投資主」と読み替えるものとする。

第四百六十一条第一項の次に次の一項を加える。

る。
2 第三百三十一条第三項の規定は、前項の場合における通知について準用する。

第百六十三條第一項中「第二百四十四條第三項及び第四項」を「第二百四十四條第五項及び第六項」に、「第二百六十三條第一項、第二項及び第四項」を「第二百六十三條第一項（第四号を除

第一類第三号 法務委員会議録第五号(その二)

く。から第三項まで及び第六項」に改め、「第九
十條第二項」の下に「及び第三項」を、「第二百四
十四條第二項」の下に「から第四項まで」を加え
る。

第百八十二条中、「第十九条」を「から第十九条の二まで」に改める。

第百九十四条第一号中「株式」の下に「に係る議決権」を加え、同条第二号中「株式の発行済総数」を「株式に係る議決権の総数」に改める。

第二百二十九条第一号中「記載すべき事項を記載せず、又は不実の記載」を「記載し、若しくは記録すべき事項を記載せず、若しくは記録せず、又は不実の記載若しくは記録」に改める。

第三百三十条第一項中「重要な事項について不実の記載のある投資口申込証、投資法人債申込証、目論見書、投資口又は投資法人債の募集の広告その他投資口又は投資法人債の募集に関する文書を行使した」を「投資口申込証若しくは投資法人債の募集の広告その他投資口若しくは投資法人債の募集の広告その他投資口若

しくは投資法人債の募集に関する文書であつて重要な事項について不実の記載のあるものを行つし、又はこれらの書類の作成に代えて電磁的記録の作成がされている場合における当該電磁的記録であつて重要な事項について不実の記載

[illegible]

第二百四十二条中「の規定による添付書類に虚偽の記載」を「若しくは第三項の規定により同条第一項の認可申請書に添付すべき書類若しくは

は電磁的記録に虚偽の記載又は記録に改める。
第二百四十八条第十二号を次のように改める。

十二 第三十四条の十第四項の認可申請書若

平成十三年十月二十六日

しくはこれに添付すべき書類若しくは電磁的記録又は第三十四条の十一第二項の規定による承認申請書若しくは添付書類に虚偽の記載又は記録をして提出した者

第二百四十八条第十五号中「の規定による添付書類に虚偽の記載」を「若しくは第三項の規定により同条第一項の届出に添付すべき書類若しくは電磁的記録に虚偽の記載若しくは記録」に改める。

第二百五十一條第一号中「その複本」の下に「（電磁的記録の作成がされている場合における当該電磁的記録を含む。）」を加え、「第九十一條第二項（第七十三條第四項において準用する場合

合を含む。の書類、第二百二十九条第一項の書類、監査報告書」を「第九十一条第三項（第七十三條第四項において準用する場合を含む。）の書類若しくは第九十一条第四項（第七十三條第四項において準用する場合を含む。）の電磁的方法が行われる場合に当該電磁的方法により作成される電磁的記録、第二百二十九条第一項の資料及

び附屬明細書、第三百三十條第一項の監査報告書に、「第四百十四條ノ二第一項の書類、第五百五十五條第一項の書類」を「第四百十四條ノ二第二項各号に掲げる資料、第五百五十五條第一項各号に掲げる資料、第五百五十六條第一項の監査報告

告書」に、第四百四十三条の書類を「第四百四十三条に掲げる資料に」、「記載すべき事項を記載せず、又は不実の記載を」を「記載し、若しくは記載すべき事項を記載せず、若しくは記録せず、又は不実の記載若しくは記録」に改め、同条第五号中「又は投資法人債申込証」を「若しくは投資法人債申込証の用紙その作成に代えて」

作成すべき電磁的記録を含む。」に、「記載すべき事項を記載せず、若しくは不実の記載」を「記載し、若しくは記録すべき事項を記載せず、若

しくは記録せず、若しくは不実の記載若しくは記録」に改め、同条第六号中「これに記載すべき事項を記載せず、又は不実の記載」を「又は当該

書面若しくは第七十一条第六項若しくは第二百

十三條第一項において準用する同法第百七十五條第六項の電磁的方法が行われる場合に当該電磁的方法により作成される電磁的記録に記載し、若しくは記録すべき事項を記載せず、若し

くは記録せず、若しくは不実の記載若しくは記録」に改め、同条第十号中「第九十一条第二項」を「第九十一条第三項」に、「通知に書類又は書面を添付」を「通知に際し、書類若しくは書面を交付せず、又は電磁的方法により事項を提供

に改め、同条第十一号中「書類」の下に「若しくは書面若しくは電磁的記録」を加え、同条第十二号中「帳簿、書類又は書面の閲覧若しくは謄写又は謄本若しくは抄本」を「帳簿に係る閲覧若

しくは謄写、書類若しくは書面若しくは電磁的記録に記録された事項を内閣府令で定める方法により表示したものの閲覧若しくは謄写又は謄本若しくは抄本の交付若しくは電磁的記録に記録された事項を電磁的方法であつて内閣府令で定めるものにより提供すること若しくは当該事項を記載した書面」に改め、同条第二十号中「記

載」の下に又は記録を加え、同条第二十五号を次のように改める。

二十五 第三百三十一条第四項若しくは第五項又は第百六十一条第三項若しくは第四項の規定に違反して、投資主に対する通知に際

し、計算書類等若しくは監査報告書若しくは決算報告書の写しを交付せず、又は電磁的記録に記録された事項を電磁的方法により提供しなかつたとき。

（日刊新聞紙の発行を目的とする株式会社及び有限会社の株式及び持分の譲渡の制限等に関する法律の一部改正）

第四十一条 日刊新聞紙の発行を目的とする株式会社及び有限会社の株式及び持分の譲渡の制限等に関する法律(昭和二十六年法律第二百十二

号)の一部を次のように改正する。

第二条の見出し及び同条第一項中「株式申込証」の下に「用紙」を加え、同条第二項中「株式

申込証」の下に「の用紙（商法第一百七十五条第五

項(同法第二百八十条ノ十四第一項本文において準用する場合を含む。)の電磁的方法が行われる場合に当該方法により作られる電磁的記録(同法第三十三条ノ第二項の電磁的記録をいう。)を含む。」を、「記載せず」の下に、「若しくは記録せず」を、「不実の記載」の下に「若しくは記録」を加える。

(税理士法の一部改正)

第四十二条 税理士法(昭和二十六年法律第二百三十七号)の一部を次のように改正する。

第三十四条中「帳簿書類」の下に「(その作成に代えて電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他の人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう)の作成がされている場合における当該電磁的記録を含む。以下同じ。)」を加える。

第四十八条の二十一第二項中「第三十二条の下に、第三十三条及び第三十四条を、(この場合において)の下に、同法第三十三条第三項中「貸借対照表が書面ヲ以テ作ラレタルトキハ」とあるのは「貸借対照表ニハ」と、同条第四項中「貸借対照表が書面ヲ以テ作ラレタルトキハ」とあるのは「貸借対照表ニハ」とを加え、「社員」を「社員」に改め、同条第七項中「から第三百三十三条まで」の下に「(第三百三十条第二項及び第三項を除く。)」を加える。

(信用金庫法の一部改正)

第四十三条 信用金庫法(昭和二十六年法律第二百三十八号)の一部を次のように改正する。

第二十四条第六項中「第二百三十七条ノ三」を「第二百三十七条ノ三第一項及び第二項」に、「第二百四十四条第一項及び第二項」を「第二百四十四条第一項から第三項まで」に改め、同項に後段として次のように加える。

この場合において、同法第二百四十四条第三項中「議事録が書面ヲ以テ作ラレタルトキハ」とあるのは、「議事録ニハ」と読み替えるものとする。

第三十二条第六項中「発行済株式(議決権のあるものに限る。)の総数又は出資の総額(以下「発行済株式の総数等」という。))」を「総株主等の議決権(総株主又は総社員の議決権(商法第二百一一条ノ二第四項に規定する種類の株式又は持分に係る議決権を除き、同条第五項の規定により議決権を有するものとみなされる株式又は持分に係る議決権を含む。以下この条及び第五章の三において同じ。))をいう。以下同じ。))」に、「数又は額の株式(議決権のあるものに限る。))又は持分(以下「株式等」という。))を所有する」を「議決権を保有する」に、「その発行済株式の総数等」を「その総株主等の議決権に、数又は額の株式等を所有する」を「議決権を保有する」に改め、同条第七項中「子会社が所有する株式等」を「子会社が保有する議決権に、信託財産として所有する株式等」を「信託財産として所有する株式等」を「信託財産として所有する株式又は持分に係る議決権に、議決権を行使し、又は議決権の行使について当該金庫又は若しくは、又はその行使について当該金庫若しくは、又は内閣府令で定める株式等」を「内閣府令で定める議決権に、信託財産である株式等」を「信託財産である株式又は持分に係る議決権に、」として議決権を行使し、又は議決権の行使について」を「として行使し、又はその行使について」に改める。

第三十七条の二第十項中「第四条から第十一条まで(会計監査人の資格、権限等)」を「第四条から第六条の四まで(会計監査人の資格等)、第七條(第一項第二号を除く。)(会計監査人の権限等)、第八條から第十一條まで(会計監査人の損害賠償責任等)」に改め、「第二條」の下に「掲げるもの」を、「信用金庫法第三十七条の二第一項の下に」の書類を、「第六條の四第一項中「監査役会は、その決議とあるのは「監事は、その過半数の同意」と」の下に、同法第七條第一項第一号中「及び資料が書面で作られているときは、その書面」とあるのは「その他の書類」と」を加え、「書類」を「もの」に改め、「貸借対

照表及び損益計算書」との下に「これらのもの」とあるのは「これらの書類」とを加える。

第三十九条中「及び第二百六十七條」を、「第二百六十七條第一項及び第三項から第七項まで並びに第二百六十八條に、第二百五十九條」を「第二百五十九條第一項、第二項及び第四項(取締役会の招集権者)、第二百五十九條ノ二に、第二百六十條ノ四第一項及び第二項を「第二百六十條ノ四第一項から第三項まで」に改め、「信用金庫法第三十四条」の下に「同法第二百六十七條第四項中「前三項とあるのは「第一項及前項」とを、準用スル第二百六十七條第一項」との下に、「受ケ又ハ同条第二項ニ於テ準用スル第二百六十四條ノ二第二項ノ承諾ヲ為ス」とあるのは「受ケル」と、同法第二百六十條ノ四第三項中「議事録が書面ヲ以テ作ラレタルトキハ」とあるのは「議事録ニハ」とを加える。

第四十九条中「第二百三十七條ノ三」を「第二百三十七條ノ三第一項及び第二項」に、「第二百四十四條第一項及び第二項」を「第二百四十四條第一項から第三項まで」に、「信用金庫法第四十五條」を「信用金庫法第四十五條」と、同法第二百四十四條第三項中「議事録が書面ヲ以テ作ラレタルトキハ」とあるのは「議事録ニハ」に改める。

第五十三条第十四項中「及び第三百四十一條ノ十六第三項」を、「第二百八十條ノ三十七條第四項及び第三百四十一條ノ十三第三項」に、「第三百四十一條ノ十二第四号及び第三百四十一條ノ十六第二項」を「第二百八十條ノ六、第二百八十條ノ二十八第二項第五号及び第六号、第三百四十一條ノ六第二項第三号並びに第三百四十一條ノ八第二項第五号」に改める。

第五十四条の十五第一項第二号中「株式等」を「議決権に、基準株式数等」を「基準議決権数」に、「所有していない」を「保有していない」に改め、同条第二項及び第四項中「株式等」を「株式又は持分」に改める。

権」に改め、同条第一項中「株式等については」を「議決権については」に、「基準株式数等」を「基準議決権数」に、「発行済株式の総数等」を「総株主等の議決権に、株式等の数又は額」を「議決権の数に、数又は額の株式等」を「議決権に、所有してはならない」を「保有してはならない」に改め、同条第二項中「実行の下に」による株式又は持分の取得」を加え、「株式等」を「議決権に、基準株式数等」を「基準議決権数」に、「所有する」を「保有する」に、「所有してはならない」を「保有してはならない」に改め、同条第三項中「株式等」を「議決権に、発行済株式の総数等」を「総株主等の議決権に、所有する」を「保有する」に、「基準株式数等」を「基準議決権数」に改め、同条第四項中「所有する」を「保有する」に、「株式等」を「議決権に、基準株式数等」を「基準議決権数」に改め、同条第五項中「基準株式数等」を「基準議決権数」に、「所有する」を「保有する」に、「株式等」を「議決権に、基準株式数等」を「基準議決権数」に改め、同条第六項中「株式等」を「議決権に、基準株式数等」を「基準議決権数」に、「所有する」を「保有する」に、「数又は額の株式等」を「議決権に改め、同条第七項中「株式等」を「議決権に、所有」を「保有」に改め、同条第八項中「所有する株式等」を「保有する議決権」に改める。

第五十四条の十七第一項第七号中「株式等」を「議決権に、所有する」を「保有する」に、「株式等の数又は額」を「議決権の数に、所有している」を「保有している」に、「所有し」を「保有し」に改め、同項第八号中「株式等」を「議決権に、基準株式数等」を「基準議決権数」に、「所有していない」を「保有していない」に改める。

第五十四条の十八の見出し中「株式」を「議決権」に改め、同条第一項中「株式等については」を「議決権については」に、「基準株式数等」を「基準議決権数」に、「発行済株式の総数等」を

「給株主等の議決権」に、「株式等の数又は額を」「議決権の数に」「数又は額の株式等」を「議決権」に、「所有してはならない」を「保有してはならない」に改め、同条第二項中「株式等」を「議決権」に、「所有」を「保有」に改め、同条第三項中「株式等」を「議決権」に、「基準株式数等」を「基準議決権数」に改める。

第五十五条の二中「第三十二条から第三十六条まで（商業帳簿）」を「第三十二条、第三十三条及び第三十四条から第三十六条まで（商業帳簿）」に改め、「この場合において」の下に、「同法第三十三條第一項中「記載又は記録スル」とあるのは「記載スル」と、同条第三項中「貸借対照表が書面ヲ以テ作ラレタルトキハ」とあるのは「貸借対照表ハ」と、同条第四項中「貸借対照表が書面ヲ以テ作ラレタルトキハ」とあるのは「貸借対照表ニハ」と、同法第三十四條及び第二百八十五條中「記載又は記録スベキ」とあるのは「記載スベキ」とを加える。

第六十四条中「第四百七条から第四百二十四条まで」を「第四百七条、第四百十八條、第四百十九條第一項及び第三項本文、第四百二十條第一項、第三項及び第五項から第七項まで、第四百二十一條から第四百二十四條まで」に、「第四百二十七條を」第四百二十七條第一項及び第三項に、「第二百三十七條ノ三」を「第二百三十七條ノ三第一項及び第二項」に改め、「第二百三十七條ノ三」の下に「及び第三項」を加え、「第二百三十九條を」第二百三十九條第一項、第二項及び第四項（取締役会の招集権者）、第二百三十九條ノ二に、「第二百六十條ノ四第一項及び第二項」を「第二百六十條ノ四第一項から第三項まで」に、「第二百六十七條を」第二百六十七條第一項及び第三項から第七項まで、第二百六十八條に、「第四百二十條第四項」を「第四百二十條第三項及び第五項中「第一項ニ掲グルモノ」とあるのは「第一項ニ掲グル書類」と、同条第六項に、「ニ掲グル書類ニ」を「ニ掲グルモノニ」に、「ニ掲グル書類」を「ニ掲グルモノ

（に、「ニ掲グル書類」を「ニ掲グルモノ」に、「商法第二百五十四條ノ二」を「商法第二百四十四條第三項中「議事録が書面ヲ以テ作ラレタルトキハ」とあるのは「議事録ニハ」と、同法第二百五十四條ノ二に改め、「信用金庫法、本法」との下に、「同法第二百六十條ノ四第三項中「議事録が書面ヲ以テ作ラレタルトキハ」とあるのは「議事録ニハ」と、同法第二百六十七條第四項中「前三項とあるのは「第一項及前項」とを「準用スル第二百六十七條第一項」との下に、「受ケ又ハ同条第二項ニ於テ準用スル第二百四十四條ノ二第二項ノ承諾ヲ為ス」とあるのは「受ケル」とを加える。

第九十一条第一項中「各号の二」を「各号のいづれか」に改め、同項第四号の二中「第二百三十七條ノ三」を「第二百三十七條ノ三第一項及び第二項」に改め、同項第五号中「第二百四十四條第一項若しくは第二項」を「第二百四十條ノ四第一項から第三項まで」に、「第二百六十條ノ四第一項若しくは第二項」を「第二百六十條ノ四第一項から第三項まで」に改め、「商法第二百四十四條第二項」の下に「及び第三項」を加え、「第四百十九條を」第四百十九條第一項に改め、同項第九号中「第四百二十條を」第四百二十條第一項、第三項、第五項又は第六項に改め、同項第十号の三中「第七條第一項」の下に「（第二号を除く。）」を加える。

（信用金庫法の一部改正に伴う経過措置）
第四十四条 信用金庫又は信用金庫連合会は、信用金庫法第五十三條第三項第八号又は第五十四條第四項第八号の業務を行う場合には、商法等の一部を改正する法律附則第七條第一項の規定によりなお従前の例によることとされた新株引受権付社債に係る旧商法第三百四十一條ノ十六の施行後においても、銀行とみなす。
（漁船損害等補償法の一部改正）
第四十五条 漁船損害等補償法（昭和二十七年法律第二十八号）の一部を次のように改正する。

第四十五条中「並びに第二百四十四條第一項及び第二項」を「及び第二百四十四條第一項から第三項まで」に、「商法」を「及び商法」に、「それぞれ「漁船損害等補償法第三十七條第三項」を「漁船損害等補償法第三十七條第三項」と、同法第二百四十四條第二項中「記載又は記録スル」とあるのは「記載スル」に改める。
（会社更生法の一部改正）

第四十六条 会社更生法（昭和二十七年法律第七十二号）の一部を次のように改正する。
第十三條第二項中「場合」の下に「又は新株予約権証券を発行している場合（新株予約権原簿にすべての新株予約権者の氏名及び住所の記載又は記録がある場合を除く。）」を加える。

第十四條第一項中「社債権者」の下に「又は新株予約権者」を、「社債権者」の下に「又は新株予約権者」を、「記載し」の下に「若しくは新株予約権原簿」を、「記載し」の下に「若しくは新株予約権者」を加え、「取扱」を「取扱い」に改め、同条第三項中「記載し」の下に「若しくは記録し」を加える。
第五十二條第一項中「新株」の下に「新株予約権」を加える。
第五十三條第一項及び第二項並びに第三百三十一條の二第一項中「記載」の下に「又は記録」を加える。

第二百一十一條第二項中「新株」の下に「新株予約権」を加える。
第二百二十二條の次に次の一条を加える。
（新株予約権の発行）
第二百二十二條の二 会社が更生債権者、更生担保権者又は株主に對し、新たに払込みをさせないで新株予約権を発行するときは、次に掲げる事項を定めなければならない。

一 この項の規定による更生計画の定めに基づき発行する新株予約権の目的となる株式の種類及び数
二 商法第二百八十條ノ二十第二項第二号、

第四号から第九号まで及び第十一号に掲げる事項

三 新株予約権の割当てに関する事項

四 新株予約権の行使によつて新株を発行する場合におけるその新株の発行によつて増加すべき資本及び準備金の額

2 会社が更生債権者、更生担保権者又は株主に對し、新たに払込みをさせて新株予約権を発行するときは、次に掲げる事項を定めなければならない。

一 この項の規定による更生計画の定めに基づき発行する新株予約権の目的となる株式の種類及び数

二 前項第二号から第四号までに掲げる事項
三 各新株予約権の発行価額及び払込期日（この期日は、更生計画認可の決定の日から三月以上を経過した日でなければならない。）

3 前二項に定める場合を除き、会社が新株予約権を発行するときは、次に掲げる事項を定めなければならない。

一 この項の規定による更生計画の定めに基づき発行する新株予約権の目的となる株式の種類及び数

二 第一項第二号に掲げる事項
三 前項第三号に掲げる事項（無償で発行する場合においてはその旨及び発行する日）

四 新株予約権の行使によつて新株を発行する場合における新株予約権の発行価額及びその行使に際して払い込むべき額との合計額中資本に組み入れない額

第二百二十三條の二第六号中「又は」の下に「新株予約権若しくは」を加え、同号の次に次の一号を加える。

六の二 完全親会社となる会社が株式交換に際して完全子会社となる会社の発行した新株予約権に係る義務を承継するときは承継後の各新株予約権の目的となる完全親会社となる会社の株式の種類及び数並びに当該

新株予約権についての商法第二百八十条ノ二十第二項第四号から第八号までに掲げる事項。ただし、他の会社が完全親会社となる場合においては、有償で新株予約権の消却をする旨を定めることはできない。

第二百二十三条の三第四号中「又は」の下に「新株予約権若しくは」を加え、同号の次に次の一号を加える。

四の二 設立する完全親会社が株式移転に際して完全子会社となる会社の発行した新株予約権に係る義務を承継するときは承継後の各新株予約権の目的となる設立する完全親会社の株式の種類及び数並びに当該新株予約権についての商法第二百八十条ノ二十第二項第四号から第八号までに掲げる事項第二百二十四条第六号、第二百二十五条第五号、第二百二十五条の二第四号並びに第二百二十五条の三第一項第六号及び第二項第五号中「又は」の下に「新株予約権若しくは」を加える。

第二百二十六条第一項中「あらたに払込」を「新たに払込み」に、「次に」を「次に」に改め、同項第五号中「割当」を「割当て」に改め、同項第九号中「但し」を「ただし」に改め、同項に次の三号を加える。

十一 新会社が更生債権者、更生担保権者又は株主に対し、新たに払込みをさせないで新株予約権を発行するときは、第二百二十二条の二第二項各号に掲げる事項

十二 新会社が更生債権者、更生担保権者又は株主に対し、新たに払込みをさせて新株予約権を発行するときは、第二百二十二条の二第二項各号に掲げる事項

十三 前二号に定める場合を除き、新会社が新株予約権を発行するときは、第二百二十二条の二第三項各号に掲げる事項

第二百二十六条第二項第一号中「第十号」を「第十三号」に改め、同項第三号中「あらたに」を「新たに」に改める。

第二百五十三條の二第一項中「第二百二十一

条の二」を「第二百一十一條第二項」に改める。
第二百五十五條第四項中「通知シ且」の下に「新株予約権証券又ハ」を加え、同条に次の一項を加える。

8 前項の登記の嘱託書又は申請書に添付すべき書面につきその作成に代えて電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他の人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。以下同じ。)の作成がなされているときは、当該嘱託書又は申請書に添付すべき書面に代えて、当該電磁的記録に記録された情報の内容を記録した電磁的記録(商業登記法(昭和三十八年法律第百二十五号)第十九条の二に規定する登記の申請書に添付すべき電磁的記録をいう。)を当該嘱託書又は申請書に添付しなければならない。

第二百五十五條の次に次の見出し及び二条を加える。
(新株予約権の発行に関する商法等の規定の特例)
第二百五十五條の二 第二百二十二條の二第一項の規定により更生計画において会社が更生債権者、更生担保権者又は株主に対し、新たに払込みをさせないで新株予約権を発行することを定めたときは、これらの権利者は、計画認可の決定の時に新株予約権者となる。

2 前項の場合においては、商法第二百八十条ノ二十二(発行条件の均等)及び第二百八十条ノ二十七(株主の新株予約権の引受権)の規定は、適用しない。

3 第一項の場合においては、新株予約権の引受権に関する定款の定めは拘束されず、商法第二百八十条ノ三十七第四項(新株予約権の行使)において準用する同法第七十八條に定めた事件は、更生手続が終了するまでの間は、更生裁判所の管轄とする。

第二百五十五條の三 第二百二十二條の二第二項又は第三項の規定により、更生計画におい

て会社が新株予約権を発行することを定めたときは、計画の定めによつて新株予約権を発行することができる。

2 前項の場合においては、前条第二項に規定する規定並びに商法第二百八十条ノ三十九第三項において準用する同法第二百八十条ノ十及び第二百八十条ノ十一の規定は、適用しない。

3 第一項の場合においては、前条第三項及び商法第二百八十条ノ二十六(新株予約権の引受権の行使の規定を準用する。この場合において、同条第一項中「株主」とあるのは、更生債権者、更生担保権者又ハ株主」と、「通知スルコトヲ要ス」とあるのは「通知シ且新株予約権証券又ハ無記名式ノ社債券ヲ発行シタル場合ニ於テハ此等ノ事項ヲ公告スルコトヲ要ス」と、同条第二項において準用する同法第二百八十条ノ五第二項及び第三項中「通知とあるのは「通知又ハ公告」と読み替へるものと

4 更生債権者、更生担保権者又は株主に対し、新たに払込みをさせて新株予約権を発行するときは、これらの権利者は、計画に定める金額を払い込めば足りる。

5 第一項の場合においては、会社の新株予約権の登記の嘱託書又は申請書には、計画認可の決定書の謄本又は抄本のほか、新株予約権の申込み及び引受けを証する書面並びに各新株予約権につき払込みがあつたことを証する書面を添付しなければならない。

6 第二百五十五條第八項の規定は、前項の登記の嘱託書又は申請書に添付すべき書面につきその作成に代えて電磁的記録の作成がなされている場合について準用する。

第二百五十六條第一項中「あらたに払込」を「新たに払込み」に改め、「で社債」の下に「(新株予約権付社債を除く。次条において同じ。)」を加える。

第二百五十七條第四項を削り、同条を第二百

五十六條の二とし、同条の次に次の見出し及び二条を加える。
(新株予約権付社債の発行に関する商法等の規定の特例)

第二百五十六條の三 第二百二十三條の規定により更生計画において会社が更生債権者、更生担保権者又は株主に対し、新たに払込みをさせないで新株予約権付社債を発行することを定めたときは、これらの権利者は、計画認可の決定の時に社債権者となる。

2 前項の場合においては、商法第二百九十八條及び第三百四十一條ノ五並びに同法第三百四十一條ノ十五第三項において準用する同法第二百八十条ノ二十二の規定は、適用しない。

3 第一項の場合においては、新株予約権付社債の引受権に関する定款の定めは拘束されず、商法第三百四十一條ノ十三において準用する同法第七十八條に定めた事件は、更生手続が終了するまでの間は、更生裁判所の管轄とする。

第二百五十七條 前条に定める場合を除き、第二百二十三條の規定により更生計画において会社が新株予約権付社債を発行することを定めたときは、計画の定めによつて新株予約権付社債を発行することができる。

2 前項の場合においては、前条第二項に規定する規定並びに商法第三百四十一條ノ十五第三項において準用する同法第二百八十条ノ十及び第二百八十条ノ十一の規定は、適用しない。

3 第一項の場合においては、前条第三項及び商法第三百四十一條ノ四(新株予約権付社債の引受権の行使)の規定を準用する。この場合において、同条第一項中「株主」とあるのは「更生債権者、更生担保権者又ハ株主」と、「通知スルコトヲ要ス」とあるのは「通知シ且新株予約権証券又ハ無記名式ノ社債券ヲ発行シタル場合ニ於テハ此等ノ事項ヲ公告スルコ

トヲ要ス」と、同条第二項において準用する同法第二百八十条ノ五第二項及び第三項中「通知」とあるのは「通知又ハ公告」と読み替えるものとする。

4 更生債権者、更生担保権者又は株主に對し、新たに払込みをさせて新株予約権付社債を発行するときは、これらの権利者は、計画に定める金額を払い込めば足りる。

5 第一項の場合においては、会社の新株予約権付社債に係る新株予約権の登記の嘱託書又は申請書には、計画認可の決定書の謄本又は抄本のほか、新株予約権付社債の申込み及び引受けを証する書面並びに各新株予約権付社債につき払込みがあつたことを証する書面を添付しなければならない。

6 第二百五十五条第八項の規定は、前項の登記の嘱託書又は申請書に添付すべき書面につきその作成に代えて電磁的記録の作成がされている場合について準用する。

第二百五十七条の二第四項中「公告等」の下に「及び第三百五十九条ノ二（新株予約権証券の提出の公告等）」を加え、「同条」を「同法第三百五十九条」に、「とする」を「と」、同法第三百五十九条ノ二中「前条」とあるのは「会社更生法第二百五十七条の二第四項ノ規定ニ依リ読替テ適用スル前条」とするに改め、同条第六項中「株主に」の下に「新株予約権又は」を、「時に」の下に「新株予約権者又は」を加え、同条第七項中「昭和三十八年法律第二百二十五号」を削り、「第八十九條の二第一号」を「第八十九條の三第一項第一号」に、「株式交換による変更の登記」を「株式交換の登記」に改め、同条第八項中「第八十九條の二第一号」を「第八十九條の三第一項第一号」に改め、同条に次の三項を加える。

9 第二百五十五条第八項の規定は、前二項の登記の嘱託書又は申請書に添付すべき書面につきその作成に代えて電磁的記録の作成がされている場合について準用する。

10 第八項の登記の申請書に添付すべき議事録

又は最終の貸借対照表が電磁的記録で作られているときは、当該電磁的記録に記録された情報の内容を記録した電磁的記録（商業登記法第十九條の二に規定する登記の申請書に添付すべき電磁的記録をいう。）を当該申請書に添付しなければならない。

11 第一項の場合においては、完全親会社となる会社が完全子会社となる会社の新株予約権に係る義務を承継したときは、株式交換による新株予約権の登記の嘱託書又は申請書には、商業登記法第八十九條の三第二項に掲げる書面のほか、計画認可の決定書の謄本又は抄本を添付しなければならない。

第二百五十七条の三第四項中「公告等」の下に「及び第三百六十八條ノ二（新株予約権証券の提出の公告等）」を加え、「同条」を「同法第三百六十八條」に、「あるのは」を「あるのは」に、「とする」を「と」、同法第三百六十八條ノ二中「前条」とあるのは「会社更生法第二百五十七条の三第四項ノ規定ニ依リ読替テ適用スル前条」とするに改め、同条第六項中「株主に」の下に「新株予約権又は」を、「時に」の下に「新株予約権者又は」を加え、同条第七項中「第八十九條の三第一項」を「第八十九條の四第一項」に、「第八十九條の二第二号」を「第八十九條の三第一項第二号」に改め、同条に次の一項を加える。

8 第二百五十五条第八項の規定は前項の登記の嘱託書又は申請書に添付すべき書面につきその作成に代えて電磁的記録の作成がされている場合について、第二百五十七条の二第十項の規定は前項の登記の嘱託書又は申請書に添付すべき定款又は議事録が電磁的記録で作られている場合について準用する。

6 第二百五十八條第六項を次のように改める。
第二百五十四條第六号又は第二百五十五条第五号の規定により株主に新株予約権又は社債を割り当てたときは、株主は、合併の効力を生じた時に新株予約権者又は社債権者となる。この場合においては、商法第二百九十八

条の規定は、適用しない。
第二百五十八條第十一項を同条第十二項とし、同条第十項を同条第十一項とし、同条第九項中「前二項」を「第七項及び第八項」に改め、同項を同条第十項とし、同条第八項の次に次の一項を加える。

9 第二百五十五条第八項の規定は前二項の登記の嘱託書又は申請書に添付すべき書面につきその作成に代えて電磁的記録の作成がされている場合について、第二百五十七条の二第十項の規定は前項の登記の嘱託書又は申請書に添付すべき定款又は議事録が電磁的記録で作られている場合について準用する。

13 第二百五十五条第八項の規定は前項の登記の申請書に添付すべき書面につきその作成に代えて電磁的記録の作成がされている場合について、第二百五十七条の二第十項の規定は前項の登記の申請書に添付すべき議事録又は最終の貸借対照表が電磁的記録で作られている場合について準用する。

第二百五十八條の二第五項中「株主に」の下に「新株予約権又は」を、「時に」の下に「新株予約権者又は」を加え、同条第六項中「第八十九條の五第一項」を「第八十九條の七第一項」に、「同条第二号」を「同条第二号」に改め、同条第七項中「前項」を「第六項」に改め、同項を同条第八項とし、同条第六項の次に次の一項を加える。

7 第二百五十五条第八項の規定は前項の登記の嘱託書又は申請書に添付すべき書面につきその作成に代えて電磁的記録の作成がされている場合について、第二百五十七条の二第十項の規定は前項の登記の嘱託書又は申請書に添付すべき定款又は議事録が電磁的記録で作られている場合について準用する。

第二百五十八條の三第五項中「株主に」の下に「新株予約権又は」を、「時に」の下に「新株予約権者又は」を加え、同条第七項及び第八項中「第八十九條の六」を「第八十九條の八」に改め、同

条に次の一項を加える。
9 第二百五十五条第八項の規定は前二項の登記の嘱託書又は申請書に添付すべき書面につきその作成に代えて電磁的記録の作成がされている場合について、第二百五十七条の二第十項の規定は前項の登記の嘱託書又は申請書に添付すべき議事録又は最終の貸借対照表が電磁的記録で作られている場合について準用する。

第二百五十九条第二項中「株式」の下に「新株予約権」を加え、「割当」を「割当て」に改め、「又は株主の下に」を「新たに払込みをしない者に限る。」を、「株主の下に」に「新株予約権者を加え、同条第三項中「第二百五十四條第四項」の下に「第二百五十五條の三、第二百五十六條の二」を加え、同条に次の一項を加える。

5 第二百五十五条第八項の規定は、前項の登記の嘱託書に添付すべき書面につきその作成に代えて電磁的記録の作成がされている場合について準用する。

第二百六十條第二項中「商法」の下に「第六十六條第三項（電磁的記録に関する規定の定款への準用）」を、「株式申込証」の下に「用紙」を加え、「転換株式」を「転換予約権付株式」に改め、同条第四項中「あらたに払込」を「新たに払込み」に、「社債」を「新株予約権若しくは社債」に改め、「に株主の下に」を「新株予約権者を加え、同条第五項中「第六十六條第二項」を「第六十六條第四項」に改め、同条第六項中「第六十六條の二」の下に「第二百五十五條の三、第二百五十六條の二」を加え、同条第七項中「外」を「ほか」に、「申込」を「申込み」に、「引受」を「引受け」に、「調査報告書」を「調査報告を記載した書面」に、「払込」を「払込み」に、「添附」を「添付」に改め、同条に次の一項を加える。

8 第二百五十五条第八項の規定は前項の登記の嘱託書又は申請書に添付すべき書面につきその作成に代えて電磁的記録の作成がされている場合について、第二百五十七條の二第十

項の規定は前項の登記の嘱託書又は申請書に添付すべき議事録が電磁的記録で作られている場合について準用する。

第二百六十二条第一項中「第二百五十四条第一項の下に、第二百五十五条の二第一項を、第二百五十六条第一項の下に、第二百五十六

六条の三第一項を、一の株主の下に、新株予約権者を、第二百五十三条第二項の下に、第二百八十条ノ三十六第二項(同法第三百四十一

条ノ十二において準用する場合を含む。を、第三百五十九条第一項の下に(同法第三百五十九条ノ二において準用する場合を含む。を、

第三百六十八条第一項の下に(同法第三百六十八条ノ二において準用する場合を含む。を、

「より株券の下に、新株予約権証券又は債券を、株券の下に、新株予約権証券を加え、

「端株主」を「端株主」に改め、「確認の下に、その者が新株予約権者であるとき(同法第

二百八十条ノ二十第二項第九号に掲げる事項の定めがある場合に限る。は新株予約権証券の交付又は新株予約権者であることの確認を、及び

株主の下に、新株予約権者を加え、同条第二項中「株主の下に、新株予約権者」を、

「従前の株券の下に、新株予約権証券を加え、同条第四項中「株券の下に、新株予約権証券」

を、株主の下に、新株予約権証券を加える。第二百六十三条中「株主の下に、新株予約

権者」を、株券の下に、新株予約権証券を加える。第二百六十四条中「株式の下に、新株予約

権を加える。第二百六十六条中「定」を「定め」に改め、「株式の下に、新株予約権を加え、

「売出」を「売出し」に改める。

する事項を定めた更生計画についてこの法律の施行前に認可の決定があった場合においては、当該更生計画に基づき発行する転換社債又は新株引受権付社債に関しては、この法律の施行後も、なお従前の例による。

(長期信用銀行法の一部改正)

第四十八条 長期信用銀行法(昭和二十七年法律第八十七号)の一部を次のように改正する。

第十三条の二第二項第八号中「株式議決権のあるものに限る。以下同じ。又は持分(以下「株式等」という。)を議決権(商法第二百一十一条ノ二第四項に規定する種類の株式又は持分に係る議決権を除き、同条第五項の規定により議決権を有するものとみなされる株式又は持分に係る議決権を含む。以下同じ。に、所有する」を「保有する」に、「株式等の数又は額」を「議決権の数」に、「所有している」を「保有している」に、「株式等」を「議決権」に、「所有し、」を「保有し、」に改め、同項第九号中「株式等」を「議決権」に、「株式」を「議決権」に、「基準株式数等」を「基準議決権数」に、「所有していない」を「保有していない」に改め、同条第二項中「発行済株式(議決権のあるものに限る。第十六条の二第二項において同じ。の総数又は出資の総額(以下「発行済株式の総数」という。))を「総株主又は総社員の議決権」に、「数又は額の株式等」を「議決権」に、「発行済株式の総数等の」を「総株主又は総社員の議決権の」に改め、同条第三項中「会社が所有する株式等」を「会社が保有する議決権」に、「株式等」を「株式又は持分に係る議決権」に、「議決権を行使し、又は議決権の」を「行使し、又はその」に、「定める株式等」を「定める議決権」に、「株式等」を「株式又は持分に係る議決権」に、「として議決権を行使し、又は議決権の」を「として行使し、又はその」に改め、同条第五項及び第七項中「株式等」を「株式又は持分に改める。

第十六条の二の見出し中「株式所有」を「議決権保有」に改め、同条第一項中「発行済株式の総

数」を「総株主の議決権」に、「数の株式又は」を「議決権又は」に、「数の株式の所有者」を「議決権の保有者」に、「所有する者」を「保有する者」に、「長期信用銀行株式大量所有者」を「長期信用銀行議決権大量保有者」に、「所有する株式の数」を「保有する議決権の数」に改め、同項第一号中「株式所有割合」を「議決権保有割合」に、「所有する」を「保有する」に、「株式の数」を「議決権の数」に、「所有の」を「保有の」に、「株式の所有に」を「議決権の保有に」に改め、同条第二項中「長期信用銀行株式大量所有者が所有する株式」を「長期信用銀行議決権大量保有者が保有する議決権」に改める。

第十六条の二の二第一項中「株式の所有者」を「議決権の保有者」に改め、同項第一号中「株式の取得」を「議決権の取得」に改め、「実行」の下に「による株式の取得」を加え、同項第二号中「株式を所有している」を「議決権を保有している」に改め、同条第二項から第四項までの規定中「株式の所有者」を「議決権の保有者」に改め、同条第五項中「株式の所有者」を「議決権の保有者」に、「所有する株式」を「保有する議決権」に改める。

第十六条の二の三第一号イ中「所有の」を「保有の」に、「株式の所有に」を「議決権の保有に」に、「株式の所有者」を「議決権の保有者」に改め、同号ロ中「株式の所有者」を「議決権の保有者」に改め、同条第二号イ中「所有の」を「保有の」に、「株式の所有に」を「議決権の保有に」に、「株式の所有者」を「議決権の保有者」に改め、同号ロ中「株式の所有者」を「議決権の保有者」に改める。

第十六条の二の四第一項第一号中「株式」を「議決権」に改め、「実行」の下に「による株式の取得」を加える。

第十六条の四第一項第八号中「株式等」を「議決権」に、「基準株式数等」を「基準議決権数」に、「所有していない」を「保有していない」に改め、同条第二項及び第四項中「株式等」を「株式又は

持分」に改める。

第十七条中「株式所有」を「議決権保有」に、「銀行株式大量所有者」を「銀行議決権大量保有者」に、「長期信用銀行株式大量所有者」を「長期信用銀行議決権大量保有者」に、「株式の所有者」を「議決権の保有者」に改める。

第二十條第二項中「株式の所有者」を「議決権の保有者」に改める。

第二十七條中「長期信用銀行株式大量所有者」を「長期信用銀行議決権大量保有者」に、「株式の所有者」を「議決権の保有者」に改める。

附則第八項中「第二百四十二條第三項(無議決権株の総数)」を「第二百二十二條第五項及び第六項(議決権制限株式の総数)」に改める。

(航空法の一部改正)

第四十九條 航空法(昭和二十七年法律第二百三十一号)の一部を次のように改正する。

第二百二十條の二第一項中「記載する」を「記載し、又は記録する」に改める。

(酒税法の一部改正)

第五十條 酒税法(昭和二十八年法律第六号)の一部を次のように改正する。

第五十三條第一項第五号中「帳簿書類」の下に「その作成に代えて電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他の人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。の作成がなされている場合における当該電磁的記録を含む。第四項において同じ。を加える。

(酒税の保全及び酒類業組合等に関する法律の一部改正)

第五十一條 酒税の保全及び酒類業組合等に関する法律(昭和二十八年法律第七号)の一部を次のように改正する。

第二十二條中「第二百三十二條第一項及び第二項」を「第二百三十二條第一項及び第三項」に、「第二百四十四條第一項及び第二項」を「第二百四十四條第一項から第三項まで」に、「第二百四

十四条第二項中「を」を「第二百四十四条第三項中「議事録が書面ヲ以テ作ラレタルトキハ」とあるのは「議事録ニハ」とに改める。

第二十九條第二項中「第二百二十四條第一項及び第二項」を「第二百二十四條第一項及び第三項」に改める。

第三十三條中「第二百六十七條」の下に「(第二項を除く。）」を、「商法第二百五十九條」の下に「(第三項を除く。）」を加え、「第二百六十條ノ四」

第一項及び第二項」を「第二百六十條ノ四第一項から第三項まで」に改め、「第三十條第一項」の下に「同法第二百六十條ノ四第三項中「議事録が書面ヲ以テ作ラレタルトキハ」とあるのは「議事録ニハ」とを加える。

第三十九條中「第二百四十四條第一項及び第二項(株主總會の議事録)並びに」を「第二百四十四條第一項から第三項まで(株主總會の議事録)及び」に、「第二百四十四條第二項中」を「第二百四十四條第三項中「議事録が書面ヲ以テ作ラレタルトキハ」とあるのは「議事録ニハ」とに改める。

第五十七條第一項中「第二百三十二條第一項及び第二項」を「第二百三十二條第一項及び第三項」に、「第二百四十四條第一項及び第二項」を「第二百四十四條第一項から第三項まで」に、「第二百四十四條第二項中」を「第二百四十四條第三項中「議事録が書面ヲ以テ作ラレタルトキハ」とあるのは「議事録ニハ」とに改める。

第五十八條第一項中「第四百十九條」の下に「(第二項及び第三項ただし書を除く。）」を、「第四百二十七條」の下に「(第二項を除く。）」を加え、「書類」を「資料」に、「第二百四十四條第二項」を「第二百四十四條第二項及び第三項」に改め、「第二百五十九條」の下に「(第三項を除く。）」を加え、「第二百六十條ノ四第一項及び第二項」を「第二百六十條ノ四第一項から第三項まで」に改め、「第二百六十七條」の下に「(第二項を除く。）」を加え、「同法第四百十九條」を「同法

第四百十九條第一項及び第三項本文」に改め、「第一項中「分配」とあるのは「処分」との下に「同法第二百四十四條第三項中「議事録が書面ヲ以テ作ラレタルトキハ」とあるのは「議事録ニハ」とを、「裁判所」とあるのは「財務大臣」との下に「同法第二百六十條ノ四第三項中「議事録が書面ヲ以テ作ラレタルトキハ」とあるのは「議事録ニハ」とを加える。

第九十一條第一項中「帳簿書類」の下に「(その作成に代えて電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他の人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。))の作成がされている場合における当該電磁的記録を含む。))」を加える。

第一百零一條第六号中「第四百十九條」を「第四百十九條第一項」に改める。

第五十二條 商工會議所法(昭和二十八年法律第四百四十三号)の一部を次のように改正する。

第二十四條第八項中「及び第二項」を「から第三項まで」に、「並びに」を「及び」に改め、同項に後段として次のように加える。

この場合において、商法第二百四十四條第二項中「記載又ハ記録スル」とあるのは、「記載スル」と読み替えるものとする。

第五十條中「及び第二項」を「から第三項まで」に、「並びに」を「及び」に、「商工會議所法第四十五條」を「商工會議所法第四十五條」と、同法第二百四十四條第二項中「記載又ハ記録スル」とあるのは「記載スル」に改める。

第五十三條中「第二百四十四條第一項及び第二項」を「第二百四十四條第一項から第三項まで」に改め、同条に後段として次のように加える。

この場合において、商法第二百四十四條第二項中「記載又ハ記録スル」とあるのは、「記載スル」と読み替えるものとする。

第六十七條第三項中「及び第二項」を「から第

三項まで」に、「並びに」を「及び」に改め、同項に後段として次のように加える。

この場合において、商法第二百四十四條第二項中「記載又ハ記録スル」とあるのは、「記載スル」と読み替えるものとする。

第七十三條第五項中「及び第二項」を「から第三項まで」に、「並びに」を「及び」に、「商工會議所法第四十五條」を「商工會議所法第四十五條」と、同法第二百四十四條第二項中「記載又ハ記録スル」とあるのは「記載スル」に改める。

第七十四條第五項中「及び第二項」を「から第三項まで」に改め、「第四十五條」の下に「同法第二百四十四條第二項中「記載又ハ記録スル」とあるのは「記載スル」とを加える。

第七十六條第四項中「第二百四十四條第一項及び第二項」を「第二百四十四條第一項から第三項まで」に改め、同項に後段として次のように加える。

この場合において、商法第二百四十四條第二項中「記載又ハ記録スル」とあるのは、「記載スル」と読み替えるものとする。

(労働金庫法の一部改正)
第五十三條 労働金庫法(昭和二十八年法律第二百二十七号)の一部を次のように改正する。

第二十四條第七項中「第二百三十七條ノ三」を「第二百三十七條ノ三第一項及び第二項」に、「第二百四十四條第一項及び第二項」を「第二百四十四條第一項から第三項まで」に改め、同項に後段として次のように加える。

この場合において、同法第二百四十四條第三項中「議事録が書面ヲ以テ作ラレタルトキハ」とあるのは、「議事録ニハ」と読み替えるものとする。

第三十四條第五項中「発行済株式(議決権のあるものに限る。))の総数又は出資の総額(以下「発行済株式の総数等」という。))を「総株主等の議決権(総株主又は総社員の議決権(商法第二百十一條ノ二第四項に規定する種類の株式又は持分に係る議決権を除き、同条第五項の規定により

議決権を有するものとみなされる株式又は持分に係る議決権を含む。以下この条及び第五章の二において同じ。))をいう。以下同じ。))に、「数又は額の株式(議決権のあるものに限る。))又は持分(以下「株式等」という。))を所有する」を「議決権を保有する」に、「その発行済株式の総数等」を「その総株主等の議決権」に、「数又は額の株式等を所有する」を「議決権を保有する」に改め、同条第六項中「子会社が所有する株式等」を「子会社が保有する議決権」に、「(信託財産として所有する株式等)」を「(信託財産として所有する株式又は持分に係る議決権)」に、「議決権行使し、又は議決権の行使について当該金庫又は」を「行使し、又はその行使について当該金庫若しくは」に、「内閣府令・厚生労働省令で定める議決権」に、「(信託財産である株式等)」を「(信託財産である株式又は持分に係る議決権)」に、「として議決権を行使し、又は議決権の行使について」を「として行使し、又はその行使について」に改める。

第五十四条中「第二百三十七條ノ三」を「第二百三十七條ノ三第一項及び第二項」に、「第二百三十七條ノ三第一項及び第二項」を「第二百三十七條ノ三第一項から第三項まで」に、「『労働金庫法第四十九条』を『労働金庫法第四十九条』と、同法第二百四十四条第三項中『議事録が書面ヲ以テ作ラレタルトキハ』とあるのは『議事録ニハ』」に改める。

第五十八條の第三項第二号中「株式等」を「議決権に」、「基準株式数等」を「基準議決権数に」、「所有していない」を「保有していない」に改め、同条第二項及び第四項中「株式等」を「株式又は持分」に改める。

第五十八條の五第一項第四号中「株式等」を「議決権」に、「所有する」を「保有する」に、「株式等の数又は額」を「議決権の数」に、「所有している」を「保有している」に、「所有し」を「保有し」に改め、同項第五号中「株式等」を「議決権」に、「基準株式数等」を「基準議決権数」に、「所有していない」を「保有していない」に改める。

第五十八条の六の見出し中「株式」を「議決権」に改め、同条第一項中「株式等については」を「議決権については」に、「基準株式数等」を「基

第五十九条の二、第三十二条から第三十六条まで（商業帳簿）を「第三十二条、第三十三条及び第三十四条から第三十六条まで（商業帳簿）」に改め、「この場合において」の下に、「同法第三十三条第一項中「記載又ハ記録スル」とあるのは「記載スル」と、同条第三項中「貸借対照表ガ書面ヲ以テ作ラレタルトキハ」とあるのは「貸借対照表ハ」と、同条第四項中「貸借対照表ガ書面ヲ以テ作ラレタルトキハ」とあるのは「貸借対照表ニハ」と、同法第三十四条及び第二百八十五条中「記載又ハ記録スベキ」とあるのは「記載スベキ」とを加える。

第六十八條中「第四百七十七條から第四百七十九條まで（清算人の決定、清算人の職務）」を「第四百七十七條（清算人の決定）、第四百七十八條、第四百七十九條（清算人の届出）、第四百十九條第一項及び第三項本文（会社財産調査義務）、第四百二十條第三項、第三項及び第五項から第七項まで（計算書書類の作成等）、第四百二十一条から第四百二十四條まで（会社債権者に対する公告、弁済等）」に、「第四百二十七條を「第四百二十七條第一項及び第三項」に、「第二百三十七條ノ三」を「第二百三十七條ノ三第一項及び第二項」に改め、「第二百四十四條第三項」の下に「及び第三項」を加え、「第二百五十九條を「第二百五十九條第一項、第二項及び第四項（取締役会の招集者）、第二百五十九條ノ二」に、「第二百六十ノ四第一項及び第二項を「第二百六十條ノ四第一項から第三項まで」に、「第二百六十七條を「第二百六十七條第一項及び第三項から第七項まで、第二百六十八條」に、「第四百二十

第一百一条第一項中「各号の一」を「各号のいづれか」に改め、同項第四号の二中「第二百三十七條ノ三」を「第二百三十七條ノ第三項及び第二項」に改め、同項第五号中「第二百四十四條第一項若しくは第二項」を「第二百四十四條第一項から第三項までに」、「第二百六十條ノ四第一項若しくは第二項」を「第二百六十條ノ四第一項から第三項までに」に改め、「第二百四十四條第二項の下に」及び第三項を加え、「第四百十九條」を「第四百十九條第一項」に改め、同項第九号中「第四百二十條」を「第四百二十條第一項、第三項、第五項又は第六項」に改め、同項第十号中「第七條第一項」の下に「（第二号を除く。）」を加える。

(労働金庫法の一部改正に伴う経過措置)
第五十四条 労働金庫又は労働金庫連合会は、労働金庫法第五十八条第二項第十四号又は第五十八條の二第二項第十二号の業務を行う場合には、商法等の一部を改正する法律附則第七条第一項の規定によりなお従前の例によることとされた新株引受権付社債に係る旧商法第三百四十一条ノ十六第一項の払込みの取扱いについて

一条第三項に改め、「第二百五十八條第一項」との下に、「同法第二百六十七條第四項中「前三項とあるのは「第一項及前項」とを加え、」商法第四百二十一條第一項を「同法第四百二十一條第一項」に改める。

第七十條第五号中「若しくは第二項」を「から第三項まで」に、「第四百十九條を「第四百十九條第一項」に改め、同法第九号中「第二十二條第二項の下に「(第二号を除く。)」を加える。

(中小企業団体の組織に関する法律の一部改正)
第五十八條 中小企業団体の組織に関する法律(昭和三十一年法律第百八十五号)の一部を次のように改正する。

第五條の二十三第一項中「同条第一項第一号」を「第一項第一号」に改め、同条第三項中「同条第一項第四号」を「第一項第四号」に、「同条第三項を」を第三項を」に改め、「第二百五十六條ノ三」の下に「(第三項を除く。)」を、「商法の下に「第二百五十六條ノ三第七項中「書面及第三項ニ於テ準用スル第二百五十四條ノ二第二項ノ電磁的方法ガ行ハルル場合ニ於テ其ノ方法ニ依リ作ララル電磁的記録」とあるのは「書面」と、同法を加え、同条第五項中「同条第二項第三号」を「第二項第三号」に改める。

第二百條の七第四項中「第二項」を「第四項」に改める。

第二百條の十五第二項中「第四百八條ノ二第二項」を「第四百八條ノ二第三項(第三号及び第四号を除く。)」に改め、同項に後段として次のように加える。

この場合において、同項第一号中「第一項ニ掲グルモノガ書面ヲ以テ作ラレタルトキハ其ノ書面」とあるのは、「中小企業団体の組織に関する法律第二百條の十五第一項ノ書面」と読み替えるものとする。

第四百八條第七号中「第四百八條ノ二第二項」を「第四百八條ノ二第三項(第三号及び第四号を除く。)」に改める。

(たばこ耕作組合法の一部改正)

第五十九條 たばこ耕作組合法(昭和三十三年法律第百三十五号)の一部を次のように改正する。
第三十六條中「並びに第二百四十四條第一項及び第二項を」及び第二百四十四條第一項から第三項まで」に、「(たばこ耕作組合法第二十五條)を」を「たばこ耕作組合法第二十五條」と、商法第二百四十四條第三項中「議事録ガ書面ヲ以テ作ラレタルトキハ」とあるのは「議事録ニハ」に改める。

第三十九條第七項中「並びに第二百四十四條第一項及び第二項を」及び第二百四十四條第一項から第三項まで」に改め、「同法第二百四十四條第二項中」を「同法第二百四十四條第三項中「議事録ガ書面ヲ以テ作ラレタルトキハ」とあるのは「議事録ニハ」と」に改める。

(国税徴収法の一部改正)
第六十條 国税徴収法(昭和三十四年法律第百四十七号)の一部を次のように改正する。

第六十條 国税徴収法(昭和三十四年法律第百四十七号)の一部を次のように改正する。
第四百一十一條中「帳簿若しくは書類」を「帳簿書類(その作成に代えて電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他の人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。)の作成がされている場合における当該電磁的記録を含む。第二百八十八條第二号において同じ。)」に改める。

第二百八十八條第二号を次のように改める。
第二百八十八條第一條の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は当該検査に關し偽りの記載若しくは記録をした帳簿書類を提示した者

(小売商業調整特別措置法の一部改正)
第六十一條 小売商業調整特別措置法(昭和三十四年法律第百五十五号)の一部を次のように改正する。

第一條の二第三項第二号中「発行済株式の総数、出資口数の総数又は出資価額の総額」を「総株主又は総社員の議決権(商法(明治三十二年法律第四十八号)第二百一十一條ノ二第四項に規定

する種類の株式又は持分に係る議決権を除き、同条第五項の規定により議決権を有するものとみなされる株式又は持分に係る議決権を含む。以下この号において同じ。)」に、「数又は額の株式又は出資を所有する」を「議決権を有する」に改める。

(小売商業調整特別措置法の一部改正に伴う経過措置)
第六十二條 前条の規定による改正前の小売商業調整特別措置法(以下この条において「旧法」という。第一條の二第三項第二号に規定する大企業者で前条の規定による改正後の小売商業調整特別措置法第一條の二第三項第二号に規定する大企業者でないものに係る旧法第十四條の二第二項又は第十六條の二第二項の規定による申出であつてこの法律の施行前にされたものに関する調査、通知、勧告、公表、勧告に係る措置を執るべき旨の命令又は報告については、なお従前の例による。

(商工会法の一部改正)
第六十三條 商工会法(昭和三十五年法律第八十九号)の一部を次のように改正する。
第二十二條第六項中「第十五條」を「第十五條並びに」に、「及び第二項」を「から第三項まで」に、「並びに」を「及び」に改め、「第二百四十四條第二項中」の下に「記載又ハ記録スル」とあるのは「記載スル」と、同条第三項中「を」を「から第三項まで」に、「並びに」を「及び」に、「商工会法第四十三條」を「商工会法第四十三條」と、同法第二百四十四條第二項中「記載又ハ記録スル」とあるのは「記載スル」に改める。

(割賦販売法の一部改正)
第六十四條 割賦販売法(昭和三十六年法律第百五十九号)の一部を次のように改正する。
第十二條第二項中「添付」を「添付」に改め、同条に次の一項を加える。
3 前項の場合において、定款が電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他の人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。以下同じ。)で作られているときは、書面に代えて電磁的記録(経済産業省令で定めるものに限る。)を添付することができる。

第三十二條第二項中「添付」を「添付」に改め、同条に次の一項を加える。
3 前項の場合において、定款が電磁的記録(経済産業省令で定めるものに限る。)を添付することができる。

第三十五條の四第三項中「添付」を「添付」に改め、同条に次の一項を加える。
4 前項の場合において、定款が電磁的記録(経済産業省令で定めるものに限る。)を添付することができる。

(国稅通則法の一部改正)
第六十五條 國稅通則法(昭和三十七年法律第十六号)の一部を次のように改正する。
第九十七條第一項中「行なう」を「行う」に改め、同項第二号中「帳簿書類」の下に「(その作成に代えて電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他の人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。)の作成がされている場合における当該電磁的記録を含む。以下同じ。)」を加える。

第二百二十六條中「記載」の下に「若しくは記録」を加える。

(商店街振興組合法の一部改正)
第六十六條 商店街振興組合法(昭和三十七年法律第百四十一号)の一部を次のように改正する。
第三十五條第六項中「及び第二項」を「から第三項まで」に、「並びに」を「及び」に改め、「第二百四十四條第二項中」の下に「記載又ハ記録

よつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。以下同じ。)で作られているときは、書面に代えて電磁的記録(経済産業省令で定めるものに限る。)を添付することができる。

よつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。以下同じ。)で作られているときは、書面に代えて電磁的記録(経済産業省令で定めるものに限る。)を添付することができる。

よつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。以下同じ。)で作られているときは、書面に代えて電磁的記録(経済産業省令で定めるものに限る。)を添付することができる。

よつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。以下同じ。)で作られているときは、書面に代えて電磁的記録(経済産業省令で定めるものに限る。)を添付することができる。

スル」とあるのは「記載スル」と、同条第三項中「を加える」。

第五十六条中「及び第二百六十七条」を、「第二百六十七条第一項及び第三項から第七項まで並びに第二百六十八条」に改め、「第二十二條第二項の下に（第二号を除く。）」を加え、「第二百五十九條から第二百五十九條ノ三まで（第二百五十九條ノ二及び第二百五十九條ノ三中）を「第二百五十九條第一項、第二項及び第四項、第二百五十九條ノ二及び第二百五十九條ノ三」に、「第二百六十條ノ四第一項及び第二項」を「第二百六十條ノ四第一項から第三項まで」に改め、「第二百六十八條第一項」の下に、「同法第二百六十條ノ四第二項中記載又ハ記録スル」とあるのは「記載スル」とを、「第二百五十八條第一項」の下に、「同法第二百六十七條第四項中「前三項」とあるのは「第一項及前項」とを加える。

第六十五條中「及び第二項」を「から第三項まで」に、「並びに」を「及び」に、「商店街振興組合法第六十條」を「商店街振興組合法第六十條」と、同法第二百四十四條第二項中記載又ハ記録スル」とあるのは「記載スル」に改める。

第七十八條中「第四百十九條」を「第四百十九條第一項及び第三項本文」に、「第四百二十七條」を「第四百二十七條第一項及び第三項」に、「第二百五十九條から第二百五十九條ノ三まで（第二百五十九條ノ二及び第二百五十九條ノ三中）を「第二百五十九條第一項、第二項及び第四項、第二百五十九條ノ二及び第二百五十九條ノ三」に、「第二百六十條ノ四第一項及び第二項」を「第二百六十條ノ四第一項から第三項まで」に、「第二百六十七條」を「第二百六十七條第一項及び第三項から第七項まで、第二百六十八條」に改め、「第二百六十八條第一項」の下に、「同法第二百六十條ノ四第二項中「記載又ハ記録スル」とあるのは「記載スル」とを、「第二百五十八條第一項」の下に、「同法第二百六十七條第四項中「前三項」とあるのは「第一項及前項」

と」を加える。

第九十三條第六号中「若しくは第二項」を「から第三項まで」に、「第四百十九條」を「第四百十九條第一項」に改め、同条第十一号中「第二十二條第二項の下に（第二号を除く。）」を加える。（中小企業投資育成株式会社法の一部改正）

第六十七條 中小企業投資育成株式会社法（昭和三十一年法律第一〇一號）の一部を次のように改正する。

第五條第一項第二号中「転換社債又は新株引受権付社債（以下「新株等」という。）」を「新株引受権（商法（明治三十二年法律第四十八號）第二百八十條ノ十九第一項に規定する新株引受権をいう。以下同じ。）又は新株引受権付社債等（同法第三百四十一條ノ二第一項に規定する新株引受権付社債及びこれに準ずる社債として経済産業省令で定めるものをいう。以下同じ。）に、「転換社債（その転換により発行された株式を含む。）又は新株引受権付社債（新株引受権（その行使により発行され、又は移転された株式を含む。）又は新株引受権付社債）を「新株等」と改め、同項第三号中「新株等」を「新株、新株引受権又は新株引受権付社債等（以下「新株等」という。）に、「転換社債（その転換により発行された株式を含む。）又は新株引受権付社債（新株引受権（その行使により発行され、又は移転された株式を含む。）又は新株引受権付社債）を「新株等」と改め、同項第四号中「転換社債又は新株引受権付社債」を「新株引受権又は新株引受権付社債等」に改め、同条第二項中「一」を「いずれかに」に改め、同項第二号中「転換社債又は新株引受権付社債」を「新株引受権又は新株引受権付社債」に、「転換社債のすべてが株式に転換され、又は当該引受けに係る新株引受権付社債に付された新株の引受権」を「新株引受権（新株引受権付社債に付されたものを含む。）」に改める。

第六條（見出しを含む。）中「規程」を「規則」に改め、同条第二項第二号及び第三号を次のように改める。

二 新株引受権の引受けの対象業種、新株引受権の引受けの相手方の選定の基準、新株引受権の内容に関する基準、新株引受権の引受けの限度及び新株引受権の行使の時期

三 新株引受権付社債等の引受けの対象業種、新株引受権付社債等の引受けの相手方の選定の基準、新株引受権付社債等の引受けの限度及び新株引受権付社債等の償還期限に関する基準並びに新株引受権付社債にあっては、当該社債に付された新株引受権の内容に関する基準及び新株引受権の行使の時期

第九條中「書類」を「資料（これらのものが電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。以下同じ。）で作成され、又はその作成に代えて電磁的記録の作成がされているときは、経済産業省令で定める電磁的記録又は当該電磁的記録に記録された事項を記載した書面）」に改める。

第十七條中「一」を「いずれかに」に改め、同条第二号中「規程」を「規則」に改め、同条第四号中「関する書類」を「関する資料」に改め、「記載」の下に「若しくは記録」を加え、「これらの書類」を「これらのもの」に改める。

（中小企業投資育成株式会社法の一部改正に伴う経過措置）

第六十八條 この法律の施行の際に商法等の一部を改正する法律附則第七條第一項の規定によりなお従前の例によることとされた転換社債又は新株引受権付社債についての前条の規定による改正前の中小企業投資育成株式会社法第五條に規定する中小企業投資育成株式会社の事業の範囲及び同法第六條に規定する事業に関する規程に關しては、この法律の施行後も、なお従前の例による。

（商業登記法の一部改正）

第六十九條 商業登記法（昭和三十一年法律第百

二十五號）の一部を次のように改正する。

第七條中「その附属書類」の下に（第十九條の二に規定する登記の申請書に添付すべき電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。以下同じ。）（以下「第十九條の二に規定する電磁的記録」という。）を含む。以下この条、第九條、第十條第二項及び第百十四條の二において同じ。）を加える。

第十條後段を削り、同条に次の一項を加える。

2 登記簿の附属書類についても、利害關係がある部分に限り、前項と同様とする。この場合において、第十九條の二に規定する電磁的記録に記録された情報の閲覧は、その情報の内容を法務省令で定める方法により表示したものを閲覧する方法により行う。

第十二條の二第一項第一号中（電子的方式、磁気的方式その他の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）を削る。

第十九條の次に次の一条を加える。

（申請書に添付すべき電磁的記録）

第十九條の二 登記の申請書に添付すべき定款、議事録若しくは最終の貸借対照表が電磁的記録で作られているとき、又は登記の申請書に添付すべき書面（委任による代理人の権限を証する書面並びに第三十條第二項及び第三十一條第二項に規定する譲渡人の承諾書を除く。）につきその作成に代えて電磁的記録の作成がされているときは、当該電磁的記録に記録された情報の内容を記録した電磁的記録（法務省令で定めるものに限る。）を当該申請書に添付しなければならない。

第二十二條中「書面」の下に（第十九條の二に規定する電磁的記録を含む。）を加える。

第二十四條各号列記以外の部分中「附し」を

「付し」に改め、同条第三号中「すでに」を「既に」に改め、同条第八号中「書面」の下に「(第十九条の二に規定する電磁的記録を含む。)」を加え、「添付し」を「添付し」に改め、同条第九号中「添付書面」を「添付書面(第十九条の二に規定する電磁的記録を含む。以下同じ。)」に改め、「記載」の下に「又は記録」を加え、「添付書面又は」を「添付書面又は」に改め、同条第十五号中「抹消され」を「抹消され」に改める。

第五十八条第二項中「添付書類」を「添付書類(第十九条の二に規定する電磁的記録を含む。)」に改める。

第八十条第四号中「調査報告書及び」を「調査報告並びに」に、「証明書」を「証明を記載した書面」に、「これらの」を「その」に改める。

第八十二条第二号中「調査報告書」を「調査報告」に、「証明書」を「証明を記載した書面」に、「これらの」を「その」に改める。

第八十二条の二を次のように改める。

(新株予約権の行使による変更の登記)

第八十二条の二 新株予約権の行使による変更の登記の申請書には、商法第二百八十条ノ三十七第一項又は第三百四十一条ノ三十三第一項の請求書の提出を証する書面及び次の各号のいずれかに掲げる書類を添付しなければならない。

一 前条第四号に掲げる書面

二 商法第三百四十一条ノ三第一項第七号の請求があつたことを証する書面

三 商法第三百四十一条ノ三第一項第七号及び第八号に掲げる事項についての決議があつたことを証する書面

第八十二条の三を削る。

第八十三条の見出し中「転換株式等」を「転換予約権付株式」に改め、同条中「転換株式又は転換社債」を「転換予約権付株式」に、「株式又は社債の転換の請求」を「当該転換の請求があつたこと」に、「添付し」を「添付し」に改め、同条の次に次の一条を加える。

(強制転換条項付株式の転換による変更の登記)

第八十三条の二 強制転換条項付株式の転換による変更の登記の申請書には、次の書類を添付しなければならない。

一 商法第二百二十二条ノ八の定款に定める事由の発生を証する書面

二 商法第二百二十二条ノ九第二項の規定による公告をしたことを証する書面

第八十九条を次のように改める。

(新株予約権の登記)

第八十九条 新株予約権の登記(第八十九条の三第二項の場合を除く。)の申請書には、次の書類を添付しなければならない。

一 新株予約権又は新株予約権付社債の申込み及び引受けを証する書面

二 商法第二百八十条ノ二十九第一項又は第三百四十一条ノ七第一項の申込みがあつたことを証する書面(無償で新株予約権を発行した場合を除く。)

第八十九条の八を第八十九条の十とする。

第八十九条の七第二項中「第八十九条の五を」を「第八十九条の七」に改め、同条を第八十九条の九とする。

第八十九条の六第五号中「記載し」の下に「又は記録し」を加え、同条第八号中「第三百七十四条ノ十七第六項」を「第三百七十四条ノ十七第七項」に改め、同条を第八十九条の八とする。

第八十九条の五第一項第六号中「記載し」の下に「又は記録し」を加え、同条を第八十九条の七とする。

第八十九条の四の前の見出しを削り、同条を第八十九条の六とし、同条の前に見出しとして「(会社分割の登記)」を付する。

第八十九条の三第一項第一号中「前条第二号」を「前条第一項第二号」に改め、同条を第八十九条の四とし、同条の次に次の一条を加える。

(同時申請)

第八十九条の五 商法第三百五十二条第三項本

文又は第三百六十四条第三項本文の場合においては、本店の所在地における当該株式交換又は当該株式移転により完全子会社となる会社とする当該株式交換又は当該株式移転による新株予約権の登記の変更の登記の申請は、当該登記所の管轄区域内に当該株式交換により完全親会社となる会社又は当該株式移転により設立される完全親会社の本店がないときは、その本店の所在地を管轄する登記所を経由してしなければならない。

2 次の各号に掲げる場合においては、当該各号に定める登記の申請(本店の所在地におけるものに限る。))は、同時にしなければならない。

一 商法第三百五十二条第三項本文の場合(次号に掲げる場合を除く。)) 当該株式交換により完全子会社となる会社とする当該株式交換による新株予約権の登記の変更の登記の申請及び当該株式交換により完全親会社となる会社とする第八十九条の三第二項の登記の申請

二 商法第三百五十二条第三項本文の場合(当該株式交換により完全親会社となる会社が第八十九条の三第一項の登記をすべき場合に限り。)) 前号に定める登記の申請及び第八十九条の三第一項の登記の申請

三 商法第三百六十四条第三項本文の場合 当該株式移転により完全子会社となる会社とする当該株式移転による新株予約権の登記の変更の登記の申請及び第八十九条の四の登記の申請

3 第一項の登記の申請書には、第十八条の書面を除き、他の書面の添付を要しない。

4 第八十九条の十の規定は、第一項及び第二項の場合について準用する。

第八十九条の二の見出しを「(株式交換の登記)」に改め、同条中「変更の登記」の下に「(当該株式交換により完全親会社となる会社とするものに限る。)」を加え、同条第四号中「第三百五十

三条第六項」を「第三百五十三条第七項」に改め、同条に次の一項を加え、同条を第八十九条の三とする。

2 株式交換による新株予約権の登記の申請書には、前項第一号から第三号まで、第六号及び第七号に掲げる書類を添付しなければならない。

第八十九条の次に次の一条を加える。

(新株予約権の消却による変更の登記)

第八十九条の二 新株予約権の消却による変更の登記の申請書には、次の書類を添付しなければならない。

一 商法第二百八十条ノ二十第二項又は第三百四十一条ノ三第一項の決議において新株予約権の消却をすることができ得る事由として定められた事由の発生を証する書面

二 商法第二百八十条ノ三十六第二項(同法第三百四十一条ノ十二第一項において準用する場合を含む。))の規定による公告(消却される新株予約権について新株予約権証券を発行していないときは、同法第二百八十条ノ三十六第二項の規定による通知)をしたことを証する書面

第九十条第六号中「第四百八条第四項又は第五項」を「第四百八条第五項又は第六項」に改める。

第九十五条第二号中「調査報告書及び」を「調査報告並びに」に、「証明書」を「証明を記載した書面」に、「これらの」を「その」に改める。

第九十七条の二第一項第三号中「第八十九条の五」を「第八十九条の七」に改める。

第九十七条の三中「第八十九条の六」を「第八十九条の八」に改める。

第一百一条中「第八十九条の四、第八十九条の七、第八十九条の八」を「第八十九条の六、第八十九条の九、第八十九条の十」に改める。

(商業登記法の一部改正に伴う経過措置)

第七十条 商法等の一部を改正する法律附則第六條第一項の規定によりなお従前の例によること

とされた新株の引受権並びに同法附則第七條第一項の規定によりなお従前の例によることとされた転換社債及び新株引受権付社債についての登記に関しては、この法律の施行後も、なお従前の例による。

(漁業災害補償法の一部改正)

第七十一條 漁業災害補償法(昭和三十九年法律第五十八号)の一部を次のように改正する。

第四十三條中「並びに第二百四十四條第一項及び第二項」を「及び第二百四十四條第一項から第三項まで」に、「商法」を「及び商法」に、「漁業災害補償法第三十三條第三項」を「漁業災害補償法第三十三條第三項」と、同法第二百四十四條第二項中「記載又は記録スル」とあるのは「記載スル」と改める。

第四十五條第九項中「並びに第二百四十四條第一項及び第二項」を「及び第二百四十四條第一項から第三項まで」に改め、「第二百四十四條第二項中」の下に「記載又は記録スル」とあるのは「記載スル」と、同条第三項中「を」を加える。

(所得税法の一部改正)

第七十二條 所得税法(昭和四十年法律第三十三号)の一部を次のように改正する。

第四百五十五條中「各号の一」を「各号のいずれかに改め、同条第二号中「仮装して記載」の下にし又は記録」を、「不実の記載」の下に「又は記録」を加える。

第四百五十五條第一項中「各号の一」を「各号のいずれかに改め、同条第三号中「仮装して記載」の下に「又は記録」を、「その記載」の下に「又は記録をした」を加える。

第二百二十四條の第三項第一号中「及び新株引受権」を、「新株の引受権及び新株予約権」に改め、同条第三号中「転換社債」を「新株予約権付社債」に、「を含む」及び「新株引受権付社債」を「及び」に改める。

第二百三十四條第一項中「帳簿書類」の下に「(その作成に代えて電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他の人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう)の作成がなされている場合における当該電磁的記録を含む。第二百四十二條第九号において同じ。)」を加える。

第一類第三号 法務委員會議録第五号(その二)

ることができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう)の作成がなされている場合における当該電磁的記録を含む。第二百四十二條第九号において同じ。)」を加える。

第二百四十二條中「各号の一」を「各号のいずれかに改め、同条第九号中「記載」の下に「又は記録」を加える。

(所得税法の一部改正に伴う経過措置)

第七十三條 この法律の施行の日前にされた商法等の一部を改正する法律附則第六條第一項に規定する決議に基づき付与する新株の引受権又は同法附則第七條第一項前段又は同項後段に規定する決議に基づき発行する新株引受権付社債(旧商法第二百四十一條ノ八第二項第五号に掲げる事項の定めがあるものに限り)に係る前条の規定による改正後の所得税法(以下この条において「新所得税法」という)の規定の適用については、新所得税法第二百二十四條の第三項第一号に規定する新株予約権には、当該新株の引受権又は当該新株引受権付社債に付された新株の引受権を含むものとする。

2 この法律の施行の日前にされた商法等の一部を改正する法律附則第七條第一項前段又は同項後段に規定する決議に基づき発行する転換社債又は新株引受権付社債(旧商法第三百四十一條ノ八第二項第五号に掲げる事項の定めがないものに限り)に係る新所得税法の規定の適用については、新所得税法第二百二十四條の第三項第三号に規定する新株予約権付社債には、当該転換社債又は当該新株引受権付社債を含むものとする。

(法人税法の一部改正)

第七十四條 法人税法(昭和四十年法律第三十四号)の一部を次のように改正する。

第二百三十三條第二号中「仮装して記載」の下に「し又は記録を、「不実の記載」の下に「又は記録」を加える。

第二百二十七條第一項第三号及び第二項第三号

中「仮装して記載」の下に「し又は記録」を、「その記載」の下に「又は記録をした」を加える。

第五百五十三條中「帳簿書類」の下に「(その作成に代えて電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他の人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう)の作成がなされている場合における当該電磁的記録を含む。次条第一項及び第六十二條第三号において同じ。)」を加える。

第六十二條中「各号の一」を「各号のいずれかに改め、同条第三号中「記載」の下に「又は記録」を加える。

(登録免許税法の一部改正)

第七十五條 登録免許税法(昭和四十二年法律第三十五号)の一部を次のように改正する。

別表第一第十九号(一)ヌ中「転換社債、新株引受権付社債若しくは新株の引受権の行使により発行すべき株式の登記又は第二回以後の転換社債若しくは新株引受権付社債の払込みによる変更の登記」を「新株予約権の登記」に改める。

(登録免許税法の一部改正に伴う経過措置)

第七十六條 この法律の施行の日前にされた商法等の一部を改正する法律附則第六條第一項に規定する決議に基づき付与する新株の引受権の行使により発行すべき株式の登記又は同日前にされた同法附則第七條第一項前段若しくは同項後段に規定する決議に基づき発行する転換社債若しくは新株引受権付社債の登記(第二回以後の払込みによる変更の登記を含む)に係る登録免許税については、この法律の施行後も、なお従前の例による。

(金融機関の合併及び転換に関する法律の一部改正)

第七十七條 金融機関の合併及び転換に関する法律(昭和四十三年法律第八十六号)の一部を次のように改正する。

第七條第三項第一号中「第四百八條第三項から第五項まで」を「第四百八條第四項から第六項まで」に改める。

第八條の二第二項中「第三條第一項第七号から第九号まで」を「第三條第一項第四号から第六号まで」に改め、同条第三項中「第四百八條ノ二第二項」を「第四百八條ノ二第三項(第三号及び第四号を除く。)」に改め、同項に後段として次のように加える。

この場合において、同項第一号中「第一項ニ掲グルモノ」が書面ヲ以テ作ラレタルトキハ其ノ書面」とあるのは、「合併転換法ニ於テ準用スル商法第四百八條ノ二第二項ニ掲グル書類」と読み替へるものとする。

第十二條第二項中「商法第二百四十五條ノ三」を「商法第二百四十四條ノ二第二項及び第三項(電磁的方法による請求)の規定は前項の通知について、同法第二百四十五條ノ三に、「規定は」を「規定は」に改め、「について」の下に「、それぞれ」を加える。

第十二條の二第二項中「第二百四十五條ノ三第二項から第五項まで」を「第二百四十五條ノ三第三項から第六項まで」に改める。

第十三條第五項を同条第六項とし、同条第四項を同条第五項とし、同条第三項を同条第四項とし、同条第二項の次に次の一項を加える。

3 商法第二百四十四條ノ二第二項及び第三項(電磁的方法による請求)の規定は、第一項第一号の通知及び請求について準用する。

第二十一條第一項中「第四百十四條ノ二」の下に「(同条第二項において同法第二百八十一條第三項並びに第四百八條ノ二第三項第三号及び第四号を準用する部分を除く。)」を加える。

第三十八條中「各号の一」を「各号のいずれかに改め、同条第八号中「記載すべき」を「記載し、若しくは記録すべき」に改め、「記載せず」の下に「、若しくは記録せず」を、「不実の記載」の下に「若しくは記録」を加える。

(外国証券業者に関する法律の一部改正)

第七十八條 外国証券業者に関する法律(昭和四十六年法律第五号)の一部を次のように改正す

平成十三年十月二十六日

る。
第二十二条第一項第四号を次のように改める。

四 銀行、信託会社その他政令で定める金融機関その他内閣府令で定める会社について、その議決権(総株主、総社員、総会議員、総組合員又は総出資者の議決権をいい、株式会社又は有限会社にあつては、商法(明治三十二年法律第四十八号)第二百一十一條ノ二第四項に規定する種類の株式又は持分に係る議決権を除き、同条第五項の規定により議決権を有するものとみなされる株式又は持分に係る議決権を含む。以下この項において同じ。)の過半数を保有することとなつたとき。

第二十二条第一項第五号中「過半数の株式若しくは過半数の出資を所有している」を「議決権の過半数を保有している」に、「過半数の株式若しくは過半数の出資を所有しない」を「議決権の過半数を保有しない」に改め、同条第六号中「過半数の株式又はその過半数の出資」を「議決権の過半数」に、「所有される」を「保有される」に改め、同条第二項中「過半数の株式又は過半数の出資の所有」を「議決権の過半数の保有」に、「その所有」を「その保有」に改める。

(預金保険法の一部改正)
第七十九條 預金保険法(昭和四十六年法律第三十四号)の一部を次のように改正する。

第二條第五項第五号中「発行済株式の総数」を「総株主の議決権(商法(明治三十二年法律第四十八号)第二百一十一條ノ二第四項に規定する種類の株式に係る議決権を除き、同条第五項の規定により議決権を有するものとみなされる株式に係る議決権を含む。以下この号及び第十三項において同じ。)」に、「株式を所有する」を「議決権を保有する」に改め、同条第六項中「議決権のない株式」を「議決権を行使することができない事項のない株式」に改め、同条第十三項中「発行済株式の総数」を「総株主の議決権」に、「株式を所

有する」を「議決権を保有する」に改める。
第四十二條第八項中「(明治三十二年法律第四十八号)を削る。

第六十四條の二第四項中「の株式への転換」の下に「の請求」を加え、「転換により発行された他の」を「転換の請求により発行された他の」に、「が株式への転換が可能とされるものである場合にその転換により発行された」を「新株予約権が付せられている場合にその行使により発行され、又は移転された」に改める。
第六十六條第一項中「議事録」の下に「(電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他の人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものとして内閣府令・財務省令で定めるものをいう。)で作成されているものを含む。第六十六條第三項において同じ。)」を加える。

第八十六條第一項中「第三百五十三條第四項」を「第三百五十三條第五項」に、「第四百八條第三項」を「第四百八條第四項」に改め、同条第二項中「第三百五十三條第五項」を「第三百五十三條第六項」に、「第四百八條第四項」を「第四百八條第五項」に改める。
第九十五條第四項中「の株式への転換」の下に「の請求」を加え、「転換により発行された他の」を「転換の請求により発行された他の」に、「が株式への転換が可能とされるものである場合にその転換により発行された」を「新株予約権が付せられている場合にその行使により発行され、又は移転された」に改める。

第九十三條第九項中「第二百四十五條ノ三及び」を「第二百四十五條ノ三第一項及び第三項」から第六項まで並びに「第二百四十五條ノ三第一項、第三項及び第四項」に、「同条第一項、第二項及び第五項」を「同条第一項、第三項及び第六項」に、「同条第二項及び第三項」を「同条第三項及び第四項」に改める。

(預金保険法の一部改正に伴う経過措置)
第八十條 商法等の一部を改正する法律附則第七條第一項の規定によりなお従前の例によることとされた転換社債であつて預金保険法第二條第六項に規定する劣後特約付社債に該当するものの転換により発行された株式及びこれについて分割又は併合された株式については、この法律の施行後も、なお従前の例による。

(沖繩振興開発特別措置法の一部改正)
第八十一條 沖繩振興開発特別措置法(昭和四十六年法律第三十一号)の一部を次のように改正する。
第三十條第四項中「第二百八十三條第三項」を「第二百八十三條第四項本文又は株式会社社の監査等に関する商法の特例に関する法律(昭和四十九年法律第二十二号)第十六條第二項本文」に、「(公告する)」を「(貸借対照表又はその要旨の公告をする場合には、当該に改め、同条に次の一項を加える。)

5 前項の一般電気事業会社は、商法第二百八十三條第五項又は株式会社社の監査等に関する商法の特例に関する法律第十六條第三項の規定により当該各項に規定する措置を執る場合には、当該各項の規定により不特定多数の者がその提供を受けることができる状態に置かれていない情報に、当該借入先及び借入金額に係る情報を付さなければならぬ。
第五十八條中「各号の」を「各号のいずれか」に改め、同条に次の一号を加える。
三 第三十條第五項の規定に違反して同項に規定する借入先若しくは借入金額に係る情報を付さず、又は虚偽の情報を付したとき。

(農水産業協同組合貯金保険法の一部改正)
第八十二條 農水産業協同組合貯金保険法(昭和四十八年法律第五十三号)の一部を次のように改正する。
第一百五條第九項中「第二百四十五條ノ三及び」を「第二百四十五條ノ三第一項及び第三項か

ら第六項まで並びに」に改める。
(中小企業の事業活動の調整に関する法律の一部改正)
第八十三條 中小企業の事業活動の調整の確保のための大企業者の事業活動の調整に関する法律(昭和五十二年法律第七十四号)の一部を次のように改正する。

第二條第二項第二号中「発行済株式の総数、出資口数の総数又は出資価額の総額」を「総株主又は総社員の議決権(商法(明治三十二年法律第四十八号)第二百一十一條ノ二第四項に規定する種類の株式又は持分に係る議決権を除き、同条第五項の規定により議決権を有するものとみなされる株式又は持分に係る議決権を含む。以下この号において同じ。)」に、「数又は額の株式又は出資」を「議決権」に、「所有する」を「有する」に改める。

(中小企業の事業活動の調整の確保のための大企業者の事業活動の調整に関する法律の一部改正に伴う経過措置)
第八十四條 前条の規定による改正前の中小企業の事業活動の調整の確保のための大企業者の事業活動の調整に関する法律(以下この条において「旧法」という。)第二條第二項第二号に規定する大企業者で前条の規定による改正後の中小企業の事業活動の調整の確保のための大企業者の事業活動の調整に関する法律第二條第二項第二号に規定する大企業者でないものに係る旧法第五條第一項又は第六條第一項の規定による申出であつてこの法律の施行前にされたものに関する調査、通知、勧告、公表、指導、勧告に係る措置を執るべき旨の命令又は報告については、なお従前の例による。

(森林組合法の一部改正)
第八十五條 森林組合法(昭和五十三年法律第三十六号)の一部を次のように改正する。
第五十四條中「及び第二百六十七條」を「、第二百六十七條第一項及び第三項から第七項まで

は額の株式等」を「議決権」に改め、同条第七項中「株式等」を「議決権」に、「所有」を「保有」に改め、同条第八項中「所有する株式等」を「保有する議決権」に改める。

第二十三条中「書類」を「資料」に改める。

第五十二条の二の見出し中「株式所有」を「議決権保有」に改め、同条第一項中「発行済株式の総数」を「総株主の議決権」に、「数の株式」を「議決権」に、「所有者」を「保有者」に、「銀行株式大量所有者」を「銀行議決権大量保有者」に、「所有する株式」を「保有する議決権」に、「銀行株式所有届出書」を「銀行議決権保有届出書」に改め、同項第一号中「株式所有割合」を「議決権保有割合」に、「所有する」を「保有する」に、「所有者」を「保有者」に、「株式の数」を「議決権の数」に、「所有の」を「保有の」に、「株式の所有」を「議決権の保有」に改め、同条第二項中「銀行株式大量所有者が所有する株式」を「銀行議決権大量保有者が保有する議決権」に改める。

第五十二条の三の見出し中「銀行株式所有届出書」を「銀行議決権保有届出書」に改め、同条第一項中「銀行株式大量所有者」を「銀行議決権大量保有者」に、「発行済株式の総数」を「総株主の議決権」に、「数の株式」を「議決権」に、「所有者」と「保有者」とに、「株式所有割合」を「議決権保有割合」に改め、同条第二項中「株式所有割合」を「議決権保有割合」に、「大量の株式」を「大量の議決権」に改め、同条第三項中「銀行株式所有届出書」を「銀行議決権保有届出書」に改め、同条第五項中「銀行株式大量所有者が所有する株式」を「銀行議決権大量保有者が保有する議決権」に改める。

第五十二条の四の見出し中「銀行株式所有届出書」を「銀行議決権保有届出書」に改め、同条第一項中「所有する株式」を「保有する議決権」に、「株式の発行」を「議決権に係る株式の発行」に、「所有の」を「保有の」に、「株式所有割合」を「議決権保有割合」に、「特例対象株式」を「特例対象議決権」に、「銀行株式所有届出書」

を「銀行議決権保有届出書」に、「株式の所有状況」を「議決権の保有状況」に改め、同条第二項中「特例対象株式」を「特例対象議決権」に、「株式が特例対象株式以外の株式」を「議決権が特例対象議決権以外の議決権」に改め、同項第一号及び第二号中「銀行株式所有届出書」を「銀行議決権保有届出書」に、「株式所有割合」を「議決権保有割合」に改め、同項第三号中「株式所有割合」を「議決権保有割合」に改め、同条第四項中「銀行株式大量所有者が所有する特例対象株式」を「銀行議決権大量保有者が保有する特例対象議決権」に改める。

第五十二条の七(見出しを含む)並びに第五十二条の八の見出し及び同条第一項中「銀行株式大量所有者」を「銀行議決権大量保有者」に改める。

第五十二条の九第一項中「株式の所有者」を「議決権の保有者」に改め、同項第一号中「株式の取得」を「議決権の取得」に改め、「実行」の下に「による株式の取得」を加え、同項第二号中「株式を所有している」を「議決権を保有している」に改め、同条第二項から第四項までの規定中「株式の所有者」を「議決権の保有者」に改める。

第五十二条の十第一号イ中「所有の」を「保有の」に、「株式の所有」を「議決権の保有」に、「株式の所有者」を「議決権の保有者」に改め、同号ロ中「株式の所有者」を「議決権の保有者」に改め、同条第二号イ中「所有の」を「保有の」に、「株式の所有」を「議決権の保有」に、「株式の所有者」を「議決権の保有者」に改め、同号ロ中「株式の所有者」を「議決権の保有者」に改める。

第五十二条の十一及び第五十二条の十二第一項中「株式の所有者」を「議決権の保有者」に改める。

第五十二条の十四中「発行済株式の総数」を「総株主の議決権」に、「数の株式の所有者」を「議決権の保有者」に改める。

第五十二条の十五第二項及び第五十二条の十六中「株式の所有者」を「議決権の保有者」に改める。

第五十二条の十七第一項第一号中「株式」を「議決権」に改め、「実行」の下に「による株式の取得」を加える。

第五十二条の二十三第一項第八号中「株式等」を「議決権」に、「基準株式数等」を「基準議決権数」に、「議決権」に、「基準株式数等」を「基準議決権数」に、「株式等の総数又は額」を「総株主等の議決権」に、「所有していない」を「保有していない」に改める。

第五十二条の二十四の見出し中「株式」を「議決権」に改め、同条第一項中「株式等」を「議決権」に、「基準株式数等」を「基準議決権数」に、「発行済株式の総数等」を「総株主等の議決権」に、「株式等の数又は額」を「議決権の数」に、「数又は額の株式等」を「議決権」に、「所有してはならない」を「保有してはならない」に改め、同条第二項中「実行の下に」による株式等の取得を加え、「株式等」を「議決権」に、「基準株式数等」を「基準議決権数」に、「所有する」を「保有する」に、「所有してはならない」を「保有してはならない」に改め、同条第三項中「株式等」を「議決権」に、「発行済株式の総数等」を「総株主等の議決権」に、「所有する」を「保有する」に、「基準株式数等」を「基準議決権数」に改め、同条第四項中「所有し」を「保有し」に、「所有する」を「保有する」に、「株式等」を「議決権」に、「基準株式数等」を「基準議決権数」に、「発行済株式の総数等」を「総株主等の議決権」に改め、同条第五項中「基準株式数等」を「基準議決権数」に、「所有し」を「保有し」に、「所有する」を「保有する」に、「株式等」を「議決権」に改め、同条第六項中「株式等」を「議決権」に、「所有する」を「保有する」に、「基準株式数等」を「基準議決権数」に、「数又は額の株式等」を「議決権」に改め、同条第七項中「株式等」を「議決権」に、「所有」を「保有」に改め、同条第八項中「所有する株式等」を「保有する議決権」に改める。

第五十二条の三十四第三項中「株式の所有者」

を「議決権の保有者」に改める。

第五十三条第一項第七号中「発行済株式の総数」を「総株主の議決権」に、「数の株式」を「議決権」に、「所有される」を「保有される」に改め、同条第二項第二号中「発行済株式の総数」を「総株主の議決権」に、「数の株式の所有者」を「議決権の保有者」に改め、同項第三号中「株式の所有者」を「議決権の保有者」に改め、同項第四号中「発行済株式の総数」を「総株主の議決権」に、「数の株式の所有者」を「議決権の保有者」に改め、同項第五号中「株式の所有者」を「議決権の保有者」に改め、同条第六号及び同条第三項第八号中「発行済株式の総数」を「総株主の議決権」に、「数の株式」を「議決権」に、「所有される」を「保有される」に改め、同条第四項中「所有する」を「保有する」に、「株式」を「議決権」に改める。

第五十五条第二項中「株式の所有者」を「議決権の保有者」に改める。

第六十五条中「銀行株式大量所有者」を「銀行議決権大量保有者」に、「株式の所有者」を「議決権の保有者」に改める。

(株券等の保管及び振替に関する法律の一部改正)

第八十八条 株券等の保管及び振替に関する法律(昭和五十九年法律第三十号)の一部を次のように改正する。

第三条の二に次の一項を加える。

3 前項の場合において、定款若しくは貸借対照表が電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他の人の知覚によつては認識することができないう形式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。以下同じ。)で作成されているとき、又は損益計算書について書面に代えて電磁的記録の作成がされているときは、書類に代えて電磁的記録(主務省令で定めるものに限る。)を添付することができる。

第九条の四第一項中「第三百七十四条ノ十七第四項」を「第三百七十四条ノ十七第五項」に、

「第四百八条第三項」を「第四百八条第四項」に改め、同条第二項中「第四百八条第四項」を「第四百八条第五項」に改める。

第十条第六項を同条第七項とし、同条第五項を同条第六項とし、同条第四項を同条第五項とし、同条第三項の次に次の一項を加える。

4 前項の場合において、合併契約書について書面に代えて電磁的記録の作成がなされているときは、書面に代えて電磁的記録（主務省令で定めるものに限る。）を添付することができ

る。

第十一条第六項を同条第七項とし、同条第五項を同条第六項とし、同条第四項を同条第五項とし、同条第三項の次に次の一項を加える。

4 第十条第四項の規定は、前項の分割計画書について準用する。

第十一条の四第六項を同条第七項とし、同条第五項を同条第六項とし、同条第四項を同条第五項とし、同条第三項の次に次の一項を加える。

4 第十条第四項の規定は、前項の分割契約書について準用する。

第十二条第六項を同条第七項とし、同条第五項を同条第六項とし、同条第四項を同条第五項とし、同条第三項の次に次の一項を加える。

4 第十条第四項の規定は、前項の譲渡契約書について準用する。

第十五条第一項中「顧客口座簿」の下に「を作成し、これを加え、同条第二項中「記載する」を「記載し、又は記録する」に改め、同条に次の一項を加える。

3 顧客口座簿は、電磁的記録（主務省令で定めるものに限る。）で作成することができる。

第十六条第一項中「記載し」の下に「、又は記録し」を加え、同条第二項から第四項までの規定中「記載」の下に「又は記録」を加える。

第十七条第一項中「参加者口座簿」の下に「を作成し、これを加え、同条第二項中「記載し」の下に「、又は記録し」を加え、同条に次の一項

を加える。

3 第十五条第三項の規定は、参加者口座簿について準用する。

第十七条の二第一項中「機関口座簿」の下に「を作成し、これを加え、同条第二項中「記載し」の下に「、又は記録し」を加え、同条第三項中「記載された」を「記載され、又は記録された」に改め、同項を同条第四項とし、同条第二項の次に次の一項を加える。

3 第十五条第三項の規定は、機関口座簿について準用する。

第十八条の見出しを「（参加者口座簿及び顧客口座簿の記載又は記録の変更）」に改め、同条中「記載事項」の下に「又は記録事項」を、「その記載」の下に「又は記録」を加える。

第二十条第一項中「転換株式」を「転換予約権付株式」に改める。

第二十一条第一項中「転換株式」を「転換予約権付株式」に改め、「又は転換社債券」を削り、「転換の下に」の請求を加え、「株式又は社債券」を削り、同条第二項中「転換株式」を「転換予約権付株式」に改め、「又は転換社債券」を削り、同条第三項中「又は社債券」を削る。

第二十二條を次のように改める。

（保管振替機関による新株の引受権等の行使）
第二十二條 前条の規定は、次に掲げる場合について準用する。

一 参加者が新株引受権証書及び新株の発行価額の全額を保管振替機関に提出して株券の預託の申出をし、保管振替機関がその申出によつて新株の引受権の行使をする場合

二 参加者が新株予約権証券又は新株予約権付社債券及び新株予約権の行使に際して払込むべき額の全額を保管振替機関に提出して株券の預託の申出をし、保管振替機関がその申出によつて新株予約権の行使をする場合

第二十四条中「記載された」を「記載され、又は記録された」に改める。

第二十六条第四項中「記載」の下に「又は記録」を加える。

第二十六条の二の見出しを「（機関口座簿の記載又は記録に係る株式の振替）」に改め、同条中「記載された」を「記載され、又は記録された」に改める。

第二十七条の見出しを「（口座簿の記載又は記録の効力）」に改め、同条第一項中「記載された」を「記載され、又は記録された」に改め、同条第二項中「記載」の下に「又は記録」を加える。

第二十九条第二項中「旨が記載されている」を「記載され、又は記録されている」に改め、同条第三項中「記載」の下に「又は記録」を加える。

第三十条第二項中「第二百六十三条第二項を「第二百六十三条第三項」に、「株主名簿の」を「株主名簿に係る」に改める。

第三十一条第一項第二号中「第三百四十一条ノ二ノ四第二項（同法第三百四十一条ノ十八において準用する場合を含む。）」を「第二百八十条ノ二十五第三項及び第三百四十一条ノ十五第三項」に改め、同条第二項中「新株の引受権」の下に「若しくは新株予約権」を加え、同条第五項中「記載」の下に「若しくは記録」を加える。

第三十二条第一項中「実質株主名簿」の下に「を作成し、これを加え、同条第二項中「記載し」の下に「、又は記録し」を加え、同条第七項中「会社の実質株主名簿の閲覧又は謄写を請求」を「次に掲げる請求を」に改め、同項に次の各号を加え、同項を同条第八項とする。

一 会社の実質株主名簿が書面で作成されているときは、当該書面の閲覧又は謄写の請求

二 会社の実質株主名簿が電磁的記録で作成されているときは、当該電磁的記録に記載された情報の内容を主務省令で定める方法により表示したものの会社の本店又はその名義書換代理人の営業所における閲覧又は謄写の請求

第三十二条第六項中「実質株主名簿の閲覧又は謄写を請求」を「次に掲げる請求を」に改め、同項に次の各号を加え、同項を同条第七項とする。

一 実質株主名簿が書面で作成されているときは、当該書面の閲覧又は謄写の請求

二 実質株主名簿が電磁的記録で作成されているときは、当該電磁的記録に記載された情報の内容を主務省令で定める方法により表示したものの会社の本店又はその名義書換代理人の営業所における閲覧又は謄写の請求

第三十二条第五項を同条第六項とし、同条第四項中「記載し」の下に「、又は記録し」を加え、同項を同条第五項とし、同条第三項中「記載し」の下に「、又は記録し」を加え、「記載した」を「記載し、又は記録した」に改め、同項を同条第四項とし、同条第二項の次に次の一項を加える。

3 第十五条第三項の規定は、実質株主名簿について準用する。

第三十三条の見出しを「（実質株主名簿の記載又は記録の効力）」に改め、同条第一項中「記載」の下に「又は記録」を加え、同条第二項中「記載された」を「記載され、又は記録された」に改める。

第三十四条第一項中「記載」の下に「又は記録」を加える。

第三十六条中「写し」の下に「（参加者口座簿及び顧客口座簿が電磁的記録で作成されているときは、当該電磁的記録に記載された事項を記載した書面）」を加える。

第三十七条中「記載する」を「記載し、又は記録する」に改める。

第三十九条第二項中「第三十二条第三項」を「第三十二条第四項」に改め、同条第三項中「第三十二条第七項」を「第三十二条第八項」に改め、同条第四項中「第三十二条第三項」を「第三十二条第四項」に改め、同条第五項中「第三十二条第

三項及び第七項を「第三十二條第四項及び第八項に改め、同条第六項及び第七項中第三十二條第七項を「第三十二條第八項」に改め、同条第八項中第三十二條第三項を「第三十二條第四項」に改める。

第三十九條の二第一項中「記載された」を「記載され、又は記録された」に改める。

第三十九條の三第一項第一号中「第十條第五項、第十一條第五項、第十一條の四第五項又は第十二條第五項を「第十條第六項、第十一條第六項、第十一條の四第六項又は第十二條第六項」に改める。

第四十二條中「記載すべき」を「記載し、若しくは記録すべき」に改め、「記載せず」の下に「若しくは記録せず」を、「虚偽の記載」の下に「若しくは記録」を加える。

第四十四條第一号中「又は」を「若しくは」に、「記載をして」を「記載をし、又は当該添付書類に代えて電磁的記録を添付すべき場合における当該電磁的記録に虚偽の記録をして」に改める。

第四十八條第九号中「準用する場合を含む。」の下に「この号において同じ。」を加え、「規定による参加者口座簿若しくは顧客口座簿の写し」を「規定による写し若しくは書面」に、「参加者口座簿若しくは顧客口座簿の写し」を「第三十六條の写し若しくは書面」に改める。

第四十九條第一号中「第三十二條第一項又は第五項を「第三十二條第一項又は第六項」に改め、同条第二号中「第三十二條第三項」を「第三十二條第四項」に、「第三十二條第四項」を「第三十二條第五項」に、「記載すべき」を「記載し、若しくは記録すべき」に改め、「記載せず」の下に「若しくは記録せず」を、「虚偽の記載」の下に「若しくは記録」を加え、同条第三号中「第三十二條第六項」を「第三十二條第七項」に、「第三十二條第七項」を「第三十二條第八項」に、「実質株主名簿等の」を「実質株主名簿等に係る」に改める。

(株券等の保管及び振替に関する法律の一部改

正に伴う経過措置)
第八十九條 商法等の一部を改正する法律附則第七條第一項の規定によりなお従前の例によることとされた転換社債又は新株引受権付社債に関する有価証券の保管及び振替については、この法律の施行後も、なお従前の例による。

(関西国際空港株式会社法の一部改正)
第九十條 関西国際空港株式会社法(昭和五十九年法律第五十三号)の一部を次のように改正する。

第二十八條第一項中「各号の二」を「各号のいずれか」に改め、同項第六号中「記載」の下に「若しくは記録」を加え、「書類」を「もの」に改める。

附則第六條中「株式申込証」の下に「の用紙」を加える。

(日本たばこ産業株式会社法の一部改正)
第九十一條 日本たばこ産業株式会社法(昭和五十九年法律第六十九号)の一部を次のように改正する。

第二條第二項中「転換社債又は新株引受権付社債」を「新株予約権又は新株予約権付社債」に改める。

第十七條中「各号の一」を「各号のいずれか」に改め、同条第一号中「転換社債又は新株引受権付社債」を「新株予約権又は新株予約権付社債」に改め、同条第四号中「記載」の下に「若しくは記録」を加え、「書類」を「もの」に改める。

(日本電信電話株式会社等に関する法律の一部改正)
第九十二條 日本電信電話株式会社等に関する法律(昭和五十九年法律第八十五号)の一部を次のように改正する。

質株主名簿に記載及び「従い記載」の下に「し、又は記録」を、「実質株主名簿の記載」の下に「又は記録」を加える。

第二十三條第三号中「転換社債又は新株引受権付社債」を「又は新株予約権付社債」に改め、同条第六号中「記載」の下に「又は記録」を加え、「書類」を「もの」に改める。

附則第十三條第一項中「新株引受権付社債に付された新株の引受権の行使による新株の発行、転換株式の転換又は社債」を「新株予約権の行使による新株の発行、転換予約権付株式若しくは強制転換条項付株式の転換又は商法等の一部を改正する法律(平成十三年法律第 号)附則第七條第一項の規定によりなお従前の例によることとされた新株引受権付社債に付された新株の引受権の行使による新株の発行若しくは同項の規定によりなお従前の例によることとされた転換社債」に、「同項」を「第四條第一項」に改める。

(外国弁護士による法律事務の取扱いに関する特別措置法の一部改正)
第九十三條 外国弁護士による法律事務の取扱いに関する特別措置法(昭和六十一年法律第六十六号)の一部を次のように改正する。

第四十九條の二第一項第三号中「発行済株式の総数の二分の一以上に相当する株式又は出資の総額」を「総株主又は総社員の議決権(商法(明治三十二年法律第四十八号)第二百一十一條ノ二第四項に規定する種類の株式又は持分に係る議決権を除き、同条第五項の規定により議決権を有するものとみなされる株式又は持分に係る議決権を含む。以下この号において同じ。)」に、「に相当する持分」を「議決権」に改める。

(有価証券に係る投資顧問業の規制等に関する法律の一部改正)
第九十四條 有価証券に係る投資顧問業の規制等に関する法律(昭和六十一年法律第七十四号)の一部を次のように改正する。

第二十六條に次の一項を加える。

3 前項の場合において、定款が電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他の他人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。以下この項において同じ。)で作成されているときは、書面に代えて電磁的記録(内閣府令で定めるものに限る。)を添付することができる。

第五十四條の三第二号中の書類を「若しくは第三項の規定により同条第一項の認可申請書に添付すべき書類若しくは電磁的記録」に改め、「記載」の下に「又は記録」を加える。

(旅客鉄道株式会社及び日本貨物鉄道株式会社に関する法律の一部改正)
第九十五條 旅客鉄道株式会社及び日本貨物鉄道株式会社に関する法律(昭和六十一年法律第八十八号)の一部を次のように改正する。

第二十條中「各号の一」を「各号のいずれか」に改め、同条第五号中「記載」の下に「若しくは記録」を加え、「書類」を「もの」に改める。

(金融先物取引法の一部改正)
第九十六條 金融先物取引法(昭和六十三年法律第七十七号)の一部を次のように改正する。

第四條に次の一項を加える。

3 前項の場合において、定款が電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他の他人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。以下同じ。)で作成されているときは、書面に代えて電磁的記録(内閣府令で定めるものに限る。)を添付することができる。

項」を「第二百四十四条第三項中「議事録が書面ヲ以テ作ラレタルトキハ」とあるのは「議事録ニハ」と、同条第五項中「謄本（其ノ作成ニ代ヘテ電磁的記録ノ作成ガ為サレタル場合ニ於ケル其ノ電磁的記録ヲ含ム）」とあるのは「謄本」と、同条第六項に、「掲グル書類ニ」を「掲グルモノニ」と、「同条第四項」を「同条第六項」に、「掲グル書類」を「掲グルモノ」に、「掲グル書類」を「資料」に改める。

第十六条第一項中、「第二百四十四条」を、「第二百四十四条第一項から第三項まで、第五項及び第六項」に、「及び第二百五十二条」を「第二百五十二条」に、「第二百四十四条第四項」を「第二百四十四条第三項中「議事録が書面ヲ以テ作ラレタルトキハ」とあるのは「議事録ニハ」と、同条第五項中「謄本（其ノ作成ニ代ヘテ電磁的記録ノ作成ガ為サレタル場合ニ於ケル其ノ電磁的記録ヲ含ム）」とあるのは「謄本」と、同条第六項に、「掲グル書類ニ」を「掲グルモノニ」と、「同条第四項」を「同条第六項」に、「掲グル書類」を「掲グルモノ」に、「掲グル書類」を「資料」に改める。

第三十四條の三第一項中「第四百十九條及び第四百二十七條」を「第四百十九條第一項及び第三項本文並びに第四百二十七條第一項及び第三項」に改める。

第三十四條の十二第二項中「第十一号」の下に「並びに第五項から第八項まで」を加え、「第二百二十二條第一項及び第二項」を「第二百二十二條第一項から第四項まで及び第七項」に、「第二百二十二條ノ四」を「第二百二十二條ノ八」に改め、「同法第二百二十二條ノ四中「株式申込証」又ハ新株引受權証書」とあるのは「株式申込証」とを削り、同条第五項中「第二百八十六條ノ四」を「第二百八十六條ノ四第一項」に改める。

第三十四條の十六第一項中「第二項及び第三項」を「第四項及び第五項」に改める。

第三十四條の十九中「記載しなければ」を「記載し、又は記録しなければ」に改める。

第三十四條の二十の見出し中「株式」を「議決権」に改め、同条第一項中「発行済株式の総数（商法第二百四十二條の規定により株主が議決権を有しないこととされる株式、議決権のある株式に転換することを請求できないものに限る。以下この項において「議決権のない株式」という。）の数を除く。次項において同じ。」を、総株主の議決権（商法第二百一十一條ノ二第四項に規定する種類の株式に係る議決権を除き、同条第五項の規定により議決権を有するものとみなされる株式に係る議決権を含む。以下この条及び次条において同じ。）に、「数の株式（議決権のない株式及び取得又は所有の態様を「議決権（取得又は保有の態様」に、「対象株式」を「対象議決権」に、「所有してはならない」を「保有してはならない」に改め、同条第二項中「所有する対象株式」を「保有する対象議決権」に、「発行済株式の総数」を「総株主の議決権」に、「数の対象株式」を「対象議決権」に、「又は所有する」を「又は保有する」に、「所有してはならない」を「保有してはならない」に改め、同条第三項各号列記以外の部分中「対象株式」を「対象議決権」に、「所有する」を「保有する」に改め、同項第一号中「対象株式に係る株主としての議決権」を「対象議決権」に、「当該権限に係る対象株式」を「当該対象議決権」に改め、同項第二号中「対象株式」を「対象議決権」に、「所有する場合」を「保有する場合」に、「所有する対象株式」を「保有する対象議決権」に改める。

第三十四條の二十一「の総数」の下に、「総株主の議決権の数」を加える。

第三十四條の二十三に次の一項を加える。

4 前項の場合において、合併契約書について書面に代えて電磁的記録の作成がされているとき、又は定款が電磁的記録で作成されているときは、書類に代えて電磁的記録（内閣府令で定めるものに限る。）を添付することができる。

第三十四條の二十四第二項第二号中「その添

付書類」を「これに添付すべき書類若しくは電磁的記録」に改め、「記載」の下に「又は記録」を加える。

第九十四條の四第一号中「第四條第一項若しくは第二項」を「第四條第一項、第二項若しくは第三項」に、「添付書類」を「これに添付すべき書類若しくは電磁的記録」に改め、「記載」の下に「若しくは記録」を加える。

第二百一十一條の三第二号中「又は第二百二十二條ノ四」を削り、「株式申込証」の下に「の用紙」を加える。

（消費税法の一部改正）

第九十七條 消費税法（昭和六十三年法律第八十号）の一部を次のように改正する。

第六十二條第一項中「帳簿書類」の下に「（その作成に代えて電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他の人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）の作成がされている場合における当該電磁的記録を含む。第三項及び第六十八條第二号において同じ。）」を加える。

第六十八條第二号中「記載」の下に「又は記録」を加える。

（特定通信・放送開業事業実施円滑化法の一部改正）

第九十八條 特定通信・放送開業事業実施円滑化法（平成二年法律第三十五号）の一部を次のように改正する。

第八條を削り、第九條を第八條とし、第十條を第九條とし、第十一條を第十條とする。

（中小企業における労働力の確保及び良好な雇用の創出のための雇用管理の改善の促進に関する法律の一部改正）

第九十九條 中小企業における労働力の確保及び良好な雇用の創出のための雇用管理の改善の促進に関する法律（平成三年法律第五十七号）の一部を次のように改正する。

第十二條第一項中「転換社債又は新株引受權

付社債」を「新株予約権（商法（明治三十二年法律第四十八号）第二百八十九條ノ十九第一項に規定する新株予約権をいう。以下この条において同じ。）又は新株予約権付社債等（中小企業投資育成株式会社法第五條第一項第二号に規定する新株予約権付社債等をいう。以下この条において同じ。）に、「転換社債（その転換により発行された株式を含む。）又は新株引受權付社債」を「新株予約権（その行使により発行され、又は移転された株式を含む。）又は新株予約権付社債等」に改め、同条第二項中「転換社債又は新株引受權付社債」を「新株予約権又は新株予約権付社債等」に、「転換社債（その転換により発行された株式を含む。）又は新株引受權付社債」を「新株予約権（その行使により発行され、又は移転された株式を含む。）又は新株予約権付社債等」に改める。

（中小企業における労働力の確保及び良好な雇用の創出のための雇用管理の改善の促進に関する法律の一部改正に伴う経過措置）

第一百條 商法等の一部を改正する法律附則第七條第一項の規定によりなお従前の例によることとされた転換社債又は新株引受權付社債については、前条の規定による改正前の中小企業における労働力の確保及び良好な雇用の創出のための雇用管理の改善の促進に関する法律第十二條の規定による中小企業投資育成株式会社の事業に關しては、この法律の施行後も、なお従前の例による。

（地価税法の一部改正）

第一百條 地価税法（平成三年法律第六十九号）の一部を次のように改正する。

第三十六條第一項中「帳簿書類」の下に「（その作成に代えて電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他の人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）の作成がされている場合における当該電磁的記録を含む。第四十一條第二号において同

第五項を「第二百三十九条第六項」に、「同条第六項を「書面及第三項ニ於テ準用スル第二百二十二条ノ五第三項ノ電磁的方法ガ行ハルル場合ニ於テ其ノ方法ニ依リ作ララル電磁的記録」とあるのは「書面」と、同条第七項(第二号を除く。)に、「第二百四十四条第二項中「取締役」とあるのは「理事及経営管理委員」と、同条第三項中「取締役」とあるのは「理事」とを「第二百四十四条第三項中「議事録ガ書面ヲ以テ作ララルトキハ」とあるのは「議事録ニハ」と、「取締役」とあるのは「理事及経営管理委員」と、同条第五項中「取締役」とあるのは「理事」と、「議本(其ノ作成ニ代ヘテ電磁的記録ノ作成ガ為サレタル場合ニ於ケル其ノ電磁的記録ヲ含ム)」とあるのは「議本」とに、「同法第二百六十三条第二項」を「同法第二百六十三条第三項(第二号を除く。)」に、「前項ニ掲グル書類」を「同項第一号中「株主名簿、新株予約権原簿、社債原簿若ハ端株原簿ガ書面ヲ以テ作ララル場合ニ於ケル其ノ書面又ハ株主名簿、新株予約権原簿若ハ社債原簿ノ複本」に改める。

第五十四条第一項第九号中「第二百三十九条第五項」を「第二百三十九条第六項」に、「第二百四十四条第三項」を「第二百四十四条第五項」に改める。

(中小企業の創造的事業活動の促進に関する臨時措置法の一部改正)

第百八条 中小企業の創造的事業活動の促進に関する臨時措置法(平成七年法律第四十七号)の一部を次のように改正する。

第七條第一項第二号中「転換社債又は新株引受権付社債」を「新株予約権(商法明治三十二年法律第四十八号)第二百八十条ノ十九第一項に規定する新株予約権をいう。以下この条において同じ。又は新株予約権付社債等(中小企業投資育成株式会社法第五條第一項第二号に規定する新株予約権付社債等をいう。以下この条において同じ。))に、「転換社債(その転換により発行された株式を含む。))又は新株引受権付社債」

を「新株予約権(その行使により発行され、又は移転された株式を含む。))又は新株予約権付社債等」に改め、同条第二項中「転換社債又は新株引受権付社債」を「新株予約権又は新株予約権付社債等」に、「転換社債(その転換により発行された株式を含む。))又は新株引受権付社債」を「新株予約権(その行使により発行され、又は移転された株式を含む。))又は新株予約権付社債等」に改める。

第八條の五を削る。

(中小企業の創造的事業活動の促進に関する臨時措置法の一部改正に伴う経過措置)

第百九条 商法等の一部を改正する法律附則第七條第一項の規定によりなお従前の例によることとされた転換社債又は新株引受権付社債についての前条の規定による改正前の中小企業の創造的事業活動の促進に関する臨時措置法(次項において「旧創造活動促進法」という。第七條の規定による中小企業投資育成株式会社の事業に関するは、この法律の施行後も、なお従前の例による。

2 この法律の施行前に旧創造活動促進法第八條の五第一項に規定する認定会社が同項の規定により旧商法第二百八十条ノ十九第三項の規定による限度を超える数の株式を目的とする新株の引受権を与える旨の同条第二項の決議をした場合における新株の引受権の行使により発行すべき株式の登記の申請書に添付すべき書類に関しては、この法律の施行後も、なお従前の例による。

(保険業法の一部改正)

第百十條 保険業法(平成七年法律第五号)の一部を次のように改正する。

第二條第十一項を次のように改める。

11 この法律において「総株主等の議決権」とは、株式会社の総株主又は有限会社の総株員の議決権(商法(明治三十二年法律第四十八号)第二百一十一條ノ二第四項に規定する種類の株式又は持分に係る議決権を除き、同条第

五項の規定により議決権を有するものとみなされる株式又は持分に係る議決権を含む。以下この条、次条、第六條、第七條、第二百七條、第二百六十條、第二編第十章の二及び第二百三十三條において同じ。をいう。

第二條第十二項中「発行済株式の総数等」を「総株主等の議決権」に、「数又は額の株式等を所有する」を「議決権を保有する」に改め、同条第十三項中「発行済株式の総数」を「総株主の議決権」に、「株式の所有者」を「議決権の保有者」に改め、同条第十四項中「株式の所有者」を「議決権の保有者」に、「所有する」を「保有する」に改め、同条第十五項中「株式の所有者が所有する株式等」を「議決権の保有者が保有する議決権」に、「信託財産として所有する株式等」を「信託財産として所有する株式又は持分に係る議決権」に、「議決権を行使し、又は議決権の行使し、又はその」に、「当該株式の所有者」を「当該議決権の保有者」に、「定める株式等」を「定める議決権」に、「株式等」を「株式又は持分に係る議決権」に、「として議決権を行使し、又は議決権の行使し、又はその」に改める。

第二條の二第一項中「株式の所有者」を「議決権の保有者」に改め、同項第一号中「所有される」を「保有される」に、「株式の数を」を「議決権の数」に改め、同項第三号中「所有している」を「保有している」に、「所有する」を「保有する」に、「株式の数を」を「議決権の数」に、「会社等集団所有株式数」を「会社等集団保有議決権数」に、「議決権の過半数の所有者」を「議決権の過半数の保有者」に改め、同項第四号中「会社等集団所有株式数」を「会社等集団保有議決権数」に改め、同項第五号中「議決権の過半数の所有者」を「議決権の過半数の保有者」に、「所有する」を「保有する」に、「株式の数を」を「議決権の数」に、「合算株式数」を「合算議決権数」に、「発行済株式の総数」を「総株主の議決権」に改め、同項第六号中「所有する」を「保有する」に、「株式の数を」を「議

決権の数」に、「共同所有者」を「共同保有者」に、「株式の他の所有者」を「議決権の他の保有者」に、「当該株式を」を「当該議決権に係る株式を」に、「当該他の所有者」を「当該他の保有者」に、「議決権の過半数の所有者」を「議決権の過半数の保有者」に、「共同所有株式数」を「共同保有議決権数」に、「発行済株式の総数」を「総株主の議決権」に改め、同条第二項中「所有する」を「保有する」に、「株式及び株式」を「議決権」に、「議決権の所有者が所有する株式又は」を「議決権の保有者が保有する」に改める。

第四條第三項中「前項第二号」を「第二項第二号」に改め、同項を同条第四項とし、同条第二項の次に次の一項を加える。

3 前項の場合において、同項第一号の定款が電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他の人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。以下この項において同じ。))で作成されているときは、書類に代えて電磁的記録(内閣府令で定めるものに限る。))を添付することができる。

第九條の見出しを「(株式申込証の用紙)」に改め、同条第一項中「(明治三十二年法律第四十八号)」を削り、「株式申込証の下に「用紙」を加え、同条第二項中「第二百八十条ノ六」を「第二百八十条ノ六第一項」に改め、「(株式申込証)の下に「用紙」を加え、「及び」を「用紙」に改め、「の新株引受権証書」の下に、「第二百八十条ノ二十八第一項(新株予約権申込証)の新株予約権申込証の用紙及び第三百四十一條ノ六第一項(新株予約権付社債申込証)の新株予約権付社債申込証の用紙を加える。

第十一條第一項中「記載」の下に「又は記録」を加え、同条第二項中「記載されている」を「記載され、又は記録されている」に改める。

第十二條第二項中「第十六條第三項」を「第十六條第四項」に、「第二十一條の二」を「第二十一

条の二第二項に、「通知へ」を「の通知に際して」に、「添付」を「交付」に改める。

第十六条中「書類」を「資料」に改める。

第二十一条第一項中「書類」を「資料」に改め、「営業又ハ事業ノ為ニ」との下に、「同法第三十三条ノ二中「法務省令」とあるのは「内閣府令」とを加え、同条に次の一項を加える。

3 この編第二章第一節及び第一項を除く。）及び第五編の規定において商法の規定を準用する場合に、同法の規定(その規定において準用する同法の規定を含む。)中電磁的記録とあるのは「電磁的記録(保険業法第五十二條第一項ニ規定スル電磁的記録ヲ謂フ)」と、「電磁的方法」とあるのは「電磁的方法(保険業法第四十八條第二項ニ規定スル電磁的方法ヲ謂フ)」と、「法務省令」とあるのは「内閣府令」と、「第三十三條ノ二」とあるのは「保険業法第二十一条第一項ニ於テ準用スル第三十三條ノ二」と、「第三十三條ノ二第一項」とあるのは「保険業法第二十一条第一項ニ於テ準用スル第三十三條ノ二第一項」と読み替えるものとする。

第二十二條第一項中「作成し」の下に、「定款が書面をもって作成されているときはを加え、同条第二項及び第三項中「記載し」の下に、「又は記録し」を加え、同条第四項を次のように改める。

4 商法第六十六條第三項(電磁的記録による定款の作成)及び第六十七條(定款の認定)の規定は第一項の定款について、同法第六十六條第五項(公告の方法)の規定は相互会社公告について、それぞれ準用する。

第二十三條第一項中「基金拠出申込証」の下に「の用紙を」、「署名し」の下に「て、基金拠出申込証を作成し」を加え、同条第二項中「基金拠出申込証」の下に「の用紙」を加え、同条第四項中「第七十五條第四項及び第五項」を「第七十五條第四項から第九項まで」に、「証明」を「保管証明」に改め、「第七十五條第四項中「株式申

込証」とあるのは「基金拠出申込証」との下に、「株式申込人」とあるのは「基金ノ拠出ノ申込ヲ為シタル者」とを、「第二十三條第二項第三号」との下に、「同条第五項中「株式申込証」とあるのは「基金拠出申込証」と、「株式申込人」とあるのは「基金ノ拠出ノ申込ヲ為シタル者」と、同条第六項中「株式申込証」とあるのは「基金拠出申込証」と、同条第七項中「株式申込人」とあるのは「基金ノ拠出ノ申込ヲ為シタル者」と、「株式申込証」とあるのは「基金拠出申込証」と、同条第八項中「株式申込証」とあるのは「基金拠出申込証」と、同条第九項中「株式」とあるのは「基金ノ拠出」とを加える。

第二十五條第一項中「入社申込証」の下に「の用紙を加え」、「記載して」を「記載し」に改め、「署名し」の下に「て、入社申込証二通を作成し」を加え、同条第二項中「入社申込証」の下に「の用紙」を加え、同条第三項を次のように改める。

3 商法第七十五條第五項及び第七項から第九項まで(株式の申込み)の規定は、相互会社の成立前における入社申込みについて準用する。この場合において、同条第五項及び第七項中「株式申込証」とあるのは「入社申込証」と、「株式申込人」とあるのは「入社ノ申込ヲ為シタル者」と、同条第八項中「株式申込証」とあるのは「入社申込証」と、同条第九項中「株式」とあるのは「入社」と読み替えるものとする。

第二十六條第四項中「第二百三十九條ノ二」を「乃至第二百三十九條ノ四」に改め、「第二百四十三條」を削り、「第二百四十三條」を、「第二百三十九條ノ三」に改める。

第二十七條第二項に次の一号を加える。

七 第五十九條第一項において準用する商法第六十三條第三項の決議があったときは、これらの項に規定する情報の提供を受けるために必要な事項であつて内閣府令で定めるもの第三十條中「株式申込証、目録見書」を「株式

申込証ノ用紙、目録見書」に、「基金拠出申込証、入社申込証を基金拠出申込証ノ用紙、入社申込証ノ用紙に改める。

第三十二條第二項中「第二百二十四條第二項」の下に「及び第三項」を加え、「到達時」を「方法及び到達時」に改め、同項に後段として次のように加える。

この場合において、同条第二項中「本法」とあるのは「保険業法又ハ本法」と、「前項」とあるのは「前項本文」と、同条第三項中「前二項」とあるのは「保険業法第三十二條第一項本文又ハ前項」と読み替えるものとする。

第三十八條第二項中「及び第二項」を、「第二項及び第三項」に、「「保険業法」を「保険業法に改め、「準用スル前条」との下に、「同条第三項中「第一項」とあるのは「保険業法第三十八條第一項」とを加える。

第三十九條第二項中「第二百三十七條第二項及び第三項」を「第二百三十七條第二項から第四項まで」に改め、「前二項」とあるのは、「第一項」とあるのは「保険業法第三十九條第一項」と、同条第四項中「前三項」とあるのは、「又ハ前項」を「又ハ前二項」に改める。

第四十一條中「第二百三十二條第一項及び第二項」を「第二百三十二條第一項から第三項まで」、「第二百三十九條まで」を「第二百三十九條ノ三まで」に、「(株主総会の招集通知への参考書類の添付)及び第二十一條の三(書面による議決権の行使)」を「から第二十一條の四まで(株主総会の招集の通知に際しての参考書類の交付等、書面による議決権の行使及び商法の適用除外)」に、「第二百四十四條第四項」を「第二百四十四條第六項」に、「掲グル書類」を「掲グルモノ」に、「同条第四項」を「同条第六項」に、「第二十一條の二及び」を「第二十一條の二第一項中「法務省令」とあるのは「内閣府令」と、同条第二項中「商法」とあるのは「保険業法第四十一條において準用する商法」と、商法特例法に改め、「第二十一條の三第五項中「法務省令」とあるのは「

は「内閣府令」との下に、「同条第六項及び第二十一條の四中「商法」とあるのは「保険業法第四十一條において準用する商法」とを加える。

第四十四條第四項中「第五項及び第六項」を「第四項、第六項及び第七項」に、「同条第五項中「第二項但書」を「同条第三項中「前項但書」に、「同条第六項」を「同条第四項中「第二項」とあるのは「保険業法第四十四條第二項」と、同条第六項中「第二項但書」とあるのは「保険業法第四十四條第二項後段」と、同条第七項に改める。

第四十五條第二項中「第二百三十二條ノ二第一項ただし書及び第二項」を「第二百三十二條ノ二第一項ただし書、第二項及び第三項」に改め、「同条第二項中」の下に「株主」とあるのは「社員又ハ総代」とを加え、「「保険業法」を「保険業法に改め、「準用スル前条」との下に、「同条第三項中「第一項」とあるのは「保険業法第四十五條第一項」とを加える。

第四十六條第二項中「第二百三十七條第二項及び第三項」を「第二百三十七條第二項から第四項まで」に改め、「前二項」とあるのは、「第一項」とあるのは「保険業法第四十六條第一項」と、「株主」とあるのは「社員又ハ総代」と、同条第四項中「前三項」とあるのは、「又ハ前項」を「又ハ前二項」に改める。

第四十八條の見出し中「送付」を「の交付等」に改め、同条中「には」を「に際しては」に、「添付しなればならない」を「交付しなればならない」に改め、同条に次の一項を加える。

2 相互会社は、次条において準用する商法第二百三十二條第二項の承諾をした総代に対し電磁的方法(電子情報処理組織を使用する方法であつて内閣府令で定めるものをいう。以下同じ。)による総代会の招集の通知をするときは、前項の書類に記載すべき情報をその通知とともに電磁的方法により提供することができる。ただし、総代の請求があつたときは、同項の書類を当該総代に交付しなればなら

ない。

第四十九条中「第二百三十二条第一項及び第二項」を「第二百三十二条第一項から第三項まで」に改め、「(選任)」の下に、「第二百三十九条ノ第二項及び第四項から第八項まで(書面による議決権の行使)、第二百三十九条ノ第三項及び第三項から第七項まで(電磁的方法による議決権の行使)」を、「社員共同」との下に、「同法第二百三十九条ノ第四項中「第二項ノ会社」とあるのは「第一項ノ定ヲ為シタル会社」と、同条第八項中「前条第六項及び第七項第一号」とあるのは「保険業法第四十四條第四項ニ於テ準用スル前条第六項及び第七項第一号」と、同法第二百三十九条ノ第三項中「第二百三十九条第六項及び第七項第二号」とあるのは「保険業法第四十四條第四項ニ於テ準用スル第二百三十九条第六項及び第七項第二号」とを加え、「第二百四十四條第四項」を「第二百四十四條第六項」に、「書類」を「モノ」に、「同条第四項」を「同条第六項」に改める。

第五十条第二項中「第二百三十七條第二項及び第三項」を「第二百三十七條第二項から第四項まで」に、「前二項」とあるのは、「第一項」とあるのは「保険業法第五十条第一項」と、同条第四項中「前三項」とあるのは「二、又ハ前項」を「又ハ前二項」に改める。

第五十一条第二項中「株式申込証」の下に「ノ用紙」を、「新株引受権証書」の下に、「新株予約権申込証、社債申込証若ハ新株予約権付社債申込証ノ用紙」を加え、「基金拠出申込証」を「基金拠出申込証若ハ社債申込証ノ用紙」に改め、「準用スル第二百八十一条第一項」との下に、「第二百八十三條第五項」とあるのは「保険業法第五十九條第一項ニ於テ準用スル第二百八十三條第五項及株式会社の監査等に関する商法の特例に関する法律第十六條第三項」とを加え、「第二百六十条ノ四第四項」を「第二百六十条ノ四第六項」に、「同条第五項中「親会社」を「同条第七項中「親会社」に、「株式会社ノ発行済株式ノ総数

ノ過半数ニ当ル株式又ハ有有限会社ノ資本ノ過半数ニ当ル出資口数」を「保険業法第二條第十一項ニ規定スル株式会社ノ総株主又ハ有有限会社ノ総社員ノ議決権ノ過半数」に改める。

第五十二条第一項を次のように改める。

取締役は、次の各号に掲げるもの(第四号の複本の作成に代えて電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他の人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものとして内閣府令で定めるもの)をいう。以下同じ。)の作成がされている場合における当該電磁的記録を含む)を、当該各号に定める場所に備え置かなければならない。

一 定款 各事務所

二 社員の名簿 主たる事務所

三 社債原簿 主たる事務所(名義書換代理人を置いていたときは、主たる事務所又は名義書換代理人の営業所)

四 社債原簿の複本(名義書換代理人を置いていた場合において、社債原簿を主たる事務所に備え置いたときに限る。) 名義書換代理人の営業所

第五十二条第二項中「前項」を「前項第二号」に改め、「記載事項」の下に「又は記録事項」を加え、同条第三項を次のように改める。

3 商法第二百二十三條第二項(電磁的記録による株主名簿の作成の規定は第一項第二号の社員の名簿について、同法第二百六十三條第二項(定款の閲覧等)の規定は第一項第一号の定款について、同条第三項(株主名簿等の閲覧等)の規定は第一項第二号から第四号までに掲げるものについて、それぞれ準用する。この場合において、同法第二百六十三條第二項中「端株主及新株予約権ヲ有スル者」とあるのは「及保険契約者」と、同条第三項中「及会社ノ債権者」とあるのは、「会社ノ債権者及保険契約者」と、同項各号中「株主名簿、新株予約権原簿、社債原簿若ハ端株原簿」と

あるのは「社員ノ名簿若ハ社債原簿」と、「株主名簿、新株予約権原簿若ハ社債原簿ノ複本」とあるのは「社債原簿ノ複本」と読み替へるものとする。

第五十三条第二項中「第二百六十条ノ四第五項」を「第二百六十条ノ四第七項」に改める。

第五十九条第一項中「第二百八十七條ノ二」の下に「(第二百八十六條ノ四第二項を除く。)」を加え、「第二十一条の二並びに第二十一条の三」を「第十六條第五項並びに第二十一条の二から第二十一条の四まで」に、「第二百六十条ノ四第五項」を「第二百六十条ノ四第七項」に、「第二百八十六條ノ四」を「第二百八十六條ノ四第一項」に改め、「第六條の三」中「株主總會」とあるのは「社員總會」との下に、「商法特例法第七條第一項第二号中「商法第三十三條ノ二第一項」とあるのは「保険業法第五十二条第一項」と、「法務省令」とあるのは「内閣府令」とを加え、「第十二條第一項中「定時總會」とあるのは「定時社員總會」と、「商法」とあるのは「保険業法第五十九條第一項において準用する商法」と、同条第一項中「定時總會」とあるのは「定時社員總會」とに、「第十三條第二項」を「第十三條第一項及び第二項」に改め、「同条第四項中「法務省令」とあるのは「内閣府令」との下に、「同条第五項中「商法」とあり、及び「同法」とあるのは「保険業法第五十九條第一項において準用する商法」とに、「同条第五項中「商法」とあり、及び「同法」とあるのは「保険業法第五十九條第一項において準用する商法」とを加え、「含む。及び」を「含む。」並びに「に」改め、「同条第二項中「商法」とあり、及び「同法」とあるのは「保険業法第五十九條第一項において準用する商法」との下に、「同条第三項中「商法」とあるのは「保險業法」

第五十九條第一項において準用する商法第二百八十三條第一項」と、「同法第二百八十一條第一項第一号」とあるのは「保險業法第五十九條第一項において準用する商法第二百八十一條第一項第一号」と、「同法第二百三十條第三項」とあるのは「保險業法第四十八條第二項」と、「法務省令」とあるのは「内閣府令」とを、「により商法」との下に、「同条第二項中「商法」とあるのは「保險業法第五十一條第二項において準用する商法」とを加え、同条第二項中「第二百八十三條第三項」を「第二百八十三條第四項」に、「記載方法」を「記載又は記録の方法」に改める。

第六十条第二項中「基金拠出申込証」の下に「ノ用紙」を加え、同条第四項中「第三項並びに」の下に「同条第四項において準用する」を加え、「第七十五條第四項及び第五項」を「第七十五條第四項から第九項まで」に、「第七十六條(株式の割当て)」を「及び第七十六條(株式の割当て)」を「及び第七十六條(株式の割当て)」の規定並びに同法に改め、「権利株の譲渡」の下に、「第二百八十八條ノ六第二項(新株の總数を引き受ける契約)」を加え、「同法第七十五條第四項中「株式申込証」とあるのは「基金拠出申込証」と、「第二項第十号」とあるのは「保險業法第六十条第二項第三号」と、同法第七十六條中「株式ノ数」とあるのは「基金ノ拠出ノ額」とを削り、「第七十七條第二項中「株式申込証」とあるのは「基金拠出申込証」との下に、「同法第二百八十條ノ六第二項中「前項」とあるのは「保險業法第六十条第二項」と、「新株ノ總数」とあるのは「募集スル基金ノ總額」と、「前項各号」とあるのは「保險業法第六十条第二項各号」とを、「第二百八十條ノ十二中「株式申込証」の下に「ノ用紙」を、「新株引受権証書」とあるのは「基金拠出申込証」の下に「ノ用紙」を加える。

第六十一条第二項中「民法」の下に「(明治十九年法律第八十九号)」を加える。

第六十九條第五項中「転換社債を發行している場合においては転換の請求をすることができ

る期間が経過した日以後、新株引受権付社債を發行している場合においては新株の引受権を行使することができる期間が経過した日以後でなければ、新株引受権又は新株付社債を發行している場合において将来行使される可能性がある新株引受権があるときは、同項を同条第六項とし、同条第四項の次に次の一項を加える。

5 第一項の組織変更計画書については、これに記載すべき情報を記録した電磁的記録の作成をもって、同項の組織変更計画書の作成に代えることができる。この場合においては、当該電磁的記録は同項の組織変更計画書と、当該電磁的記録の記録は同項の組織変更計画書の記載とみなす。

6 第六十九條の二第二項を次のように改める。
2 前条第五項の規定は、前項の書類(組織変更計画書を除く。)について準用する。
第六十九條の二に次の一項を加える。

3 株主又は株式会社(の)の保険契約者若しくは債権者は、その営業時間内に限り、次の各号に掲げる請求をすることができる。ただし、第二号又は第四号の請求をするには、株式会社(の)の定める費用を支払わなければならない。

一 第一項の書類の閲覧の請求
二 第一項の書類の謄本又は抄本の交付の請求

三 第一項の書類の作成に代えて電磁的記録の作成がされているときは、当該電磁的記録に記載された情報の内容を内閣府令で定める方法により表示したものの閲覧の請求
四 前号の電磁的記録に記載された情報を電磁的方法であつて内閣府令で定めるものにより提供すること又は当該情報の内容を記載した書面の交付の請求

第七十條第一項中「記載」の下に「又は記録」を加える。
第七十三條第三項中「第二百三十九條ノ二」を「乃至第二百三十九條ノ四」に改め、「第二百

四十三條を削り、「第二百四十三條」を「第二百三十九條ノ三」に、「第二百四十四條第四項」を「第二百四十四條第六項」に、「書類」を「モノ」に、「同条第四項」を「同条第六項」に改め、同条第四項中「第二項」を「第三項」に、「記載」を「記録又は記録シタル」に、「其ノ者」を「其ノ者」と、同条第三項中「前二項」とあるのは「第一項」に改める。

第七十六條第五項中「第二百三十九條第二項第四項乃至第六項」を「第二百三十九條第二項第三項第五項乃至第七項」に改める。
第七十七條第二項中「基金提出申込証の下に「用紙」を加え、同条第四項中「第二百八十六條ノ四」を「第二百八十六條ノ四第一項」に改める。

第八十一條第三項中「第十六條の二第二項」を「第六十九條第五項及び第六十九條の二第三項」に改める。
第八十六條第五項中「第九十二條の七各号」を「第九十二條の七第一項各号」に改め、同項第二号中「及び額面株式を發行するときは、一株の金額を削り、同項第三号中「額面又は無額面の別並びに」を削り、同条第六項中「記載」の下に「又は記録」を加え、同項を同条第七項とし、同条第五項の次に次の一項を加える。

6 第六十九條第五項の規定は、第一項の組織変更計画書について準用する。
第八十六條の二第二項を次のように改める。
2 第六十九條第五項の規定は前項の書類(組織変更計画書を除く。)について、第六十九條の二第三項の規定は前項の書類について、それぞれ準用する。

第九十二條の二第二項中「第二百二十二條第一項及び第二項」を「第二百二十二條第一項から第四項まで及び第七項」に、「転換株式の發行」を「転換予約権付株式の發行」に、「第二百二十二條ノ四(転換株式發行の手続)」を「第二百二十二條ノ八(強制転換条項付株式發行の手続)」に改め、「同法第二百二十二條ノ四中「株式申込

証又は新株引受権証書とあるのは「株式申込証」とを削り、同条第三項中「株式申込証の下に「用紙」を加え、同条第六項中「第二百八十六條ノ四」を「第二百八十六條ノ四第一項」に改める。

第九十二條の七に次の一項を加える。
2 第六十九條第五項の規定は、前項の株式交換契約書について準用する。

第九十二條の九第二項中「第三百六十六條」の下に「(第一項第二号ノ二を除く。)」を加え、「第三百六十九條」を「第三百六十九條第一項」に改め、「於テハ總代金」との下に、「同条第二項中「第三百五十四條第三項及第四項」とあるのは「第三百五十四條第三項」とを加える。

第九十四條第一項中「第六十六條第一項第六号及び第二項」を「第六十六條第一項第六号及び第四項」に改める。
第九十五條第三項中「第八十九條の二(株式交換による変更の登記)」を「第八十九條の三第一項(株式交換の登記)」に改め、同条第四項中「第八十九條の三第一項」を「第八十九條の四第一項」に改める。

第六十六條第一項第九号中「当該会社の株式等を」を「当該会社の議決権を」に、「所有する」を「保有する」に、「株式等の数又は額を」を「議決権の数に」、「所有している」を「保有している」に、「所有し」、「保有し」に改め、同項第十号中「株式等」を「議決権」に、「基準株式数等」を「基準議決権数」に、「所有していない」を「保有していない」に改め、同条第三項及び第五項中「株式等」を「株式又は持分」に改め、同条第八項中「第二百四十四條第四項」を「第二百四十四條第六項」に、「第二百六十條ノ四」を「第二百六十條ノ四第四項」に、「第二百六十三條第六項」を「第二百六十三條第四項」に、「第二百六十四條第二十條」を「第二百六十四條第二十條」に改める。

第九十七條の見出し中「株式」を「議決権」に改め、同条第一項中「株式等」を「議決権」に、「基準株式数等」を「基準議決権数」に、「發行済

株式の総数等」を「総株主等の議決権に」、「株式等の数又は額」を「議決権の数に」、「数又は額の株式等」を「議決権」に、「所有してはならない」を「保有してはならない」に改め、同条第二項中「担保権の實行」の下に「による株式又は持分の取得」を加え、「株式等」を「議決権」に、「基準株式数等」を「基準議決権数」に、「所有する」を「保有する」に、「所有してはならない」を「保有してはならない」に改め、同条第三項中「株式等」を「議決権」に、「議決権」に、「發行済株式の総数等」を「総株主等の議決権」に、「所有する」を「保有する」に、「基準株式数等」を「基準議決権数」に改め、同条第四項中「所有する」を「保有する」に、「株式等」を「議決権」に、「基準議決権数」に、「發行済株式の総数等」を「総株主等の議決権」に改め、同条第五項中「基準株式数等」を「基準議決権数」に、「所有する」を「保有する」に、「株式等」を「議決権」に改め、同条第六項中「株式等」を「議決権」に、「基準議決権数」を「基準議決権数」に、「所有する」を「保有する」に、「数又は額の株式等」を「議決権」に改め、同条第七項中「株式等」を「議決権」に、「所有する」を「保有する」に改め、同条第八項中「所有する株式等」を「保有する議決権」に改める。

第二百二十六條第六号中「第八十六條第六項」を「第八十六條第七項」に改める。
第二百二十七條第一項第七号中「發行済株式の総数」を「総株主の議決権」に、「数の株式」を「議決権」に、「所有される」を「保有される」に改め、同条第二項中「所有する」を「保有する」に、「株式」を「議決権」に改める。

第二百五十六條の二第二項を次のように改める。
2 第六十九條第五項及び第六十九條の二第三項の規定は、前項の書類について準用する。
この場合において、第六十九條の二第三項中「株主又は株式会社の保険契約者若しくは債権者」とあるのは、「相互会社の社員」と読み替へるものとする。

株式の総数等」を「総株主等の議決権に」、「株式等の数又は額」を「議決権の数に」、「数又は額の株式等」を「議決権」に、「所有してはならない」を「保有してはならない」に改め、同条第二項中「担保権の實行」の下に「による株式又は持分の取得」を加え、「株式等」を「議決権」に、「基準株式数等」を「基準議決権数」に、「所有する」を「保有する」に、「所有してはならない」を「保有してはならない」に改め、同条第三項中「株式等」を「議決権」に、「議決権」に、「發行済株式の総数等」を「総株主等の議決権」に、「所有する」を「保有する」に、「基準株式数等」を「基準議決権数」に改め、同条第四項中「所有する」を「保有する」に、「株式等」を「議決権」に、「基準議決権数」を「基準議決権数」に、「發行済株式の総数等」を「総株主等の議決権」に改め、同条第五項中「基準株式数等」を「基準議決権数」に、「所有する」を「保有する」に、「株式等」を「議決権」に改め、同条第六項中「株式等」を「議決権」に、「基準議決権数」を「基準議決権数」に、「所有する」を「保有する」に、「数又は額の株式等」を「議決権」に改め、同条第七項中「株式等」を「議決権」に、「所有する」を「保有する」に改め、同条第八項中「所有する株式等」を「保有する議決権」に改める。

第百五十七条に次の一項を加える。

5 商法第二百四十二条第二項及び第三項の規定は、第二項の請求について準用する。この場合において、同条第二項中「株主」とあるのは「社員総数ノ千分ノ五以上ノ社員ニシテ六月前ヨリ引続キ社員デアル者」と、「前項」とあるのは「保険業法第百五十七条第二項」と、同条第三項中「株主」とあるのは「社員」と、

「第二百三十二条第二項」とあるのは「保険業法第四十一条又は第四十九条ニ於テ準用スル第二百三十二条第二項」と、「株主総会」とあるのは「社員総会（総代会ヲ設ケタル場合ニ於テハ総代会）」と、「営業年度」とあるのは「事業年度」と、「定時総会」とあるのは「定時社員総会（総代会ヲ設ケタル場合ニ於テハ定時総代会）」と読み替えるものとする。

第百六十五条の二第一項中「第百七十三条」を「第百七十三条第一項」に改め、同条第二項中「第十六条の二第二項」を「第六十九条第五項及び第六十九条の二第三項」に改める。

第百六十六條第六項中「第十六条の二第二項」を「第六十九条第五項及び第六十九条の二第三項」に改める。

第百七十三條第一項中「第四百八条第一項及び第二項」を「第四百八条第一項及び第三項」に、「同条第二項」を「同条第三項」に改める。

第百七十三條の三第二項を次のように改める。

2 第六十九条第五項の規定は前項の書類（分割計画書等を除く。）について、第六十九条の二第三項の規定は前項の書類について、それぞれ準用する。

第百七十三條の四第六項中「第十六条の二第二項」を「第六十九条第五項及び第六十九条の二第三項」に改める。

第百七十三條の七に次の一項を加える。

4 商法第二百二十四条第二項の規定は、第二項の通知について準用する。この場合において、同条第二項中「本法」とあるのは「保険業

法又ハ本法」と、「前項」とあるのは「保険業法第百七十三條の七第二項」と、「株主」とあるのは「保険契約者」と読み替えるものとする。

第百七十三條の八第一項中「第八十九条の五第一項」を「第八十九条の七第一項」に改め、同条第二項中「第八十九条の六」を「第八十九条の八」に改める。

第百七十六條中「第四百二十条第五項」を「第四百二十条第七項」に、「規定する書類」を「掲げるもの」に、「当該書類」を「これらの規定に掲げるもの（電磁的記録で作成され、又はその作成に代えて電磁的記録の作成がされているときは、内閣府令で定める電磁的記録又は当該電磁的記録に記録された情報の内容を記載した書面）」に改める。

第百八十三條第一項中「第二百三十九条第五項及び第六項」を「第二百三十九条第六項及び第七項」に改め、「並びに第四百三十条第二項の下に」及び「第三項」を加え、「第二百三十九条第五項」を「第二百三十九条第六項」に、「第二百三十九條第五項中」を「第二百三十九條第六項中」に、「同条第二項第三項及び第五項」を「同条第三項、第五項及び第七項」に、「同条第四項」を「同条第六項」に、「掲グル書類」を「掲グルモノ」に、「第二百八十三條第三項」を「第二百八十三條第四項第五項」に、「第二百八十三條第三項ノ規定」を「第二百八十三條第四項第五項ノ規定」と、同条第三項中「第百八十八條第二項第十号ノ規定ハ前項」とあるのは「保険業法第二十七條第二項第七号ノ規定ハ同法第百八十三條第一項ニ於テ準用スル第四百三十條第二項」に改める。

第百九十八條第一項中「第三十六條まで」の下に「（第三十三條ノ二を除く。）」を加え、「書類」を「資料」に改め、同項に後段として次のように加える。

この場合において、同法第三十三條第三項中「貸借対照表ガ書面ヲ以テ作ラレタルトキ」とあるのは「貸借対照表」と、同条第四項中

「貸借対照表ガ書面ヲ以テ作ラレタルトキハ」とあるのは「貸借対照表ニハ」と読み替えるものとする。

第二百六十六條第一項中「第十九條」を「第十九條の二」に改める。

第二百四十九條の二第二項中「第三百五十三條第四項」を「第三百五十三條第五項」に、「第四百八条第三項」を「第四百八条第四項」に改め、同条第二項中「第三百五十三條第五項」を「第三百五十三條第六項」に、「第四百八条第四項」を「第四百八条第五項」に改める。

第二百六十條第六項中「発行済株式の総数」を「総株主の議決権」に、「数の株式」を「議決権」に、「所有する」を「保有する」に改める。

第二百七十一條の三の見出し中「株式所有」を「議決権保有」に改め、同条第一項各号列記以外の部分中「発行済株式の総数」を「総株主の議決権」に、「数の株式又は」を「議決権又は」に、「数の株式の所有者」を「議決権の保有者」に、「保険株式大量所有者」を「保険議決権大量保有者」に、「所有する株式」を「保有する議決権」に、「保険株式所有」を「保険議決権保有」に改め、同項第一号中「株式所有割合」を「議決権保有割合」に、「保険株式大量所有者の所有する当該保険株式大量所有者」を「保険議決権大量保有者の保有する当該保険議決権大量保有者」に、「発行済株式の総数」を「総株主の議決権」に、「数の株式の所有者」を「議決権の保有者」に、「株式の数を」を「議決権の数」に、「所有」を「保有」に、「株式の所有」を「議決権の保有」に改め、同条第二項中「保険株式大量所有者が所有する株式」を「保険議決権大量保有者が保有する議決権」に改める。

第二百七十一條の四の見出し中「保険株式所有」を「議決権保有」に改め、同条第一項中「保険株式大量所有者」を「保険議決権大量保有者」に、「発行済株式の総数」を「総株主の議決権」に、「数の株式又は」を「議決権又は」に、「数の株式の所有者となった」を「議決権保有者となった」に改める。

の保有者となった」に、「株式所有割合」を「議決権保有割合」に改め、同条第二項中「株式所有割合」を「議決権保有割合」に、「大量の株式」を「大量の議決権」に改め、同条第三項中「保険株式所有」を「保険議決権保有」に改め、同条第五項中「保険株式大量所有者が所有する株式」を「保険議決権大量保有者が保有する議決権」に改める。

第二百七十一條の五の見出し中「保険株式所有」を「議決権保有」に改め、同条第一項中「所有する株式」を「保有する議決権」に、「当該株式の発行」を「当該議決権に係る株式の発行」に、「所有の」を「保有の」に、「株式所有割合」を「議決権保有割合」に、「特例対象株式」を「特例対象議決権」に、「保険株式所有」を「保険議決権保有」に改め、同条第二項中「特例対象株式」を「特例対象議決権」に、「当該株式」を「当該議決権」に、「株式になる場合」を「議決権になる場合」に改め、同項第一号中「保険株式所有」を「保険議決権保有」に改め、同項第二号中「株式所有割合」を「議決権保有割合」に改め、同項第三号中「株式所有割合」を「議決権保有割合」に改め、同条第四項中「保険株式大量所有者が所有する特例対象株式」を「保険議決権大量保有者が保有する特例対象議決権」に改める。

第二百七十一條の八（見出しを含む）、第二百七十一條の九の見出し及び同条第一項中「保険株式大量所有者」を「保険議決権大量保有者」に改める。

第二百七十一條の十第一項中「株式の所有者」を「議決権の保有者」に改め、同項第一号中「株式の取得」を「議決権の取得」に改め、「担保権の実行」の下に「による株式の取得」を加え、同項第二号中「株式を所有している」を「議決権を保有している」に改め、同条第二項から第四項ま

進等に関する特別措置法の一部改正)

第百十二条 特定住宅金融専門会社の債権債務の処理の促進等に関する特別措置法(平成八年法律第九十三号)の一部を次のように改正する。

第五条第五項を同条第六項とし、同条第四項を同条第五項とし、同条第三項の次に次の一項を加える。

4 前項の場合において、定款が電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。以下同じ)で作成されているときは、書面に代えて電磁的記録(内閣府令、財務省令で定めるものに限る。)を添付することができる。

(金融機関等の更生手続の特例等に関する法律の一部改正)

第百十三条 金融機関等の更生手続の特例等に関する法律(平成八年法律第九十五号)の一部を次のように改正する。

第六条第五号及び第八号第五号中、「又は」の下に「新株予約権若しくは」を加える。

第十二条第七項を次のように改める。

7 第六条第五号又は第八号第五号の規定により株主又は組合員等に新株予約権又は社債を割り当てたときは、株主又は組合員等は、合併の効力が生じた時に新株予約権者又は社債権者となる。この場合においては、商法第二百九十八条の規定は、適用しない。

第十五条に次の一項を加える。

5 前項の登記の嘱託書又は申請書に添付すべき書類につきその作成に代えて電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。以下同じ)の作成がされているときは、当該電磁的記録に記録された情報の内容を記録した電磁的記録(商業登記法(昭和三十八年法律第二百二十五

号)第十九条の二に規定する登記の申請書に添付すべき電磁的記録をいう。)を当該嘱託書又は申請書に添付しなければならない。

第十六条に次の一項を加える。

7 前条第五項の規定は、前項の登記の嘱託書又は申請書について準用する。

第十八条の三の表第二百三十三条第一項第四号の項中「第九十二条の七各号」を「第九十二条の七第一項各号」に改める。

第十八条の四第六号及び第十八条の六第六号中、「又は」の下に「新株予約権若しくは」を加える。

第十八条の八第一項第三号中「記載すべき」を「記載し、又は記録すべき」に改める。

第十八条の十二第七項中「会社更生法第二百五十六條の規定は、」を削り、「社員に」の下に「新株予約権又は」を加え、「場合について準用する。この場合においては」を「ときは」に改め、「時に」の下に「新株予約権者又は」を加え、同項に後段として次のように加える。

この場合においては、商法第二百九十八条の規定は、適用しない。

第十八条の十六に次の一項を加える。

5 第十五条第五項の規定は、前項の登記の嘱託書又は申請書について準用する。

第十八条の十七第六項中「書類を」ものに改め、同条に次の一項を加える。

7 第十五条第五項の規定は、前項の登記の嘱託書又は申請書について準用する。

第四十一条第一項中「新株」の下に、「新株予約権」を加える。

第百二十二条第六号及び第百二十五条第五号中、「又は」の下に「新株予約権若しくは」を加える。

第百七十七條第一項第四号中「記載すべき」を「記載し、又は記録すべき」に改め、同条第二項中「第三項」の下に、「第二百二十二条の二」を加える。

第百九十九條中「準用する第二百二十三條」との下に、「同項第十一号中「株主」とあるのは「組

合員等」と、「第二百二十二条の二第一項各号」とあるのは「更生特例法第百七十七條第二項において準用する第二百二十二条の二第一項各号」と、同項第十二号中「株主」とあるのは「組合員等」と、「第二百二十二条の二第二項各号」とあるのは「更生特例法第百七十七條第二項において準用する第二百二十二条の二第二項各号」と、同項第十三号中「第二百二十二条の二第三項各号」とあるのは「更生特例法第百七十七條第二項において準用する第二百二十二条の二第三項各号」と」を加える。

第百三十三條に次の一項を加える。

6 第十五条第五項の規定は、前項の登記の嘱託書又は申請書について準用する。

第百三十六條に次の一項を加える。

7 第十五条第五項の規定は、前項の登記の嘱託書又は申請書について準用する。

第百三十七條第七項中「会社更生法第二百五十六條の規定は、」を削り、「株主に」の下に「新株予約権又は」を加え、「場合について準用する。この場合においては」を「ときは」に改め、「時に」の下に「新株予約権者又は」を加え、同項に後段として次のように加える。

この場合においては、商法第二百九十八條の規定は、適用しない。

第百四十條第七項中「第二百五十五條第七項」の下に「及び第八項」を加え、同条の次に次の見出し及び二條を加える。

(組織変更後の株式会社の新株予約権の発行に関する特例)

第百四十條の二 第百七十七條第二項において準用する会社更生法第二百二十二條の二第一項の規定により更生計画において組織変更後の株式会社が生産債権者、更生担保権者又は組合員等に対し、新たに払込みをさせないで新株予約権を発行することを定めたときは、これらの権利者は、組織変更の効力が生じた時に新株予約権者となる。

2 前項の場合においては、商法第二百八十條

ノ二十二(発行条件の均等)及び第二百八十條ノ二十七(株主の新株予約権の引受権)の規定は、適用しない。

3 第一項の場合においては、新株予約権の引受権に関する定款の定め拘束されず、商法第二百八十條ノ三十七第四項(新株予約権の行使)において準用する同法第百七十八條に定めた事件は、更生手続が終了するまでの間は、更生裁判所の管轄とする。

第百四十條の三 第百七十七條第二項において準用する会社更生法第二百二十二條の二第二項又は第三項の規定により、更生計画において組織変更後の株式会社が新株予約権を発行することを定めたときは、組織変更の効力が生じた後、計画の定めによつて新株予約権を発行することができる。

2 前項の場合においては、前条第二項に規定する規定並びに商法第二百八十條ノ三十九第三項において準用する同法第二百八十條ノ十及び第二百八十條ノ十一の規定は、適用しない。

3 第一項の場合においては、前条第三項及び商法第二百八十條ノ二十六(新株予約権の引受権の行使)の規定を準用する。この場合において、同条第一項中「株主」とあるのは、「更生債権者、更生担保権者又は組合員等」と読み替へるものとする。

4 更生債権者、更生担保権者又は組合員等に対し、新たに払込みをさせて新株予約権を発行するときは、これらの権利者は、計画に定める金額を払い込めば足りる。

5 会社更生法第二百五十五條の三第五項及び同条第六項において準用する同法第二百五十五條第八項の規定は、第一項の場合における新株予約権の登記の嘱託書又は申請書について準用する。

第百四十一條第一項中「社債」の下に「(新株予約権付社債を除く。以下この条において同じ。)」を加え、同条第四項中「前条第三項」を「第

六

百八条第七項に改める。

第六条の見出し中「備置き書類」の下に「等」を加え、同条第一項各号列記以外の部分及び第二号中「書類」を「もの」に改め、同条第二項中「第四百八条ノ二第二項」を「第四百八条ノ二第三項」に、「前項各号」を「第一項各号」に、「書類」を「もの」に改め、同項に後段として次のように加える。

この場合において、同法第四百八条ノ二第三項第三号及び第四号中「法務省令」とあるのは、「内閣府令」と読み替えるものとする。

第六条第二項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2 商法第二百八十一条第三項の規定は、前項第一号に掲げる書面について準用する。

第八条第二項中「株主名簿に記載し」の下に、「又は記録し」を加える。

第九条第一項中「第三百四十七条」を「第三百四十七条本文」に改める。

第十四条第一号中「書面に記載すべき事項を記載せず」を「書面又はその作成に代えて電磁的記録（商法第三十三条ノ二第一項の電磁的記録をいう。以下同じ。）の作成がされている場合における当該電磁的記録に記載し、若しくは記録すべき事項を記載せず、若しくは記録せず」に改め、「虚偽の記載」の下に「若しくは記録を加え、同条第二号中「書類」を「もの」に改め、同条第三号中「第六条第二項」を「第六条第三項」に、「第四百八条ノ二第二項」を「第四百八条ノ二第三項」に、「書類の閲覧又はその謄本若しくは抄本」を「書類若しくは電磁的記録に記載された情報の内容を内閣府令で定める方法により表示したものの閲覧又は書類の謄本若しくは抄本の交付若しくは電磁的記録に記載された情報を電磁的方法であつて内閣府令で定めるものにより提供すること若しくは当該情報の内容を記載した書面」に改める。

（中部国際空港の設置及び管理に関する法律の一部改正）

第一類第三号 法務委員会議録第五号（その二）

第二百二十三条 中部国際空港の設置及び管理に関する法律（平成十年法律第三十六号）の一部を次のように改正する。

第二十七條中「各号の」を「各号のいずれか」に改め、同条第六号中「記載」の下に「若しくは記録」を加え、「書類」を「もの」に改める。

（大学等における技術に関する研究成果の民間事業者への移転の促進に関する法律の一部改正）

第二百二十四条 大学等における技術に関する研究成果の民間事業者への移転の促進に関する法律（平成十年法律第五十二号）の一部を次のように改正する。

第八條第一項第二号中「転換社債又は新株引受権付社債」を「新株予約権（商法（明治三十二年法律第四十八号）第二百八十条ノ十九第一項に規定する新株予約権をいう。以下この条において同じ。）又は新株予約権付社債等（中小企業投資育成株式会社法第五條第一項第二号に規定する新株予約権付社債等をいう。以下この条において同じ。）に、「転換社債（その転換により発行された株式を含む。）又は新株引受権付社債」を「新株予約権（その行使により発行され、又は移転された株式を含む。）又は新株予約権付社債等」に改め、同条第二項中「転換社債又は新株引受権付社債」を「新株予約権又は新株予約権付社債等」に、「転換社債（その転換により発行された株式を含む。）又は新株引受権付社債」を「新株予約権（その行使により発行され、又は移転された株式を含む。）又は新株予約権付社債等」に改める。

（大学等における技術に関する研究成果の民間事業者への移転の促進に関する法律の一部改正に伴う経過措置）

第二百二十五条 商法等の一部を改正する法律附則第七條第一項の規定によりなお従前の例によることとされた転換社債又は新株引受権付社債についての前条の規定による改正前の大学等における技術に関する研究成果の民間事業者への移

転の促進に関する法律第八條の規定による中小企業投資育成株式会社の事業に關しては、この法律の施行後も、なお従前の例による。

（中小企業等投資事業有限責任組合契約に関する法律の一部改正）

第二百二十六条 中小企業等投資事業有限責任組合契約に関する法律（平成十年法律第九十号）の一部を次のように改正する。

第三條第一項第二号中「転換社債（その転換により発行された株式を含む。）を「新株予約権（商法（明治三十二年法律第四十八号）第二百八十条ノ十九第一項に規定する新株予約権をいう。以下この条において同じ。）に、「転換社債」を「新株予約権」に、「新株引受権付社債」を「新株予約権付社債等」に改める。

第五條第三項中「（明治三十二年法律第四十八号）を削る。

第三十三條中「第二十條」を「第十九條の二」に改める。

（中小企業等投資事業有限責任組合契約に関する法律の一部改正に伴う経過措置）

第二百二十七条 中小企業等投資事業有限責任組合契約に関する法律第二條第二項に規定する中小企業等投資事業有限責任組合がこの法律の施行後にする事業についての前条の規定による改正後の中小企業等投資事業有限責任組合契約に関する法律（次項において「新法」という。）第三條第一項の規定の適用については、同項第二号中「政令で定めるもの」とあるのは、「政令で定めるもの並びに商法等の一部を改正する法律（平成十三年法律第 号）附則第七條第一項の規定によりなお従前の例によることとされた転換社債及び新株引受権付社債」とする。

2 この法律の施行の際現に存する前条の規定による改正前の中小企業等投資事業有限責任組合

契約に関する法律第三條第一項に規定する組合契約で転換社債及び新株引受権付社債に係る事業を営むことを約するもの並びにその登記は、新法第三條第一項に規定する組合契約で同項第二号に規定する新株予約権及び新株予約権付社債等並びに商法等の一部を改正する法律附則第七條第一項の規定によりなお従前の例によることとされた転換社債及び新株引受権付社債に係る事業を営むことを約するもの並びにその登記とみなす。

（資産の流動化に関する法律の一部改正）

第二百二十八条 資産の流動化に関する法律（平成十年法律第五十五号）の一部を次のように改正する。

第三條に次の一項を加える。

4 前項の場合において、定款又は資産流動化計画が電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他の人の知覚によつては認識することができ、且、その内容が記録されている）であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。以下この項において同じ。）をもって作成されているときは、書面に代えて電磁的記録（内閣府令で定めるものに限る。）を添付することができ。

第五條第一項中「記載」の下に「又は記録し」を加え、同項第二号（五）及び（六）中「第三百十三條の五」において準用する商法第三百四十一條ノ十六第一項」を「第三百十三條の四の七第一項」に改め、同条に次の一項を加える。

3 資産流動化計画は、電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他の人の知覚によつては認識することができ、且、その内容が記録されている）であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものとして内閣府令で定めるものをいう。以下同じ。）をもって作成することができ。

第七條第一項中「記載」の下に「又は記録」を加え、同条第二項中「記載」を「記載又は記録」に、「記載した書類」を「記載し、又は記録した

資料」に、「省略した書類」を「省略した資料」これらの資料が電磁的記録で作成されているときは、内閣府令で定める電磁的記録又は当該電磁的記録に記録された事項を記載した書面」に改める。

第九条第四項を同条第五項とし、同条第三項の次に次の一項を加える。

4 第三条第四項の規定は、前項の変更後の資産流動化計画について準用する。

第十一条第五項中「及び第三項」を、「第三項」に改め、「を除く。」の下に「及び第四項」を加える。

第十七条第二項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2 この編及び第五編の規定において商法の規定を準用する場合には、同法の規定中「電磁的記録」とあるのは「電磁的記録(資産の流動化に関する法律(平成十年法律第五号)第五条第三項に規定スル電磁的記録ヲ謂フ)」と、「電磁的方法」とあるのは「電磁的方法(資産の流動化に関する法律第二十九条第四項に規定スル電磁的方法ヲ謂フ)」と、「法務省令」とあるのは「内閣府令」と読み替えるものとする。

4 特定目的会社に係る商法第三十三条ノ二(会計帳簿及び貸借対照表の電磁的記録による作成の適用については、同条中「法務省令」とあるのは、「内閣府令」とする。

第十八条第一項中「作成し」の下に、「定款が書面をもって作成されているときは」を加え、同条第二項及び第三項中「記載し」の下に、「又は記録し」を加え、同条第四項中「第六百六十六条第三項」を「第六百六十六条第五項」に改め、同項を同条第六項とし、同条第三項の次に次の二項を加える。

4 第五条第三項の規定は、定款について準用する。

5 前項の規定により定款が電磁的記録をもって作成されている場合における当該電磁的記

録に記録された情報については、内閣府令で定める署名に代わる措置を執らなければならない。

第二十二條第二項中「(平成十年法律第五号)」を削る。

第二十四條第二項に次の一号を加える。

六 第九十五條第六項又は第九十九條第五項の取締役の決定があつたときは、これらの項に規定する事項の提供を受けるために必要な事項であつて内閣府令で定めるもの

第二十五條中「株式申込証」の下に「ノ用紙」を加える。

第二十九條第七項を同条第九項とし、同条第六項中「第二百四條ノ二第三項後段及び第四項後段」を「第二百四條ノ二第五項後段、第六項及び第七項後段」に、「第二百四條ノ三第一項から第三項」を「第二百四條ノ三第一項から第五項」に、「第二百四條ノ二第三項後段中」を「第二百四條ノ二第五項後段中」に改め、「第一項ノ株主」とあるのは「資産の流動化に関する法律第二十九條第三項ノ特定社員」との下に、「同条第六項中「第四項又ハ前項」とあるのは「資産の流動化に関する法律第二十九條第八項ニ於テ準用スル商法第二百四條ノ二第五項後段」と、「株主」とあるのは「特定社員」と、「此等ノ書面」とあるのは「同項後段ノ書面」とを、「同条第二項中」の下に「前条第二項」とあるのは「資産の流動化に関する法律第二十九條第四項」と、同条第三項中「を、」を「出資口数」との下に、「同条第四項中「前条第二項」とあるのは「資産の流動化に関する法律第二十九條第四項」とを加え、同項を同条第八項とし、同条第五項を同条第七項とし、同条第四項中「第二百四條ノ二第二項及び第四項前段」を「第二百四條ノ二第四項、第六項及び第七項前段」に、「前項」を「第三項」に、「同条第二項中」を同条第四項中「第一項」とあるのは「資産の流動化に関する法律第二十九條第三項」とに、「同条第四項前段中」を「同条第六項中「第四項又ハ前項」とあるのは「資産の流

動化に関する法律第二十九條第六項ニ於テ準用スル商法第二百四條ノ二第四項」と、「株主」とあるのは「特定社員」と、「此等ノ書面」とあるのは「同項ノ書面」と、同条第七項前段中「第四項」とあるのは「資産の流動化に関する法律第二十九條第六項ニ於テ準用スル商法第二百四條ノ二第四項」とに改め、同項を同条第六項とし、同条第三項の次に次の二項を加える。

4 特定社員は、前項の書面による請求に代えて、政令で定めるところにより、特定目的会社の承諾を得て、当該書面に記載すべき事項を電磁的方法(電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であつて内閣府令で定めるものをいう。以下同じ)により提供することができる。この場合において、当該特定社員は、同項の書面による請求をしたものとみなす。

5 特定社員が第五十二條第二項(第五十三條第四項において準用する場合を含む)の承諾をした者である場合においては、特定目的会社は、当該承諾に係る社員総会の会日の属する営業年度の決算期に関する定時社員総会の終結までの間は、正当な事由がなければ、前項の承諾をすることを拒んではならない。

第三十條中「記載し」の下に、「又は記録し」を加える。

第三十一條第三項中「記載し」の下に、「又は記録し」を加え、同条第四項中「記載」の下に「又は記録」を加える。

第三十二條中「特定社員名簿には、」を「特定目的会社は、特定社員名簿を作成し、これに」に改め、「(記載し)」の下に、「又は記録し」を加え、同条に次の一項を加える。

2 第五条第三項の規定は、特定社員名簿について準用する。

第三十六條中「第二百二十四條第一項」の下に「及び第二項」を加え、「同条第三項」を「同条第四項」に改める。

第三十八條第一項中「優先出資申込証」の下に

「ノ用紙」を、「署名し」の下に「て、優先出資申込証を作成し」を加え、同条第二項中「優先出資申込証」の下に「ノ用紙」を加え、同条第三項中「取締役は、優先出資申込証の」の下に「用紙の優先出資の申込者に対する」を、「ただし、優先出資申込証」の下に「ノ用紙」を加え、同条第七項を同条第十一項とし、同条第六項を同条第十項とし、同条第五項中「電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であつて内閣府令で定めるものを」を「電磁的方法」に改め、同項を同条第九項とし、同条第四項を同条第八項とし、同条第三項の次に次の四項を加える。

4 取締役は、優先出資申込証の用紙の優先出資の申込者に対する交付に代えて、政令で定めるところにより、当該優先出資の申込者の承諾を得て、当該優先出資申込証の用紙の内容である事項を電磁的方法により提供することができる。この場合において、当該取締役は、当該優先出資申込証の用紙を当該優先出資の申込者に交付したものとみなす。

5 前項の場合において、取締役は、第三項の書面に記載すべき事項を前項の優先出資申込証の用紙に記載すべき事項とともに電磁的方法により提供することができる。この場合において、前項後段の規定を準用する。

6 優先出資の申込者は、政令で定めるところにより、取締役の承諾を得て、優先出資申込証の用紙の内容である事項を記録した電磁的記録に優先出資申込証に記載すべき事項を記録して作成した電磁的記録の作成をもって、優先出資申込証の作成に代えることができる。この場合において、当該優先出資申込証に代えて作成した電磁的記録は、これを当該優先出資申込証とみなす。

7 第十八條第五項の規定は、前項の規定により優先出資申込証とみなされる電磁的記録に記録された情報について準用する。

第三十八條の二第二項中「記載し」の下に「

又は記録し」を加える。

第三十九條第三項中「又は」を「若しくは」に改め、「優先出資申込証」の下に「の用紙又は同条第五項若しくは第四項の電磁的方法が行われる場合に当該電磁的方法により作成される電磁的記録を、「記載し」の下に「又は記録し」を加え、同条第四項中「株式申込証」及び「優先出資申込証」の下に「の用紙」を加える。

第四十二條第一項中「記載し」の下に「又は記録し」を加える。

第四十四條第一項中「優先出資社員名簿」の下に「を作成し、これを、「記載し」の下に「又は記録し」を加え、同条第二項中「第二百二十四條第一項」の下に「及び第二項」を加え、「同条第三項」を「同条第四項」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2 第五條第三項の規定は、優先出資社員名簿について準用する。

第四十七條中「又は定款」を削り、同条に次のただし書を加える。

ただし、定款に別段の定めがあるときは、この限りでない。

第四十八條の三中「までに記載」の下に「又は記録」を、「単位未満優先出資として」の下に「単位未満優先出資原簿を作成し、これに」を加え、「単位未満優先出資原簿に」を削り、「記載し」の下に「又は記録し」を加え、同条に次の一項を加える。

2 第五條第三項の規定は、単位未満優先出資原簿について準用する。

第四十八條の四の二第一項中「記載され」の下に「又は記録され」を加え、同条第四項中「記載し」の下に「又は記録し」を加える。

第四十八條の五中「記載」の下に「又は記録」を加え、「及び第二項」を「から第三項まで」に改める。

第四十九條第一項中「同条第二項、第三項及び第五項」を「同条第三項、第四項及び第六項」に改める。

第五十二條第一項中「に対して」の下に「書面をもって」を加え、同条第二項中「前項」を「第一項」に、「同項」を「前二項」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2 社員総会を招集する者は、前項の書面による通知の発出に代えて、政令で定めるところにより、特定社員の承諾を得て、電磁的方法により通知を発することが出来る。この場合において、当該社員総会を招集する者は、同項の書面による通知を発したものとみなす。

第五十三條第一項中「に対して」の下に「書面をもって」を加え、同条第二項中「記載し」の下に「又は記録し」を加え、同条第四項を次のように改める。

4 前条第二項及び株式会社の監査等に関する商法の特例に関する法律(昭和四十九年法律第二十二号。以下「商法特例法」という。)第二十一條の二(招集の通知に際しての参考書類の交付等)の規定は、第一項の通知について準用する。この場合において、前条第二項中「前項」とあるのは「第五十三條第一項」と、「特定社員」とあるのは「社員」と、商法特例法第二十一條の二第一項中「議決権を有する株主の数が千人以上の会社にあつては、株主総会」とあるのは「資産の流動化に関する法律第五十三條第一項の社員総会」と、「法務省令」とあるのは「内閣府令」と、同条第二項中「商法第二百三十二條第二項」とあるのは「資産の流動化に関する法律第五十二條第二項(同法第五十三條第四項において準用する場合を含む。)」と、「株主」とあるのは「社員」と、「株主総会」とあるのは「社員総会」と、「株主」とあるのは「社員」と読み替へるものとす。

第五十四條第四項中「商法第二百三十七條第二項」を「第二十九條第四項及び第五項の規定は、第一項又は第二項の書面による請求について、商法第二百三十七條第三項」に、「同条第三項」

を「同条第四項」に、「同条第二項」を「同条第三項」に、「同法第二百三十七條第二項中「株主」とあるのは、「特定社員又は優先出資社員」を「第二十九條第四項及び第五項中「特定社員」とあるのは「第一項の特定社員又は第二項の優先出資社員」と、同法第二百三十七條第三項中「株主」とあるのは「資産の流動化に関する法律第五十四條第一項ノ特定社員又は第二項ノ優先出資社員」に改める。

第五十六條第二項中「記載する」を「記載し、又は記録する」に改め、同条に次の一項を加える。

5 第二十九條第四項及び第五項の規定は、第一項又は第二項の書面による請求について準用する。この場合において、同条第四項及び第五項中「特定社員」とあるのは、「第一項又は第二項の特定社員又は優先出資社員」と読み替へるものとする。

第五十八條の次に次の一項を加える。

(特定社員の書面による議決権の行使)

第五十八條の二 特定目的会社は、社員総会の決議をもって、社員総会に出席しない特定社員が書面をもって議決権を行使することが出来る旨を定めることができる。この場合においては、第五十二條第一項又は第五十三條第一項の通知には、その旨を記載し、又は記録しなければならぬ。

を「同条第四項」に、「同条第二項」を「同条第三項」に、「同法第二百三十七條第二項中「株主」とあるのは、「特定社員又は優先出資社員」を「第二十九條第四項及び第五項中「特定社員」とあるのは「第一項の特定社員又は第二項の優先出資社員」と、同法第二百三十七條第三項中「株主」とあるのは「資産の流動化に関する法律第五十四條第一項ノ特定社員又は第二項ノ優先出資社員」に改める。

第五十六條第二項中「記載する」を「記載し、又は記録する」に改め、同条に次の一項を加える。

5 第二十九條第四項及び第五項の規定は、第一項又は第二項の書面による請求について準用する。この場合において、同条第四項及び第五項中「特定社員」とあるのは、「第一項又は第二項の特定社員又は優先出資社員」と読み替へるものとする。

第五十八條の次に次の一項を加える。

(特定社員の書面による議決権の行使)

第五十八條の二 特定目的会社は、社員総会の決議をもって、社員総会に出席しない特定社員が書面をもって議決権を行使することが出来る旨を定めることができる。この場合においては、第五十二條第一項又は第五十三條第一項の通知には、その旨を記載し、又は記録しなければならぬ。

2 商法第二百三十九條ノ二第二項から第八項までの規定は、前項の定めをした特定目的会社の社員総会について準用する。この場合において、同法第二百三十九條ノ二第二項及び第四項中「第二百三十二條」とあるのは「資産の流動化に関する法律第五十二條第一項又は第二項」と、同条第三項中「第二百三十二條第二項」とあるのは「資産の流動化に関する法律第五十二條第二項(同法第五十三條第四項において準用する場合を含む。)」と、同条第三項、第四項及び第六項中「株主」とあるのは「特定社員」と、同条第八項において準用する同法

第二百三十九條第七項(第二号を除く。中「株主」とあるのは「社員」と読み替へるものとする。

3 第一項の決議については、第四十七條ただし書の規定は、適用しない。

第五十九條の見出し中「優先出資社員」の下に「書面による」を加え、「方法」を削り、同条第二項中「第二百三十九條ノ二」を「第二百三十九條ノ四」に改め、「第二十一條の三第二項」の下に「前項の会社にあつては」とあるのは「特定目的会社は」とを加え、「社員総会」を「資産の流動化に関する法律第五十三條第一項の社員総会」に、「第二百三十九條第五項」を「第二百三十九條第六項」に、「同条第六項中」を「同条第七項(第二号を除く。中」に、「第二百三十九條ノ二第二項」を「第二百三十九條ノ四第二項において準用する同法第二百四十四條ノ二第三項中「株主総会」とあるのは「社員総会」と、「定時総会」とあるのは「定時社員総会」と、同法第二百三十九條ノ四第三項に改め、「とする」の下に「ほか、必要な技術的読替は、政令で定める」を加え、同条の次に次の一項を加える。

(電磁的方法による議決権の行使)

第五十九條の二 特定目的会社は、社員総会の決議をもって、社員総会に出席しない社員が電磁的方法により議決権(優先出資社員にあっては、有議決権事項に係る議決権)を行使することができる旨を定めることができる。この場合においては、第五十八條の二第二項後段の規定を準用する。

2 商法第二百三十九條ノ二第二項及び第三項並びに同法第二百三十九條ノ三第三項から第七項までの規定は、前項の定めをした特定目的会社の社員総会について準用する。この場合において、同法第二百三十九條ノ二第二項中「第二百三十二條」とあるのは「資産の流動化に関する法律第五十二條第一項又は第二項」と、「書面ヲ以テ為ス」とあるのは「電磁的方法ニ依ル」と、同条第三項中「第二百三十二

条第二項」とあるのは「資産の流動化に関する法律第五十二条第二項(同法第五十三条第四項ニ於テ準用スル場合ヲ含ム)」と、「株主」とあるのは「社員」と、同法第二百三十九条ノ三第三項及び第四項中「第二百三十二條第二項」とあるのは「資産の流動化に関する法律第五十二条第二項(同法第五十三条第四項ニ於テ準用スル場合ヲ含ム)」と、同条第三項及び第四項並びに同条第六項において準用する同法第二百三十九条ノ二第六項中「株主」とあるのは「社員」と、同法第二百三十九条ノ三第七項において準用する同法第二百三十九条第七項(第一号を除く。)中「株主」とあるのは「社員」と読み替えるものとする。

第六十条第二項中「記載し」の下に「又は記録し」を加える。

第六十一条第三項中「報告書」を「報告」に、「証明書」を「証明を記載し、又は記録した資料」に改める。

第六十二条中「第二百三十九条第二項から第六項」を「第二百三十九条第二項から第七項に」、「第二百三十七条ノ三並びに第二百三十九条第二項、第四項及び第六項中「株主」とあるのは「社員」とを「第二百三十七条ノ三第一項及び第二項中「株主」とあるのは「社員」と、同条第三項において準用する同法第二百四〇条ノ二第二項及び第三項中「株主」とあるのは「社員」と、同項中「定時総会」とあるのは「定時社員総会」と、同法第二百三十九条第二項、第五項及び第七項中「株主」とあるのは「社員」と、同条第三項において準用する同法第二百二十二条ノ五第三項中「株式ノ転換ヲ請求スル者」とあるのは「社員又ハ代理人」と、同法第二百三十九条第三項において準用する同法第二百四〇条ノ二第三項中「株主」とあるのは「社員」と、「定時総会」とあるのは「定時社員総会」とに、「第二百六十三条第二項中「株主」とあるのは「社員」と、同法第二百四十四条第四項中「前項ニ掲グル書類ニ、同条第四項ノ規定ハ子会社ノ前項ニ掲グル書類(子会

社ガ有限会社ナルトキハ有限会社法第四十一条ニ於テ準用スル同項ニ掲グル書類」とあるのは「前項ニ掲グル書類」を「第三十三条ノ二中「法務省令」とあるのは「内閣府令」と、同法第二百四十四条第六項において準用する同法第二百六十三条第三項中「株主」とあるのは「社員」と、同項第二号中「法務省令」とあるのは「内閣府令」と、同法第二百四十四条第六項中「前項ニ掲グルモノニ、同条第六項ノ規定ハ子会社ノ前項ニ掲グルモノ(子会社ガ有限会社ナルトキハ有限会社法第四十一条ニ於テ準用スル同項ニ掲グルモノ)」とあるのは「前項ニ掲グル資料」に改め、「読み替えるものとする」の下に「ほか、必要な技術的読替えは、政令で定める」を加える。

第六十三条の見出し中「書面」の下に「又は電磁的方法」を加え、同条第一項中「書面」の下に「又は電磁的方法」を加え、同項に次のただし書を加える。

ただし、電磁的方法による決議に係る承諾については、政令で定めるところによらなければならない。

第六十三条第二項及び第三項中「書面」の下に「又は電磁的方法」を加え、同条第四項中「書面」の下に「又は電磁的方法」を、「係る書面」の下に並びに第一項及び第二項の電磁的方法が行われる場合に当該電磁的方法により作成される電磁的記録」を加え、同条第五項中「前項の書面の閲覧又は謄写を求める」を「次の請求をする」に改め、同項に次の各号を加える。

一 前項の書面の閲覧又は謄写の請求
二 前項の電磁的記録に記録された事項を内閣府令で定める方法により表示したものの本店における閲覧又は謄写の請求
第六十三条第六項中「書面」の下に「又は電磁的方法」を加える。
第七十条を次のように改める。
(定款、社員名簿等の公示)
第七十条 取締役は、次の各号に掲げる資料

(第三号の複本の作成に代えて電磁的記録の作成がされている場合における当該電磁的記録を含む)を当該各号に定める場所に備え置かなければならない。

一 定款及び資産流動化計画 本店及び支店
二 特定社員名簿 優先出資社員名簿、単位未滿優先出資原簿及び特定社債原簿 本店(名義書換代理人を置いた場合には、本店又は名義書換代理人の営業所)
三 優先出資社員名簿及び特定社債原簿の複本(名義書換代理人を置いた場合には、前号に掲げる資料を本店に備え置いたときに限る。) 名義書換代理人の営業所

2 社員及び特定目的会社の債権者は、当該特定目的会社の営業時間内においていつでも、次に掲げる請求をすることができる。ただし、第二号又は第四号の請求をするには、特定目的会社の定めた費用を支払わなければならない。

一 定款又は資産流動化計画が書面をもって作成されているときは、当該書面の閲覧の請求
二 前号の書面の謄本又は抄本の請求
三 定款又は資産流動化計画が電磁的記録をもって作成されているときは、当該電磁的記録に記録された事項を内閣府令で定める方法により表示したものの閲覧の請求
四 前号の電磁的記録に記録された事項を電磁的方法であつて内閣府令で定めるものにより提供することの請求又は当該事項を記載した書面の交付の請求

3 社員及び特定目的会社の債権者は、当該特定目的会社の営業時間内においていつでも、次に掲げる請求をすることができる。
一 特定社員名簿、優先出資社員名簿、単位未滿優先出資原簿若しくは特定社債原簿が書面をもって作成されている場合における当該書面又は優先出資社員名簿若しくは特定社債原簿の複本の閲覧又は謄写の請求

二 特定社員名簿、優先出資社員名簿、単位未滿優先出資原簿若しくは特定社債原簿が電磁的記録をもって作成されている場合又は優先出資社員名簿若しくは特定社債原簿の複本の作成に代えて電磁的記録の作成がされている場合における当該電磁的記録に記録された事項を内閣府令で定める方法により表示したものの第一項第二号又は第三号に定める場所における閲覧又は謄写の請求
4 単位未滿優先出資社員は、当該特定目的会社の営業時間内においていつでも、次に掲げる請求をすることができる。
一 定款、資産流動化計画又は単位未滿優先出資原簿が書面をもって作成されているときは、当該書面の閲覧又は謄写の請求
二 定款、資産流動化計画又は単位未滿優先出資原簿が電磁的記録をもって作成されているときは、当該電磁的記録に記録された事項を内閣府令で定める方法により表示したものの第一項第一号又は第二号に定める場所における閲覧又は謄写の請求

第七十四条第二項中「優先出資申込証、特定社債申込証、目論見書若しくは第八十五条第一項の書類に記載すべき重要な事項について虚偽の記載」を「優先出資申込証の用紙、特定社債申込証の用紙若しくは目論見書若しくはこれらの書類の作成に代えて電磁的記録の作成がされている場合における当該電磁的記録若しくは第八十五条第一項に掲げる資料に記載し、若しくは記録すべき重要な事項について虚偽の記載若しくは記録」に改め、「若しくは公告」の下に「(第九十五条第六項又は第九十九条第五項に規定する措置を含む。以下この項において同じ。)」を、「その記載」の下に「若しくは記録」を加える。
第七十五条第二項中「第六項まで」を「第七項まで」に改め、「ノ請求」を削り、「前項ノ株主」とあるのは「同項ノ社員」と、同条第三項中「前二項」とあるのは「資産の流動化に関する法律第

二項」とあるのは「資産の流動化に関する法律第

七十五条第一項及同条第二項ニ於テ準用スル前項」と、「第一項ノ株主」とあるのは「同条第一項ノ社員」と、同法第二百六十七條第五項を「同条第二項において準用する商法第二百四條ノ二第二項及び第三項中「株主」とあるのは「社員」と、同項中「株主總會」とあるのは「社員總會」と、「定時總會」とあるのは「定時社員總會」と、同法第二百六十七條第三項中「第一項」とあるのは「資産の流動化に関する法律第七十五條第一項」と、「株主」とあるのは「社員」と、同条第四項中「前三項とあるのは「資産の流動化に関する法律第七十五條第一項及同条第二項ニ於テ準用スル前二項」と、「第一項ノ株主」とあるのは「同条第一項ノ特定社員又ハ優先出資社員」と、同法第二百六十七條第六項に改め、「読み替えるものとする」の下に「ほか、必要な技術的読替えは、政令で定める」を加える。

第八十四條第三項中「第七十五條第一項」の下に「と」、「同条第二項ニ於テ準用スル第二百四條ノ二第二項」とあるのは「同条第二項ニ於テ準用スル商法第二百六十七條第二項ニ於テ準用スル第二百四條ノ二第二項」を、「読み替えるものとする」の下に「ほか、必要な技術的読替えは、政令で定める」を加える。

第八十五條第一項中「書類」を「資料」に改め、同条第五項中「書類」を「に掲げる資料」に改め、「記載」の下に「又は記録の」を加え、同項を同条第七項とし、同条第四項中「第二項」を「第三項」に改め、同項を同条第六項とし、同条第三項中「書類」を「に掲げる資料」に改め、同項を同条第五項とし、同条第二項中「前項の書類」を「第一項に掲げる資料」に、「同項の書類」を「同項に掲げる資料」に改め、同項を同条第四項とし、同条第一項の次に次の二項を加える。

2 第五條第三項の規定は、前項第一号又は第四号に掲げる資料について準用する。

3 第一項第二号若しくは第三号に掲げる書類又は同項の附属明細書については、これらの書類に記載すべき事項を記録した電磁的記録

の作成をもって、これらの書類の作成に代えることができる。この場合において、当該電磁的記録はこれらの書類と、当該電磁的記録の記録はこれらの書類の記載とみなす。

第八十七條第二項第一号中「書類」を「に掲げる資料」に改める。

第九十條第一項中「第八十五條第二項」を「第八十五條第四項」に改める。

第九十一條第一項中「特定目的会社の会計の帳簿及び書類の閲覧若しくは謄写」を「次に掲げる閲覧又は謄写」に改め、同項に次の各号を加える。

一 特定目的会社の会計の帳簿及び資料が書面をもって作成されているときは、当該書面の閲覧又は謄写

二 特定目的会社の会計の帳簿及び資料が電磁的記録をもって作成されているときは、当該電磁的記録に記載された事項を内閣府令で定める方法により表示したものの本店における閲覧又は謄写

第九十三條第一項中「書類」を「資料」に改め、同条第二項中「書類」を「規定により第八十五條第一項各号に掲げる資料」に改め、同条第九項を同条第十三項とし、同条第八項中「第三項及び第六項」を「第五項及び第九項」に改め、同項を同条第十二項とし、同条第七項を同条第十項とし、同項の次に次の一項を加える。

11 第八十五條第三項の規定は第九項の監査報告書の作成について、第三項及び第四項の規定はその提出又はその謄本の送付について、それぞれ準用する。この場合において、第三項及び第四項中「取締役又は会計監査人」とあるのは「取締役又は会計監査人」と読み替えるものとする。

第九十三條第六項中「第三項」を「第五項」に改め、同項を同条第九項とし、同条第五項中「第三項」を「第五項」に改め、同項を同条第七項とし、同項の次に次の一項を加える。

8 第八十五條第三項の規定は第五項の監査報告書の作成について、第三項及び第四項の規定はその提出について、それぞれ準用する。この場合において、第三項及び第四項中「取締役」とあるのは「会計監査人」と、同項中「監査役又は会計監査人」とあるのは「監査役又は取締役又は会計監査人」と読み替えるものとする。

第九十三條第四項第二号中「記載すべき」を「記載し、若しくは記録すべき」に改め、「について記載」及び「記載」の下に「若しくは記録」を加え、同条第八号中「営業報告書の記載」の下に「若しくは記録」を加え、同項を同条第六項とし、同条第三項中「書類」を「資料」に改め、同項を同条第五項とし、同条第二項の次に次の二項を加える。

3 前二項の場合において、第八十五條第一項第一号若しくは第四号に掲げる資料が電磁的記録をもって作成されているとき、又は同項第二号若しくは第三号に掲げる書類若しくは同項の附属明細書について書面の作成に代えて電磁的記録の作成がされているときは、取締役は、これらの電磁的記録に記載された事項を電磁的方法により提供することができる。この場合において、当該取締役は、前二項の規定により同条第一項各号に掲げる資料又は同項の附属明細書を提出したものとする。

4 第八十五條第一項第一号若しくは第四号に掲げる資料が電磁的記録をもって作成されている場合、又は同項第二号若しくは第三号に掲げる書類若しくは同項の附属明細書について書面の作成に代えて電磁的記録の作成がされている場合において、監査役又は会計監査人の請求があつたときは、取締役は、前三項の規定にかかわらず、これらの電磁的記録に記載された事項を記載した書面を当該監査役又は会計監査人に交付しなければならぬ。この場合においては、前項後段の規定を準用する。

第九十四條第一項中「第八十五條第一項の書類」を「第八十五條第一項に掲げる資料」に、「前条第三項及び第六項」を「前条第五項及び第九項」に、「書類の謄本」を「謄本（電磁的記録の作成がされている場合における当該電磁的記録を含む）」に改める。

第九十五條第一項中「書類」を「資料」に改め、同条第二項中「通知には」を「通知に際しては」に、「書類」を「資料」に、「第九十三條第三項及び第六項」を「第九十三條第五項及び第九項」に、「謄本を添付し」を「写しを交付し」に改め、同条第五項中「前項」を「第五項」に改め、「記載」の下に「又は記録の」を加え、同項を同条第七項とし、同条第四項中「書類」を「資料」に改め、同項に次のただし書を加え、同項を同条第五項とする。

ただし、次項の決定をした会計監査人存置会社においては、この限りでない。

第九十五條第五項の次に次の一項を加える。

6 会計監査人存置会社は、取締役の決定（取締役が数人あるときは、その過半数をもってする決定）をもって、当該会計監査人存置会社が第一項の承認を得、又は第四項後段の報告をした後遅滞なく、第八十五條第一項第一号及び第二号に掲げる資料に記載され又は記録された事項を、電磁的方法であつて内閣府令で定めるものにより、その承認を得、又はその報告をした日後五年を経過する日まで、不特定多数の者がその提供を受けることができる状態に置く措置を執ることとすることができる。

第九十五條第三項中「第九十三條第四項第三号」を「第九十三條第六項第三号」に、「書類」を「資料」に改め、同項を同条第四項とし、同条第二項の次に次の一項を加える。

3 第九十三條第三項及び第四項の規定は、前項の資料及び監査報告書の写しの交付について準用する。この場合において、同条第四項中「監査役又は会計監査人」とあるのは、「社

員」と読み替えるものとする。

第九十七条第一項中「書類」を「資料」に改め、同条第四項を同条第五項とし、同条第三項中「書類」を「資料」に改め、同項を同条第四項とし、同条第二項の次に次の一項を加える。

3 第九十三条第三項及び第四項の規定は、第八十五条第一項各号に掲げる資料及び前項の附属明細書の提出について準用する。この場合において、同条第四項中「監査役又は会計監査人」とあるのは、「監査役」と読み替えるものとする。

第九十七条に次の一項を加える。

6 第八十五条第三項の規定は第四項の監査報告書の作成について、第九十三条第三項及び第四項の規定は第四項の監査報告書の提出について、それぞれ準用する。この場合において、第九十三条第三項及び第四項中「取締役」とあるのは「監査役」と、同項中「監査役又は会計監査人」とあるのは「取締役」と読み替えるものとする。

第九十九条第一項中「書類」を「資料」に改め、同条第二項中「通知」には「通知に際しては」に、「書類」を「資料」に、「第九十七条第三項」を「第九十七条第四項」に、「謄本を添付し」を「写しを交付し」に改め、同条第四項中「前項」を「第四項」に改め、「記載」の下に「又は記録の」を加え、同項を同条第六項とする。

第九十九条第三項に次のただし書を加える。

ただし、次項の決定をした特定目的会社においては、この限りでない。

第九十九条第三項を同条第四項とし、同項の次に次の一項を加える。

5 会計監査人存置会社以外の特定目的会社は、取締役の決定(取締役が数人あるときは、その過半数をもってする決定)をもって、当該特定目的会社が第一項の承認を得た後遅滞なく、貸借対照表に記載され又は記録された事項を、電磁的方法であつて内閣府令で定めるものにより、同項の承認を得た日後五年を

経過する日まで、不特定多数の者がその提供を受けることができる状態に置く措置を執ることとすることができる。

第九十九条第二項の次に次の一項を加える。

3 第九十五条第三項の規定は、前項の場合について準用する。

第九十九条第二項中「記載すべき」を「記載し、又は記録すべき」に改める。

第九十九条第一項中「当該特定目的会社の会計の帳簿及び書類の閲覧又は謄写を求め」を「次に掲げる請求をする」に改め、同項に次の各号を加える。

一 会計の帳簿及び資料が書面をもって作成されているときは、当該書面の閲覧又は謄写の請求

二 会計の帳簿及び資料が電磁的記録をもって作成されているときは、当該電磁的記録に記録された事項を内閣府令で定める方法により表示したものの本店における閲覧又は謄写の請求

第九十九条第三項中「商法第二百九十三条ノ七」を「第二百九十九条第四項及び第五項の規定は前項の書面による請求について、商法第二百九十三条ノ七に改め、「ついで」の下に、「それぞれ」を、「この場合において」の下に、「第二百九十九条第四項及び第五項中「特定社員」とあるのは「第二百九十九条第一項の特定社員又は優先出資社員」とを加え、「同条第一号」を「同法第二百九十三条ノ七第一号、第三号及び第四号」に改め、「若ハ会社」との下に、「同条第三号及び第四号中「前条第一項」とあるのは「資産の流動化に関する法律第四号」とを加える。

第七百七条中「第二百八十六条ノ四から」を「第二百八十六条ノ四第一項、第二百八十六条ノ五から」に、「同法第二百八十六条ノ四」を「同法第二百八十六条ノ四第一項」に改める。

第九十九条第一項中「特定社債申込証」の下に「の用紙」を、「署名し」の下に「て、特定社債申込証を作成し」を加え、同条第二項中「特定社債

申込証」の下に「の用紙」を加え、同条第三項中「特定社債申込証」の下に「の用紙」を加え、同条第六項中「第三十八条第五項」を「第三十八条第四項及び第五項の規定は特定社債申込証の用紙の交付について、同条第六項及び第七項の規定は特定社債申込証の作成について、同条第九項に、「同法」を「同条第三項、第四項及び第六項中「優先出資」とあるのは「特定社員」と、同条第九項中「前項」とあるのは「第九十条第五項」と、同法に改める。

第九十九条第一項中「第一項及び第二項」を「第一項から第三項まで」に、「同法第三百三十七条第三号」を「同法第三百三十七条第一項第三号」に改め、「第八号及第十号」の下に、「同法第三百三十七条第二項において準用する同法第三百三十七条第二項中「法務省令」とあるのは「内閣府令」とを、「資産流動化計画」との下に、「同法第三百三十七条第四項において準用する同法第二百九十九条第二項中「定時総会」とあるのは「定時社員総会」と、同法第三百三十九条第四項において準用する同法第三百三十九条ノ二中「法務省令」とあるのは「内閣府令」とを、「とする」の下にはか、必要な技術的読替えは、政令で定める」を加える。

第九十九条第三項中「並びに第三百四十一条ノ二第四項(第三者に対する有利発行)」を削り、「第五十三条第一項」の下に「又ハ第二項」を加え、同項を同条第四項とし、同条第二項の次に次の一項を加える。

3 前項の決議は、当該決議後最初に発行する転換特定社債であつて、当該決議の日から六月以内に発行すべきものについてのみ効力を有する。

第九十九条第三項の二の次に次の五条を加える。

(転換特定社債発行事項の公示)

第九十九条第三項の二の二 特定目的会社は、転換特定社債(前条第二項の決議があつたものを除く)を発行する場合には、転換特定社債の総額、発行価額、転換の条件、転換によって発

行すべき優先出資の内容、転換を請求することができる期間及び募集の方法を公告し、又は社員に通知しなければならない。

2 特定目的会社は、電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法により前項の通知をする場合には、政令で定めるところにより、社員の承諾を得て、内閣府令で定める方法により、当該通知をしなければならない。

3 特定目的会社は、第一項の公告又は通知の日から二週間を経過した後でなければ、転換特定社債の割当てをすることができない。

(転換特定社債発行の手続)

第九十九条第三項の二の三 転換特定社債については、特定社債申込証の用紙及び特定社債原簿に次に掲げる事項を記載し、又は記録しなければならない。

一 転換特定社債を優先出資に転換することができること

二 転換の条件

三 転換によつて発行すべき優先出資の内容

四 転換を請求することができる期間

2 転換特定社債については、転換特定社債券に前項各号に掲げる事項を記載しなければならない。

(転換特定社債の登記)

第九十九条第三項の二の四 転換特定社債を発行する場合においては、第九十九条第一項において準用する商法第三百三十三条の払込みがあつた日から、本店の所在地においては二週間以内に、支店の所在地においては三週間以内に、転換特定社債の登記をしなければならない。

2 前項の登記においては、次に掲げる事項を登記しなければならない。

一 転換特定社債の総額

二 各転換特定社債の金額

三 各転換特定社債について払い込んだ金額

四 前条第一項各号に掲げる事項

- 3 商法第六十七条の規定は、前項に掲げる事項に変更が生じた場合について準用する。
- 4 外国において転換特定社債を募集した場合において、登記すべき事項が外国において生じたときは、登記の期間については、その通知が到達した時から起算する。
- (転換の請求)
- 第百十三条の二の五 転換を請求する者は、請求書に転換特定社債券を添付して特定目的会社に出し、請求の年月日を記載し、これに署名しなければならない。
- 2 前項の請求書には、転換をする特定社債を表示し、請求の年月日を記載し、これに署名しなければならない。
- 3 転換を請求する者は、第一項の請求書の提出に代えて、政令で定めるところにより、特定目的会社の承諾を得て、同項の請求書に記載すべき事項を電磁的方法により提供することができる。この場合において、当該転換を請求する者は、同項の請求書を提出したものとみなす。
- 4 第二十九条第五項の規定は前項の特定目的会社の承諾について、第十八条第五項の規定は前項の電磁的方法が行われる場合に当該電磁的方法により作成される電磁的記録に記録された情報について、それぞれ準用する。この場合において、第十八条第五項中「定款」とあるのは「請求書」と、「発起人」とあるのは「転換を請求する者」と、第二十九条第五項中「特定社員」とあるのは「転換を請求する者」と、「第五十二条第二項(第五十三条第四項において準用する場合を含む。）」とあるのは「第百十三条第一項において準用する商法第三百三十九条において準用する同法第二百三十二条第二項」と読み替えるものとする。
- 5 第三項の場合において、第一項の転換特定社債券は、第三項の電磁的方法による事項の提供に際し提出しなければならない。
- (閉鎖期間中・基準日後に転換により発行された優先出資の議決権)

第一類第三号 法務委員会議録第五号(その二)

平成十三年十月二十六日

- 第百十三条の二の六 第四十四条第三項において準用する商法第二百二十四条ノ三第一項の期間内の転換の請求によって発行された優先出資については、優先出資社員は、当該期間内は、議決権を有しない。
- 2 特定目的会社が、社員総会において議決権を行使することのできる優先出資社員を定めるため第四十四条第三項において準用する商法第二百二十四条ノ三第一項の規定により一定の日を定めているときは、その日以後の転換の請求によって発行された優先出資については、優先出資社員は、当該優先出資については、議決権を有しない。
- 第百十三条の三 中「商法第二百八十条ノ十(発行の差止め)、第二百八十条ノ十一(不公正な価値で引き受けた者の責任)、第三百四十一条ノ二(転換社債発行事項の公示)、第三百四十一条ノ三(第五号を除く。）」から第三百四十一条ノ六まで(転換社債発行の手続、転換社債の登記、転換の請求及び閉鎖期間中・基準日後に転換により発行された株式の議決権)及び第三百四十一条ノ七第二項(転換株式の規定の準用)」を「商法第二百八条、第二百二十二条ノ三、第二百二十二条ノ六第一項、第二百二十二条ノ七、第二百八十条ノ十及び第二百八十条ノ十一(質権の効力、転換によって発行する株式の発行価額、転換の効力の発生、転換の登記、発行の差止め、不公正な価値で引き受けた者の責任)」に改め、「この場合において」の下に、「同法第二百八条中「消却、併合、分割、転換又ハ買取」とあるのは「転換」と、同法第二百二十二条ノ三中「前条第一項ノ規定ニ依リ株主ガ他ノ種類ノ株式ニ転換スルコトヲ請求シ得ベキ株式(以下転換予約権付株式ト称ス。）」とあるのは「転換特定社債」と、同法第二百二十二条ノ六中「定款又ハ取締役会ノ決議」とあるのは「定款」とを加え、「同条第二項、第三項及び第五項」を「同条第三項、第四項及び第六項」に改め、「同法第三百四十一条ノ二第一項中「転換社債」

- 発行」とあるのは「転換特定社債(資産の流動化に関する法律百十三条の二第二項ノ決議アリタル転換特定社債ヲ除ク。）」発行」と、「株主」とあるのは「社員」と、同法第三百四十一条ノ七第二項において準用する同法第二百八条中「消却、併合、分割、転換又ハ買取」とあるのは「転換」とを削る。
- 第百十三条の四 第五項中「第百十三条の二第三項の下に」及び第四項を加え、同条の次の七条を加える。
- (新優先出資引受権付特定社債発行事項の公示)
- 第百十三条の四の二 特定目的会社は、新優先出資引受権付特定社債(前条第四項の決議があったものを除く。)を発行するときは、新優先出資引受権付特定社債の総額、発行価額、新優先出資の引受権の内容、新優先出資の引受権を行使することができる期間及び募集の方法を公告し、又は社員に通知しなければならない。
- 2 第百十三条の二の二第二項の規定は、前項の通知について準用する。
- 3 特定目的会社は、第一項の公告又は通知の日から二週間を経過した後でなければ、新優先出資引受権付特定社債の割当てをすることができない。
- (新優先出資引受権付特定社債発行の手続)
- 第百十三条の四の三 新優先出資引受権付特定社債については、特定社債申込証の用紙及び特定社債原簿に次に掲げる事項を記載し、又は記録しなければならない。
- 一 新優先出資引受権付特定社債であること。
- 二 第五條第一項第二号(2)から(5)までに掲げる事項。
- 三 第百十三条の四の七の払込みを取り扱う銀行又は信託会社及びその取扱いの場所。
- 2 新優先出資引受権付特定社債については、新優先出資引受権付特定社債券に前項各号に

- 掲げる事項を記載しなければならない。ただし、次条第一項の新優先出資引受権証券を発行するときは、この限りでない。
- (新優先出資引受権証券の発行と方式)
- 第百十三条の四の四 資産流動化計画に新優先出資の引受権のみを譲渡することができる旨の定めがある場合においては、特定目的会社は、新優先出資引受権付特定社債券とともに新優先出資引受権証券を発行しなければならない。
- 2 新優先出資引受権証券には、次に掲げる事項及び番号を記載し、取締役がこれに署名しなければならない。
- 一 新優先出資引受権証券であることの表示。
- 二 特定目的会社の商号。
- 三 第五條第一項第二号(2)、(3)及び(5)に掲げる事項。
- 四 前条第一項第三号に掲げる事項。
- (新優先出資引受権証券の譲渡方法)
- 第百十三条の四の五 新優先出資引受権証券が発行された場合においては、新優先出資の引受権を譲渡するには、新優先出資引受権証券を交付しなければならない。
- 2 商法第二百五条第二項及び第二百三十条並びに小切手法第二十一条の規定は、新優先出資引受権証券について準用する。
- (新優先出資引受権付特定社債の登記)
- 第百十三条の四の六 新優先出資引受権付特定社債の登記については、次に掲げる事項を登記しなければならない。
- 一 新優先出資引受権付特定社債であること。
- 二 新優先出資の引受権の行使によって発行する優先出資の発行価額の総額。
- 三 各新優先出資引受権付特定社債の金額。
- 四 各新優先出資引受権付特定社債について払い込んだ金額。
- 五 第五條第一項第二号(1)から(3)までに掲げる事項。

2 第一百十三条の二の四第一項、第三項及び第四項の規定は、新優先出資引受権付特定社債の登記について準用する。

(新優先出資の引受権の行使)

第一百十三条の四の七 新優先出資の引受権を行使する者は、請求書を特定目的会社社に提出し、かつ、新優先出資の発行価額の全額を払い込まなければならない。請求書を提出する場合において、新優先出資引受権証券を発行しているときは、新優先出資引受権証券を添付し、新優先出資引受権証券を発行していないときは、新優先出資引受権付特定社債券を呈示しなければならない。

2 新優先出資の引受権を行使する者は、前項の請求書に、新優先出資の引受権の行使によって発行される優先出資の口数及び住所を記載し、これに署名しなければならない。

3 第一百十三条の二の五第三項、第二十九條第五項及び第十八條第五項の規定は第一項の請求書の提出について、第一百十三条の二の五第五項の規定は第一項の新優先出資引受権証券又は新優先出資引受権付特定社債券について、それぞれ準用する。この場合において、第一百十三条の二の五第三項中「転換を請求する者」とあるのは「新優先出資の引受権を行使する者」と、

「転換特定社債券」とあるのは「新優先出資引受権証券又は新優先出資引受権付特定社債券」と、第二十九條第五項中「特定社員」とあるのは「新優先出資の引受権を行使する者」と、第五十二條第二項(第五十三條第四項において準用する場合を含む。)

とあるのは「新優先出資の引受権を行使する者」と、同法第三十九條において準用する同法第二百三十二條第一項と、第十八條第五項中「定款」とあるのは「請求書」と、「発起人」とあるのは「新優先出資の引受権を行使する者」と読み替えるものとする。

4 第一項の払込みは、新優先出資引受権付特定社債券又は新優先出資引受権証券に記載し

た銀行又は信託会社の払込みの取扱いの場所においてしなければならない。

5 商法第七十八條及び第八十九條の規定は、前項の払込みを取り扱う銀行又は信託会社について準用する。この場合において、同法第八十九條第一項中「発起人又ハ取締役」とあるのは「取締役」と、同法第二項中「会社」とあるのは「特定目的会社」と読み替えるものとする。

(優先出資社員となる時期)

第一百十三條の四の八 前条第一項の規定により新優先出資の引受権を行使した者は、同項の払込みの時に優先出資社員となる。

第一百十三條の五中、「第三百四十一條ノ九(新株引受権付社債発行事項の公示)、第三百四十一條ノ十二(第三号を除く。)(新株引受権付社債発行の手続)並びに第三百四十一條ノ十五(新株引受権付社債の登記)を削り、同法第二百二十二條ノ七(転換の登記)、第三百四十一條ノ六(閉鎖期間中・基準日後に転換により発行された株式の議決権)、第三百四十一條ノ十六(新株引受権の行使)及び第三百四十一條ノ十七(株主となる時期)を「第一百十三條の二の六及び商法第二百二十二條ノ七(転換の登記)」に改め、同法第三百四十一條ノ十三(新株引受権証券の発行と方法)及び第三百四十一條ノ十四(新株引受権の譲渡方法)の規定は新優先出資引受権証券について、を削り、同法第二項、第三項及び第五項を「同法第三項、第四項及び第六項」に改め、同法第三百四十一條ノ九第一項中「新株引受権付社債ヲ発行」とあるのは「新優先出資引受権付特定社債(資産の流動化に関する法律第一百十三條の四第四項ノ決議アリタル新優先出資引受権付特定社債ヲ除ク)ヲ発行」と、「株主」とあるのは「社員」と、同法第三百四十一條ノ十二第二号中「第三百四十一條ノ八第二項第二号、第三号、第五号及第六号」とあるのは「資産の流動化に関する法律第五條第一項第二号ニ(2)乃至(5)と、同法第三百四十一條ノ八第二項第一号乃至第三号」とあるのは「資産の流動化に関する法律第三十五條第一項第二号ニ(1)乃至(3)と、同法第三百四十一條ノ十六第三項において準用する同法第八十九條第一項中「発起人又ハ取締役」とあるのは「取締役」と、同法第三百四十一條ノ十三第三項中「第三百四十一條ノ八第二項第五号ニ掲グル事項ノ定」とあるのは「資産流動化計画ニ新優先出資ノ引受権ノミヲ譲渡スコトヲ得ベキ旨ノ定」と、同法第二項第三号中「第三百四十一條ノ八第二項第二号、第三号及第六号」とあるのは「資産の流動化に関する法律第五條第一項第二号ニ(2)、(3)及(5)と、同法第四号中「前条第三号及第四号」とあるのは「資産の流動化に関する法律第一百十三條の五ニ於テ準用スル商法第三百四十一條ノ十二第四号」とを削る。

第一百十七條第四項中「記載し」の下に「、又は記録し」を加える。

第一百十八條の二に次の一項を加える。

5 第一百十三條の二の二第二項の規定は、前項の通知について準用する。この場合において、同法第二項中「社員」とあるのは、「社員、特定社債権者、特定約束手形の所持人及び特定目的借入れに係る債権者」と読み替えるものとする。

第一百十八條の三第一項中「添付し」を「交付し」に改め、同法第二項を同法第三項とし、同法第一項の次に次の一項を加える。

2 前項の特定目的会社にあつては、第五十三條第四項において準用する第五十二條第二項の承諾をした社員に対し電磁的方法により前項の招集の通知をするときは、同項の書類に記載すべき事項を当該通知とともに電磁的方法により提供することができる。ただし、社員の請求があつたときは、同項の書類を当該社員に交付しなければならない。

第一百十八條の四第四項中「商法第二百四十五條ノ三第三項から第五項まで」を「第二十九條第四項及び第五項の規定は第一項の通知又は第二

号中「第三百四十一條ノ八第二項第一号乃至第三号」とあるのは「資産の流動化に関する法律第三十五條第一項第二号ニ(1)乃至(3)と、同法第三百四十一條ノ十六第三項において準用する同法第八十九條第一項中「発起人又ハ取締役」とあるのは「取締役」と、同法第三百四十一條ノ十三第三項中「第三百四十一條ノ八第二項第五号ニ掲グル事項ノ定」とあるのは「資産流動化計画ニ新優先出資ノ引受権ノミヲ譲渡スコトヲ得ベキ旨ノ定」と、同法第二項第三号中「第三百四十一條ノ八第二項第二号、第三号及第六号」とあるのは「資産の流動化に関する法律第五條第一項第二号ニ(2)乃至(5)と、同法第三百四十一條ノ八第二項第一号乃至第三号」とあるのは「資産の流動化に関する法律第三十五條第一項第二号ニ(1)乃至(3)と、同法第三百四十一條ノ十六第三項において準用する同法第八十九條第一項中「発起人又ハ取締役」とあるのは「取締役」と、同法第三百四十一條ノ十三第三項中「第三百四十一條ノ八第二項第五号ニ掲グル事項ノ定」とあるのは「資産流動化計画ニ新優先出資ノ引受権ノミヲ譲渡スコトヲ得ベキ旨ノ定」と、同法第二項第三号中「第三百四十一條ノ八第二項第二号、第三号及第六号」とあるのは「資産の流動化に関する法律第五條第一項第二号ニ(2)、(3)及(5)と、同法第四号中「前条第三号及第四号」とあるのは「資産の流動化に関する法律第一百十三條の五ニ於テ準用スル商法第三百四十一條ノ十二第四号」とを削る。

第一百十七條第四項中「記載し」の下に「、又は記録し」を加える。

第一百十八條の二に次の一項を加える。

項の書面による請求について、商法第二百四十五條ノ三第四項から第六項まで」に改め、「について」の下に「、それぞれ」を加え、同法第二百四十五條ノ三第三項中「を」を「第二十九條第四項及び第五項中「特定社員」とあるのは「優先出資社員」と、同法第五項中「第五十二條第二項第五十三條第四項において準用する場合を含む。」とあるのは「第五十三條第四項において準用する第五十二條第二項」と、同法第二百四十五條ノ三第四項中「に、」同法第五項を「同法第六項」に改める。

第一百十八條の五第二項中「各特定社債権者に対して」の下に「書面又は電磁的方法をもって」を加え、同法第三項中「書面」の下に「又は電磁的方法」を、「記載し」の下に「、又は記録し」を加える。

第一百十八條の五の二に次の一項を加える。

5 第二十九條第四項及び第五項の規定は、第一項の通知について準用する。この場合において、同法第四項及び第五項中「特定社員」とあるのは「特定短期社債権者」と、同項中「第五十二條第二項(第五十三條第四項において準用する場合を含む。)」とあるのは「第一百十八條の二第五項において準用する第一百十三條の二の二第二項」と、「社員総会」とあるのは「第一項の社員総会」と読み替えるものとする。

第一百十八條の六第三項中「前条第三項及び第四項の規定は、」を「第二十九條第四項及び第五項の規定は第一項の通知について、前条第三項及び第四項の規定は」に改め、「同法第三項」を「第二十九條第四項中「特定社員」とあるのは「特定約束手形の所持人」と、同法第五項中「第五十二條第二項」とあるのは「第一百十八條の二第五項において準用する第一百十三條の二の二第二項」と、「社員総会」とあるのは「第一項の社員総会」と、前条第三項に改める。

第一百十八條の七第二項中「第一百十八條の五の二第三項及び第四項の規定は、」を「第一百十三條の二の二第二項の規定は前項の催告について、

同法第二百四十五條ノ三第四項から第六項まで」に改め、「について」の下に「、それぞれ」を加え、同法第二百四十五條ノ三第三項中「を」を「第二十九條第四項及び第五項中「特定社員」とあるのは「優先出資社員」と、同法第五項中「第五十二條第二項第五十三條第四項において準用する場合を含む。」とあるのは「第五十三條第四項において準用する第五十二條第二項」と、同法第二百四十五條ノ三第四項中「に、」同法第五項を「同法第六項」に改める。

第一百十八條の五第二項中「各特定社債権者に対して」の下に「書面又は電磁的方法をもって」を加え、同法第三項中「書面」の下に「又は電磁的方法」を、「記載し」の下に「、又は記録し」を加える。

第一百十八條の五の二に次の一項を加える。

5 第二十九條第四項及び第五項の規定は、第一項の通知について準用する。この場合において、同法第四項及び第五項中「特定社員」とあるのは「特定短期社債権者」と、同項中「第五十二條第二項(第五十三條第四項において準用する場合を含む。)」とあるのは「第一百十八條の二第五項において準用する第一百十三條の二の二第二項」と、「社員総会」とあるのは「第一項の社員総会」と読み替えるものとする。

項の書面による請求について、商法第二百四十五條ノ三第四項から第六項まで」に改め、「について」の下に「、それぞれ」を加え、同法第二百四十五條ノ三第三項中「を」を「第二十九條第四項及び第五項中「特定社員」とあるのは「優先出資社員」と、同法第五項中「第五十二條第二項第五十三條第四項において準用する場合を含む。」とあるのは「第五十三條第四項において準用する第五十二條第二項」と、同法第二百四十五條ノ三第四項中「に、」同法第五項を「同法第六項」に改める。

第一百十八條の五第二項中「各特定社債権者に対して」の下に「書面又は電磁的方法をもって」を加え、同法第三項中「書面」の下に「又は電磁的方法」を、「記載し」の下に「、又は記録し」を加える。

第一百十八條の五の二に次の一項を加える。

5 第二十九條第四項及び第五項の規定は、第一項の通知について準用する。この場合において、同法第四項及び第五項中「特定社員」とあるのは「特定短期社債権者」と、同項中「第五十二條第二項(第五十三條第四項において準用する場合を含む。)」とあるのは「第一百十八條の二第五項において準用する第一百十三條の二の二第二項」と、「社員総会」とあるのは「第一項の社員総会」と読み替えるものとする。

第一百十八條の六第三項中「前条第三項及び第四項の規定は、」を「第二十九條第四項及び第五項の規定は第一項の通知について、前条第三項及び第四項の規定は」に改め、「同法第三項」を「第二十九條第四項中「特定社員」とあるのは「特定約束手形の所持人」と、同法第五項中「第五十二條第二項」とあるのは「第一百十八條の二第五項において準用する第一百十三條の二の二第二項」と、「社員総会」とあるのは「第一項の社員総会」と、前条第三項に改める。

第一百十八條の七第二項中「第一百十八條の五の二第三項及び第四項の規定は、」を「第一百十三條の二の二第二項の規定は前項の催告について、

同法第二百四十五條ノ三第四項から第六項まで」に改め、「について」の下に「、それぞれ」を加え、同法第二百四十五條ノ三第三項中「を」を「第二十九條第四項及び第五項中「特定社員」とあるのは「優先出資社員」と、同法第五項中「第五十二條第二項第五十三條第四項において準用する場合を含む。」とあるのは「第五十三條第四項において準用する第五十二條第二項」と、同法第二百四十五條ノ三第四項中「に、」同法第五項を「同法第六項」に改める。

第一百十八條の五第二項中「各特定社債権者に対して」の下に「書面又は電磁的方法をもって」を加え、同法第三項中「書面」の下に「又は電磁的方法」を、「記載し」の下に「、又は記録し」を加える。

第一百十八條の五の二に次の一項を加える。

5 第二十九條第四項及び第五項の規定は、第一項の通知について準用する。この場合において、同法第四項及び第五項中「特定社員」とあるのは「特定短期社債権者」と、同項中「第五十二條第二項(第五十三條第四項において準用する場合を含む。)」とあるのは「第一百十八條の二第五項において準用する第一百十三條の二の二第二項」と、「社員総会」とあるのは「第一項の社員総会」と読み替えるものとする。

て重要な事項について不実の記載のあるものを行使し、又はこれらの書類の作成に代えて電磁的記録の作成がされている場合における当該電磁的記録であつて重要な事項について不実の記録のあるものをその募集の事務の用に供しに改め、同条第二項中「重要な事項」を「重要な事項」に改め、「行使し」の下に「又は当該文書の作成に代えて電磁的記録の作成がされている場合における当該電磁的記録であつて重要な事項について不実の記録のあるものをその売出しの事務の用に供し」を加える。

第二百四十五条中「記載された」を「記載され、若しくは記録された」に改める。

第二百五十二条第一項第三号中「書類若しくは書面の閲覧若しくは謄写又はこれらの謄本若しくは抄本を」に係る閲覧若しくは謄写、書類若しくは書面若しくは電磁的記録に記載された事項を内閣府令で定める方法により表示したものの閲覧若しくは謄写又は謄本若しくは抄本の交付若しくは電磁的記録に記載された事項を電磁的方法であつて内閣府令で定めるものにより提供すること若しくは当該事項を記載した書面に改め、同項第九号中「第三百十三條の三において準用する商法第三百四十一條ノ三又は第三百十三條の五において準用する商法第三百四十一條ノ三」を「第三百十三條の二の三又は第三百十三條の四の三」に、「又は特定社債申込証」を「若しくは特定社債申込証の用紙(その作成に代えて作成すべき電磁的記録を含む。以下「これらに記載すべき事項を記載せず、又は不実の記載」を「又はこれらに記載し、若しくは記録すべき事項を記載せず、若しくは記録せず、若しくは不実の記載若しくは記録」に改め、同項第十号中「これに記載すべき事項を記載せず、又は不実の記載」を「又は当該書面若しくは第三百三十八條第四項第六十條第六項において準用する場合を含む。の電磁的方法が行われる場合に当該電磁的方法により作成される電磁的記録に記載し、若しくは記録すべき事項を記載せず、若しくは記録せず、若しくは不実の記載若しくは記録」に改め、同項第十四号中「記載」の下に「又は記録」を加え、同項第十九号中「これらの複本」及び「特定社債原簿若しくはその複本」の下に「(電磁的記録の作成がされている場合における当該電磁的記録を含む。以下「記載すべき事項を記載せず、又は不実の記載」を「記載し、若しくは記録せず、若しくは不実の記載若しくは記録」に改め、同項第二十号中「第二百三十九條第五項(第五十九條第二項又は第四百八十四條第二項)を」第二百三十九條第六項(第五百八條の二第二項)において準用する商法第二百三十九條ノ二第八項において準用する場合、第五百九條第二項若しくは第三百八十四條第二項」に改め、「第二十一條の三第六項において準用する場合」の下に「又は第五百九條の二第二項において準用する商法第二百三十九條ノ三第七項において準用する場合」を加え、「第二百四十四條第三項」を「第二百四十四條第五項」に、「第三百三十九條第三項」を「第三百三十九條第五項」に、「第四百二十條第三項」を「第四百二十條第五項」に、「書類又は書面」を「書類若しくは書面若しくは電磁的記録」に改め、同項第二十二号中「第九十五條第二項若しくは第九十九條の二第二項において準用する商法第二百三十九條ノ二第二項若しくは第九十九條の二第二項若しくは第九十九條の二第二項の規定、第九十五條第二項若しくは第九十九條第三項において準用する場合を含む。若しくは同条」に、「書類又は書面を添付し」を「書類若しくは書面を交付せず、又は電磁的方法により事項を提供し」に改め、同条の次に次の一号を加える。

くは記録せず、若しくは不実の記載若しくは記録に改め、同項第十四号中「記載」の下に「又は記録」を加え、同項第十九号中「これらの複本」及び「特定社債原簿若しくはその複本」の下に「(電磁的記録の作成がされている場合における当該電磁的記録を含む。以下「記載すべき事項を記載せず、又は不実の記載」を「記載し、若しくは記録せず、若しくは不実の記載若しくは記録」に改め、同項第二十号中「第二百三十九條第五項(第五十九條第二項又は第四百八十四條第二項)を」第二百三十九條第六項(第五百八條の二第二項)において準用する商法第二百三十九條ノ二第八項において準用する場合、第五百九條第二項若しくは第三百八十四條第二項」に改め、「第二十一條の三第六項において準用する場合」の下に「又は第五百九條の二第二項において準用する商法第二百三十九條ノ三第七項において準用する場合」を加え、「第二百四十四條第三項」を「第二百四十四條第五項」に、「第三百三十九條第三項」を「第三百三十九條第五項」に、「第四百二十條第三項」を「第四百二十條第五項」に、「書類又は書面」を「書類若しくは書面若しくは電磁的記録」に改め、同項第二十二号中「第九十五條第二項若しくは第九十九條の二第二項において準用する商法第二百三十九條ノ二第二項若しくは第九十九條の二第二項若しくは第九十九條の二第二項の規定、第九十五條第二項若しくは第九十九條第三項において準用する場合を含む。若しくは同条」に、「書類又は書面を添付し」を「書類若しくは書面を交付せず、又は電磁的方法により事項を提供し」に改め、同条の次に次の一号を加える。

第二百二十九條 金融機能の再生のための緊急措置に関する法律(平成十年法律第百三十二号)の一部を次のように改正する。

第二十一條第一項中「第三百五十三條第四項」を「第三百五十三條第五項」に、「第四百八條第三項」を「第四百八條第四項」に改め、同条第二項中「第三百五十三條第五項」を「第三百五十三條第六項」に、「第四百八條第四項」を「第四百八條第五項」に改める。

(預金保険法の一部を改正する法律の一部改正) 第百三十條 預金保険法の一部を改正する法律(平成十年法律第百三十三号)の一部を次のように改正する。

附則第十一條第七項中「株式(議決権のあるものに限る。以下この項において同じ。又は持分」を「議決権(商法明治三十二年法律第四十八号)第二百十一條ノ二第四項に規定する種類の株式又は持分に係る議決権を除き、同条第五項の規定により議決権を有するものとみなされる株式又は持分に係る議決権を含む。以下この項において同じ。に、「発行済株式(議決権のあるものに限る。以下この項において同じ。の総数又は出資の総額に百分の五を乗じて得た株式又は持分の数又は額を超える数又は額の株式又は持分を所有している」を「総株主又は総社員の議決権に百分の五を乗じて得た議決権の数を超える数の議決権を保有している」に、「発行済株式の総数又は出資の総額に百分の五を乗じて得た株式又は持分の数又は額を超える数又は額の株式又は持分」を「総株主又は総社員の議決権に百分の五を乗じて得た議決権の数を超える数の議決権」に、「所有する」を「保有する」に改める。

(金融機能の早期健全化のための緊急措置に関する法律の一部改正) 第百三十一條 金融機能の早期健全化のための緊急措置に関する法律(平成十年法律第百四十三号)の一部を次のように改正する。

「転換の請求により発行された他の」に、「が株式への転換が可能とされる社債である場合にその転換により発行され」を「新株予約権が付せられている場合にその行使により発行され、又は移転され」に改める。

(金融機能の早期健全化のための緊急措置に関する法律の一部改正に伴う経過措置) 第百三十二條 商法等の一部を改正する法律附則第七條第一項の規定によりなお従前の例によることとされた転換社債であつて金融機能の早期健全化のための緊急措置に関する法律第二條第五項に規定する劣後特約付社債に該当するものの転換により発行された株式及びこれについて商法の規定により分割又は併合された株式については、この法律の施行後も、なお従前の例による。

(新事業創出促進法の一部改正) 第百三十三條 新事業創出促進法(平成十年法律第百五十二号)の一部を次のように改正する。

目次中「第十一條の七」を「第十一條の五」に改める。

第九條第一項中「第五項並びに第六項第一号」を「第五項第一号」に改め、同条第二項の表第三條第六項第二号の項中「第三條第六項第二号」を「第三條第五項第二号」に改め、同表第三條第六項第三号の項中「第三條第六項第三号」を「第三條第五項第三号」に改め、同表第三條第六項第六号の項中「第三條第六項第六号」を「第三條第五項第六号」に改め、同表第三條第七項の項中「第三條第六項」を「第三條第六項」に改める。

第十條を次のように改める。

第十條 削除

第十一條の二第四項中「次に掲げる」を「新事業分野開拓のための事業に必要な資産の譲受けに関する」に改め、同項各号を削る。

第十一條の四及び第十一條の五を削り、第十一條の六第一項中「認定会社」を「認定事業者であつて株式会社であるもの(以下「認定会社」という。が「に、」商法第二百四十六條第一項

請書に添付すべき書類に關しては、この法律の施行後も、なお従前の例による。

2 この法律の施行前に旧産業再生法第九條第三項に規定する特定認定活用事業者である株式会社と同項の規定により旧商法第二百八十八條ノ十九第三項の規定による限度を超える数の株式を目的とする新株の引受権を与える旨の同条第二項の決議をした場合における新株の引受権の行使により発行すべき株式の登記の申請書に添付すべき書類に關しては、この法律の施行後も、なお従前の例による。

3 商法等の一部を改正する法律附則第七條第一項の規定によりなお従前の例によることとされた転換社債又は新株引受権付社債についての旧産業再生法第二十六條の規定による中小企業投資育成株式会社等の事業に關しては、この法律の施行後も、なお従前の例による。

(組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の規制等に關する法律の一部改正)

第四百一十一條 組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の規制等に關する法律(平成十一年法律第百三十六號)の一部を次のように改正する。

第九條第四項中「発行済株式(議決権のあるものに限る。以下この項において同じ。)の総数又は出資の総額」を「株主等の議決権(商法明治三十二年法律第四十八號)第二百一十一條ノ二第四項に規定する種類の株式又は持分に係る議決権を除き、同条第五項の規定により議決権を有するものとみなされる株式又は持分に係る議決権を含む。以下この項において同じ。)の総数」に改め、「又は額」を削り、「株式(議決権のあるものに限る。以下この項において同じ。)又は持分を所有する」を「議決権を保有する」に、「発行済株式の総数又は出資の総額」を「株主等の議決権の総数」に、「株式又は持分を所有する」を「議決権を保有する」に改める。

別表(第二條、第十三條、第二十二條、第四十二條、第五十六條、第五十九條関係)第四号中「明治三十二年法律第四十八號」を削る。

(民事再生法の一部改正)

第四百二十二條 民事再生法(平成十一年法律第二百二十五號)の一部を次のように改正する。

第四十三條第四項中「記載され」の下に「若しくは記録され」を加える。

第二百四十六條第一項第三号中「記載」の下に「若しくは記録」を加える。

(弁理士法の一部改正)

第四百四十三條 弁理士法(平成十二年法律第四十九號)の一部を次のように改正する。

第五十五條第二項中「第三十二條」の下に「第三十三條及び第三十四條」を、「この場合において」の下に「同法第三十三條第一項中「記載又はハ記録スル」とあるのは「記載スル」と、同条第三項及び第四項中「貸借対照表ガ書面ヲ以テ作ラレタルトキ」とあるのは「貸借対照表」と、同法第三十四條中「記載又はハ記録スベキ」とあるのは「記載スベキ」とを加え、「社員」を「社員に改め、同条第七項中「第二百二十八條」の下に「第二百二十九條、第三百十條第一項及び第四項、第三百三十一條」を加え、「第三百三十五條、第三百三十六條」を「から第三百三十六條まで」に改める。

(消費者契約法の一部改正)

第四百四十四條 消費者契約法(平成十二年法律第六十一號)の一部を次のように改正する。

第七條第二項中「株式申込証」の下に「ノ用紙」を加える。

(農水産業協同組合の再生手続の特例等に關する法律の一部改正)

第四百四十五條 農水産業協同組合の再生手続の特例等に關する法律(平成十二年法律第九十五號)の一部を次のように改正する。

第十一條第二項中「株主名簿」の下に「に記載され、若しくは記録された」を、「會員名簿」の下に「に記載された」を加える。

(特定目的会社による特定資産の流動化に關する法律等の一部を改正する法律の一部改正)

第四百四十六條 特定目的会社による特定資産の流動化に關する法律等の一部を改正する法律(平成十二年法律第九十七號)の一部を次のように改正する。

附則第二條第三項を削り、同条第四項を同条第三項とし、同条第五項を同条第四項とする。

(中間法人法の一部改正)

第四百四十七條 中間法人法(平成十三年法律第四十九號)の一部を次のように改正する。

第二十一條中「第九十八條」を「第九十八條前段」に改め、「株式申込証」の下に「ノ用紙」を加える。

第二十七條第二項中「第二百二十四條第一項及び第二項」を「第二百二十四條第一項及び第三項」に改める。

動化に關する法律等の一部を改正する法律(平成十二年法律第九十七號)の一部を次のように改正する。

附則第二條第三項を削り、同条第四項を同条第三項とし、同条第五項を同条第四項とする。

(中間法人法の一部改正)

第四百四十七條 中間法人法(平成十三年法律第四十九號)の一部を次のように改正する。

第二十一條中「第九十八條」を「第九十八條前段」に改め、「株式申込証」の下に「ノ用紙」を加える。

第二十七條第二項中「第二百二十四條第一項及び第二項」を「第二百二十四條第一項及び第三項」に改める。

第三十七條第三項中「報告書」を「報告」に、「證明書」を「證明を記載した書面」に改め、同項に後段として次のように加える。

この場合において、同法第八十一條第三項中「記載又はハ記録シタル」とあるのは、「記載シタル」と読み替へるものとする。

第三十八條第一項中「第二百三十七條ノ三から第二百三十八條まで及び」を「第二百三十七條ノ三第一項及び第二項、第二百三十七條ノ四、第二百三十八條並びに」に改め、同条第五項中「第四十二條」を「第四十二條第一項本文及び第二項から第四項まで」に改め、同項に後段として次のように加える。

この場合において、同条第一項本文中「書面又はハ電磁的方法(商法第三百三十條第三項ノ電磁的方法ヲ謂フ以下同じ)」とあるのは「書面」と、同条第二項から第四項までの規定中「書面又はハ電磁的方法」とあるのは「書面」と読み替へるものとする。

第四十九條第七項中「前条第二項」を「前条第三項」に、「第二百六十七條第二項又ハ第三項」を「第二百六十七條第三項又ハ第四項」に改める。

第五十八條第三項中「前条第二項」を「前条第三項」に、「第二百六十七條第二項又ハ第三項」を「第二百六十七條第三項又ハ第四項」に改める。

第七十條第四項中「報告書」を「報告を記載した書面」に改め、同項に後段として次のように加える。

この場合において、同法第八十一條第三項中「記載又はハ記録シタル」とあるのは、「記載シタル」と読み替へるものとする。

第八十條中「第九十八條」を「第九十八條前段」に改め、「株式申込証」の下に「ノ用紙」を加える。

第九十一條第一項中「第四百二十條から」を「第四百二十條第一項、第三項及び第五項から第七項まで、第四百二十一條から」に、「第四百二十七條並びに」を「第四百二十七條第一項及び第三項並びに」に、「第四百二十條第四項」を「第四百二十條第六項」に、「書類ニ」を「モノニ」に、「書類」を「モノ」に、「書類」を「モノ」に改め、同条第三項中「前条第二項」を「前条第三項」に、「第二百六十七條第二項又ハ第三項」を「第二百六十七條第三項又ハ第四項」に改める。

第九十二條第一号中「同条第三項」を「同条第三項前段」に、「第二百三十七條ノ三及び」を「第二百三十七條ノ三第一項及び第二項並びに」に改め、同条第三号中「第七十條第四項」を「第七十條第四項前段」に改める。

第二百二十條第一項中「第三百十條」を「第三百十條第一項及び第四項」に改める。

第二百六十二條第九号中「第二百三十七條ノ三」を「第二百三十七條ノ三第一項及び第二項」に改め、同条第十三号中「第四百二十條第三項」を「第四百二十條第五項」に改める。

(株券等の保管及び振替に關する法律の一部を改正する法律の一部改正)

第四百四十八條 株券等の保管及び振替に關する法律の一部を改正する法律(平成十三年法律第六十九號)の一部を次のように改正する。

を「第二百六十七條第三項又ハ第四項」に改める。

第七十條第四項中「報告書」を「報告を記載した書面」に改め、同項に後段として次のように加える。

この場合において、同法第八十一條第三項中「記載又はハ記録シタル」とあるのは、「記載シタル」と読み替へるものとする。

第八十條中「第九十八條」を「第九十八條前段」に改め、「株式申込証」の下に「ノ用紙」を加える。

第九十一條第一項中「第四百二十條から」を「第四百二十條第一項、第三項及び第五項から第七項まで、第四百二十一條から」に、「第四百二十七條並びに」を「第四百二十七條第一項及び第三項並びに」に、「第四百二十條第四項」を「第四百二十條第六項」に、「書類ニ」を「モノニ」に、「書類」を「モノ」に、「書類」を「モノ」に改め、同条第三項中「前条第二項」を「前条第三項」に、「第二百六十七條第二項又ハ第三項」を「第二百六十七條第三項又ハ第四項」に改める。

第九十二條第一号中「同条第三項」を「同条第三項前段」に、「第二百三十七條ノ三及び」を「第二百三十七條ノ三第一項及び第二項並びに」に改め、同条第三号中「第七十條第四項」を「第七十條第四項前段」に改める。

第二百二十條第一項中「第三百十條」を「第三百十條第一項及び第四項」に改める。

第二百六十二條第九号中「第二百三十七條ノ三」を「第二百三十七條ノ三第一項及び第二項」に改め、同条第十三号中「第四百二十條第三項」を「第四百二十條第五項」に改める。

(株券等の保管及び振替に關する法律の一部を改正する法律の一部改正)

第四百四十八條 株券等の保管及び振替に關する法律の一部を改正する法律(平成十三年法律第六十九號)の一部を次のように改正する。

附則第二條中「第三條の二第二項」を「第三條の二第二項及び第三項」に改める。

(短期社債等の振替に関する法律の一部改正)
第四百九条 短期社債等の振替に関する法律
(平成十三年法律第七十五号)の一部を次のよう
に改正する。

第四十条に次の一項を加える。

3 前項の場合において、定款若しくは貸借対
照表が電磁的記録(電子的方式、磁気的方式
その他の他人の知覚によつては認識することがで
きない方式で作られる記録であつて、電子計
算機による情報処理の用に供されるものをい
う。以下同じ。)で作成されているとき、又は
損益計算書について書面に代えて電磁的記録
の作成がされているときは、書類に代えて電
磁的記録(主務省令で定めるものに限る。)を
添付することができる。

第四十一条第三号中「振替口座簿の」の下に「記
載又は」を加える。

第四十二条第一項中「第三百七十四条ノ十七
第四項」を「第三百七十四条ノ十七第五項」に、
「第四百八条第三項」を「第四百八条第四項」に改
め、同条第二項中「第四百八条第四項」を「第
四百八条第五項」に改める。

第二十五条第六項を同条第七項とし、同条第
五項を同条第六項とし、同条第四項を同条第
五項とし、同条第三項の次に次の一項を加える。

4 前項の場合において、合併契約書について
書面に代えて電磁的記録の作成がされている
ときは、書面に代えて電磁的記録(主務省令
で定めるものに限る。)を添付することができ
る。

第二十七条第六項を同条第七項とし、同条第
五項を同条第六項とし、同条第四項を同条第
五項とし、同条第三項の次に次の一項を加える。

4 第二十五条第四項の規定は、前項の分割計
画書について準用する。
第二十九条第六項を同条第七項とし、同条第
五項を同条第六項とし、同条第四項を同条第
五項とし、同条第三項の次に次の一項を加える。
4 第二十五条第四項の規定は、前項の分割契

第一類第三号 法務委員會議録第五号(その二)

約書について準用する。

第三十一条第七項を同条第八項とし、同条第
四項から第六項までを一項ずつ繰り下げ、同条
第三項の次に次の一項を加える。

4 第二十五条第四項の規定は、前項の譲渡契
約書について準用する。

第三十九条中「及び第三項」を「及び第四項」
に、「及び第三百三十九条第二項から第四項ま
で」を「及び第三百三十九条第二項、第三項、
第五項及び第六項(第二号を除く。)」に改め、
「目録見書」の下に「若ハ其ノ作成ニ代ヘテ電
磁的記録ノ作成ガ為サレタル場合ニ於ケル其ノ電
磁的記録」を、「記載の下に」又ハ「記録」を加え、
「第三百三十九条第二項中」の下に「記載又ハ記
録スル」とあるのは「記載スル」と、同条第三項
中「議事録ガ書面ヲ以テ作ラレタルトキハ」とあ
るのは「議事録ニハ」とを加え、「同条第三項」
を「同条第五項」に、「同条第四項」を「同条第六
項(第二号を除く。)」に改め、「加入者」との下
に「議事録ガ書面ヲ以テ作ラレタルトキハ其
ノ書面」とあるのは「議事録」とを加える。

第四十四条中「振替口座簿の」の下に「記載又
は」を加える。

第四十六条の見出しを「(振替口座簿の記載事
項又は記録事項)」に改め、同条中「事項」の下
に「記載し、又は」を加え、同条に次の一項を加
える。

3 振替口座簿は、電磁的記録(主務省令で定
めるものに限る。)で作成することができる。
第四十七条第二項中「事項」の下に「記載し、
又は」を、「金額」の下に「記載し、又は」を加
える。

第四十八条第一項中「増額の」の下に「記載又
は」を加え、同条第二項中「減額の」の下に「記載
又は」を加え、同条第三項第一号中「増額の」の
下に「記載又は」を加え、同項第二号中「減額の」
の下に「記載又は」を、「事項」の下に「記載し、
若しくは」を加え、同項第三号及び第四号中「増
額の」の下に「記載又は」を加え、同号中「事項

を」の下に「記載し、若しくは」を加える。

第四十九条第一項、第二項及び第三項第一号
中「減額の」の下に「記載又は」を加え、同項第
二号中「減額の」の下に「記載又は」を、「事項」の
下に「記載し、若しくは」を加える。

第五十条の見出しを「(記載又は記録の変更手
続)」に改め、同条中「その」の下に「記載又は」を
加える。

第五十一条及び第五十二条中「事項」の下に
「記載し、又は」を、「増額の」の下に「記載又は」
を加える。

第五十三条中「による」の下に「記載又は」を
加える。

第五十四条中「における」の下に「記載又は」を
加える。

第五十五条中「増額の」の下に「記載又は」を
加える。

第五十九条第三項中「第三百四十一条ノ十八」
を「第三百四十一条ノ十五」に改める。

第六十条の見出し中「振替口座簿の」の下に
「記載され、又は」を加え、同条中「自己の口座
」の下に「記載され、又は」を加える。

第六十四条第一項第一号中「第二十五条第五
項、第二十七条第五項、第二十九条第五項又は
第三十一条第五項」を「第二十五条第六項、第
二十七条第六項、第二十九条第六項又は第三十
一条第六項」に改める。

第七十条中「振替口座簿の」の下に「記載し、
若しくは」を、「事項」の下に「記載せず、若し
くは」を、「虚偽の」の下に「記載又は」を加える。
第七十二条第一号中「記載をして」を「記載を
し、又は当該添付書類に代えて電磁的記録を添
付すべき場合における当該電磁的記録に虚偽の
記録をして」に改める。

第七十六条第四号中「通知に書面を添付し」を
「通知に際し書面を交付し」に改め、同条第五号
中「第二百三十九条第五項」を「第二百三十九条
第六項」に、「第二百三十九条第三項」を「第百
三十九条第五項」に改め、同条第六号中「第百

三十九条第六項」を「第二百三十九条第七項第
一」に、「第二百三十九条第四項」を「第二百三十
九条第六項第一」に改める。
(農林中央金庫法の一部改正)

第九十三条 農林中央金庫法(平成十三年法律第
九十三号)の一部を次のように改正する。

第二十四条第三項中「発行済株式」議決権のあ
るものに限る。の総数又は出資の総額(以下「発
行済株式の総数等」という。))を「総株主等の議
決権(総株主又は総社員議決権(商法第二百十
一条ノ二第四項に規定する種類の株式又は持分
に係る議決権を除き、同条第五項の規定により
議決権を有するものとみなされる株式又は持分
に係る議決権を含む。以下この条及び第六章に
おいて同じ。))をいう。以下同じ。に、「数又は
額の株式(議決権のあるものに限る。))又は持分
(以下「株式等」という。))を所有する」を「議決権
を有する」に、「発行済株式の総数等の」を「総株
主等の議決権の」に、「数又は額の株式等を所有
する」を「議決権を有する」に改め、同条第四項
中「所有する株式等には」を「有する議決権には」
に、「株式等」を「株式又は持分に係る議決権」
に、「議決権を行使し、又は議決権の」を「行使
し、又はその」に、「又はその子会社に」を「若し
くはその子会社に」に、「株式等」を「議決権
を」に、「株式等」を「株式又は持分に係る議決
権で」に、「受益者として議決権を行使し、又は
議決権の」を「受益者として行使し、又はその」
に改める。

第三十三条第四項中「及び第四条」を「第四
条から第六条の四まで、第七条第一項第二号
を除く。及び第八条」に、「同法」を「商法特例
法」に改め、「第二条」の下に「に掲げるもの」を、
「第三十三条第二項」の下に「の書類」を加える。

第三十五条第二項中「同条第二項第九号」を
「同条第二項第二号中記載若ハ記録スベキ」と
あるのは「記載スベキ」と、「ノ記載若ハ記録と
あるのは」ノ記載」と、同項第九号に改め、「第
三十三条第一項」の下に、「記載若ハ記録」

平成十三年十月二十六日

転換により発行された株式及びこれについて商法の規定により分割又は併合された株式については、この法律の施行後も、なお従前の例による。

(特定目的会社による特定資産の流動化に関する法律等の一部を改正する法律による改正前の特定目的会社による特定資産の流動化に関する法律の一部改正)

第百五十五条 特定目的会社による特定資産の流動化に関する法律等の一部を改正する法律附則第二条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされる同法第一条の規定による改正前の特定目的会社による特定資産の流動化に関する法律の一部を次のように改正する。

第四条に次の一項を加える。

3 前項の場合において、定款又は資産流動化計画が電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他の人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるもの)をいう。以下この項において同じ。をもちて作成されているときは、書面に代えて電磁的記録(内閣府令で定めるものに限る。)を添付することができ。

第五条第一項中「記載し」の下に「又は記録し」を加え、同条に次の一項を加える。

3 資産流動化計画は、電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他の人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものとして内閣府令で定めるもの)をいう。以下同じ。をもちて作成することができ。

第六条中「総理府令」を「内閣府令」に改め、「記載し」の下に「又は記録し」を加え、同条に次の一項を加える。

2 第五条第三項の規定は、資産流動化実施計画について準用する。

第八条第一項中「金融再生委員会」を「内閣総

第一類第三号 法務委員会議録第五号(その二)

理大臣」に改め、「記載」の下に「又は記録」を加える。

第九条第八項を同条第九項とし、同条第七項を同条第八項とし、同条第六項の次に次の一項を加える。

7 第四条第三項の規定は、前項の変更後の資産流動化計画について準用する。

第十一条第三項中「第四条第二項及び」の下に「第三項並びに」を加える。

第十七条第二項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2 この法律の規定において商法の規定を準用する場合には、同法の規定中「電磁的記録」とあるのは「電磁的記録(特定目的会社による特定資産の流動化に関する法律(平成十年法律第百五号)第五条第三項に規定スル電磁的記録ヲ謂フ)と、「電磁的方法」とあるのは「電磁的方法(特定目的会社による特定資産の流動化に関する法律第二十九条第四項に規定スル電磁的方法ヲ謂フ)と、「法務省令」とあるのは「内閣府令」と読み替へるものとする。

第十七条に次の一項を加える。

4 特定目的会社に係る商法第三十三条ノ二(会計帳簿及び貸借対照表の電磁的記録による作成)の適用については、同条中「法務省令」とあるのは、「内閣府令」とする。

第十八条第一項中「作成し」の下に「定款が書面をもちて作成されているときは」を加え、同条第二項中「記載し」の下に「又は記録し」を加え、同項第九号中「記載」の下に「又は記録」を加え、同条第三項中「記載し」の下に「又は記録」を加え、同条第四項中「第百六十六条第三項」を「第百六十六条第五項」に改め、同項を同条第六項とし、同条第三項の次に次の二項を加える。

4 第五条第三項の規定は、定款について準用する。

5 前項の規定により定款が電磁的記録をもちて作成されている場合における当該電磁的記

録に記載された情報については、内閣府令で定める署名に代わる措置を執らなければならない。

第十九条第一項中「記載された」を「記載し、又は記録された」に改める。

第二十二條第二項中「(平成十年法律第百五号)を削る。

第二十四條第二項に次の一号を加える。

七 第九十五條第六項又は第九十九條第五項の取締役の決定があつたときは、これらの項に規定する事項の提供を受けるために必要な事項であつて内閣府令で定めるもの

第二十五條中「株式申込証」の下に「ノ用紙を加える。

第二十九條第七項を同条第九項とし、同条第六項中「第二百四條ノ二第三項後段及び第四項後段」を「第二百四條ノ二第五項後段、第六項及び第七項後段に、第二百四條ノ三第一項から第三項を第二百四條ノ三第一項から第五項に、第二百四條ノ二第三項後段中を「第二百四條ノ二第五項後段中」に改め、「第二百九條第三項ノ特定社員」との下に「同条第六項中「第四項又ハ前項」とあるのは「特定目的会社による特定資産の流動化に関する法律第二十九條第八項ニ於テ準用スル商法第二百四條ノ二第五項後段」と、「株主」とあるのは「特定社員」と、「此等ノ書面」とあるのは「同項後段ノ書面」とを、

「同条第二項中」の下に「前条第二項」とあるのは「特定目的会社による特定資産の流動化に関する法律第二十九條第四項中「前条第二項」とあるのは「特定目的会社による特定資産の流動化に関する法律第二十九條第四項」とを加え、同項を同条第八項とし、同条第五項を同条第七項とし、同条第四項中「第二百四條ノ二第二項及び第四項前段」を「第二百四條ノ二第四項、第六項及び第七項前段」に、「前項」を「第三項」に、「同条第二項中」を「同条第四項中「第一項」とあるのは「特定目的会社による

特定資産の流動化に関する法律第二十九條第三項」とに、「同条第四項前段中」を「同条第六項中「第四項又ハ前項」とあるのは「特定目的会社による特定資産の流動化に関する法律第二十九條第六項ニ於テ準用スル商法第二百四條ノ二第四項」と、「株主」とあるのは「特定社員」と、「此等ノ書面」とあるのは「同項ノ書面」と、同条第七項前段中「第四項」とあるのは「特定目的会社による特定資産の流動化に関する法律第二十九條第六項ニ於テ準用スル商法第二百四條ノ二第四項」とに改め、同項を同条第六項とし、同条第三項の次に次の二項を加える。

4 特定社員は、前項の書面による請求に代えて、政令で定めるところにより、特定目的会社の承諾を得て、当該書面に記載すべき事項を電磁的方法(電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であつて内閣府令で定めるもの)をいう。以下同じ。により提供することができる。この場合において、当該特定社員は、同項の書面による請求をしたものとみなす。

5 特定社員が第五十二條第二項(第五十三條第四項において準用する場合を含む)の承諾をした者である場合においては、特定目的会社は、当該承諾に係る社員総会の会日の属する営業年度の決算期に関する定時社員総会の終結までの間は、正当な事由がなければ、前項の承諾をすることを拒んではならない。

第三十條中「記載し」の下に「又は記録し」を加える。

第三十一條第三項中「記載し」の下に「又は記録し」を加え、同条第四項中「記載」の下に「又は記録」を加える。

第三十二條中「特定社員名簿には」を「特定目的会社は、特定社員名簿を作成し、これに」に改め、「記載し」の下に「又は記録し」を加え、同条に次の一項を加える。

2 第五条第三項の規定は、特定社員名簿について準用する。

平成十三年十月二十六日

第三十六条中「第二百二十四条第一項」の下に「及び第二項」を加え、「同条第三項」を「同条第四項」に改める。

第三十七条第一項中「記載し」の下に「、又は記録し」を加える。

第三十八条第一項中「優先出資申込証」の下に「の用紙」を、「署名し」の下に「て、優先出資申込証を作成し」を加え、同条第二項中「優先出資申込証」の下に「の用紙」を加え、同項第五号から同項第七号までの規定中「記載し」の下に「、又は記録し」を加え、同条第三項中「取締役は、優先出資申込証」の下に「用紙の優先出資の申込者に対する」を、「ただし、優先出資申込証」の下に「の用紙」を加え、同条第六項を同条第十一項とし、同条第五項を同条第十項とし、同条第四項中「記載し」の下に「、又は記録し」を加え、同項を同条第八項とし、同項の次に次の一項を加える。

9 取締役は、前項の規定による資産流動化計画の謄本又は抄本の交付に代えて、政令で定めるところにより、当該優先出資の申込者の承諾を得て、当該資産流動化計画の謄本又は抄本に記載すべき事項を電磁的方法により提供することができる。この場合において、当該取締役は、当該資産流動化計画の謄本又は抄本を交付したものとみなす。

第三十八条第三項の次に次の四項を加える。

4 取締役は、優先出資申込証の用紙の優先出資の申込者に対する交付に代えて、政令で定めるところにより、当該優先出資の申込者の承諾を得て、当該優先出資申込証の用紙の内容である事項を電磁的方法により提供することができる。この場合において、当該取締役は、当該優先出資申込証の用紙を当該優先出資の申込者に交付したものとみなす。

5 前項の場合において、取締役は、第三項の書面に記載すべき事項を前項の優先出資申込証の用紙に記載すべき事項とともに電磁的方法により提供することができる。この場合に

おいては、前項後段の規定を準用する。

6 優先出資の申込者は、政令で定めるところにより、取締役の承諾を得て、優先出資申込証の用紙の内容である事項を記録した電磁的記録に優先出資申込証に記載すべき事項を記録して作成した電磁的記録の作成をもって、優先出資申込証の作成に代えることができる。この場合において、当該優先出資申込証に代えて作成した電磁的記録は、これを当該優先出資申込証とみなす。

7 第十八条第五項の規定は、前項の規定により優先出資申込証とみなされる電磁的記録に記録された情報について準用する。

第三十九条第三項中「又は」を「若しくは」に改め、「優先出資申込証」の下に「の用紙又は同条第五項若しくは第四項の電磁的方法が行われる場合に当該電磁的方法により作成される電磁的記録」を、「記載し」の下に「、又は記録し」を加え、同条第四項中「株式申込証」及び「優先出資申込証」の下に「の用紙」を加える。

第四十二条第一項中「記載し」の下に「、又は記録し」を加える。

第四十四条第一項中「優先出資社員名簿」の下に「を作成し、これを、「記載し」の下に「、又は記録し」を加え、同条第二項中「第二百二十四条第一項」の下に「及び第二項」を加え、「同条第三項」を「同条第四項」に改め、同条第二項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2 第五条第三項の規定は、優先出資社員名簿について準用する。

第四十七条中「又は定款を削り、同条にただし書として次のように加える。

ただし、定款に別段の定めがあるときは、この限りでない。

第五十二条第一項中「対して、」の下に「書面をもって」を加え、同条第二項中「前項」を「第一項に、「同項」を「前二項」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2 社員総会を招集する者は、前項の書面による通知の発出に代えて、政令で定めるところにより、特定社員の承諾を得て、電磁的方法により通知を発することができ。この場合において、当該社員総会を招集する者は、同項の書面による通知を発したものとみなす。

第五十三条第一項中「対して、」の下に「書面をもって」を加え、同条第二項中「記載し」の下に「、又は記録し」を加え、同条第四項中「商法特例法を「前条第二項及び商法特例法」に、「招集通知への参考書類の添付」を「招集の通知に際しての参考書類の交付等」に改め、「招集の」を削り、「同条中「株主の」とあるのは「優先出資社員」と、「法務省令」とあるのは「内閣府令」を「前条第二項中「前項」とあるのは「第五十三条第一項」と、「特定社員」とあるのは「社員」と、商法特例法第二十一条の二第一項中「議決権を有する株主の数が千人以上の会社にあつては、株主総会」とあるのは「特定目的会社による特定資産の流動化に関する法律第五十三条第一項の社員総会」と、「法務省令」とあるのは「内閣府令」と、同条第二項中「商法第二百三十二条第二項」とあるのは「特定目的会社による特定資産の流動化に関する法律第五十二条第二項(同法第五十三条第四項において準用する場合を含む。）」と、「株主に」とあるのは「社員」と、「株主総会」とあるのは「社員総会」と、「株主の」とあるのは「社員」とに改める。

第五十四条第三項中「商法第二百三十七条第二項」を「第二十九条第四項及び第五項の規定は前二項の書面による請求について、商法第二百三十七条第三項に、「同条第三項」を「同条第四項」に、「同条第二項」を「同条第三項」に、「同法第二百三十七条第二項中「株主」とあるのは、「特定社員又は優先出資社員」を「第二十九条第四項及び第五項中「特定社員」とあるのは「第一項の特定社員又は第二項の優先出資社員」と、同法第二百三十七条第三項中「株主」とあるのは「特定目的会社による特定資産の流動化に関する法律第五十四条第一項ノ特定社員又ハ第二項ノ優先出資社員」に改める。

第五十六条第二項中「記載」の下に「し、又は記録」を加え、同条に次の一項を加える。

4 第二十九条第四項及び第五項の規定は、第一項又は第二項の書面による請求について準用する。この場合において、同条第四項及び第五項中「特定社員」とあるのは、「第一項又は第二項の特定社員又は優先出資社員」と読み替えるものとする。

第五十八条の次に次の一条を加える。

(特定社員の書面による議決権の行使)

第五十八条の二 特定目的会社は、社員総会の決議をもって、社員総会に出席しない特定社員が書面をもって議決権を行使することができる旨を定めることができる。この場合においては、第五十二条第一項又は第五十三条第一項の通知には、その旨を記載し、又は記録しなければならない。

2 商法第二百三十九条ノ二第二項から第八項までの規定は、前項の定めをした特定目的会社の社員総会について準用する。この場合において、同法第二百三十九条ノ二第二項及び第四項中「第二百三十二条」とあるのは「特定目的会社による特定資産の流動化に関する法律第五十二条第一項又ハ第二項」と、同条第三項中「第二百三十二条第二項」とあるのは「特定目的会社による特定資産の流動化に関する法律第五十二条第二項(同法第五十三条第四項ニ於テ準用スル場合ヲ含ム。）」と、同条第三項、第四項及び第六項中「株主」とあるのは「特定社員」と、同条第八項において準用する同法第二百三十九条第七項(第二号を除く。中「株主」とあるのは「社員」と読み替えるものとする。

3 第一項の決議については、第四十七条ただし書の規定は、適用しない。

「特定目的会社による特定資産の流動化に関する法律第五十四条第一項ノ特定社員又ハ第二項ノ優先出資社員」に改める。

第五十六条第二項中「記載」の下に「し、又は記録」を加え、同条に次の一項を加える。

4 第二十九条第四項及び第五項の規定は、第一項又は第二項の書面による請求について準用する。この場合において、同条第四項及び第五項中「特定社員」とあるのは、「第一項又は第二項の特定社員又は優先出資社員」と読み替えるものとする。

第五十八条の次に次の一条を加える。

(特定社員の書面による議決権の行使)

第五十八条の二 特定目的会社は、社員総会の決議をもって、社員総会に出席しない特定社員が書面をもって議決権を行使することができる旨を定めることができる。この場合においては、第五十二条第一項又は第五十三条第一項の通知には、その旨を記載し、又は記録しなければならない。

2 商法第二百三十九条ノ二第二項から第八項までの規定は、前項の定めをした特定目的会社の社員総会について準用する。この場合において、同法第二百三十九条ノ二第二項及び第四項中「第二百三十二条」とあるのは「特定目的会社による特定資産の流動化に関する法律第五十二条第一項又ハ第二項」と、同条第三項中「第二百三十二条第二項」とあるのは「特定目的会社による特定資産の流動化に関する法律第五十二条第二項(同法第五十三条第四項ニ於テ準用スル場合ヲ含ム。）」と、同条第三項、第四項及び第六項中「株主」とあるのは「特定社員」と、同条第八項において準用する同法第二百三十九条第七項(第二号を除く。中「株主」とあるのは「社員」と読み替えるものとする。

3 第一項の決議については、第四十七条ただし書の規定は、適用しない。

第五十九条の見出しを「優先出資社員の書面

による議決権の行使等」に改め、同条第一項中「社員総会の議決権事項について議決権を有する優先出資社員の数が千人以上である場合には、当該を削り、「当該有議決権事項」を「有議決権事項」に改め、同条第二項中「第二百三十九条ノ二」を「第二百三十九条ノ四」に改め、「第二十一条の三第三項中」の下に「前項の会社にあつては」とあるのは「特定目的会社は」と、を加え、「社員総会」を「特定目的会社による特定資産の流動化に関する法律第五十三条第一項の社員総会」に、「第二百三十九条第五項」を「第二百三十九条第六項」に、「同条第六項中」を「同条第七項(第二号を除く。中)に」、「商法第二百三十九条ノ二第二項」を「同法第二百三十九条ノ四第二項において準用する同法第二百四十四条ノ二第三項中「株主総会」とあるのは「社員総会」と、「定時総会」とあるのは「定時社員総会」と、同法第二百三十九条ノ四第三項」に改め、「とする」の下に「ほか、必要な技術的読替えは、政令で定める」を加え、同条の次に次の一条を加える。

（電磁的方法による議決権の行使）
第五十九条の二 特定目的会社は、社員総会の決議をもって、社員総会に出席しない社員が電磁的方法により議決権（優先出資社員にあっては、有議決権事項に係る議決権）を行使することができる旨を定めることができる。この場合においては、第五十八条の二第二項後段の規定を準用する。

（定款、社員名簿等の公示）
第七十条 取締役は、次の各号に掲げる資料（第三号の複本の作成に代えて電磁的記録の作成がされている場合における当該電磁的記録を含む。）を当該各号に定める場所に備え置かなければならない。
一 定款 本店及び支店
二 特定社員名簿、優先出資社員名簿及び特定社債原簿 本店（名義書換代理人を置いた場合には、前号に掲げる資料を本店に備え置いたときに限る。） 名義書換代理人の営業所
三 優先出資社員名簿及び特定社債原簿の複本（名義書換代理人を置いた場合には、前号に掲げる資料を本店に備え置いたときに限る。） 名義書換代理人の営業所
四 社員及び特定目的会社の債権者は、当該特定目的会社の営業時間内においていつでも、次に掲げる請求をすることができる。ただし、第二号又は第四号の請求をするには、特定目的会社の定めた費用を支払わなければならない。
一 定款が書面をもって作成されているときは、当該書面の閲覧の請求
二 前号の書面の謄本又は抄本の請求
三 定款が電磁的記録をもって作成されているときは、当該電磁的記録に記録された事項を内閣府令で定める方法により表示したものの閲覧の請求
四 前号の電磁的記録に記録された事項を電磁的方法であつて内閣府令で定めるものにより提供することの請求又は当該事項を記載した書面の交付の請求
五 社員及び特定目的会社の債権者は、当該特定目的会社の営業時間内においていつでも、次に掲げる請求をすることができる。
一 特定社員名簿、優先出資社員名簿若しくは特定社債原簿が書面をもって作成されている場合における当該書面又は優先出資社員名簿若しくは特定社債原簿の複本の閲覧

する法律第五十二条第二項（同法第五十三条第四項ニ於テ準用スル場合ヲ含ム。）と、「株主」とあるのは「社員」と、同法第二百三十九条ノ三第三項及び第四項中「第二百三十二条第二項」とあるのは「特定目的会社による特定資産の流動化に関する法律第五十二条第二項（同法第五十三条第四項ニ於テ準用スル場合ヲ含ム。）と、同条第三項及び第四項並びに同条第六項において準用する同法第二百三十九条ノ二第六項中「株主」とあるのは「社員」と、同法第二百三十九条ノ三第七項において準用する同法第二百三十九条第七項(第一号を除く。中)「株主」とあるのは「社員」と読み替えるものとする。
第六十一条第一項中「記載し」の下に「又は記録し」を加え、同条第三項中「報告書」を「報告」に改め、「証明書」を「証明を記載し、又は記録した資料」に改める。
第六十二条中「第二百三十九条第二項から第六項」を「第二百三十九条第二項から第七項」に、「第二百三十七条ノ三並びに第二百三十九条第二項、第四項及び第六項中「株主」とあるのは「社員」とを「第二百三十七条ノ三第一項及び第二項中「株主」とあるのは「社員」と、同条第三項において準用する同法第二百四十四条ノ二第二項及び第三項中「株主」とあるのは「社員」と、同項中「定時総会」とあるのは「定時社員総会」と、同法第二百三十九条第二項、第五項及び第七項中「株主」とあるのは「社員」と、同条第三項において準用する同法第二百三十九条第三項中「株式ノ転換ヲ請求スル者」とあるのは「社員又ハ代理人」と、同法第二百三十九条第三項において準用する同法第二百四十四条ノ二第三項中「株主」とあるのは「社員」と、「定時総会」とあるのは「定時社員総会」とに、「同法第二百四十四条第四項において準用する同法第二百六十三条第二項中「株主」とあるのは「社員」と、同法第二百四十四条第四項中「前項ニ掲グル書類」を、同条第四項ノ規定ハ子会社ノ前項ニ掲グル書類（子

2 商法第二百三十九条ノ二第二項及び第三項並びに同法第二百三十九条ノ三第三項から第七項までの規定は、前項の定めをした特定目的会社の社員総会について準用する。この場合において、同法第二百三十九条ノ二第二項中「第二百三十一条」とあるのは「特定目的会社による特定資産の流動化に関する法律第五十二条第一項又ハ第二項」と、「書面ヲ以テ為ス」とあるのは「電磁的方法ニ依ル」と、同条第三項中「第二百三十二条第二項」とあるのは「特定目的会社による特定資産の流動化に関する法律第五十二条第二項」に改め、同条第一項中「当該有議決権事項」を「有議決権事項」に改め、同条第二項中「第二百三十九条ノ二」を「第二百三十九条ノ四」に改め、「第二十一条の三第三項中」の下に「前項の会社にあつては」とあるのは「特定目的会社は」と、を加え、「社員総会」を「特定目的会社による特定資産の流動化に関する法律第五十三条第一項の社員総会」に、「第二百三十九条第五項」を「第二百三十九条第六項」に、「同条第六項中」を「同条第七項(第二号を除く。中)に」、「商法第二百三十九条ノ二第二項」を「同法第二百三十九条ノ四第二項において準用する同法第二百四十四条ノ二第三項中「株主総会」とあるのは「社員総会」と、「定時総会」とあるのは「定時社員総会」と、同法第二百三十九条ノ四第三項」に改め、「とする」の下に「ほか、必要な技術的読替えは、政令で定める」を加え、同条の次に次の一条を加える。

（電磁的方法による議決権の行使）
第五十九条の二 特定目的会社は、社員総会の決議をもって、社員総会に出席しない社員が電磁的方法により議決権（優先出資社員にあっては、有議決権事項に係る議決権）を行使することができる旨を定めることができる。この場合においては、第五十八条の二第二項後段の規定を準用する。

（定款、社員名簿等の公示）
第七十条 取締役は、次の各号に掲げる資料（第三号の複本の作成に代えて電磁的記録の作成がされている場合における当該電磁的記録を含む。）を当該各号に定める場所に備え置かなければならない。
一 定款 本店及び支店
二 特定社員名簿、優先出資社員名簿及び特定社債原簿 本店（名義書換代理人を置いた場合には、前号に掲げる資料を本店に備え置いたときに限る。） 名義書換代理人の営業所
三 優先出資社員名簿及び特定社債原簿の複本（名義書換代理人を置いた場合には、前号に掲げる資料を本店に備え置いたときに限る。） 名義書換代理人の営業所
四 社員及び特定目的会社の債権者は、当該特定目的会社の営業時間内においていつでも、次に掲げる請求をすることができる。ただし、第二号又は第四号の請求をするには、特定目的会社の定めた費用を支払わなければならない。
一 定款が書面をもって作成されているときは、当該書面の閲覧の請求
二 前号の書面の謄本又は抄本の請求
三 定款が電磁的記録をもって作成されているときは、当該電磁的記録に記録された事項を内閣府令で定める方法により表示したものの閲覧の請求
四 前号の電磁的記録に記録された事項を電磁的方法であつて内閣府令で定めるものにより提供することの請求又は当該事項を記載した書面の交付の請求
五 社員及び特定目的会社の債権者は、当該特定目的会社の営業時間内においていつでも、次に掲げる請求をすることができる。
一 特定社員名簿、優先出資社員名簿若しくは特定社債原簿が書面をもって作成されている場合における当該書面又は優先出資社員名簿若しくは特定社債原簿の複本の閲覧

する法律第五十二条第二項（同法第五十三条第四項ニ於テ準用スル場合ヲ含ム。）と、「株主」とあるのは「社員」と、同法第二百三十九条ノ三第三項及び第四項中「第二百三十二条第二項」とあるのは「特定目的会社による特定資産の流動化に関する法律第五十二条第二項（同法第五十三条第四項ニ於テ準用スル場合ヲ含ム。）と、同条第三項及び第四項並びに同条第六項において準用する同法第二百三十九条ノ二第六項中「株主」とあるのは「社員」と、同法第二百三十九条ノ三第七項において準用する同法第二百三十九条第七項(第一号を除く。中)「株主」とあるのは「社員」と読み替えるものとする。
第六十一条第一項中「記載し」の下に「又は記録し」を加え、同条第三項中「報告書」を「報告」に改め、「証明書」を「証明を記載し、又は記録した資料」に改める。
第六十二条中「第二百三十九条第二項から第六項」を「第二百三十九条第二項から第七項」に、「第二百三十七条ノ三並びに第二百三十九条第二項、第四項及び第六項中「株主」とあるのは「社員」とを「第二百三十七条ノ三第一項及び第二項中「株主」とあるのは「社員」と、同条第三項において準用する同法第二百四十四条ノ二第二項及び第三項中「株主」とあるのは「社員」と、同項中「定時総会」とあるのは「定時社員総会」と、同法第二百三十九条第二項、第五項及び第七項中「株主」とあるのは「社員」と、同条第三項において準用する同法第二百三十九条第三項中「株式ノ転換ヲ請求スル者」とあるのは「社員又ハ代理人」と、同法第二百三十九条第三項において準用する同法第二百四十四条ノ二第三項中「株主」とあるのは「社員」と、「定時総会」とあるのは「定時社員総会」とに、「同法第二百四十四条第四項において準用する同法第二百六十三条第二項中「株主」とあるのは「社員」と、同法第二百四十四条第四項中「前項ニ掲グル書類」を、同条第四項ノ規定ハ子会社ノ前項ニ掲グル書類（子

又は謄写の請求

二 特定社員名簿、優先出資社員名簿若しくは特定社債原簿が電磁的記録をもって作成されている場合又は優先出資社員名簿若しくは特定社債原簿の複本の作成に代えて電磁的記録の作成がされている場合における当該電磁的記録に記録された事項を内閣府令で定める方法により表示したものの第一項第二号又は第三号に定める場所における閲覧又は謄写の請求

第七十四条第二項中「優先出資申込証、特定社債申込証、目論見書若しくは第八十五条第一項の書類に記載すべき重要な事項について虚偽の記載」を「優先出資申込証の用紙、特定社債申込証の用紙若しくは目論見書若しくはこれらの書類の作成に代えて電磁的記録の作成がされている場合における当該電磁的記録若しくは第八十五条第一項に掲げる資料に記載し、若しくは記録すべき重要な事項について虚偽の記載若しくは記録」に改め、「若しくは公告」の下に「(第九十五条第六項又は第九十九条第五項に規定する措置を含む。以下この項において同じ。)」を、「その記載」の下に「若しくは記録を加える。」

第七十五条第二項中「第二百六十七条第二項から第六項まで」を「第二百六十七条第二項から第七項まで」に改め、「ノ請求」を削り、「前項ノ株主」とあるのは「同項ノ社員」と、同条第三項中「前二項」とあるのは「特定目的会社による特定資産の流動化に関する法律第七十五条第一項及同条第二項ニ於テ準用スル前項」と、「第一項ノ株主」とあるのは「同条第一項ノ社員」と、同法第二百六十七条第五項、を「同条第二項において準用する同法第二百六十七条第二項及び第三項中「株主」とあるのは「社員」と、同項中「株主総会」とあるのは「社員総会」と、「定時総会」とあるのは「定時社員総会」と、同法第二百六十七条第三項中「第一項」とあるのは「特定目的会社による特定資産の流動化に関する法律第七十五条第一項」と、「株主」とあるのは「社員」と

と、同条第四項中「前三項」とあるのは「特定目的会社による特定資産の流動化に関する法律第七十五条第一項及同条第二項ニ於テ準用スル前二項」と、「第一項ノ株主」とあるのは「同条第一項ノ特定社員又は優先出資社員」と、同法第二百六十七条第六項、に改め、「とする」の下に「ほか、必要な技術的読替えは、政令で定める」を加える。

第八十四条第三項中「第七十五条第一項」の下に「と」、同条第二項ニ於テ準用スル第二百四十二条第二項」とあるのは「同条第二項ニ於テ準用スル商法第二百六十七条第二項ニ於テ準用スル第二百四十二条第二項」を加える。

第八十五条第一項中「書類」を「資料」に改め、同条第五項中「の書類」を「に掲げる資料」に改め、「記載」の下に又は記録の」を加え、「総理府令」を「内閣府令」に改め、同項を同条第七項とし、同条第四項中「第二項」を「第四項」に改め、同項を同条第六項とし、同条第三項中「の書類」を「に掲げる資料」に改め、同項を同条第五項とし、同条第二項中「前項の書類」を「第一項に掲げる資料」に改め、「定款に記載し」の下に「又は記録し」を加え、「同項の書類」を「同項に掲げる資料」に改め、同項を同条第四項とし、同条第一項の次に次の二項を加える。

2 第五条第三項の規定は、前項第一号又は第四号に掲げる資料について準用する。

3 第一項第二号若しくは第三号に掲げる書類又は同項の附属明細書については、これらの書類に記載すべき事項を記録した電磁的記録の作成をもって、これらの書類の作成に代えることができる。この場合において、当該電磁的記録はこれらの書類と、当該電磁的記録の記録はこれらの書類の記載とみなす。

第八十七条第二項第一号中「の書類」を「に掲げる資料」に改め、同項第二号中「記載し」の下に「又は記録し」を加える。

第九十条第一項中「第八十五条第二項」を「第八十五条第四項」に改める。

第九十一条第一項中「特定目的会社の会計の帳簿及び書類の閲覧若しくは謄写」を「次に掲げる閲覧又は謄写」に改め、同項に次の各号を加える。

一 特定目的会社の会計の帳簿及び資料が書面をもって作成されているときは、当該書面の閲覧又は謄写

二 特定目的会社の会計の帳簿及び資料が電磁的記録をもって作成されているときは、当該電磁的記録に記録された事項を内閣府令で定める方法により表示したものの本店における閲覧又は謄写

第九十三条第一項中「書類」を「資料」に改め、同条第二項中「書類」を「規定により第八十五条第一項各号に掲げる資料」に改め、同条第九項を同条第十三項とし、同条第八項中「第三項及び第六項」を「第五項及び第九項」に、「総理府令」を「内閣府令」に改め、同項を同条第十二項とし、同条第七項を同条第十項とし、同項の次に次の一項を加える。

11 第八十五条第三項の規定は第九項の監査報告書の作成について、第三項及び第四項の規定はその提出又はその謄本の送付について、それぞれ準用する。この場合において、第三項及び第四項中「取締役」とあるのは「監査役」と、同項中「監査役又は会計監査人」とあるのは「取締役又は会計監査人」と読み替えるものとする。

第九十三条第六項中「第三項」を「第五項」に改め、同項を同条第九項とし、同条第五項中「第三項」を「第五項」に改め、同項を同条第七項とし、同項の次に次の一項を加える。

8 第八十五条第三項の規定は第五項の監査報告書の作成について、第三項及び第四項の規定はその提出について、それぞれ準用する。

この場合において、第三項及び第四項中「取締役」とあるのは「会計監査人」と、同項中「監査役又は会計監査人」とあるのは「監査役又は取締役」と読み替えるものとする。

第九十三条第四項第二号中「記載すべき」を「記載し、若しくは記録すべき」に改め、「に」をつけて記載及び「の記載」の下に「若しくは記録」を加え、同項第八号中「営業報告書の記載の下に」若しくは記録」を加え、同項を同条第六項とし、同条第三項中「書類」を「資料」に改め、同項を同条第五項とし、同条第二項の次に次の二項を加える。

3 前二項の場合において、第八十五条第一項第一号若しくは第四号に掲げる資料が電磁的記録をもって作成されているとき、又は同項第二号若しくは第三号に掲げる書類若しくは同項の附属明細書について書面の作成に代えて電磁的記録の作成がされているときは、取締役は、これらの電磁的記録に記録された事項を電磁的方法により提供することができる。この場合において、当該取締役は、前二項の規定により同条第一項各号に掲げる資料又は同項の附属明細書を提出したものとみなす。

4 第八十五条第一項第一号若しくは第四号に掲げる資料が電磁的記録をもって作成されている場合、又は同項第二号若しくは第三号に掲げる書類若しくは同項の附属明細書について書面の作成に代えて電磁的記録の作成がされている場合において、監査役又は会計監査人の請求があったときは、取締役は、前三項の規定にかかわらず、これらの電磁的記録に記録された事項を記載した書面を当該監査役又は会計監査人に交付しなければならない。この場合においては、前項後段の規定を準用する。

第九十四条第一項中「第八十五条第一項の書類」を「第八十五条第一項に掲げる資料」に、「前条第三項及び第六項」を「前条第五項及び第九項」に、「書類の謄本」を「謄本(電磁的記録の作成がされている場合における当該電磁的記録を含む。)」に改める。

第九十五条第一項中「書類」を「資料」に改め、

同条第二項中「通知には」を「通知に際しては」に、「書類」を「資料」に、「第九十三条第三項及び第六項」を「第九十三条第五項及び第九項」に、「謄本を添付し」を「写しを交付し」に改め、同条第五項中「前項」を「第五項」に改め、「記載」の下に「又は記録の」を加え、「総理府令」を「内閣府令」に改め、同項を同条第七項とし、同条第四項中「書類」を「資料」に改め、同項に次のただし書を加える。

ただし、次項の決定をした会計監査人存置会社においては、この限りでない。

第九十五条第四項を同条第五項とし、同項の次に次の一項を加える。

6 会計監査人存置会社は、取締役の決定（取締役が数人あるときは、その過半数をもってする決定）をもって、当該会計監査人存置会社が第一項の承認を得、又は第四項後段の報告をした後遅滞なく、第八十五条第一項第一号及び第二号に掲げる資料に記載され又は記録された事項を、電磁的方法であつて内閣府令で定めるものにより、その承認を得、又はその報告をした日後五年を経過する日まで、不特定多数の者がその提供を受けることができる状態に置く措置を執ることが出来る。

第九十五条第三項中「第九十三条第四項第三号」を「第九十三条第六項第三号」に、「書類」を「資料」に改め、同項を同条第四項とし、同条第二項の次に次の一項を加える。

3 第九十三条第三項及び第四項の規定は、前項の資料及び監査報告書の写しの交付について準用する。この場合において、同条第四項中「監査役又は会計監査人」とあるのは、「社員」と読み替へるものとする。

第九十七条第一項中「書類」を「資料」に改め、同条第四項を同条第五項とし、同条第三項中「書類」を「資料」に改め、同項を同条第四項とし、同条第二項の次に次の一項を加える。

3 第九十三条第三項及び第四項の規定は、第

八十五条第一項各号に掲げる資料及び前項の附属明細書の提出について準用する。この場合において、同条第四項中「監査役又は会計監査人」とあるのは、「監査役」と読み替へるものとする。

第九十七条に次の一項を加える。

6 第八十五条第三項の規定は第四項の監査報告書の作成について、第九十三条第三項及び第四項の規定は第四項の監査報告書の提出について、それぞれ準用する。この場合において、第九十三条第三項及び第四項中「取締役」とあるのは「監査役」と、同項中「監査役又は会計監査人」とあるのは「取締役」と読み替へるものとする。

第九十九条第一項中「書類」を「資料」に改め、同条第二項中「通知には」を「通知に際しては」に、「書類」を「資料」に、「第九十七条第三項」を「第九十七条第四項」に、「謄本を添付し」を「写しを交付し」に改め、同条第四項中「前項」を「第四項」に改め、「記載」の下に「又は記録の」を加え、「総理府令」を「内閣府令」に改め、同項を同条第六項とし、同条第三項に次のただし書を加える。

ただし、次項の決定をした特定目的会社においては、この限りでない。

第九十九条第三項を同条第四項とし、同項の次に次の一項を加える。

5 会計監査人存置会社以外の特定目的会社は、取締役の決定（取締役が数人あるときは、その過半数をもってする決定）をもって、当該特定目的会社が第一項の承認を得た後遅滞なく、貸借対照表に記載され又は記録された事項を、電磁的方法であつて内閣府令で定めるものにより、同項の承認を得た日後五年を経過する日まで、不特定多数の者がその提供を受けることができる状態に置く措置を執ることが出来る。

第九十九条第二項の次に次の一項を加える。

3 第九十五条第三項の規定は、前項の場合に

ついて準用する。

第百零二条第二項中「記載すべき」を「記録し、又は記録すべき」に改める。

第百零一条第三項中「記載し」の下に「、又は記録し」を加える。

第百零四条第一項中「当該特定目的会社の会計の帳簿及び書類の閲覧又は謄写を求め」を「次に掲げる請求をする」に改め、同項に次の各号を加える。

一 会計の帳簿及び資料が書面をもって作成されているときは、当該書面の閲覧又は謄写の請求

二 会計の帳簿及び資料が電磁的記録をもって作成されているときは、当該電磁的記録に記載された事項を内閣府令で定める方法により表示したものの本店における閲覧又は謄写の請求

第百零四条第三項中「商法第二百九十三条ノ七」を「第二百九十九条第四項及び第五項の規定は前項の書面による請求について、商法第二百九十三

条ノ七に改め、「ついで」の下に「、それぞれ」を、「この場合において」の下に「、第二十九

条第四項及び第五項中「特定社員」とあるのは「第百零四条第一項の特定社員又は優先出資社員」とを加え、「同条第一号」を「同法第二百九十三

条ノ七第一号、第三号及び第四号」に改め、「若ハ会社」との下に「、第三号及び第四号中「前条第一項」とあるのは「特定目的会社による特定資産の流動化に関する法律第百零四条」とを加える。

第百零七条中「第二百八十六條ノ四から」を「第二百八十六條ノ四第一項、第二百八十六條ノ五から」に、「同法第二百八十六條ノ四」を「同法第

二百八十六條ノ四第一項」に改める。

第百零八条中「記載し」の下に「、又は記録し」を加える。

第百十条第一項中「特定社債申込証」の下に「の用紙」を、「署名し」の下に「て、特定社債申込証を作成し」を加え、同条第二項中「特定社債申込証」の下に「の用紙」を加え、同項第十二号

及び第十五号中「定款に記載し」の下に「、又は記録し」を加え、同項第十六号及び第十七号中「定款に記載し」の下に「、又は記録し」を加え、「総理府令」を「内閣府令」に改め、同条第三項中「特定社債申込証」の下に「の用紙」を加え、同条第五項中「定款に記載し」の下に「、又は記録し」を加え、同項の次に次の一項を加える。

6 第三十八条第四項の規定は特定社債申込証の用紙の交付について、同条第六項及び第七項の規定は特定社債申込証の作成について、同条第九項の規定は特定社債の応募者から資産流動化計画の謄本又は抄本の交付の求めがあった場合について、それぞれ準用する。この場合において、同条第四項及び第六項中「優先出資」とあるのは「特定社員」と、同条第九項中「前項」とあるのは「第百十条第五項」と読み替へるものとする。

第百一十三条第一項中「第二百二十四条第一項及び第二項」を「第二百二十四条第一項から第三項まで」に、「第三百七十七條第三号」を「第三百七十七條第一項第三号」に改め、「乃至第九号」との下に「、同法第三百七十七條第二項において準用する同法第三十三條ノ二中「法務省令」とあるのは「内閣府令」と、同法第三百二十條第四項において準用する同法第二百四條ノ二第三項中「定時総会」とあるのは「定時社員総会」と、同法第三百三十九條第四項において準用する同法第三十三條ノ二中「法務省令」とあるのは「内閣府令」とを加え、「読み替へるものとする」の下に「はか、必要な技術的読替えは、政令で定める」を加える。

第百一十七條第四項中「記載し」の下に「、又は記録し」を加える。

第百一十九條第二項中「第四項及び第五項」を「第五項及び第七項」に改める。

第百二十一條第六号中「記載する」を「記載し、又は記録する」に改める。

第百二十六條第三項に次のただし書を加える。

